

綾瀨市地域防災計画

[資料編]

綾瀨市防災会議

令和6年3月改正

目 次

1 関係機関等連絡先一覧

- 1-1 防災関係機関等連絡先 1-1-1

2 情報伝達

- 2-1 綾瀬市防災行政用無線局管理運用規程 2-1-1
2-2 綾瀬市防災行政用無線系統図 2-2-1
2-3 神奈川県防災行政無線系統図 2-3-1
2-4 防災行政用無線広報文例 2-4-1
2-5 水防管理団体水防実施状況報告書 2-5-1

3 救 援・救 護

- 3-1 飲料水兼用耐震性貯水槽設置場所及び給水資機材 3-1-1
3-2 災害救助法施行規則 3-2-1
3-3 災害救助法施行細則による救助の程度等 3-3-1
3-4 災害時における医療・医薬品に関する協定
綾瀬市医師会 3-4-1
大和綾瀬歯科医師会（旧 綾瀬市歯科医師会） 3-4-3
大和綾瀬薬剤師会（旧 綾瀬市薬剤師会） 3-4-5
3-5 災害拠点病院一覧 3-5-1
3-6 市内医療機関一覧 3-6-1
3-7 福祉避難所（要援護者）に関する協定
医療法人社団 慈広会（メイプル） 3-7-1
社会福祉法人 泉正会（泉正園） 3-7-2
社会福祉法人 道志会 3-7-3
社会福祉法人 唐池学園（つぼみ保育園） 3-7-4
社会福祉法人 唐池学園（吉岡保育園） 3-7-5
社会福祉法人 湘南児童福祉会（深谷保育園） 3-7-6
社会福祉法人 誠心福祉協会（おとぎ保育園） 3-7-7
社会福祉法人 聖音会（さがみ野ホーム） 3-7-8

	社会福祉法人 唐池学園 (貴志園)	3-7-9
	社会福祉法人 聖音会 (綾瀬ホーム)	3-7-10
	社会福祉法人 千寿会 (杜の郷)	3-7-11
	学校法人 生蘭学園 (さくらチャイルドセンター)	3-7-12
	社会福祉法人 泉正園 (綾瀬いずみ保育園)	3-7-13
	学校法人 明和学園 (ピッピことりこども園)	3-7-14
	社会福祉法人 足跡の会 (綾瀬ゆめっこ保育園)	3-7-15
3-8	自衛隊災害派遣要請マニュアル	3-8-1
3-9	激甚災害・局地激甚災害指定基準	3-9-1
3-10	災害の被害認定基準について	3-10-1
3-11	災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する綾瀬市と米海軍厚木航空施設司令部との覚書	3-11-1
3-12	災害ボランティアセンターの設置等に関する協定書	
	綾瀬市社会福祉協議会	3-12-1
	あやせ災害ボランティアネットワーク	3-12-1
3-13	災害時等における動物救護活動に関する協定書	
	相模獣医師会	3-13-1

4 避難・物資・資機材

4-1	避難所等一覧	
	一次避難所	4-1-1
	二次避難所	4-1-1
	広域避難場所	4-1-2
	一時避難場所	4-1-3
	福祉避難所	4-1-6
	地域避難所	4-1-7
	指定避難所	4-1-8
	指定緊急避難場所	4-1-9
	風水害時避難所	4-1-10
4-2	避難所想定区域及び想定避難者数一覧	4-2-1
4-3	避難所想定区域図	4-3-1
4-4	避難所運営マニュアル	4-4-1
4-5	防災倉庫設置場所一覧	4-5-1

4-6	各防災倉庫備蓄品	4-6-1
4-7	生活物資等調達に関する協定	
	綾瀬市商工会	4-7-1
	コープ神奈川・ユーコープ事業連合	4-7-4
	株式会社三和フードワン綾瀬店	4-7-7
	綾北商店会	4-7-9
	トステムビバ株式会社ビバホーム綾瀬店	4-7-11
	株式会社マキバハンディ綾瀬店	4-7-13
	株式会社三興段ボール	4-7-15
	サミット株式会社	4-7-18
	株式会社エイヴイ	4-7-20
	「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会	4-7-22
4-8	資機材等調達に関する協定	
	葬祭業協同組合	4-8-1
	株式会社ハマキョウレックス	4-8-5
	ヤマト運輸株式会社	4-8-9
	佐川急便株式会社	4-8-11
4-9	食料調達に関する協定	
	全農パールライス東日本株式会社神奈川支店	4-9-1
	さがみ農業協同組合	4-9-3
	ハーベスト株式会社	4-9-5
	横浜乳業株式会社	4-9-7
	株式会社明星フレッシュ	4-9-9
	秋本食品株式会社	4-9-11
	有限会社鐵サービス	4-9-13
	サントリーフーズ株式会社	4-9-15
	エンゼルフーズ株式会社	4-9-17
4-10	危険度判定士登録状況	4-10-1
4-11	情報交換に関する協定	
	国土交通省関東地方整備局	4-11-1
4-12	災害時における測量、調査等の応急対策業務に関する協定書	
	綾瀬市測量設計業協会	4-12-1
4-13	一次避難所に関する協定	

	綾瀬高校	4-13-1
	綾瀬西高校	4-13-2
4-14	地域避難所に関する協定	
	創価学会綾瀬平和会館	4-14-1
	宗教法人真宗大谷派礼正寺	4-14-3
	宗教法人 日蓮宗大法寺	4-14-4
	宗教法人 浄土宗蓮光寺	4-14-5
	宗教法人 曹洞宗龍洞院	4-14-6
	宗教法人 曹洞宗長泉寺	4-14-7
	宗教法人 浄土宗正福寺	4-14-8
	宗教法人 臨済宗建長寺派濟運寺	4-14-9
	宗教法人 曹洞宗報恩寺	4-14-10
	日本基督教団大塚平安教会	4-14-11
	春日幼稚園	4-14-12
	学校法人 明和学園（綾西幼稚園）	4-14-13
	学校法人 比留川学園（綾瀬中央幼稚園）	4-14-14
	学校法人 文伸学園（綾南幼稚園）	4-14-15
	綾瀬すぎの子幼稚園	4-14-16
	学校法人 大塚平安学園（ドレーパー記念幼稚園）	4-14-17
	学校法人 橘川学園（綾瀬ゆたか幼稚園）	4-14-18
	学校法人 生蘭学園（綾瀬幼稚園）	4-14-19
	学校法人 生蘭学園（生蘭高等専修学校）	4-14-20
	学校法人 湘央学園（湘央医学技術専門学校・ 湘央生命科学技術専門学校）	4-14-21
4-15	災害時における放送等に関する協定	
	株式会社ジェイコムイースト	4-15-1
	海老名エフエム放送株式会社	4-15-3
4-16	避難場所案内広告付電柱看板に関する協定	
	東電タウンプランニング株式会社神奈川総支社	4-16-1
4-17	災害時等における応急対策資機材の供給に関する協定	
	株式会社アクティオ	4-17-1
4-18	災害時等における地図製品等の供給等に関する協定書	

	株式会社ゼンリン	4-18-1
4-19	災害時提供施設(車両避難場所)に関する協定	
	日立キャピタルコミュニティ株式会社	4-19-1
4-20	温浴施設利用に関する協定	
	東京建物リゾート株式会社	4-20-1
4-21	災害時提供施設(緊急避難等)に関する協定	
	株式会社メイコー	4-21-1
	トピー工業株式会社	4-21-3
	スピードファム株式会社	4-21-5
	横浜森永乳業株式会社	4-21-7
4-22	情報発信等に関する協定	4-22-1
4-23	要配慮者利用施設一覧	4-23-1

5 緊急輸送

5-1	綾瀬市における緊急輸送道路一覧	5-1-1
5-2	災害時における自動車輸送の協力に関する協定書	
	神奈川県トラック協会	5-2-1
	株式会社ユタカトラベル	5-2-2
	有限会社つゆきタクシー	5-2-5
5-3	神奈川県トラック協会緊急輸送実施要綱	5-3-1
5-4	綾瀬市保有車両一覧	5-4-1
5-5	地震防災応急処置要領—神奈川県中央交通(株)綾瀬営業所	5-5-1
5-6	防災規則—相鉄バス(株)	5-6-1

6 消防

6-1	綾瀬市火災警報規則	6-1-1
6-2	神奈川県下消防相互応援協定書	6-2-1
6-3	神奈川県下消防相互応援協定に基づく航空機特別応援実施要領	6-3-1
6-4	東名高速道路消防相互応援協定書	6-4-1
6-5	消防相互援助協定(綾瀬市と米海軍)	6-5-1
6-6	消防組織と現勢	6-6-1
6-7	消防本部・消防署車両及び機械器具一覧	6-7-1

6-8	消防団機械器具一覧	6-8-1
-----	-----------	-------

7 ライフライン

7-1	神奈川県管工事業協同組合綾瀬支部災害対策計画	7-1-1
7-2	東京電力パワーグリッド(株)の応急活動対策	7-2-1
7-3	東京ガスネットワーク(株)の防災業務計画(抜粋)	7-3-1
7-4	災害時における液化石油ガスの調達及び応急工事に関する協定書	7-4-1
7-5	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	7-5-1

8 条例・要綱等

8-1	綾瀬市防災会議条例	8-1-1
8-2	綾瀬市防災会議運営要綱	8-2-1
8-3	綾瀬市防災会議委員名簿	8-3-1
8-4	綾瀬市災害対策本部条例	8-4-1
8-5	綾瀬市災害対策本部規則	8-5-1
8-6	綾瀬市災害警戒本部設置要領	8-6-1
8-7	綾瀬市被害調査報告事務処理要綱	8-7-1
8-8	綾瀬市災害証明等取扱規程	8-8-1
8-9	綾瀬市消防証明等取扱規程	8-9-1

9 相互応援・協定

9-1	災害時における相互応援協力に関する協定	
	大和市・海老名市・座間市・綾瀬市	9-1-1
	高座広域	9-1-3
	千葉県柏市	9-1-4
	千葉県木更津市	9-1-5
9-2	災害復旧工事等業務協定書	
	一般社団法人 綾瀬市建設協会	9-2-1
	綾瀬市造園業協会	9-2-4
	綾瀬市土木協会	9-2-7
	綾瀬建設総合組合	9-2-10

	神奈川土建一般労働組合湘南支部	9-2-13
	綾瀬市管工事業協同組合	9-2-16
9-3	災害時における応急対策等の協力に関する協定	
	社団法人神奈川県自動車整備振興会大和綾瀬支部	9-3-1
	綾瀬市電設協会	9-3-2
	神奈川県石油商業組合高座支部綾瀬部会	9-3-3
9-4	地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定書	9-4-1
9-5	災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定	9-5-1
9-6	県央地域市町村災害時相互応援等に関する協定	9-6-1
9-7	遠方都市との災害時における相互応援に関する協定書	
	鹿児島県鹿屋市	9-7-1
	岐阜県各務原市	9-7-2
9-8	地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書	9-8-1

10 その他

10-1	綾瀬市の災害記録	10-1-1
10-2	綾瀬市における気温と降水量	10-2-1
10-3	綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金交付要綱	10-3-1
10-4	生垣設置奨励事業	10-4-1
10-5	綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金交付要綱	10-5-1
10-6	自主防災組織設置状況	10-6-1
10-7	広域応援部隊等活動拠点一覧	10-7-1
10-8	災害時応援協定一覧	10-8-1
10-9	市内小中学校・県立高等学校一覧	10-9-1
10-10	市内保育園等一覧	10-10-1
10-11	指定文化財一覧	10-11-1

1 関係機関等連絡先一覧

1 - 1 防災関係機関等連絡先

1 綾瀬市

(1) 防災主管課

部 名	課 名	担 当	電話番号	県防災行政 通信網	所在地
市長室	危機管理課	危機管理担当	0467-70-5641	9-566-9209 FAX -9200	〒252-1192 綾瀬市早川550

(2) 消 防

名 称	電話番号	県防災行政 通信網	所在地
消防本部 消 防 署	0467-76-0119	9-566-9204 FAX -9220	〒252-1107 綾瀬市深谷中1-4-30
北 分 署	0467-77-0119		〒252-1133 綾瀬市寺尾本町2-7-15
南 分 署	0467-78-0119		〒252-1111 綾瀬市上土棚北3-2-15

2 神奈川県

(1) 本 庁

部局名	課名等	担当名	電話番号 FAX番号	県防災行政 通信網	所在地
くらし 安全防災局	総務室	企画調整 グループ	045-210-3418 045-210-8829	9-400-9300	〒231-8588 横浜市中区日本大通 1
		情報通信 グループ	045-210-3441 045-210-8829	9-400-9302 9-400-9303	
	危機管理 防災課	調整 グループ	045-210-3425 045-210-8829	9-400-9304	
		応急対策 グループ	045-210-3430 045-210-8829	9-400-9301	
	消防保安課	消防グループ	045-210-3436 045-210-8829	9-400-9305	
		高圧ガス・コンピ ナートグループ	045-210-3479 045-210-8829	9-400-9225	
	休日・夜間 の気象予報	当直員	— 045-201-6409	9-400-9313 ～9316	
県土整備局 河川下水道部	河港課	防災グループ	045-210-6491 045-210-8890	9-400-9352 (水防室)	

(2) 出先機関

機 関 名	部・課名	電話番号 FAX番号	県防災行政 通信網	所在地
県央地域県政総合センター	総務部 県民・防災課	046-224-1111 046-225-1743	9-402-9206 FAX -9291	〒243-0004 厚木市水引2-3-1
厚木土木事務所東部センター	管理課	0467-79-2800 0467-79-2858	9-413-9232	〒252-1133 綾瀬市寺尾本町1-11-3
厚木保健福祉事務所大和センター	管理企画課	046-261-2948 046-261-7129	9-435-9201	〒242-0021 大和市中央1-5-26
企業庁海老名水道営業所	工務・配水課	046-234-4111 046-234-4110	9-458-9204	〒243-0434 海老名市上郷717

(3) 警察署

機 関 名	課 名	電話番号	所在地
大和警察署	警備課	046-261-0110	〒242-0021 大和市中央5-15-4

3 指定地方行政機関

機 関 名	課 名	電話番号 (夜間・休日)	県防災行政 通信網	所在地
関東農政局（神奈川支局）		045-211-1331		〒231-0003 横浜市中区北仲通5-57
東京管区気象台（横浜地方気象台）		045-628-1977 (045-628-1965)	9-484-9209 FAX -9200	〒231-0862 横浜市中区山手町99

4 指定公共機関

機 関 名	部・室・課名	電話番号	県防災行政 通信網	所在地
東日本電信電話(株)神奈川事業部	設備部 災害対策室	045-212-8945 045-212-8976 FAX045-212-8977	9-668-1	〒231-0023 横浜市中区山下町198
(株)NTTドコモ神奈川支店	企画総務部	045-226-8009 045-222-7070	9-669-1	〒220-8536 横浜市西区みなとみらい 4-7-3
日本赤十字社（神奈川県支部）	事業部 救護課	045-681-2123	9-600-9201	〒231-0023 横浜市中区山下町70-7
日本放送協会（横浜放送局）	企画編成部	045-212-2822 045-212-1674	9-663-1	〒231-8324 横浜市中区山下町281
KDDI(株)南関東総支社	管理部	045-211-1671 045-211-1674	9-670-1	〒220-0011 横浜市西区高島1-1-2 横浜三井ビル25階
東京ガスネットワーク(株) 神奈川西支店		042-766-3071		〒252-0303 相模原市南区 相模大野5-8-18
日本通運(株)（藤沢支店）		0467-43-0102	〒247-0061 鎌倉市台1-1-6	
東京電力パワーグリッド(株) （相模原支社）		0120-995-007	〒229-0037 相模原市中央区千代田6-12-25	
日本郵便(株)綾瀬郵便局		0467-70-9880	〒252-1199 綾瀬市小園698-7	
日本銀行横浜支店	総務課	045-661-8111 045-650-1312	〒231-0021 横浜市中区日本大通20-1	

5 指定地方公共機関

機 関 名	部・局・課名	電話番号 (夜間・休日)	県防災行政 通信網	所在地
相鉄バス(株) (綾瀬営業所)	運輸部	0467-78-5681		〒252-1121 綾瀬市小園847番地
神奈川中央交通(株) (綾瀬営業所)		0467-79-2180		〒252-1125 綾瀬市吉岡東2-9-1
神奈川県医師会	地域保健課	045-241-7000	9-601-9201	〒231-0037 横浜市中区富士見町3-1
神奈川県歯科医師会	事務局 事業課	045-681-2172 045-681-2426	9-602-9201	〒231-0013 横浜市中区住吉町6-68
神奈川県薬剤師会	事業課	045-761-3241	9-603-9201	〒235-0007 横浜市磯子区西町14-11
(株)神奈川新聞社	経営管理局 総務部	045-227-0020 (045-227-1111)	9-667-1	〒231-8445 横浜市中区太田町2-23
神奈川県住宅供給公社	総務部 総務広報課	045-651-1842		〒231-8510 横浜市中区日本大通33
(一社)神奈川県トラック協会 (県南サービスセンター)	事業部 S C 統括課	045-471-8005		〒222-0033 横浜市港北区 新横浜2-11-1

6 自衛隊

機 関 名	駐屯地名 部・課名	電話番号	県防災行政 通信網	所在地
陸上自衛隊第4施設群	座間 第3科	046-253-7670 (内線2230、 2235)	9-488-9209 FAX -9200	〒252-0375 相模原市南区新戸2958
陸上自衛隊第31普通科連隊	武山 第3科	046-856-1291 (内線630、 634)	9-486-9201 FAX -9220	〒238-0317 横須賀市御幸浜1-1
陸上自衛隊第1高射特科大隊	駒門 第3係	0550-87-1212 (内線430、 420)	9-636-9209 FAX -9200	〒412-8585 静岡県御殿場市駒門5-1
海上自衛隊第4航空群	厚木 司令部	0467-78-8611	9-490-9209 FAX -9200	〒252-1101 綾瀬市無番地

7 関係団体等

機 関 名	課 名	電話番号	県防災行政 通信網	所在地
綾瀬市医師会		0467-77-5315		〒252-1107 綾瀬市深谷中4-2-1
大和綾瀬歯科医師会		046-263-0681		〒242-0018 大和市深見西2-1-25
大和綾瀬薬剤師会		046-263-2819		〒242-0021 大和市中央1-5-41
相模獣医師会		042-747-3377		〒252-0241 相模原市中央区横山台2-2-9
さがみ農業協同組合綾瀬支店		0467-79-0001		〒252-1108 綾瀬市深谷上1-4-10
綾瀬市商工会		0467-78-0606		〒252-1107 綾瀬市深谷中4-6-18
綾瀬市管工事業協同組合		0467-78-0777		〒252-1114 綾瀬市上土棚南2-9-38
綾瀬市社会福祉協議会		0467-77-8166		〒252-1107 綾瀬市深谷中4-7-10 (保健福祉プラザ内)
(一社)綾瀬市建設業協会		0467-78-2782		〒252-1114 綾瀬市上土棚南3-11-13
綾瀬市土木協会		0467-71-5211		〒252-1135 綾瀬市寺尾釜田1-17-24
綾瀬市造園業協会		0467-76-1107		〒252-1136 綾瀬市寺尾西3-9-58

2 情報伝達

2-1 綾瀬市防災行政用無線局管理運用規程

平成4年12月25日

告示第65号

改正 平成8年10月31日告示第49号

平成9年8月21日告示第33号

平成10年3月26日告示第8号

平成11年3月29日告示第22号

平成12年11月28日告示第66号

平成14年3月29日告示第19号

平成15年3月27日告示第19号

平成16年2月19日告示第9号

平成17年3月31日告示第20号

平成17年10月26日告示第55号

平成19年9月28日告示第28号

平成21年3月4日告示第10号

平成23年3月31日告示第19号

平成24年3月31日告示第28号

平成24年11月30日告示第52号

平成25年3月27日告示第15号

平成29年3月24日告示第17号

平成29年9月29日告示第48号

(趣旨)

第1条 この告示は、電波法（昭和25年法律第131号。以下「法」という。）及び関係法令に定めるもののほか、綾瀬市防災行政用無線局（法第2条第5号に規定する無線局で、かつ、本市の防災及び一般行政事務に使用することを目的として設置した無線局（以下「防災行政用無線」という。）の管理及び運用について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災行政用無線 同報無線及び地域防災無線を総称したものをいう。
- (2) 同報無線 固定系親局、固定系子局及び個別受信機を総称したものをいう。

ア 固定系親局 特定の2以上の受信設備等に対し、同時に同一内容の通報を送信することができる無線局をいう。

イ 固定系子局 固定系親局の通信の相手方となる広域避難場所等に設置した無線設備をいう。

ウ 個別受信機 固定系親局の通信の相手方となる一般世帯及び事業所等に設置した受信設備をいう。

(3) 地域防災無線 デジタル MCA 陸上移動通信を行う半固定型、車載型及び携帯型の無線局で陸上移動局を総称したものをいう。

(平 14 告示 19・全改、平 23 告示 19・一部改正)

(設置場所)

第 3 条 同報無線(個別受信機を除く。)及び地域防災無線の設置場所は、同報無線設置場所一覧表(別表第 1)及び地域防災無線設置場所一覧表(別表第 2)のとおりとする。

(平 14 告示 19・全改)

(総括管理者)

第 4 条 防災行政用無線に総括管理者を置く。

2 総括管理者は、市長室長をもって充てる。

3 総括管理者は、防災行政用無線の管理及び運用を総括し、管理責任者を指揮監督する。

(平 14 告示 19・一部改正)

(管理責任者)

第 5 条 防災行政用無線に管理責任者を置く。

2 管理責任者は、防災主管課長をもって充てる。

3 管理責任者は、総括管理者の命を受け、防災行政用無線の管理及び運用を行うとともに通信取扱責任者及び通信管理者を指揮監督する。

(平 8 告示 49・平 14 告示 19・一部改正)

(通信取扱責任者)

第 6 条 防災行政用無線局に通信取扱責任者を置く。

2 通信取扱責任者は、管理責任者が、所属の無線従事者の中から指名し、これに充てる。

3 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線従事者及び通信取扱者の通信操作及び取扱いを指揮し、常に当該無線局の運用状況を把握するとともに機能の維持及び保全に努める。

(平 14 告示 19・全改)

(通信管理者)

第7条 防災行政用無線の固定系親局及び陸上移動局に通信管理者を置く。

- 2 前項の無線局の通信管理者は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 固定系親局にあつては、防災主管課長
 - (2) 市関係部署等に設置の陸上移動局にあつては、各無線局の設置場所の課長、車両管理所管の課長、出先施設等の長、学校長及び自治会長
 - (3) 市以外の機関等に設置する陸上移動局のうち、半固定型の無線局（以下「陸上移動局（半固定型）」という。）にあつては、当該機関等の長が管理に属する職員の中から指名する者
- 3 通信管理者は、管理責任者の命を受け、第1項の無線局の運用並びに無線従事者及び通信取扱者が行う無線設備の通信操作を総括する。

(平14告示19・全改、平21告示10・平23告示19・一部改正)

(無線従事者)

第8条 防災行政用無線局の同報無線固定系親局に、総務大臣の免許を受けた無線従事者を置く。

- 2 無線従事者は、通信取扱責任者の指揮により、無線設備の操作を行う。
- 3 無線従事者は、通信取扱者の行う無線設備の操作及び取扱いを指導する。

(平14告示19・平23告示19・一部改正)

(通信取扱者)

第9条 通信取扱者は、無線従事者以外で防災行政用無線の運用に携わる職員とする。

- 2 通信取扱者は、通信取扱責任者の指揮及び無線従事者の指導のもとに法及び関係法令に基づいた無線局の運用を行う。

(平14告示19・一部改正)

(市以外の機関等に設置する陸上移動局（半固定型）の管理)

第10条 市以外の機関等に陸上移動局（半固定型）を設置する場合は、設置及び管理運用について、当該機関の長と協定を締結するものとする。

- 2 前項の機関の長は、当該無線局を適正に管理し、運用する。

(平14告示19・追加)

(機器の譲渡等の禁止)

第11条 陸上移動局（半固定型）を設置した市以外の機関等の長は、機器を譲渡し、又は転貸してはならない。

(平14告示19・追加、平21告示10・一部改正)

(通信訓練等)

第 1 2 条 総括管理者は、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、必要に応じて通信訓練及び試験通信を行うものとする。

(平 14 告示 19・旧第 10 条線下・一部改正)

(研修)

第 1 3 条 総括管理者は、無線従事者、通信取扱者等に対して法、関係法令、無線設備の取扱方法等の研修を行うものとする。

(平 14 告示 19・旧第 11 条線下・一部改正)

(無線従事者の養成)

第 1 4 条 総括管理者は、無線従事者を適正に配置するため、常に無線従事者の養成に努めるものとする。

(平 14 告示 19・旧第 12 条線下)

(書類の管理等)

第 1 5 条 管理責任者は、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 無線業務日誌（第 1 号様式）、月報及び年報の作成
- (2) 無線従事者の選解任及び名簿の作成
- (3) 法及び関係法令に基づく業務書類の管理

(平 14 告示 19・旧第 13 条線下・一部改正)

(無線設備の点検)

第 1 6 条 通信取扱責任者は、固定系親局を毎日点検するものとする。

- 2 毎日点検は、毎日点検表（第 2 号様式）により行うものとする。
- 3 管理責任者は、毎年 1 回以上無線局の精密点検を行うものとする。

(平 14 告示 19・旧第 14 条線下・一部改正、平 23 告示 19・一部改正)

(同報無線の取扱区分)

第 1 7 条 同報無線を使用する通信（以下「放送」という。）の取扱区分については、原則として次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 防災主管課の取扱区分

ア 月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 1 月 2 日、同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日までの日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までの放送

- イ 災害対策上必要な放送
- ウ 自動プログラムによる放送
- エ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）による放送

(2) 消防署の取扱区分

- ア 防災主管課の取扱時間以外の放送
- イ 緊急時の放送
- ウ 防災主管課が実施できない場合の放送

（平 9 告示 33・一部改正、平 14 告示 19・旧第 15 条線下・一部改正、平 19 告示 28・平 21 告示 10・一部改正）

（同報無線の放送依頼）

第 18 条 同報無線の放送を希望する者は、原則として放送日の 7 日前までに広報依頼書（第 3 号様式）により承認を得るものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。この場合において、緊急に放送したときは、事後速やかに広報依頼書を提出しなければならない。

（平 14 告示 19・旧第 16 条線下・一部改正、平 21 告示 10・一部改正）

（放送等の制限）

第 19 条 総括管理者は、災害の発生その他特別な事由があるときは、同報無線の放送及び地域防災無線の通信を制限することができる。

（平 14 告示 19・旧第 17 条線下・一部改正）

（委任）

第 20 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

（平 14 告示 19・旧第 18 条線下）

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成 5 年 1 月 1 日から施行する。

（綾瀬市防災行政用無線局管理運用規程の廃止）

2 綾瀬市防災行政用無線局管理運用規程（昭和 63 年綾瀬市告示第 18 号）は、廃止する。

（経過措置）

3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成 8 年 10 月 31 日告示第 49 号）

この告示は、平成 8 年 11 月 1 日から施行する。

ただし、別表第 2 の改正規定は、平成 8 年 11 月 25 日から施行する。

附 則（平成 9 年 8 月 21 日告示第 33 号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成 10 年 3 月 26 日告示第 8 号）

（施行期日）

1 この告示は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成 11 年 3 月 29 日告示第 22 号）

この告示は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 11 月 28 日告示第 66 号）

この告示は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 29 日告示第 19 号）

（施行期日）

1 この告示は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成 15 年 3 月 27 日告示第 19 号）

この告示は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 2 月 19 日告示第 9 号）

この告示は、平成 16 年 2 月 23 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日告示第 20 号）

この告示は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 10 月 26 日告示第 55 号）

この告示は、平成 17 年 11 月 7 日から施行する。

附 則（平成 19 年 9 月 28 日告示第 28 号）

この告示は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

ただし、第 17 条の改正規定及び別表第 2 の改正規定（「綾瀬郵便局」を「郵便事業（株）綾瀬支店」に改める部分を除く。）は、公表の日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 4 日告示第 10 号）

この告示は、公表の日から施行する。

ただし、第 17 条第 1 号ア並びに別表第 2 地域防災無線設置場所一覧表陸上移動局（車載兼可搬型）の部及び同表陸上移動局（携帯型）の部の改正規定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日告示第 19 号）

（施行期日）

1 この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、使用することができる。

附 則（平成 24 年 3 月 31 日告示第 28 号）

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 11 月 30 日告示第 52 号）

この告示は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 27 日告示第 15 号）

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 24 日告示第 17 号）

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 9 月 29 日告示第 48 号）

この告示は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

（平8告示49・平10告示8・一部改正、平14告示19・旧別表第2繰上、平15告示19・平16告示9・平17告示55・平19告示28・平21告示10・平29告示17・平29告示48・一部改正）

同報無線設置場所一覧表

固定系親局（ぼうさいあやせ）

区分	設置場所	所在地
固定系親局	市役所	綾瀬市早川 550 番地
	消防署	綾瀬市深谷 3850 番地 2
	海老名市・座間市・綾瀬市消防指令センター	海老名市柏ヶ谷 1047 番地 3

固定系子局

群別番号	群別	管理番号	設置場所	所在地
1	中央	1	綾瀬中学校	綾瀬市深谷南二丁目 3 番 1 号
		2	綾瀬小学校	綾瀬市深谷中五丁目 1 番 1 号
		3	上深谷自治会館	綾瀬市深谷 4292 番地
		4	光綾公園	綾瀬市深谷上四丁目 5234 番
		27	深谷森林公園	綾瀬市深谷 1757 番
		28	鶴ヶ台公園	綾瀬市深谷中七丁目 2272 番 22
2	綾北	5	蓼川自治会館	綾瀬市蓼川二丁目 11 番 33 号
		6	深谷大上ふれあいの家	綾瀬市大上八丁目 23 番 35 号
		7	市有地（道路敷）	綾瀬市大上五丁目 249 番先
		29	北の台中学校	綾瀬市蓼川一丁目 2 番 1 号
3	寺尾	8	寺尾児童館	綾瀬市寺尾北二丁目 2 番 1 号
		9	寺尾台公園	綾瀬市寺尾台二丁目 2133 番 24
		10	綾北福祉会館	綾瀬市寺尾中一丁目 3 番 22 号
		11	私有地	綾瀬市寺尾西二丁目 1107 番 1
		12	比留川第 3 公園	綾瀬市寺尾南三丁目 690 番 13
		13	釜田第 1 公園	綾瀬市寺尾釜田三丁目 95 番 4
4	早園	14	小園台第 2 公園	綾瀬市小園 1233 番 1
		15	市有地	綾瀬市小園南一丁目 164 番
		16	早園地区センター	綾瀬市早川 2934 番地
		17	城山公園駐車場	綾瀬市早川 1092 番地
		30	早川城山多目的広場	綾瀬市早川城山四丁目 3 番 1 号
5	綾西	18	綾西公園	綾瀬市綾西二丁目 1800 番 124
		19	私有地	綾瀬市吉岡 1546 番 2
		20	私有地	綾瀬市吉岡東五丁目 339 番 2
		26	根恩馬公園	綾瀬市吉岡 2722 番 1
		31	ぞうさん公園	綾瀬市綾西五丁目 1502 番 89
6	綾南	21	私有地	綾瀬市落合北七丁目 1014 番 2
		22	私有地	綾瀬市落合南二丁目 128 番 2
		23	綾南小学校	綾瀬市上土棚中一丁目 12 番 19 号
		24	私有地	綾瀬市上土棚中二丁目 623 番 1
		25	私有地	綾瀬市上土棚南四丁目 1859 番 1

	32	中原公園	綾瀬市上土棚北二丁目 324 番 54
--	----	------	---------------------

別表第 2 (第 3 条関係)

(平 23 告示 19・全改、平 24 告示 28・平 24 告示 52・平 25 告示 15・一部改正)

地域防災無線設置場所一覧表

種別	呼出番号	設置場所又は設置車両所管	備考
陸上移動局 (半固定型)	100	市役所 (危機管理課)	統制用
	101	市役所 (無線室 1)	内線接続用
	102	市役所 (無線室 2)	内線接続用
	103	市役所 (無線室 3)	内線接続用
	110	大和警察署	
	115	消防本部	
	116	消防署管理担当	
	117	消防北分署	
	118	消防南分署	
	151	綾北小学校	
	152	天台小学校	
	153	寺尾小学校	
	154	早園小学校	
	155	北の台小学校	
	156	綾瀬小学校	
	157	落合小学校	
	158	綾西小学校	
	159	綾南小学校	
	160	土棚小学校	
	161	北の台中学校	
	162	綾北中学校	
	163	綾瀬中学校	
	164	城山中学校	
	165	春日台中学校	
	166	綾瀬高等学校	
	167	綾瀬西高等学校	
	251	健康子ども部	健康づくり推進課 (保健福祉プラザ)
	252	中央公民館	
	253	中村地区センター	
	254	大上保育園	
	255	北の台地区センター	
	256	綾北福祉会館	
257	寺尾児童館		
258	寺尾いずみ会館		
259	小園児童館		
260	早園地区センター		
261	ながぐつ児童館		
262	吉岡地区センター		
263	綾南地区センター		
264	綾南保育園		
265	南部ふれあい会館		
266	市民スポーツセンター		

	267	もみの木園	
	500	海上自衛隊第4航空群	
	701	神奈川県企業庁海老名水道営業所	
	702	厚木保健福祉事務所大和センター	
	703	日本郵便(株)綾瀬郵便局	
	704	東京電力パワーグリッド(株)相模原支社	
	801	綾瀬市造園業協会	
	802	綾瀬厚生病院	
	803	綾瀬市土木協会	
	910	消防団中央分団	
	920	消防団綾北分団	
	930	消防団寺尾分団	
	940	消防団早園分団	
	950	消防団綾西分団	
	960	消防団綾南分団	
	121	経営企画部	企画課
	122	総務部	職員課
	510	米海軍厚木航空施設	
	131	市長室	秘書広報課
陸上移動局 (車載型)	10	土木部	道路管理課
	14	総務部	管財契約課
	15	教育部	教育指導課
	18	市長室	基地対策課
	20	土木部	道路管理課
	22	土木部	下水道課
	23	総務部	課税課
	36	都市部	建築課
	37	土木部	道路管理課
	40	土木部	道路管理課
	47	総務部	管財契約課
	48	総務部	管財契約課
	52	都市部	みどり公園課
	58	総務部	管財契約課
	60	福祉部	障がい福祉課(もみの木園)
	70	市長室	秘書広報課
	99	市長室	危機管理課
105	市長室	危機管理課	
陸上移動局 (携帯型)	106	市長室	危機管理課
	107	市長室	危機管理課
	119	消防本部	消防総務課
	120	消防本部	予防課
	123	福祉部	福祉総務課
	124	市民環境部	市民協働課
	125	健康子ども部	青少年課
	126	都市部	都市計画課
	127	土木部	道路管理課
	128	土木部	下水道課
	129	教育部	教育総務課
	130	産業振興部	農業振興課

268	市民環境部	リサイクルプラザ
301	落合自治会館	落合自治会自主防災組織対応
302	中村自治会館	中村自治会自主防災組織対応
303	上深谷自治会館	上深谷自治会自主防災組織対応
304	蓼川自治会館	蓼川自治会自主防災組織対応
305	大上自治会館	大上自治会自主防災組織対応
306	寺尾南自治会館	寺尾南自治会自主防災組織対応
307	寺尾綾北自治会館	寺尾綾北自治会自主防災組織対応
308	寺尾北自治会館	寺尾北自治会自主防災組織対応
309	寺尾天台自治会館	寺尾天台自治会自主防災組織対応
310	小園自治会館	小園自治会自主防災組織対応
311	早川自治会館	早川自治会自主防災組織対応
312	吉岡自治会館	吉岡自治会自主防災組織対応
313	綾西自治会館	綾西自治会自主防災組織対応
314	上土棚自治会館	上土棚自治会自主防災組織対応
911	消防団中央分団	
921	消防団綾北分団	
931	消防団寺尾分団	
941	消防団早園分団	
951	消防団綾西分団	
961	消防団綾南分団	
705	(一社) 綾瀬市建設業協会	
510	陸上自衛隊 座間	

第1号様式(第15条関係)

無線業務日誌(固定系)

年 月 日分

免許人	無線局の種別	無線 従事者	氏名
	呼出名称		資格
		電波型式	
		空中線電力	
		周波数	

回	開始時刻 終了時刻	送出時間	発信区分	音量制御	呼出設定 屋外：個別	備 考

固定系累計

年 月 日分

固 定 系 累 計					
発 信 区 分	一 般 送 出	一 般 送 出 時 間	非 常 送 出	非 常 送 出 時 間	
	回	分 秒	回	分 秒	
	回	分 秒	回	分 秒	
計	回	分 秒	回	分 秒	

計	全 送 出 回 数	全 送 出 時 間
	回	時間 分 秒

その他の特記事項

第 2 号様式(第 16 条関係)

毎 日 点 検 表

点検実施日

年 月 日

点検実施者



区分	点 検 項 目	異常の有無	特 記 事 項
固 定 系 設 備	親局設備の外観状況	有・無	
	各ランプの点灯状況	有・無	
	機器の作動状況	有・無	
	時計表示	有・無	
	情報表示盤作動状況	有・無	
その他特記事項			

第3号様式（第18条関係）

広 報 依 頼 書

平成 年 月 日	
管理責任者 殿	申請者 住所 氏名 ㊟ 電話
次のとおり依頼します。	
件 名	
放送希望日	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
放送時間	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ ()
放送区分	<input type="checkbox"/> 一斉放送（屋外子局放送） <input type="checkbox"/> 個別放送（個別受信機放送） <input type="checkbox"/> 両方
放送地域	<input type="checkbox"/> 市内全域 <input type="checkbox"/> 地域別 ()
放送文	
<hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/>	
その他特記事項	
連絡先	担当者

備考

- 1 太枠内のみ記入し、放送実施7日前までに提出してください。
- 2 放送区分・地域の「地域別」は、自治会単位、事業所又は公共施設と記入
- 3 放送時間 ①7：30～8：00 ②12：15～12：45 ③18：30～19：00 ④即時放送

第1号様式（第15条関係）

（平14告示19・一部改正、平23告示19・旧第1号様式（その1）・一部改正）

第2号様式（第16条関係）

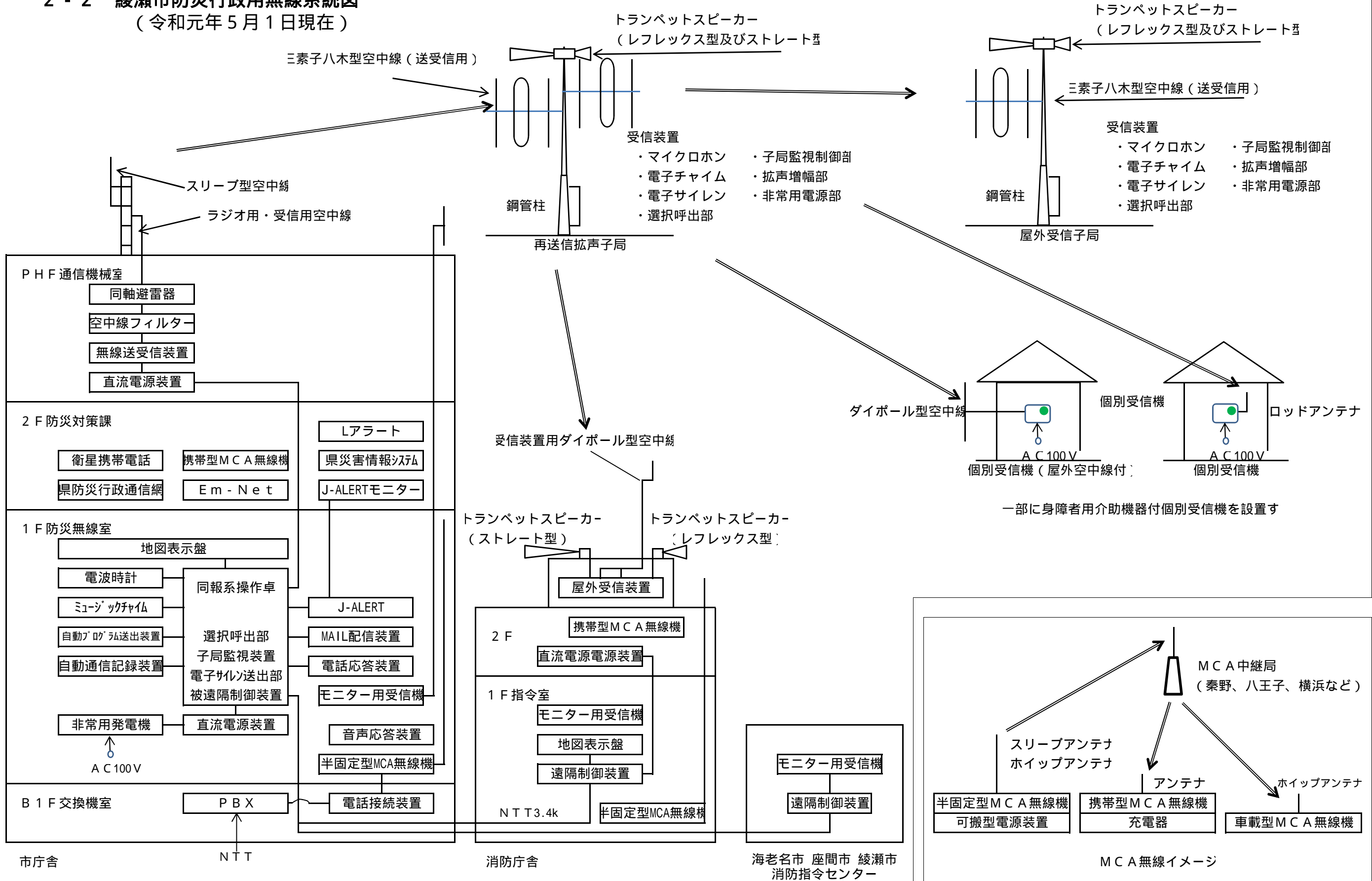
（平14告示19・旧第3号様式繰上・一部改正、平23告示19・一部改正）

第3号様式（第18条関係）

（平10告示8・一部改正、平14告示19・旧第4号様式繰上・一部改正、平29告示17・一部改正）

2 - 2 綾瀬市防災行政用無線系統図
(令和元年5月1日現在)

資料-2-2-1



2 - 4 防災行政用無線広報文例

発生情報

綾瀬市役所から地震の発生についてお知らせします。
ただ今発生した地震は、綾瀬市で震度〇〇です。
火の元を点検するとともに、身の安全を図ってください。

綾瀬市役所から余震についてお知らせします。
ただ今、綾瀬市で震度 〇の地震がありました。余震が続くと思われます。あわてて外に飛び出すと危険です。落ち着いて行動してください。余震に備えて、身の安全を図るとともに、火の元やガスの元栓を確認してください。

綾瀬市役所から台風〇〇号についてお知らせします。
月 日 曜日(時間帯)から、月 日 曜日(時間帯)にかけて、台風 〇号の影響により、雨や風が強まる恐れがあります。
今後の気象情報に注意し、災害に備えましょう。
・浸水被害軽減のため、家の周りの点検を行いましょう。
・防災ハザードマップで周囲の危険な場所を確認しましょう。
・避難とは、災害の危険がある所から安全な場所へ逃げることです。避難所だけでなく、自宅の2階や、親族・知人の家等、自分の身を守ることができる場所を確認しましょう。

洪水時避難指示等

警戒レベル3

綾瀬市役所から洪水に関する警戒レベル3 高齢者等避難の発令についてお知らせします。

川が氾濫する恐れのある水位に近づいています。

丁目、丁目、丁目の浸水想定区域に対し、警戒レベル3 高齢者等避難を発令しました。

対象の区域にいるお年寄りなど、避難に時間のかかる方は、安全な場所に、速やかに避難してください。

それ以外の方も、避難の準備を整え、危険だと思ったら早めに避難してください。

川の周辺には近づかず、外に出ることが危険だと思われるときは、少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。

ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。

警戒レベル4

綾瀬市役所から洪水に関する警戒レベル4 避難指示の発令についてお知らせします。

川が氾濫する恐れがあります。

丁目、丁目、丁目の浸水想定区域に対して、洪水に関する警戒レベル4 避難指示を発令しました。

対象の区域にいる方は、全員、安全な場所に、今すぐ避難してください。

川の周辺には近づかず、外に出ることが危険だと思われるときは、少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。

ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。

警戒レベル5

(河川氾濫が切迫している状況)

緊急放送！緊急放送！

綾瀬市区所から警戒レベル5 緊急安全確保についてお知らせします。

川が氾濫しているおそれがあります。

丁目、丁目、丁目の浸水想定区域に対して、警戒レベル5 緊急安全確保を発令しました。

命の危険が迫っています。外に出ることが危険だと思われるときは、自宅や近くの建物で、少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、直ちに身の安全を確保してください。

(河川氾濫を確認した状況)

緊急放送！緊急放送！

綾瀬市区所から警戒レベル5 緊急安全確保についてお知らせします。

川が氾濫しました。

丁目、丁目、丁目の浸水想定区域に対して、警戒レベル5 緊急安全確保を発令しました。

命の危険が迫っています。外に出ることが危険だと思われるときは、自宅や近くの建物で、少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、直ちに身の安全を確保してください。

土砂災害時避難指示等

警戒レベル3

綾瀬市役所から土砂災害に関する警戒レベル3 高齢者等避難の発令についてお知らせします。

丁目、丁目、丁目の土砂災害警戒区域に対して、土砂災害に関する警戒レベル3 高齢者等避難を発令しました。

土砂災害が発生するおそれがあります。

対象の区域にいるお年寄りなど、避難に時間のかかる方は、安全な場所に、速やかに避難してください。

それ以外の方も、避難の準備を整え、危険だと思ったら早めに避難してください。

警戒レベル4

綾瀬市役所から土砂災害に関する警戒レベル4 避難指示の発令についてお知らせします。

丁目、丁目、丁目の土砂災害警戒区域に対して、土砂災害に関する警戒レベル4 避難指示を発令しました。

土砂災害の危険性が高まっています。

対象の区域にいる方は、全員、安全な場所に、今すぐ避難してください。

外に出ることが危険と思われる場合には、少しでも崖から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。

警戒レベル5

(土砂災害発生が切迫している状況)

緊急放送！緊急放送！

綾瀬市区所から警戒レベル5 緊急安全確保についてお知らせします。

地区では土砂災害が既に発生している可能性が高い状況です。

地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5 緊急安全確保を発令しました。

命の危険が迫っています。

外に出ることが危険と思われる場合には、少しでも崖から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。

(土砂災害発生を確認した状況)

緊急放送！緊急放送！

綾瀬市区所から警戒レベル5 緊急安全確保についてお知らせします。

地区では土砂災害が発生しました。

地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5 緊急安全確保を発令しました。

命の危険が迫っています。

外に出ることが危険と思われる場合には、少しでも崖から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。

避難情報

綾瀬市役所から避難についてお知らせします。

先ほど発生した地震により、〇〇地区で火災が発生し、〇〇方向に延焼拡大しています。〇〇地区の皆様は、広域避難場所に避難してください。避難する際には、車は使用しないでください。

綾瀬市役所から避難所の開設についてお知らせします。

地区、 に避難所を開設しました。

避難の必要がある方は、避難してください。避難する際には、車は使用しないでください。

綾瀬市役所から避難所についてお知らせします。

現在、〇〇地区〇〇避難所は、収容不能です。これから避難される方は、〇〇避難所へ避難してください。

被害情報

綾瀬市役所から地震の被害状況についてお知らせします。

先ほど発生した地震により、市内に被害が発生しています。

〇〇道の〇〇から〇〇までは、通行が禁止されています。警察官の指示に従って行動してください。

また、市内の道路は大変混雑しています。車は使用しないでください。

綾瀬市役所から停電についてお知らせします。

ただ今、市内全域が(地区は)停電しています。

以下、次のアカイを状況に応じて使い分ける。

ア 現在、東京電力パワーグリッドでは復旧作業を急いでおります。

イ 東京電力パワーグリッドによりますと、復旧の見通しは、 月 日 時頃の見込です。

復旧の際には、電気器具からの出火防止に努めてください。

綾瀬市役所から断水についてお知らせします。

ただ今、市内全域が(地区は)断水しています。

以下、次のアカイを状況に応じて使い分ける。

ア現在、水道局では復旧作業を急いでおります。

イ水道局によりますと、復旧の見通しは、 月 日 時頃の見込です。

綾瀬市役所からガスの供給停止についてお知らせします。

ただ今、市内全域で(地区は)ガスの供給が停止しています。

復旧には、 日程度、かかる見込です。
ガス会社が、安全を確認するまで、火を絶対に使用しないでください。

綾瀬市役所からガス漏れについてお知らせします。
ただ今、 地区 番地付近でガス漏れが発生しました。
付近住民の方は、当分の間、火を絶対に使用しないでください。

綾瀬市役所から電話の使用についてお知らせします。
ただ今、市内全域で(地区は)電話が不通となっております。
以下、次のアカイを状況に応じて使い分ける。
ア 現在、N T Tでは復旧作業を急いでおります。
イ N T Tによりますと、復旧の見通しは、 月 日 時頃の見込です。
なお、 臨時電話が開設されていますので、ご利用ください。

生活支援情報

綾瀬市役所から飲料水、食料品の配布についてお知らせします。
月 日 時から、 地域は で、飲料水、食料品の配布を行います。

綾瀬市役所から応急救護所の開設についてお知らせします。
地区、 に応急救護所が開設されました。
けがをされた方は、手当を受けてください。

復旧情報

綾瀬市役所から電気の復旧についてお知らせします。
ただ今、 地区では、電気が復旧しました。電気器具からの出火がないか、確認し、出火防止に努めてください。

綾瀬市役所から水道の復旧についてお知らせします。
ただ今、 地区では、水道が復旧しました。

綾瀬市役所からガスの供給開始についてお知らせします。
ただ今、 地区では、ガスの供給が開始されました。

綾瀬市役所からガス漏れの復旧についてお知らせします。
ただ今、 地区のガス漏れは復旧しました。御協力ありがとうございました。

綾瀬市役所から電話の復旧についてお知らせします。
ただ今、 地区では電話が復旧しました。(地区では、復旧までに 日程度かかる見込です。復旧していない地域では、引き続き臨時電話をご利用ください。)

流言飛語の防止

綾瀬市役所から流言飛語についてお知らせします。
ただ今、市内の一部で誤った情報が流れています。ラジオ・テレビなどの情報や、防災行政用無線で正しい情報を知るようにしてください。

2 - 5 水防管理団体水防実施状況報告書

第6号様式（第16章関係）

水防活動実施報告書

年 月 日

作成責任者

出水の概況	川 警戒水位 m 雨 量 mm										
水防実施箇所	川 左岸 地先 m 右岸										
日時	自 月 日 時		至 月 日 時								
出動人員	水防団員	消防団員			その他			合計			
	人	人			人			人			
水防作業の概況及び工法	箇所 m 工 法										
水防の結果	効果	堤防 m	田 m ²	畑 m ²	家 戸	鉄道 m	道路 m	人口 人	その他		
	被害	m	m ²	m ²	戸	m	m	人			
使用資器材	かます、俵					居住者の 出動状況					
	万年、土俵										
	なわ					水防関係者の 死 傷					
	丸太										
	その他					雨量水位の 状 況					
水防活動に関する 自己評価 備考											

（注）水防を行った箇所ごとに作成すること。

3 救 援 ・ 救 護

3 - 1 飲料水兼用耐震性貯水槽設置場所及び給水資機材

(令和4年4月1日現在)

1 設置場所

	設 置 場 所	名 称	容量	設置年度
1	綾瀬市深谷上四丁目5234	光綾公園駐車場	100 m ³	平成2年度
2	綾瀬市大上九丁目14番1号	北の台小学校	100 m ³	平成3年度
3	綾瀬市寺尾本町三丁目10番1号	綾北小学校	100 m ³	平成4年度
4	綾瀬市小園420番地	早園小学校	100 m ³	平成5年度
5	綾瀬市綾西一丁目2番1号	綾西小学校	100 m ³	平成6年度
6	綾瀬市上土棚中一丁目12番19号	綾南小学校	100 m ³	平成7年度
7	綾瀬市深谷中一丁目4番30号	消防本部庁舎	100 m ³	令和元年度

2 給水資機材

	品 名	数量		品 名	数量
1	手押しポンプ	2	6	手押し台	1
2	手押しポンプ架台	1	7	バルブキー	1
3	エンジンポンプ	1	8	レンチ類	1
4	立ち込み式水栓	1	9	手鉤	2
5	フレキシブルホース	2			

3 - 2 災害救助法施行規則

(昭和二十二年十月三十日)

(総理庁、厚生省、内務省、大蔵省、運輸省令第一号)

改正 昭和三七年七月九日／総理府／大蔵省／厚生省／運輸省／自治省／令第一号

同五六年三月三〇日同第一号

同五九年六月二二日同第一号

平成一二年一〇月一一日同第一号

同一四年六月二八日内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、国土交通省令第一号

同一九年三月三〇日同第一号

同二五年一〇月一日内閣府令第六七号

同三〇年一二月二八日同第五五号

災害救助法施行規則を、次のように定める。

災害救助法施行規則

(公用令書の交付等)

第一条 災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。)第五条第一項又は第九条第一項の規定により物資の保管を命じ、物資を収用し、施設を管理し、又は土地、家屋若しくは物資を使用する場合の公用令書は、当該の物資、施設、土地又は家屋を所有する者に対して交付しなければならない。ただし、所有者に交付することが困難な場合においては、権原に基づいてその物資、施設、土地又は家屋を占有する者に対して交付することをもって足りる。

2 前項本文の場合において、所有者が占有者でないときは、占有者に対しても公用令書を交付しなければならない。

3 公用令書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 公用令書の交付を受ける者の氏名(法人その他の団体については、その名称)

二 保管させるべき物資の種類、数量、所在の場所及び保管の期間(物資を収用する場合においては、収用すべき物資の種類、数量、所在の場所及び引渡時期、施設を管理する場合においては、管理すべき施設の名称、種類及び所在の場所並びに管理の範囲及び期間、土地又は家屋を使用する場合においては、使用すべき土地又は家屋の種類及び所在の場所並びに使用の範囲及び期間、物資を使用する場合においては、使用すべき物資の種類、数量、所在の場所、引渡時期及び使用の期

間)

三 その他必要と認める事項

4 指定行政機関の長(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第三号に規定する指定行政機関の長をいい、当該指定行政機関が内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項の委員会若しくは災害対策基本法第二条第三号ロに掲げる機関又は同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあつては、当該指定行政機関とする。以下同じ。)若しくは指定地方行政機関の長(同条第四号に規定する指定地方行政機関の長をいう。以下同じ。)又は都道府県知事若しくは救助実施市の長(以下「都道府県知事等」という。)が、公用令書を交付した後前項各号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく公用変更令書を交付しなければならない。

5 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事等が、公用令書を交付した後保管、収用、管理又は使用に関する処分を必要としなくなったときは、遅滞なく公用取消令書を交付しなければならない。

(昭三七総府蔵厚運自省令一・平一二総府蔵厚運自省令一・平二五内府令六七・平三〇内府令五五・一部改正)

(物資の引渡し)

第二条 収用又は使用すべき物資は、公用令書に記載した引渡時期にその所在の場所において、収用又は使用の処分を行う指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事等に引き渡さなければならない。

2 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事等は、当該職員に、収用又は使用すべき物資の引渡しを受けさせるものとする。

3 当該職員が引渡しを受けたときは、受領調書を作り、引渡しを行った所有者又は占有者に交付しなければならない。

4 当該職員が前項の規定により受領調書を占有者に交付した場合においては、遅滞なく所有者にその謄本を交付しなければならない。

(昭三七総府蔵厚運自省令一・平一九内府総省財厚労国交令一・平二五内府令六七・平三〇内府令五五・一部改正)

(損失補償請求書の提出)

第三条 法第五条第三項（法第九条第二項の規定により準用される場合を含む。）の規定による損失の補償を請求しようとする者は、保管、管理又は使用の場合においては保管、管理又は使用の期間満了の後において、取用の場合においては取用の後三月以内において、補償請求の事由、補償請求額その他必要と認める事項を記載した損失補償請求書を、当該処分を行った指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事等に提出しなければならない。ただし、保管、管理又は使用の場合においては、保管、管理又は使用を開始した日から一月を経過するごとにその経過した期間の分について直ちに損失補償請求書を提出することができる。

2 損失補償請求書には、損失補償額算出明細書を添付しなければならない。受領調書の交付を受けた場合であるときは、なおその写しを添付しなければならない。

（昭三七総府蔵厚運自省令一・平二五内府令六七・平三〇内府令五五・一部改正）

（従事命令の方法）

第四条 法第七条第一項又は第二項の規定により従事させる場合の公用令書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 命令を受ける者の氏名、職業、出生の年月日及び居住の場所（法人その他の団体についてはその名称、事業の種類及び主なる事務所の所在地）
- 二 従事すべき業務
- 三 従事すべき場所及び期間
- 四 出頭すべき日時及び場所（法人その他の団体については従事すべき業務の内容計画）
- 五 その他必要と認める事項

2 公用令書の交付を受けた者がやむを得ない事故により救助の実施に従事することができない場合には、直ちに事由を付して従事命令を発した都道府県知事等、地方運輸局長（国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四条第一項第十八号、第八十六号及び第八十七号並びに第八十六号の事務に係る同項第十九号に掲げる事務に係る権限については、運輸監理部長を含む。以下同じ。）にその旨を届け出なければならない。

3 前項の規定による届出があった場合において、都道府県知事等、地方運輸局長が救助の実施に従事させることを適当でないとするときは、第一項の命令を取り消

すことができる。この場合においては、公用取消令書を発し、その者に交付しなければならない。

（昭三七総府蔵厚運自省令一・昭五六総府蔵厚運自省令一・昭五九総府蔵厚運自省令一・平一四内府総省財厚労国交令一・平二五内府令六七・平三〇内府令五五・一部改正）

（実費弁償請求書の提出）

第五条 法第七条第五項の規定による実費弁償を受けようとする者は、実費弁償請求の事実、実費弁償請求額その他必要と認める事項を記載した実費弁償請求書を従事命令を発した都道府県知事等又は法第七条第二項の規定による要求をした都道府県知事等（この場合においては、従事命令を発した地方運輸局長を経由しなければならない。）に提出しなければならない。

（昭三七総府蔵厚運自省令一・昭五九総府蔵厚運自省令一・平二五内府令六七・平三〇内府令五五・一部改正）

（扶助金支給申請書の提出）

第六条 法第十二条の規定による扶助金を受けようとする者は、扶助金支給申請書を従事命令若しくは協力命令を発した都道府県知事等又は法第七条第二項の規定による要求をした都道府県知事等（この場合においては、従事命令を発した地方運輸局長を経由しなければならない。）に提出しなければならない。

2 扶助金支給申請書には、次の区別に従い、所要書類を添付しなければならない。

- 一 療養扶助金支給申請書については医師の診断書及び療養費に関する請求書又は領収書
- 二 障害扶助金支給申請書については身体障害の程度及び療養開始以来の経過を詳記した医師の診断書
- 三 遺族扶助金又は葬祭扶助金の支給申請書については医師の死亡診断書及び死亡者との関係を証明する書類

（昭三七総府蔵厚運自省令一・昭五九総府蔵厚運自省令一・平二五内府令六七・平三〇内府令五五・一部改正）

附 則

- ① この命令は、公布の日から、これを施行する。
- ② 罹災救助基金法施行手続、北海道罹災救助基金法施行手続及び明治三十八年大蔵

省令第三十八号は、これを廃止する。

附 則 （昭和三十七年七月九日／総理府／大蔵省／厚生省／運輸省／自治省／令第一号）

この命令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第九号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝昭和三十七年七月一〇日）

附 則 （昭和五十六年三月三〇日／総理府／大蔵省／厚生省／運輸省／自治省／令第一号）

この命令は、地方支分部局の整理のための行政管理庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十六年四月一日）から施行する。

附 則 （昭和五十九年六月二二日／総理府／大蔵省／厚生省／運輸省／自治省／令第一号）

この命令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附 則 （平成一二年一〇月一日／総理府／大蔵省／厚生省／運輸省／自治省／令第一号）

この命令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 （平成一四年六月二八日内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、国土交通省令第一号）

この命令は、平成十四年七月一日から施行する。

附 則 （平成一九年三月三〇日内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、国土交通省令第一号）

この命令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成二五年一〇月一日内閣府令第六七号）

（施行期日）

第一条 この府令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この府令の施行前に開始した災害救助法第二条に規定する救助に係る災害対策基本法等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の災害救助法第二十三条の二第一項又は第二十六条第一項の規定に係る公用令書の交付、第二十三条の二

第三項の規定による損失補償請求書の提出、第二十四条第一項又は第二項の規定による従事命令の方法、第二十四条第五項の規定による実費弁償請求書の提出及びこの府令の施行前に支給すべき事由の生じた扶助金の支給に係る扶助金支給申請書の提出については、この府令による改正後の災害救助法施行規則第一条、第三条、第四条、第五条及び第六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 （平成三〇年一二月二八日内閣府令第五五号）

この命令は、平成三十一年四月一日から施行する。

3-3 災害救助法施行規則による救助の程度等

昭和40年9月10日告示第561号
改正 令和5年8月15日告示第392号

災害救助法施行細則（昭和34年神奈川県規則第90号）第3条の規定による救助の程度、方法及び期間並びに第11条の規定による実費弁償の程度を次のように定め、昭和40年8月1日から適用する。

災害救助法による救助の程度、方法及び期間（昭和33年神奈川県告示第558号）及び災害救助法による実費弁償の限度（昭和33年神奈川県告示第559号）は、廃止する。

1 救助の程度、方法及び期間

救助の程度、方法及び期間は、次のとおりとする。

(1) 避難所及び応急仮設住宅の供与

ア 避難所

(ア) 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。

(イ) 避難所は、学校、公民館等既存の建物の利用を原則とするが、これらの適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施するものとする。

(ウ) 避難所の設置のため支出する費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第4条第2項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金、光熱水費等）とし、1人1日当たり340円以内とする。

(エ) 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、(ウ)の金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができるものとする。

(オ) 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができるものとする。

(カ) 法第4条第1項第1号の避難所を開設する期間は、災害発生の日から7日以内とし、同条第2項の避難所を開設する期間は、法第2条第2項の規定による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、同項の規定による救助を終了する旨を公示した日）までの期間とする。

イ 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するものであつて(ア)に掲げる要件を満たすもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するものであつて(イ)に掲げる要件を満たすもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。

(ア) 建設型応急住宅

a 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能であること。

b 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、677万5,000円以内とするこ

- と。
- c 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できること。
 - d 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できること。
 - e 建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置すること。
 - f 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限までとすること。
 - g 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とすること。
- (イ) 賃貸型応急住宅
- a 賃貸型応急住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて(ア) bに定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。
 - b 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならないこと。
 - c 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、(ア) fと同様の期間とすること。
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ア 炊き出しその他による食品の給与
- (ア) 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行う。
 - (イ) 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物により行う。
 - (ウ) 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出する費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,230円以内とする。
 - (エ) 炊き出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。
- イ 飲料水の供給
- (ア) 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。
 - (イ) 飲料水の供給を実施するため支出する費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。
 - (ウ) 飲料水の供給を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ア 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。以下同じ。）、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。
- イ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行う。
- (ア) 被服、寝具及び身の回り品
 - (イ) 日用品
 - (ウ) 炊事用具及び食器
 - (エ) 光熱材料
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額以内とする。この場合において、季別は、災害発生の日をもつて決定する。

(ア) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員が6人以上の世帯
夏季（4月から9月までの期間をいう。以下同じ。）		19,200円	24,600円	36,500円	43,600円	55,200円	55,200円に5人を超える世帯員1人につき8,000円を加算した額
冬季（10月から3月までの期間をいう。以下同じ。）		31,800円	41,100円	57,200円	66,900円	84,300円	84,300円に5人を超える世帯員1人につき11,600円を加算した額

(イ) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員が6人以上の世帯
夏季		6,300円	8,400円	12,600円	15,400円	19,400円	19,400円に5人を超える世帯員1人につき2,700円を加算した額
冬季		10,100円	13,200円	18,800円	22,300円	28,100円	28,100円に5人を超える世帯員1人につき3,700円を加算した額

エ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

(4) 医療及び助産

ア 医療

(ア) 医療は、災害のため医療の方途を失った者に対して、応急的に処置するものとする。

(イ) 医療は、救護班によつて行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師（以下これらを「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うことができる。

(ウ) 医療は、次の範囲内において行う。

- a 診察
- b 薬剤又は治療材料の支給
- c 処置、手術その他の治療及び施術
- d 病院又は診療所への収容
- e 看護

(エ) 医療のため支出する費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。

(オ) 医療を実施する期間は、災害発生の日から14日以内とする。

イ 助産

(ア) 助産は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の方途を失った者に対して行う。

(イ) 助産は、次の範囲内において行う。

- a 分べんの介助

- b 分べん前及び分べん後の処置
- c 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
- (ウ) 助産のため支出する費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とする。
- (エ) 助産を実施する期間は、分べんした日から7日以内とする。
- (5) 被災者の救出
 - ア 被災者の救出は、災害のため、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものとする。
 - イ 被災者の救出のため支出する費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。
 - ウ 被災者の救出を実施する期間は、災害発生の日から3日以内とする。
- (6) 被災した住宅の応急修理
 - ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理
 - (ア) 災害のため住家が半壊、半焼又ははこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものであること。
 - (イ) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり5万円以内とすること。
 - (ウ) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から10日以内に完了すること。
 - イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理
 - (ア) 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。
 - (イ) 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。
 - a bに掲げる世帯以外の世帯 70万6,000円
 - b 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 34万3,000円
 - (ウ) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から3月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6月以内）に完了すること。
- (7) 学用品の給与
 - ア 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。
 - イ 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。
 - (ア) 教科書
 - (イ) 文房具
 - (ウ) 通学用品
 - ウ 学用品の給与のため支出する費用は、次の額以内とする。
 - (ア) 教科書代
 - a 小学校児童及び中学校生徒教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、神奈川県教育委員会又は市町村の教育委員会に届け出て、

又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

b 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

(イ) 文房具及び通学用品費

小学校児童1人当たり 4,800円

中学校生徒1人当たり 5,100円

高等学校等生徒1人当たり 5,600円

エ 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了するものとする。

(8) 埋葬

ア 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的な処理程度のものを行う。

イ 埋葬は、次の範囲内において、原則として棺又は棺材の現物をもって行う。

(ア) 棺（附属品を含む。）

(イ) 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

(ウ) 骨つぼ及び骨箱

ウ 埋葬のため支出する費用は、1体当たり大人21万9,100円以内、小人17万5,200円以内とする。

エ 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

(9) 死体の搜索

ア 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。

イ 死体の搜索のため支出する費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 死体の搜索は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

(10) 死体の処理

ア 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行う。

イ 死体の処理は、次の範囲内において行う。

(ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(イ) 死体の一時保存

(ウ) 検案

ウ 検案は、原則として救護班によつて行う。

エ 死体の処理のため支出する費用は、次に掲げるところによる。

(ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,500円以内とする。

(イ) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は当該施設の借上げに要する通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,500円以内とする。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要なときは、当該地域における通常の実費を加算できる。

(ウ) 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

オ 死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

(11) 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

ア 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもつてしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。

イ 障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行つた1世帯当たりの平均が13万8,700円以内とする。

ウ 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

(12) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用

ア 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出する範囲は、次に掲げる範囲とする。

- (ア) 被災者（法第4条第2項の救助にあつては、避難者）の避難に係る支援
- (イ) 医療及び助産
- (ウ) 被災者の救出
- (エ) 飲料水の供給
- (オ) 死体の捜索
- (カ) 死体の処理
- (キ) 救済用物資の整理配分

イ 救助のため支出する輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。
ウ 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用をする期間は、当該救助を実施する期間内とする。

2 実費弁償

実費弁償は、次のとおりとする。

- (1) 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「政令」という。）第4条第1号から第4号までに規定する者

ア 日当

- (ア) 医師及び歯科医師1人1日当たり 2万3,300円以内
- (イ) 薬剤師1人1日当たり 1万7,700円以内
- (ウ) 保健師及び看護師1人1日当たり 1万7,200円以内
- (エ) 助産師1人1日当たり 1万7,900円以内
- (オ) 准看護師1人1日当たり 1万4,200円以内
- (カ) 診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士1人1日当たり 1万6,000円以内
- (キ) 救急救命士1人1日当たり 1万6,000円以内
- (ク) 歯科衛生士1人1日当たり 1万5,100円以内
- (ケ) 土木技術者及び建築技術者1人1日当たり 1万5,600円以内
- (コ) 大工1人1日当たり 2万7,500円以内
- (サ) 左官1人1日当たり 2万8,700円以内
- (シ) とび職1人1日当たり 3万円以内

イ 時間外勤務手当

職種ごとに、アの(ア)から(シ)までに定める日当額を基礎とし、かつ、常勤の県職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。

ウ 旅費

常勤の県職員の旅費の額に相当する額以内とする。

- (2) 政令第4条第5号から第10号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内

3 災害救助事務

法第18条第1項の救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とする。

ア 時間外勤務手当

イ 賃金職員等雇上費

ウ 旅費

エ 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕費をいう。）

オ 使用料及び賃借料

カ 通信運搬費

キ 委託費

- (2) 各年度において、(1)の救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る(1)アからキまでに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象

年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のアからキまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからキまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とする。

ア 3,000万円以下の部分の金額については、100分の10

イ 3,000万円を超え6,000万円以下の部分の金額については、100分の9

ウ 6,000万円を超え1億円以下の部分の金額については、100分の8

エ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については、100分の7

オ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については、100分の6

カ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については、100分の5

キ 5億円を超える部分の金額については、100分の4

- (3) (2)の「救助事務費以外の費用の額」とは、1に規定する救助の実施のために支出した費用及び2に規定する実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第9条第2項において準用する法第5条第3項に規定する損失補償に要した費用の額、政令第8条第2項に定めるところにより算定した法第12条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第19条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第20条第1項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額（救助事務費の額を除く。）の合計額をいう。

3 - 4 災害時における医療・医薬品に関する協定

災害時における医療救護種加に関する協定書（綾瀬市医師会）

綾瀬市（以下「甲」という。）と綾瀬市医師会（以下「乙」という。）は、綾瀬市内に地震、風水害及びその他による災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）における医療救護種加を実施するため、その要請の適正化と円滑なる運営を期するため、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、災害時、綾瀬市災害対策本部（以下「災対本部」という。）が設置されたときは、乙に対し、その旨を連絡するものとする。

2 甲は、災対本部が設置された場合において、医療救護種加の実施のため、乙に対し医療救護班の要請を求める必要があると認めるときは、次に掲げる事項を明らかにした医療救護種加応援要請書（第1号様式）により乙に応援を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、口頭等により、乙に対し要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（1）災害の状況及び応援を必要とする事由

（2）応援を必要とする期間、場所、人員、活動内容及び資機材等

（3）その他必要とする事項

（協力の実施）

第2条 乙は、前条第1項の規定により、甲から災対本部の設置の連絡を受けたときは、直ちに医療救護班を設置し、甲からの応援要請に応じるものとする。

2 乙は、前条の規定により、甲から応援の要請を受けたときは、特に業務上の支障、その他やむを得ない事由のない限りこれに応ずるものとし、いつでも要請に応じられる態勢を平常から確立しておくものとする。

（協力の結果報告）

第3条 乙は、前条の規定により、甲の要請する業務に従事した場合は、随時その活動内容を電話等により報告するとともに、その業務を完了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した医療救護種加報告書（第2号様式）により、甲に報告するものとする。

（1）活動の期間、場所

（2）活動した医師等の人数

（3）受診者数（重症、軽症、死亡の別）

（4）使用した医薬品、医療機材の種類及び数量

（5）救急医療の概要

（6）その他必要事項

（経費の負担）

第4条 第2条の規定により、甲の要請する業務を実施した場合において、そのために乙が要した実費弁償及び損害補償は、甲が負担するものとする。

2 災害救助法が適用された災害において出動した医師等に対する実費弁償及び損害補償は、その適用の範囲で行い、県が支弁するものとする。

3 企業等の施設内に発生した災害において出動した医師等に対する実費弁償及び損害補償は、当該施設の事業主又は管理者あるいは災害発生の第1原因者が負担するものとする。

4 前項以外の経費については、甲乙協議の上定める額とする。

（実費弁償）

第5条 甲は、第2条の規定に基づき出動した医師等に対して、災害救助法の規定に準じた手当を、また、医療救護種加のために使用した医薬品及び医療機材等の消耗品費を前条の負担区分に従い実費を弁償するものとする。

（損害補償）

第6条 甲は、第2条の規定に基づき業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかり、又は負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、綾瀬市消防団員等公務災害補償条例（昭和53年綾瀬市条例第3号）の規定によりその損害を補償する。

（連絡責任者）

第7条 医療救護種加の実施に関する事項の伝達並びにこれに関する連絡の確実及び円滑を図るため、甲乙ともに連絡責任者を定めておくものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項、又は協定内容に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲乙双方の申し出がない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年2月23日

甲 綾瀬市早川550番地
綾瀬市長 笠間 城治郎

乙 綾瀬市寺尾南3丁目13番15号
綾瀬市医師会
会長 宮内 康博

第1号様式(第1条関係)

医療救護活動応援要請書

年 月 日

様
綾瀬市長

次のとおり応急対策の応援を要請します。

災 害 の 状 況	
応援を必要とする事由	
応 援 期 間	自 年 月 日() 時 分
	至 年 月 日() 時 分
場 所	
必 要 人 員	
必 要 資 機 材	
活 動 内 容	
そ の 他	

第2号様式(第3条関係)

医療救護活動報告書

年 月 日

(あて先)
綾瀬市長

様

綾瀬市医師会
会長

次のとおり報告します。

活 動 期 間	自 年 月 日() 時 分
	至 年 月 日() 時 分
	延べ 日間 時 分間
場 所	別紙、内訳のとおり
活動した医師の人数	延べ 人 別紙、内訳のとおり
受 診 者 数	人
	内訳 重症 人
	軽症 人
	死亡 人
使用した医薬品、医療機材等の種類及び数量	
	別紙、内訳のとおり
救急医療の概要	
その他必要事項	

別紙がない場合は、字消しをしてください。

災害時における医療救護種加に関する協定書（綾瀬市歯科医師会）

綾瀬市（以下「甲」という。）と綾瀬市歯科医師会（以下「乙」という。）は、綾瀬市内に地震、風水害及びその他による災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）における医療救護種加を実施するため、その要請の適正化と円滑なる運営を期するため、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、災害時、綾瀬市災害対策本部（以下「災対本部」という。）が設置されたときは、乙に対し、その旨を連絡するものとする。

2 甲は、災対本部が設置された場合において、医療救護種加の実施のため、乙に対し医療救護班の要請を求める必要があると認めるときは、次に掲げる事項を明らかにした医療救護種加応援要請書（第1号様式）により乙に応援を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、口頭等により、乙に対し要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（1）災害の状況及び応援を必要とする事由

（2）応援を必要とする期間、場所、人員、活動内容及び資機材等

（3）その他必要とする事項

（協力の実施）

第2条 乙は、前条第1項の規定により、甲から災対本部の設置の連絡を受けたときは、直ちに医療救護班を設置し、甲からの応援要請に応じるものとする。

2 乙は、前条の規定により、甲から応援の要請を受けたときは、特に業務上の支障、その他やむを得ない事由のない限りこれに応ずるものとし、いつでも要請に応じられる態勢を平常から確立しておくものとする。

（協力の結果報告）

第3条 乙は、前条の規定により、甲の要請する業務に従事した場合は、随時その種加内容を電話等により報告するとともに、その業務を完了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した医療救護種加報告書（第2号様式）により、甲に報告するものとする。

（1）活動の期間、場所

（2）活動した歯科医師等の人数

（3）受診者数（重症、軽症、死亡の別）

（4）使用した医療品、医療機材の種類及び数量

（5）救急医療の概要

（6）その他必要事項

（経費の負担）

第4条 第2条の規定により、甲の要請する業務を実施した場合において、そのために乙が要した実費弁償及び損害補償は、甲が負担するものとする。

2 災害救助法が適用された災害において出動した歯科医師等に対する実費弁償及び損害補償は、その適用の範囲で行い、県が支弁するものとする。

3 企業等の施設内に発生した災害において出動した歯科医師等に対する実費弁償及び損害補償は、当該施設の事業主又は管理者あるいは災害発生の第1原因者が負担するものとする。

4 前項以外の経費については、甲乙協議の上で定める額とする。

（実費弁償）

第5条 甲は、第2条の規定に基づき出動した歯科医師等に対して、災害救助法の規定に準じた手当を、また、医療救護種加のために使用した医薬品及び医療機材等の消耗品費を前条の負担区分に従い、実費を弁償するものとする。

（損害補償）

第6条 甲は、第2条の規定に基づき業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、綾瀬市消防団員等公務災害補償条例（昭和53年綾瀬市条例第3号）の規定によりその損害を補償する。

（連絡責任者）

第7条 医療救護種加の実施に関する事項の伝達並びにこれに関する連絡の確実及び円滑を図るため、甲乙ともに連絡責任者を定めておくものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項、又は協定内容に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲乙双方の申し出がない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年2月23日

甲 綾瀬市早川550番地
綾瀬市長 笠間 城台郎

乙 綾瀬市小園1328番地67
綾瀬市歯科医師会
会長 徳永 寛司

第1号様式(第1条関係)

医療救護活動応援要請書

年 月 日

様

綾瀬市長

次のとおり応急対策の応援を要請します。

災害の状況	
応援を必要とする事由	
応援期間	自 年 月 日() 時 分
	至 年 月 日() 時 分
場所	
必要人員	
必要資機材	
活動内容	
その他	

第2号様式(第3条関係)

医療救護活動報告書

年 月 日

(あて先)

綾瀬市長

様

大和綾瀬歯科医師会

会長

次のとおり報告します。

活動期間	自 年 月 日() 時 分
	至 年 月 日() 時 分
	延べ 日間 時 分間
場所	別紙、内訳のとおり
活動した歯科医師の人数	延べ 人 別紙、内訳のとおり
受診者数	人
	内訳 重症 人
	軽症 人
	死亡 人
使用した医薬品、医療機材等の種類及び数量	
	別紙、内訳のとおり
救急医療の概要	
その他必要事項	

別紙がない場合は、字消しをしてください。

災害時における医療救護活動に関する協定書（綾瀬市薬剤師会）

綾瀬市（以下「甲」という。）と綾瀬市薬剤師会（以下「乙」という。）は、綾瀬市内に地震、風水害及びその他による災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）における医療救護活動を実施するため、その要請の適正化と円滑なる運営を期するため、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、災害時、綾瀬市災害対策本部（以下「災対本部」という。）が設置されたときは、乙に対し、その旨を連絡するものとする。

2 甲は、災対本部が設置された場合において、医療救護活動の実施のため、乙に対し薬剤師の要請を求めると認めるときは、次に掲げる事項を明らかにした医療救護活動応援要請書（第1号様式）により乙に応援を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、口頭等により、乙に対し要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（1）災害の状況及び応援を必要とする事由

（2）応援を必要とする期間、場所、人員、活動内容及び資機材等

（3）その他必要とする事項

（協力の実施）

第2条 乙は、前条第1項の規定により、甲から災対本部の設置の連絡を受けたときは、直ちに薬剤師を派遣し、甲からの応援要請に応じるものとする。

2 乙は、前条の規定により、甲から応援の要請を受けたときは、特に業務上の支障、その他やむを得ない事由のない限りこれに応ずるものとし、いつでも要請に応じられる態勢を平常から確立しておくものとする。

（協力の結果報告）

第3条 乙は、前条の規定により、甲の要請する業務に従事した場合は、随時その活動内容を電話等により報告するとともに、その業務を完了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した医療救護活動報告書（第2号様式）により、甲に報告するものとする。

（1）活動の期間、場所

（2）活動した薬剤師等の人数

（3）受診者数（重症、軽症、死亡の別）

（4）使用した医薬品等の種類及び数量

（5）救急医療の概要

（6）その他必要事項

（経費の負担）

第4条 第2条の規定により、甲の要請する業務を実施した場合において、そのために乙が要した実費弁償及び損害補償は、甲が負担するものとする。

2 災害救助法が適用された災害において出動した薬剤師等に対する実費弁償及び損害補償は、その適用の範囲で行い、県が支弁するものとする。

3 企業等の施設内に発生した災害において出動した薬剤師等に対する実費弁償及び損害補償は、当該施設の事業主又は管理者あるいは災害発生の第1原因者が負担するものとする。

4 前項以外の経費については、甲乙協議の上で定める額とする。

（実費弁償）

第5条 甲は、第2条の規定に基づき出動した薬剤師等に対して、災害救助法の規定に準じた手当を、また、医療救護活動のために使用した医薬品等の消耗品費を前条の負担区分に従い、実費を弁償するものとする。

（損害補償）

第6条 甲は、第2条の規定に基づき業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、綾瀬市消防団員等公務災害補償条例（昭和53年綾瀬市条例第3号）の規定によりその損害を補償する。

（連絡責任者）

第7条 医療救護活動の実施に関する事項の伝達並びにこれに関する連絡の確実及び円滑を図るため、甲乙ともに連絡責任者を定めておくものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項、又は協定内容に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲乙双方の申し出がない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年2月23日

甲 綾瀬市早川550番地
綾瀬市長 笠間 城台郎

乙 綾瀬市小園南1丁目16番14号
綾瀬市薬剤師会
会長 倉本 由行

第1号様式(第1条関係)

医療救護活動応援要請書

年 月 日

様

綾瀬市長

次のとおり応急対策の応援を要請します。

災 害 の 状 況	
応 援 を 必 要 と す る 事 由	
応 援 期 間	自 年 月 日() 時 分
	至 年 月 日() 時 分
場 所	
必 要 人 員	
必 要 資 機 材	
活 動 内 容	
そ の 他	

第2号様式(第3条関係)

医療救護活動報告書

年 月 日

(あて先)

綾瀬市長

様

大和綾瀬薬剤師会

会長

次のとおり報告します。

活 動 期 間	自 年 月 日() 時 分
	至 年 月 日() 時 分
	延べ 日間 時 分間
場 所	別紙、内訳のとおり
活動した薬剤師の人数	延べ 人 別紙、内訳のとおり
受 診 者 数	人
	内訳 重症 人
	軽症 人
	死亡 人
使用した医薬品等の種類及び数量	
	別紙、内訳のとおり
救急医療の概要	
そ の 他 必 要 事 項	

別紙がない場合は、字消しをしてください。

3 - 5 災害拠点病院一覧

(令和4年7月1日現在)

No.	医療圏	名称	住所	病床数(床)
1	横浜北部	昭和大学藤が丘病院	横浜市青葉区藤が丘 1-30	584
2		横浜労災病院	横浜市港北区小机町 3211	650
3		昭和大学横浜市北部病院	横浜市都筑区茅ヶ崎中央 35-1	689
4		済生会横浜市東部病院	横浜市鶴見区下末吉 3-6-1	562
5	横浜東部	聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	横浜市旭区矢指町 1197-1	518
6		けいゆう病院	横浜市西区みなとみらい3-7-3	410
7		横浜市立市民病院	横浜市神奈川区三ツ沢西町 1-1	650
8		国立病院機構横浜医療センター	横浜市戸塚区原宿 3-60-2	510
9	横浜西部	横浜市立大学附属市民総合医療センター	横浜市南区浦舟町 4-57	726
10		済生会横浜市南部病院	横浜市港南区港南台 3-2-10	500
11		横浜市立大学附属病院	横浜市金沢区福浦 3-9	674
12		横浜南共済病院	横浜市金沢区六浦東 1-21-1	565
13		横浜市立みなと赤十字病院	横浜市中区新山下 3-12-1	634
14	川崎北部	聖マリアンナ医科大学病院	川崎市宮前区菅生 2-16-1	1,175
15		帝京大学医学部附属溝口病院	川崎市高津区二子 5-1-1	400
16		川崎市立多摩病院	川崎市多摩区宿河原 1-30-37	376
17	川崎南部	川崎市立川崎病院	川崎市川崎区新川通 12-1	713
18		関東労災病院	川崎市中原区木月住吉町 1-1	610
19		日本医科大学武蔵小杉病院	川崎市中原区小杉町 1-383	372
20		川崎市立井田病院	川崎市中原区井田 2-27-1	383
21	相模原	北里大学病院	相模原市南区北里 1-15-1	1,135
22		相模原協同病院	相模原市緑区橋本台 4-3-1	400
23		相模原赤十字病院	相模原市緑区中野 256	132
24	横須賀三浦	横須賀共済病院	横須賀市米が浜通 1-16	740
25		横須賀市立市民病院	横須賀市長坂 1-3-2	482
26		湘南鎌倉総合病院	鎌倉市岡本 1370-1	658
27	湘南東部	藤沢市民病院	藤沢市藤沢 2-6-1	536
28		茅ヶ崎市立病院	茅ヶ崎市本村 5-15-1	401
29	湘南西部	東海大学医学部付属病院	伊勢原市下糟屋 143	804
30		平塚市民病院	平塚市南原 1-19-1	416
31		秦野赤十字病院	秦野市立野台 1-1	320
32	県央	厚木市立病院	厚木市水引 1-16-36	347
33		大和市立病院	大和市深見西 8-3-6	403
34	県西	県立足柄上病院	足柄上郡松田町惣領 866-1	296
35		小田原市立病院	小田原市久野 46	417
合計				19,188

3-6 市内医療機関一覧

(令和5年9月1日現在、順不同)

No.	名称	所在地	電話番号	診療科目
1	紀医院	深谷中 6-19-18	78-0327	内科、小児科
2	共ヶ岡診療所	大上 3-20-23	78-1598	内科、小児科、皮膚科
3	あやせ耳鼻咽喉科	深谷上 1-12-46	78-3387	耳鼻咽喉科
4	市川医院	寺尾南 1-6-17	78-7311	消化器科、外科 内科、皮膚科 肛門科、放射線科
5	菅原医院	小園南 1-11-13	77-0885	内科、消化器科、 小児科
6	島田外科・内科	上土棚中 6-14-26	76-0006	外科、 内科(呼吸器・循環器・ 消化器)、 皮膚科、アレルギー科
7	茂木産婦人科医院	深谷中 4-14-6	78-0300	産婦人科
8	比留川医院	深谷南 1-6-3	79-0355	内科、小児科、皮膚科
9	佐々木クリニック	寺尾北 3-22-10	78-4411	心療内科
10	さとうこどもクリニック	深谷上 1-12-21	70-8031	小児科、内科 アレルギー科
11	あやせ眼科	寺尾北 2-17-37	77-0041	眼科
12	矢崎胃腸外科	上土棚中 1-1-16	76-6211	消化器内科、外科、 肛門科
13	おかもと小児科	寺尾中 1-8-7-1 階	70-3993	小児科
14	あやせ訪問クリニック	早川城山 2-13-5	84-7220	内科、脳神経外科
15	綾瀬厚生病院	深谷中 1-4-16	77-5111	内科、小児科、外科 整形外科、形成外科 脳神経外科、神経内科 皮膚科、泌尿器科 呼吸器科、リウマチ科、 産婦人科
16	あやせ整形外科・眼科	早川城山 1-3-2	78-1660	整形外科、美容外科、 リハビリテーション科 リウマチ科、眼科、

No.	名 称	所 在 地	電話番号	診 療 科 目
17	綾瀬ライフスタイルクリニック	深谷中 1-16-35	71-0307	糖尿病、循環器内科 乳腺外来
18	うえだ皮ふ科	深谷中 1-16-35	38-6363	一般皮膚科、 小児皮膚科 美容皮膚科
19	綾瀬消化器内科クリニック	深谷中 1-16-35	50-0422	内科、消化器内科 内視鏡内科
20	原クリニック	寺尾釜田 1-1-8	79-8348	内科、糖尿病内科 消化器内科、心療内科
21	綾瀬休日診療所	深谷中 4-2-1	77-5315	内科、小児科
22	とうめい綾瀬腎クリニック	深谷中 1-8-20	70-1115	内科、 腎臓内科（人工透析）
23	きくち総合診療クリニック	深谷中 7-18-2	76-1000	内科、外科、救急科 心療内科、循環器内科 呼吸器内科、 胃腸内科、 アレルギー科

3 - 7 福祉避難所（要配慮者）に関する協定

災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書（メイプル）

綾瀬市（以下「甲」という。）と医療法人社団慈広会（以下「乙」という。）とは、災害時におけるねたきりや一人暮らし等の高齢者で緊急に入所が必要な者（以下「要援護者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合、甲が乙の運営する介護老人保健施設に対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（受入の要請）

第2条 甲は、被災した要援護者の福祉避難所として、乙に対して緊急の受入れを要請することができる。

（受入の受託）

第3条 乙は、前条の規定により受入れの要請を受けた時は、可能な範囲で受託するものとし、甲の定めた職員の指示に従い、または、要請事項に従い業務を行う。

（受入期間）

第4条 甲が、乙に緊急の受入れを依頼できる期間は、その都度甲乙協議して指定する。

（費用の負担）

第5条 甲は、要援護者に係る緊急受入れに伴う経費を乙に支払うものとする。

2 前項に規定する経費は、市の規定する1日当たりの金額と利用者負担額を加えた額に入所日数を乗じた金額とする。

3 市の規定にない経費については、甲乙協議して決定する。

（手続等）

第6条 甲は、前2条の規定により乙に受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明かにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りではない。

（1）受入れを要請する要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2）受入れ要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等

（3）受入れ要請期間

（実績報告）

第7条 乙は、要援護者の緊急の受入れを行った場合は、その受入れ状況を甲に報告するものとする。

（受入可能人数等の協議調整）

第8条 甲及び乙は、本協定締結後、施設の要援護者の受入れ可能人数、災害時の要援護者支援者等確保計画及び必要物資の備蓄、調達等について協議を行い、調整を図っておくものとする。

（協定の効力及び更新）

第9条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲または乙から期間満了1ヶ月前までに、相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は、自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（疑義の解決）

第10条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成18年1月4日

甲 神奈川県綾瀬市早川550番地
綾瀬市長 笠間 城治郎

乙 神奈川県綾瀬市吉岡2361番地7
医療法人社団 慈 広 会
理事長 矢 崎 浩

災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書（泉正園）

綾瀬市（以下「甲」という。）と社会福祉法人泉正会（以下「乙」という。）とは、災害時におけるねたきりや一人暮らし等の高齢者で緊急に入所が必要な者（以下「要援護者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合、甲が乙の運営する介護老人福祉施設に対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（受入の要請）

第2条 甲は、被災した要援護者の福祉避難所として、乙に対して緊急の受入れを要請することができる。

（受入の受託）

第3条 乙は、前条の規定により受入れの要請を受けた時は、可能な範囲で受託するものとし、甲の定めた職員の指示に従い、または、要請事項に従い業務を行う。

（受入期間）

第4条 甲が、乙に緊急の受入れを依頼できる期間は、その都度甲乙協議して指定する。

（費用の負担）

第5条 甲は、要援護者に係る緊急受入れに伴う経費を乙に支払うものとする。

2 前項に規定する経費は、市の規定する1日当たりの金額と利用者負担額を加えた額に入所日数を乗じた金額とする。

3 市の規定にない経費については、甲乙協議して決定する。

（手続等）

第6条 甲は、前2条の規定により乙に受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明かにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りではない。

（1）受入れを要請する要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2）受入れ要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等

（3）受入れ要請期間

（実績報告）

第7条 乙は、要援護者の緊急の受入れを行った場合は、その受入れ状況を甲に報告するものとする。

（受入可能人数等の協議調整）

第8条 甲及び乙は、本協定締結後、施設の要援護者の受入れ可能人数、災害時の要援護者支援者等確保計画及び必要物資の備蓄、調達等について協議を行い、調整を図っておくものとする。

（協定の効力及び更新）

第9条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲または乙から期間満了1ヶ月前までに、相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は、自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（疑義の解決）

第10条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成18年1月12日

甲 神奈川県綾瀬市早川550番地
綾瀬市長 笠間 城治郎

乙 神奈川県綾瀬市上土棚南一丁目11番20号
社会福祉法人 泉 正 会
理事長 渡井 正見

災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書（道志会）

綾瀬市（以下「甲」という。）と社会福祉法人道志会（以下「乙」という。）とは、災害時におけるねたきりや一人暮らし等の高齢者で緊急に入所が必要な者（以下「要援護者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合、甲が乙の運営する介護老人福祉施設に対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（受入の要請）

第2条 甲は、被災した要援護者の福祉避難所として、乙に対して緊急の受入れを要請することができる。

（受入の受託）

第3条 乙は、前条の規定により受入れの要請を受けた時は、可能な範囲で受託するものとし、甲の定めた職員の指示に従い、または、要請事項に従い業務を行う。

（受入期間）

第4条 甲が、乙に緊急の受入れを依頼できる期間は、その都度甲乙協議して指定する。

（費用の負担）

第5条 甲は、要援護者に係る緊急受入れに伴う経費を乙に支払うものとする。

2 前項に規定する経費は、市の規定する1日当たりの金額と利用者負担額を加えた額に入所日数を乗じた金額とする。

3 市の規定にない経費については、甲乙協議して決定する。

（手続等）

第6条 甲は、前2条の規定により乙に受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明かにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りではない。

（1）受入れを要請する要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2）受入れ要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等

（3）受入れ要請期間

（実績報告）

第7条 乙は、要援護者の緊急の受入れを行った場合は、その受入れ状況を甲に報告するものとする。

（受入可能人数等の協議調整）

第8条 甲及び乙は、本協定締結後、施設の要援護者の受入れ可能人数、災害時の要援護者支援者等確保計画及び必要物資の備蓄、調達等について協議を行い、調整を図っておくものとする。

（協定の効力及び更新）

第9条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲または乙から期間満了1ヶ月前までに、相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は、自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（疑義の解決）

第10条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成18年1月12日

甲 神奈川県綾瀬市早川550番地
綾瀬市長 笠間 城治郎

乙 神奈川県綾瀬市早川城山二丁目11番3号
社会福祉法人 道志会
理事長 川邊 泰男

災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書（つぼみ保育園）

綾瀬市（以下「甲」という。）と社会福祉法人唐池学園（以下「乙」という。）とは、災害時における高齢者、障害者等（以下「要援護者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合、甲が乙の運営する、つぼみ保育園に対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（受入の要請）

第2条 甲は、被災した要援護者の福祉避難所として、乙に対して緊急の受入れを要請することができる。

（受入の受託）

第3条 乙は、前条の規定により受入れの要請を受けた時は、可能な範囲で受託するものとし、甲の定めた職員の指示に従い、または要請事項に従い業務を行う。

（受入期間）

第4条 甲が、乙に緊急の受入れを依頼できる期間は、その都度甲乙協議して指定する。

（費用の負担）

第5条 甲は、要援護者に係る緊急受入れに伴う経費を乙に支払うものとする。

2 前項の規定する経費は、神奈川県災害救助法施行細則によるものとする。

3 規定にない経費については、甲乙協議して決定する。

（手続等）

第6条 甲は、前2条の規定により乙に受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明かにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りではない。

（1）受入れを要請する要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2）受入れ要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等

（3）受入れ要請期間

（実績報告）

第7条 乙は、要援護者の緊急の受入れを行った場合は、その受入れ状況を甲に報告するものとする。

（受入れ可能人数等の協議調整）

第8条 甲及び乙は、本協定締結後、施設の要援護者の受入れ可能人数、災害時の要援護者支援者等確保計画及び必要物資の備蓄、調達等について協議を行い、調整を図っておくものとする。

（協定の効力及び更新）

第9条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲または乙から期間満了1ヶ月前までに、相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は、自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（疑義の解決）

第10条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成18年3月30日

甲 神奈川県綾瀬市早川550番地
綾瀬市長 笠間 城治郎

乙 神奈川県綾瀬市吉岡字芦久保2377番地口号
社会福祉法人 唐池学園
理事長 鶴飼 一 晴

災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書（吉岡保育園）

綾瀬市（以下「甲」という。）と社会福祉法人唐池学園（以下「乙」という。）とは、災害時における高齢者、障害者等（以下「要援護者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合、甲が乙の運営する、吉岡保育園に対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（受入の要請）

第2条 甲は、被災した要援護者の福祉避難所として、乙に対して緊急の受入れを要請することができる。

（受入の受託）

第3条 乙は、前条の規定により受入れの要請を受けた時は、可能な範囲で受託するものとし、甲の定めた職員の指示に従い、または要請事項に従い業務を行う。

（受入期間）

第4条 甲が、乙に緊急の受入れを依頼できる期間は、その都度甲乙協議して指定する。

（費用の負担）

第5条 甲は、要援護者に係る緊急受入れに伴う経費を乙に支払うものとする。

2 前項の規定する経費は、神奈川県災害救助法施行細則によるものとする。

3 規定にない経費については、甲乙協議して決定する。

（手続等）

第6条 甲は、前2条の規定により乙に受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明かにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りではない。

（1）受入れを要請する要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2）受入れ要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等

（3）受入れ要請期間

（実績報告）

第7条 乙は、要援護者の緊急の受入れを行った場合は、その受入れ状況を甲に報告するものとする。

（受入れ可能人数等の協議調整）

第8条 甲及び乙は、本協定締結後、施設の要援護者の受入れ可能人数、災害時の要援護者支援者等確保計画及び必要物資の備蓄、調達等について協議を行い、調整を図っておくものとする。

（協定の効力及び更新）

第9条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲または乙から期間満了1ヶ月前までに、相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は、自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（疑義の解決）

第10条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成18年3月30日

甲 神奈川県綾瀬市早川550番地
綾瀬市長 笠間 城治郎

乙 神奈川県綾瀬市吉岡字芦久保2377番地口号
社会福祉法人 唐池学園
理事長 鶴飼 一晴

災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書（深谷保育園）

綾瀬市（以下「甲」という。）と社会福祉法人湘南児童福祉会（以下「乙」という。）とは、災害時における高齢者、障害者等（以下「要援護者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合、甲が乙の運営する、深谷保育園に対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（受入の要請）

第2条 甲は、被災した要援護者の福祉避難所として、乙に対して緊急の受入れを要請することができる。

（受入の受託）

第3条 乙は、前条の規定により受入れの要請を受けた時は、可能な範囲で受託するものとし、甲の定めた職員の指示に従い、または要請事項に従い業務を行う。

（受入期間）

第4条 甲が、乙に緊急の受入れを依頼できる期間は、その都度甲乙協議して指定する。

（費用の負担）

第5条 甲は、要援護者に係る緊急受入れに伴う経費を乙に支払うものとする。

2 前項の規定する経費は、神奈川県災害救助法施行細則によるものとする。

3 規定にない経費については、甲乙協議して決定する。

（手続等）

第6条 甲は、前2条の規定により乙に受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明かにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りではない。

（1）受入れを要請する要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2）受入れ要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等

（3）受入れ要請期間

（実績報告）

第7条 乙は、要援護者の緊急の受入れを行った場合は、その受入れ状況を甲に報告するものとする。

（受入れ可能人数等の協議調整）

第8条 甲及び乙は、本協定締結後、施設の要援護者の受入れ可能人数、災害時の要援護者支援者等確保計画及び必要物資の備蓄、調達等について協議を行い、調整を図っておくものとする。

（協定の効力及び更新）

第9条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲または乙から期間満了1ヶ月前までに、相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は、自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（疑義の解決）

第10条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成18年3月30日

甲 神奈川県綾瀬市早川550番地
綾瀬市長 笠間 城治郎

乙 藤沢市鶴沼神明5丁目5番32号
社会福祉法人 湘南児童福祉会
理事長 兼子 肇

災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書（おとぎ保育園）

綾瀬市（以下「甲」という。）と社会福祉法人誠心福祉協会（以下「乙」という。）とは、災害時における高齢者、障害者等（以下「要援護者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合、甲が乙の運営する、おとぎ保育園に対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（受入の要請）

第2条 甲は、被災した要援護者の福祉避難所として、乙に対して緊急の受入れを要請することができる。

（受入の受託）

第3条 乙は、前条の規定により受入れの要請を受けた時は、可能な範囲で受託するものとし、甲の定めた職員の指示に従い、または要請事項に従い業務を行う。

（受入期間）

第4条 甲が、乙に緊急の受入れを依頼できる期間は、その都度甲乙協議して指定する。

（費用の負担）

第5条 甲は、要援護者に係る緊急受入れに伴う経費を乙に支払うものとする。

2 前項の規定する経費は、神奈川県災害救助法施行細則によるものとする。

3 規定にない経費については、甲乙協議して決定する。

（手続等）

第6条 甲は、前2条の規定により乙に受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明かにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りではない。

（1）受入れを要請する要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2）受入れ要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等

（3）受入れ要請期間

（実績報告）

第7条 乙は、要援護者の緊急の受入れを行った場合は、その受入れ状況を甲に報告するものとする。

（受入れ可能人数等の協議調整）

第8条 甲及び乙は、本協定締結後、施設の要援護者の受入れ可能人数、災害時の要援護者支援者等確保計画及び必要物資の備蓄、調達等について協議を行い、調整を図っておくものとする。

（協定の効力及び更新）

第9条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲または乙から期間満了1ヶ月前までに、相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は、自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（疑義の解決）

第10条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成18年3月30日

甲 神奈川県綾瀬市早川550番地
綾瀬市長 笠間 城治郎

乙 綾瀬市早川3067-5
社会福祉法人 誠心福祉協会
理事長 関原 史人

災害時における要援護者の緊急受け入れに関する協定書（さがみ野ホーム）

綾瀬市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 聖音会 さがみ野ホーム（以下「乙」という。）とは、災害時における知的障害児者（以下「要援護者」という。）の緊急受け入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合、甲が乙の運営する更生施設に対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（受入れの要請）

第2条 甲は、被災した要援護者の福祉避難所として、乙に対して緊急の受け入れを要請することができる。

（受入れの受託）

第3条 乙は、前条の規定により受け入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受託するものとし、甲の定めた職員の指示に従い、又は要請事項に従い業務を行う。

（受入れ期間）

第4条 甲が、乙に緊急の受け入れを依頼できる期間は、その都度甲乙協議して指定する。

（費用の負担）

第5条 甲は、要援護者に係る緊急受け入れに伴う経費を乙に支払うものとする。

2 前項に規定する経費は、市の規定する1日当たりの金額と利用者負担額を加えた額に入所日数を乗じた金額とする。

3 市の規定にない経費については、甲乙協議して決定する。

（手続等）

第6条 甲は、前2条の規定により乙に受け入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(1) 受入を要請する要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 受入を要請する要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等

(3) 受け入れ要請期間

（実績報告）

第7条 乙は、要援護者の緊急の受け入れを行った場合は、その受け入れ状況を甲に報告するものとする。

（受け入れ可能人数等の協議調整）

第8条 甲及び乙は、本協定締結後、施設の要援護者の受け入れ可能人数、災害時の要援護者支援者等確保計画及び必要物資の備蓄、調達等について協議を行い、調整を図っておくものとする。

（協定の効力及び更新）

第9条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに、相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（疑義の解決）

第10条 この協定に定めのない事項又は、この協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成19年3月22日

甲 綾瀬市早川550番地
綾瀬市長 笠間 治郎

乙 鎌倉市佐助1丁目6番6号
社会福祉法人 聖音会
理事長 小原 勉

綾瀬市吉岡2337番地
社会福祉法人 聖音会 さがみ野ホーム
施設長 佐竹 昇平

災害時における要援護者の緊急受け入れに関する協定書（貴志園）

綾瀬市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 唐池学園 貴志園（以下「乙」という。）とは、災害時における知的障害児者（以下「要援護者」という。）の緊急受け入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合、甲が乙の運営する授産施設に対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（受入れの要請）

第2条 甲は、被災した要援護者の福祉避難所として、乙に対して緊急の受入れを要請することができる。

（受入れの受託）

第3条 乙は、前条の規定により受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受託するものとし、甲の定めた職員の指示に従い、又は要請事項に従い業務を行う。

（受入れ期間）

第4条 甲が、乙に緊急の受入れを依頼できる期間は、その都度甲乙協議して指定する。

（費用の負担）

第5条 甲は、要援護者に係る緊急受入れに伴う経費を乙に支払うものとする。

2 前項に規定する経費は、市の規定する1日当たりの金額と利用者負担額を加えた額に入所日数を乗じた金額とする。

3 市の規定にない経費については、甲乙協議して決定する。

（手続等）

第6条 甲は、前2条の規定により乙に受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(1) 受入を要請する要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 受入を要請する要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等

(3) 受入れ要請期間

（実績報告）

第7条 乙は、要援護者の緊急の受入れを行った場合は、その受入れ状況を甲に報告するものとする。

（受入れ可能人数等の協議調整）

第8条 甲及び乙は、本協定締結後、施設の要援護者の受入れ可能人数、災害時の要援護者支援者等確保計画及び必要物資の備蓄、調達等について協議を行い、調整を図っておくものとする。

（協定の効力及び更新）

第9条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに、相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（疑義の解決）

第10条 この協定に定めのない事項又は、この協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成19年3月22日

甲 綾瀬市早川550番地
綾瀬市長 笠間 城治郎

乙 綾瀬市吉岡2377-口番地
社会福祉法人 唐池学園
理事長 鶴飼 一晴

綾瀬市吉岡2383番地
社会福祉法人 唐池学園 貴志園
総合施設長 岡村 勝

災害時における要援護者の緊急受け入れに関する協定書（綾瀬ホーム）

綾瀬市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 聖音会 綾瀬ホーム（以下「乙」という。）とは、災害時における知的障害児者（以下「要援護者」という。）の緊急受け入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合、甲が乙の運営する更正施設に対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（受入れの要請）

第2条 甲は、被災した要援護者の福祉避難所として、乙に対して緊急の受入れを要請することができる。

（受入れの受託）

第3条 乙は、前条の規定により受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受託するものとし、甲の定めた職員の指示に従い、又は要請事項に従い業務を行う。

（受入れ期間）

第4条 甲が、乙に緊急の受入れを依頼できる期間は、その都度甲乙協議して指定する。

（費用の負担）

第5条 甲は、要援護者に係る緊急受入れに伴う経費を乙に支払うものとする。

2 前項に規定する経費は、市の規定する1日当たりの金額と利用者負担額を加えた額に入所日数を乗じた金額とする。

3 市の規定にない経費については、甲乙協議して決定する。

（手続等）

第6条 甲は、前2条の規定により乙に受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(4) 受入を要請する要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(5) 受入を要請する要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等

(6) 受入れ要請期間

（実績報告）

第7条 乙は、要援護者の緊急の受入れを行った場合は、その受入れ状況を甲に報告するものとする。

（受入れ可能人数等の協議調整）

第8条 甲及び乙は、本協定締結後、施設の要援護者の受入れ可能人数、災害時の要援護者支援者等確保計画及び必要物資の備蓄、調達等について協議を行い、調整を図っておくものとする。

（協定の効力及び更新）

第9条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに、相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（疑義の解決）

第10条 この協定に定めのない事項又は、この協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成19年12月5日

甲 綾瀬市早川550番地
綾瀬市長 笠間 城治郎

乙 鎌倉市佐助1丁目6番6号
社会福祉法人 聖音会
理事長 小原 勉

綾瀬市吉岡2337番地
社会福祉法人 聖音会 綾瀬ホーム
施設長 佐竹 敬

災害時における要援護者の緊急受け入れに関する協定書（杜の郷）

綾瀬市（以下「甲」という。）と社会福祉法人千寿会（以下「乙」という。）とは、災害時における寝たきりや一人暮らし等の高齢者で緊急に入所が必要な者（以下「要援護者」という。）の緊急受け入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合、甲が乙の運営する介護老人福祉施設に対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（受入の要請）

第2条 甲は、被災した要援護者の福祉避難所として、乙に対して緊急の受け入れを要請することができる。

（受入の受託）

第3条 乙は、前条の規定により受け入れの要請を受けた時は、可能な範囲で受託するものとし、甲の定めた職員の指示又は要請事項に従い業務を行う。

（受入期間）

第4条 甲が、乙に緊急の受け入れを依頼できる期間は、その都度甲乙協議して指定する。

（費用の負担）

第5条 甲は、要援護者に係る緊急受け入れに伴う経費を乙に支払うものとする。

2 前項に規定する経費は、市の規定する1日当たりの金額と利用者負担額を加えた額に入所日数を乗じた金額とする。

3 市の規定にない経費については、甲乙協議して決定する。

（手続等）

第6条 甲は、前2条の規定により乙に受け入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りではない。

（1）受け入れを要請する要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2）受け入れ要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等

（3）受け入れ要請機関

（実績報告）

第7条 乙は、要援護者の緊急受け入れを行った場合は、その受け入れ状況を甲に報告するものとする。

（受入可能人数等の協議調整）

第8条 甲及び乙は、本協定締結後、施設の要援護者の受け入れ可能人数、災害時の要援護者支援者等確保計画及び必要物資の備蓄、調達等について協議を行い、調整を図っておくものとする。

（協定の効力及び更新）

第9条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1ヶ月前までに、相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は、自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（疑義の解決）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年 5月 1日

甲 神奈川県綾瀬市早川550番地
綾瀬市
綾瀬市長 笠間 城 治 郎

乙 神奈川県高座郡寒川町小動622番地
社会福祉法人 千寿会
理事長 椎 野 信 夫

災害時における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書（さくらチャイルドセンター）

綾瀬市（以下「甲」という。）と学校法人生蘭学園（以下「乙」という。）とは、災害時における高齢者、障害者等（以下「避難行動要支援者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合、甲が乙の運営する、さくらチャイルドセンターに対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（受入の要請）

第2条 甲は、被災した避難行動要支援者の福祉避難所として、乙に対して緊急の受入れを要請することができる。

（受入の受託）

第3条 乙は、前条の規定により受入れの要請を受けた時は、可能な範囲で受託するものとし、甲の定めた職員の指示に従い、または要請事項に従い業務を行う。

（受入期間）

第4条 甲が、乙に緊急の受入れを依頼できる期間は、その都度甲乙協議して指定する。

（費用の負担）

第5条 甲は、避難行動要支援者に係る緊急受入れに伴う経費を乙に支払うものとする。

2 前項の規定する経費は、神奈川県災害救助法施行細則によるものとする。

3 規定にない経費については、甲乙協議して決定する。

（手続等）

第6条 甲は、前2条の規定により乙に受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明かにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りではない。

（1）受入れを要請する避難行動要支援者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2）受入れ避難行動要支援者の身元引受人の氏名、連絡先等

（3）受入れ要請期間

（実績報告）

第7条 乙は、避難行動要支援者の緊急の受入れを行った場合は、その受入れ状況を甲に報告するものとする。

（受入れ可能人数等の協議調整）

第8条 甲及び乙は、本協定締結後、施設の避難行動要支援者の受入れ可能人数、災害時の避難行動要支援者等確保計画及び必要物資の備蓄、調達等について協議を行い、調整を図っておくものとする。

（協定の効力及び更新）

第9条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲または乙から期間満了1ヶ月前までに、相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は、自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（疑義の解決）

第10条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年3月31日

甲 神奈川県綾瀬市早川550番地
綾瀬市長 古塩政由

乙 神奈川県綾瀬市寺尾西1-13-1
学校法人 生蘭学園
理事長 笠間治一郎

災害時における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書（綾瀬いずみ保育園）

綾瀬市（以下「甲」という。）と社会福祉法人泉正会（以下「乙」という。）とは、災害時における高齢者、障害者等（以下「避難行動要支援者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合、甲が乙の運営する、綾瀬いずみ保育園に対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（受入の要請）

第2条 甲は、被災した避難行動要支援者の福祉避難所として、乙に対して緊急の受入れを要請することができる。

（受入の受託）

第3条 乙は、前条の規定により受入れの要請を受けた時は、可能な範囲で受託するものとし、甲の定めた職員の指示に従い、または要請事項に従い業務を行う。

（受入期間）

第4条 甲が、乙に緊急の受入れを依頼できる期間は、その都度甲乙協議して指定する。

（費用の負担）

第5条 甲は、避難行動要支援者に係る緊急受入れに伴う経費を乙に支払うものとする。

2 前項の規定する経費は、神奈川県災害救助法施行細則によるものとする。

3 規定にない経費については、甲乙協議して決定する。

（手続等）

第6条 甲は、前2条の規定により乙に受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明かにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りではない。

（1）受入れを要請する避難行動要支援者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2）受入れ避難行動要支援者の身元引受人の氏名、連絡先等

（3）受入れ要請期間

（実績報告）

第7条 乙は、避難行動要支援者の緊急の受入れを行った場合は、その受入れ状況を甲に報告するものとする。

（受入れ可能人数等の協議調整）

第8条 甲及び乙は、本協定締結後、施設の避難行動要支援者の受入れ可能人数、災害時の避難行動要支援者等確保計画及び必要物資の備蓄、調達等について協議を行い、調整を図っておくものとする。

（協定の効力及び更新）

第9条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲または乙から期間満了1ヶ月前までに、相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は、自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（疑義の解決）

第10条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年3月31日

甲 神奈川県綾瀬市早川550番地
綾瀬市長 古塩政由

乙 神奈川県綾瀬市上土棚北4 11 41
社会福祉法人 泉正会
理事長 渡井克正

災害時における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書（ピッピことりこども園）

綾瀬市（以下「甲」という。）と学校法人明和学園（以下「乙」という。）とは、災害時における高齢者、障害者等（以下「避難行動要支援者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合、甲が乙の運営する、ピッピことり保育園に対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（受入の要請）

第2条 甲は、被災した避難行動要支援者の福祉避難所として、乙に対して緊急の受入れを要請することができる。

（受入の受託）

第3条 乙は、前条の規定により受入れの要請を受けた時は、可能な範囲で受託するものとし、甲の定めた職員の指示に従い、または要請事項に従い業務を行う。

（受入期間）

第4条 甲が、乙に緊急の受入れを依頼できる期間は、その都度甲乙協議して指定する。

（費用の負担）

第5条 甲は、避難行動要支援者に係る緊急受入れに伴う経費を乙に支払うものとする。

2 前項の規定する経費は、神奈川県災害救助法施行細則によるものとする。

3 規定にない経費については、甲乙協議して決定する。

（手続等）

第6条 甲は、前2条の規定により乙に受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明かにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りではない。

（1）受入れを要請する避難行動要支援者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2）受入れ避難行動要支援者の身元引受人の氏名、連絡先等

（3）受入れ要請期間

（実績報告）

第7条 乙は、避難行動要支援者の緊急の受入れを行った場合は、その受入れ状況を甲に報告するものとする。

（受入れ可能人数等の協議調整）

第8条 甲及び乙は、本協定締結後、施設の避難行動要支援者の受入れ可能人数、災害時の避難行動要支援者等確保計画及び必要物資の備蓄、調達等について協議を行い、調整を図っておくものとする。

（協定の効力及び更新）

第9条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲または乙から期間満了1ヶ月前までに、相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は、自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（疑義の解決）

第10条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年3月31日

甲 神奈川県綾瀬市早川550番地
綾瀬市長 古塩政由

乙 神奈川県綾瀬市吉岡1526
学校法人 明和学園
理事長 古郡孔文

災害時における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書（綾瀬ゆめっこ保育園）

綾瀬市（以下「甲」という。）と社会福祉法人足跡の会（以下「乙」という。）とは、災害時における高齢者、障害者等（以下「避難行動要支援者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合、甲が乙の運営する、綾瀬ゆめっこ保育園に対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（受入の要請）

第2条 甲は、被災した避難行動要支援者の福祉避難所として、乙に対して緊急の受入れを要請することができる。

（受入の受託）

第3条 乙は、前条の規定により受入れの要請を受けた時は、可能な範囲で受託するものとし、甲の定めた職員の指示に従い、または要請事項に従い業務を行う。

（受入期間）

第4条 甲が、乙に緊急の受入れを依頼できる期間は、その都度甲乙協議して指定する。

（費用の負担）

第5条 甲は、避難行動要支援者に係る緊急受入れに伴う経費を乙に支払うものとする。

2 前項の規定する経費は、神奈川県災害救助法施行細則によるものとする。

3 規定にない経費については、甲乙協議して決定する。

（手続等）

第6条 甲は、前2条の規定により乙に受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明かにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りではない。

（1）受入れを要請する避難行動要支援者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2）受入れ避難行動要支援者の身元引受人の氏名、連絡先等

（3）受入れ要請期間

（実績報告）

第7条 乙は、避難行動要支援者の緊急の受入れを行った場合は、その受入れ状況を甲に報告するものとする。

（受入れ可能人数等の協議調整）

第8条 甲及び乙は、本協定締結後、施設の避難行動要支援者の受入れ可能人数、災害時の避難行

動要支援者等確保計画及び必要物資の備蓄、調達等について協議を行い、調整を図っておくものとする。

（協定の効力及び更新）

第9条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲または乙から期間満了1ヶ月前までに、相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は、自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（疑義の解決）

第10条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年3月31日

甲 神奈川県綾瀬市早川550番地
綾瀬市長 古塩政由

乙 神奈川県綾瀬市大上4-2-25
社会福祉法人 足跡の会
理事長 溝渕信一

3 - 8 自衛隊災害派遣要請マニュアル

1 目的

このマニュアルは、綾瀬市内に大規模な災害が発生し、自衛隊の災害派遣の要請を求める場合に、円滑かつ迅速な事務手続を行うため、必要な事項を定めるものとする。

2 派遣要請の要求に係る確認事項

(1) 自衛隊の活動内容

自衛隊の災害派遣は、次に示す自衛隊の活動内容を踏まえた上で求めるものとする。

活動内容	具体的活動の例示
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。
避難の援助	避難勧告等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、移送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の搜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して搜索救助を行う。
水防	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消火	林野火災等に対するヘリコプタ - による空中消火の実施等、消防機関に協力して、対応可能な消火活動を行う。
道路又は水路の応急復旧	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、除去等応急復旧に当たる。
応急医療、救護及び防疫（入浴を含む）	被災者に対し、応急医療、救護及び入浴支援等の防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師及び災害対策関係者その他救援活動に必要な人員並びに救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和 33 年総理府令第 1 号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(2) 自衛隊災害派遣要請の要求の判断

自衛隊の災害派遣要請を求めるか否かの判断にあたっては、以下の事項を考慮する。

ア 他機関の応援が必要かどうかの判断

以下の把握等により、他機関の応援を求める必要があるかどうか判断する。

- (ア) 災害の様態、被害状況及び状況の推移等を的確に把握する。
- (イ) 消防をはじめとする地域の防災力により事態の解決が可能かどうか判断する。

イ 応援要請先の検討

以下の事項を確認して応援要請先を検討する

(要請する活動内容による検討)

- (ア) 民間との協定で対応可能な活動内容ではないか(協定先への要請を検討)
- (イ) 他自治体等との相互応援協定で対応可能な活動内容ではないか(協定先への要請を検討)
- (ウ) 消火活動や高難度救出活動等、消防機関で対応することが望ましい活動内容ではないか(県下消防相互応援、または緊急消防援助隊等の消防機関への要請を検討)

(災害規模等による検討)

- (エ) 大規模な災害・事故等の場合、協定先等の特定の機関のみで対応できないことが考えられるため、協定先等のみで対応できるものか、複数機関への要請が必要かなど活動規模を考慮して要請先を検討する。
- (オ) 活動の緊急性を考慮して要請先を検討する。(自衛隊は、部隊本隊の移動開始に2、3時間を要し、部隊到着までに時間がかかる)

ウ 自衛隊が災害派遣を行う際の判断要素(3原則)

(陸上自衛隊「災害派遣の参考 - 陸幕運第4号(12.1.11)別冊」による)

(ア) 公共性

公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること。

(イ) 緊急性

差し迫った必要性があること。

(ウ) 非代替性

自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。

(3) 要請にあたって明らかにすべき事項

派遣要請を求める場合は、次の事項を明らかにするものとする。

(自衛隊法施行令第106条)

明らかにすべき事項	(例)及び留意事項
災害の状況	(例) 月 日 時 分頃に発生した地震により多数の家屋が倒壊し、生き埋め者及び行方不明者がいる模様。
派遣を要請する事由	(例) 救出救助等の被災者救援活動のため
派遣を希望する期間	(例) 月 日から当該活動が終了するまでの間
派遣を希望する区域及び活動内容	活動内容については、前記2(1)の項目を参考に <u>して努めて明確化する</u>
その他参考となるべき事項	部隊の宿営地等の情報、現地における市(町村)責任者及び連絡方法等、また、市内の道路状況やライフラインの状況等の入手している参考情報等を記載する。

3 知事への派遣要請の要求

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、必要があると認めるときは、市長は知事に対して、自衛隊の災害派遣要請をするよう求めることができる。(災害対策基本法第68条の2第1項)

(1) 要請の要請先

要請の要求先は、神奈川県安全防災局災害対策課とする。

神奈川県災害対策課 県防災行政通信網電話 9-400-9301、9304
NTT電話(勤務時間内) 045-210-3430
(勤務時間外) 045-210-3456
県防災行政通信網FAX 9-400-9290、9293
NTTFAX 045-210-8829
045-201-6409
衛星電話 080-8764-8617

県庁に通信機器障害等の理由から連絡ができない場合は、地域県政総合センターに連絡する。

(2) 要請の要求手続き

要請の要求は、(様式第1)をもってFAXにて行う。

ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって依頼し、事後速やかに文書を送付する。

4 被害状況の通知

神奈川県との通信が途絶した場合等、知事に対する要求ができない場合には、その旨及び市内の災害の状況を自衛隊に通知することができる。(災害対策基本法第68条の2第2項)

(1) 通知先

自衛隊への通知先は、陸上自衛隊第4施設群長(第31普通科連隊長、または、第1高射特科大隊長、各連絡責任者気付)とする。

部隊名 (駐屯地名)	連絡責任者		電話番号 無線番号
	時間内	時間外	
陸上自衛隊 第4施設群 (座間)	第3科長	駐屯地当直司令	相模原 046-253-7670 (内 2230、2235 FAX2266) 県防災行政通信網 9-488-9209
陸上自衛隊 第31普通科連隊 (武山)	第3科長	部隊当直司令	横須賀 046-856-1291 (内 630、634、629 FAX608) 県防災行政通信網 9-486-9201
陸上自衛隊 第1高射特科大隊 (駒門)	第3係主任 または 第2係主任	部隊当直司令	御殿場 0550-87-1212 (内 430、420、449 FAX434) 県防災行政通信網 9-636-9209

(通知先は、令和元年12月現在のものである)

(2) 通知手続き

通知手続きは、(様式第2)をもってFAXにて行う。

ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって依頼し、事後速やかに文書を送付する。

なお、自衛隊に直接派遣要請を行った場合には、(様式第4)をもって県知事に通知するものとする。

(3) 県知事への通知

自衛隊へ被害状況等の通知を行った場合は、速やかにその旨を県知事に通知しなければならない。(災害対策基本法第68条の2第3項)

<参考> 要請を待ついとまがない場合の災害派遣〔自主派遣〕(防衛省防災業務計画による)

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することができる。

なお、要請を待たずに部隊等を派遣した後に、要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

自衛隊が要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準は次のとおり。

災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること

【例】

- ・ 災害に際し、航空機（必要に応じ地上部隊又は艦艇等）により、自隊又は他部隊のみならず関係機関への情報提供を目的として、情報収集を行う場合

災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること

【例】

- ・ 災害に際し、通信の途絶等により、部隊等が知事と連絡が不能である場合に、市町村長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報（災害対策基本法第68条の2第2項の規定による市町村長からの通知を含む。）を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- ・ 災害に際し、通信の途絶等により知事等と連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること

【例】

- ・ 運航中の航空機に異常な事態が発生したことを自衛隊が探知した場合に、捜索又は救助の措置をとる必要があると認められる場合
- ・ 海難事故の発生等を自衛隊が探知した場合に、捜索又は救助の措置をとる必要があると認められる場合
- ・ 部隊等が防衛庁の施設外において、人命に係わる災害の発生を目撃し、又は当該災害が近傍で発生しているとの報に接した場合等で、人命救助の措置をとる必要があると認められる場合

その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること

5 派遣計画（受入体制）の調整

自衛隊の派遣が決定した場合、県（災害対策本部又は現地災害対策本部）及び自衛隊連絡幹部等と派遣計画の細部について調整・協議する。

（1）調整・協議事項

- ア 派遣規模
 - イ 作業内容
 - ウ 部隊投入地域
 - エ 他機関との効率的作業分担
 - オ 受入体制
- （ア）派遣部隊の広域応援部隊活動拠点等の提供
（イ）飲料水等の提供
（ウ）活動用資材の提供
（エ）ヘリ臨時離着陸場の確保
（オ）派遣地域へのアクセス等

【綾瀬市広域応援活動拠点一覧】

	施設名	所在地	連絡先
自衛隊	公園	…	…
緊急消防援助隊			
広域緊急援助隊			

【綾瀬市ヘリコプター臨時離着陸場一覧】

施設名	所在地	発着場面積 (東西×南北＝面積 m^2)	連絡先
公園	…		…

（2）派遣計画調整及び部隊受入れにあたっての留意事項

- ア 連絡窓口の明確化
派遣部隊との円滑・迅速な連絡調整ができるよう、連絡窓口を明確にして対応にあたる。
- イ 防災対策図等の活用
調整にあたっては、座標の記された同一の地図を用いることが効率的であることから、県が作成した「防災対策図」を活用する等により、県及び自衛隊との連絡・調整を図るよう努める。
- ウ 他の災害救助復旧機関との競合や重複の回避
自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう効率的な作業分担に配慮する。
- エ 資機材提供及び施設確保等
自衛隊に対し作業を要請するにあたっては、作業実施に必要な資機材の提供に努め、また諸作業に必要な施設（広域応援活動拠点、ヘリ臨時離着陸場等）の管理者に使用に係る了解を得る等、施設の確保や受入れ体制の確立を図る

6 派遣部隊到着時（到着後）の対応

（1）派遣部隊到着時

派遣部隊が到着したときは目的地に誘導するとともに、派遣部隊の責任者と活動計画等について協議し、必要な措置をとるとともに、次の事項を県に報告する。

【派遣部隊到着時の県への報告事項】

- ア 派遣部隊の長の官職・氏名
- イ 隊員数
- ウ 到着日時
- エ 従事作業内容（及び進捗状況）

（2）派遣部隊到着後

上記（1）の報告以降、自衛隊の活動状況について（様式第3）に記録して、随時県に報告する。

7 派遣部隊の撤収等

災害派遣の目的が達成され、または派遣の必要がなくなったと認められた場合、市長は、県及び派遣部隊の長等と協議し、（様式第5）により速やかに知事に撤収を要請する。

なお、派遣規模の縮小については、県及び自衛隊連絡幹部等との調整・協議により判断し、自衛隊連絡幹部に依頼する等の方法で行う。

8 経費の負担

（1）市負担となる経費

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担し、その内容は概ね次のとおりである。

- ア 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備品を除く）の購入費、借上料及び修繕料
- イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料等
- ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動にともなう光熱、水道、電話及び入浴料等
- エ 派遣部隊が救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備品を除く）の補償
- オ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義があり、派遣部隊等の長と協議し定めたもの

（2）留意事項

ア 災害救助法が適用された場合、同法により県知事が行う救助に該当する経費は県が負担することとなる。

また、その他の自衛隊の救援活動に要した経費についても、特別交付税額の算定において特別財政需要額として考慮されることとなる。

イ 自衛隊は災害派遣の実施に際して、知事等と所要の協定を結ぶことにより経費の負担区分を明確にするものとしており、災害発生（災害派遣実施）の都度、知事及び自衛隊との調整により具体的な費用負担を決めることとなる。

(様式第1)

令和 年 月 日

神奈川県知事 様

綾瀬市長

(公印省略)

自衛隊の災害派遣要請の要求について(要請)

災害対策基本法第68条の2第1項の規定に基づき、次のとおり自衛隊の災害派遣要請を求めます。

1 災害の状況及び派遣要請事由	地震発生により、建物が崩壊し多数の生き埋め者及び行方不明者がいる模様。 救出救助等の被災者救援活動のため、自衛隊災害派遣要請を求めます。
2 派遣希望期間	令和 年 月 日から応急措置終了まで
3 派遣希望区域	綾瀬市内被害甚大地域(別途連絡)
4 派遣希望活動内容	人命救出、行方不明者の捜索、倒壊家屋の排除
5 その他参考となる事項	
6 綾瀬市の連絡先	連絡実施者：市長室危機管理課長 ○○ ○○ N T T 電話：0467-70-5641 N T T F A X： - - 県防災行政通信網：9-566 9209 県防災行政通信網F A X：9-566 9200 衛星電話： - -
7 要請日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分

(様式第2)

令和 年 月 日

陸上自衛隊第4施設群長 殿

綾瀬市長

(公印省略)

綾瀬市の被害状況について(通知)

綾瀬市内に大規模な災害が発生し、県知事に災害派遣要請の要求ができないため、災害対策基本法第68条の2第2項に基づき、次のとおり通知します。

1 災害の状況	地震発生により、建物が崩壊し多数の生き埋め者及び行方不明者がいる模様。
2 派遣希望期間	令和 年 月 日から応急措置終了まで
3 派遣希望区域	綾瀬市内被害甚大地域(別途連絡)
4 派遣希望活動内容	人命救出、行方不明者の捜索、倒壊家屋の排除
5 その他参考となる事項	
6 綾瀬市の連絡先	連絡実施者：市長室危機管理課長 ○○ ○○ N T T 電話：0467-70-5641 N T T F A X： - - 県防災行政通信網：9-566 9209 県防災行政通信網 F A X：9-566 9200 衛星電話： - -
7 要請日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分

(様式第3)

自衛隊災害派遣に係る活動記録

綾瀬市

日 時	相 手 方	要 請 ・ 活 動 内 容 等

(様式第4)

令和 年 月 日

神奈川県知事 様

綾瀬市長

(公印省略)

綾瀬市の被害状況について(通知)

綾瀬市内に大規模な災害が発生し、自衛隊に派遣要請をしたので、災害対策基本法第68条の2第3項に基づき、次のとおり通知します。

1 災害の状況	地震発生により、建物が崩壊し多数の生き埋め者及び行方不明者がいる模様。
2 派遣希望期間	令和 年 月 日から応急措置終了まで
3 派遣希望区域	綾瀬市内被害甚大地域(別途連絡)
4 派遣希望活動内容	人命救出、行方不明者の捜索、倒壊家屋の排除
5 その他参考となる事項	
6 綾瀬市の連絡先	連絡実施者：市長室危機管理課長 ○○ ○○ N T T 電話：0467-70-5641 N T T F A X： - - 県防災行政通信網：9-566 9209 県防災行政通信網F A X：9-566 9200 衛星電話： - -
7 要請日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分

(様式第5)

令和 年 月 日

神奈川県知事 様

綾瀬市長

(公印省略)

自衛隊の災害派遣の撤収について(要請)

令和〇〇年 月 日 時 分頃発生した地震災害に対する救援活動のため、令和
年 月 日付要請した部隊派遣につきましては、おかげさまで所期の目的を達成いたしま
したので、令和 年 月 日 時 分を持ちまして撤収をお願いいたします。

〔事務担当は、市長室危機管理課危機管理担当〕
電話 0467-70-5641

3 - 9 激甚災害・局地激甚災害指定基準

1 激甚災害制度の概要

激甚災害制度とは、「激甚(じん) 災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下「激甚災害法」という。)に基づく制度であり、政府は、激甚災害法に基づき国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成措置を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、中央防災会議の意見を聴いた上で、政令でその災害を「激甚災害」として指定するとともに、当該激甚災害に対し適用すべき措置を併せて指定することとしている。

激甚災害に指定されると、地方公共団体の行う災害復旧事業等への国庫補助の高上げや中小企業への保証の特例等、特別の財政助成措置が講じられる。

なお、激甚災害の指定は、中央防災会議が定めている、「激甚災害指定基準」(本激の基準)及び「局地激甚災害指定基準」(局激の基準)による。

2 激甚災害法に基づく主要な適用措置(本激)

激甚災害によって生じた各種被害の状況に応じて、以下の措置を選択して適用する。

公共土木施設災害復旧事業等(注)に関する特別の財政援助(第2章:第3条、第4条)

(注)公共土木施設、公立学校、公営住宅、社会福祉施設等の災害復旧事業、災害関連事業、
堆積土砂排除事業等

農林水産業に関する特別の助成

イ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置(第5条)

ロ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例(第6条)

ハ 天災融資法の特例(第8条)

ニ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助(第10条)

ホ 共同利用小型漁船の建造費の補助(第11条)

ヘ 森林災害復旧事業に対する補助(第11条の2)

中小企業に関する特別の助成

イ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例(第12条)

ロ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例(第13条)

その他の特別の財政援助及び助成

イ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助(第16条)

ロ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助(第17条)

ハ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例(第22条)

ニ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(第24条)

3 激甚災害指定基準（本激）

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業等 に関する特別の財政援助	A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.5%
		B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.2% かつ (1) 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の標準税収入 × 25%の県が1以上 又は (2) 県内市町村の査定見込総額 > 県内全市町村の標準税収入 × 5%の県が1以上
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る 補助の特別措置	A 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5%
		B 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15% かつ (1) 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の農業所得推定額 × 4%の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の査定見込額 > 10 億円.....の県が1以上
第6条	農林水産業共同利用施設災害 復旧事業費の補助特例	(1) 第5条の措置が適用される場合 又は (2) 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 1.5 % で第8条の措置が適用される場合 ただし、(1)(2)とも、当該被害見込額が5千万円以下の場合を除く。 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、 当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、 かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。 (3) 漁船等の被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 0.5% 又は (4) 漁業被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 1.5 % で第8条の措置が適用される場合 ただし、(3)(4)とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が5千万円以下の場合を 除く。
第8条	天災による被害農林漁業者等 に対する資金の融通に関する 暫定措置の特例	A 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5%
		B 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15% かつ 一の都道府県の特別被害農業者 > 当該都道府県の農業者 × 3%の県が1以上 ただし、A B とも、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、その被害の態様から、 この基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつど被害の実情に 応じて個別に考慮する。
第11条 の2	森林災害復旧事業に対する補 助	A 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 5%
		B 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1.5% かつ (1) 一の都道府県の林業被害見込額 > 当該都道府県の生産林業所得推定額 × 60%の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1%の県が1以上 ただし、A B とも、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、生産林業所得推定額は 木材生産部門に限る。
第12条	中小企業信用保険法による災 害関係保証の特例	A 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 0.2%
第13条	小規模企業者等設備導入資金 助成法による貸付金の償還期 間等の特例	B 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 0.06% かつ (1) 一の都道府県の中小企業関係被害額 > 当該都道府県の中小企業所得推定額 × 2%の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の中小企業関係被害額 > 1,400 億円の県が1以上 ただし、火災の場合又は第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小 企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることが ある。

第16条	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助	第2章(第3条及び第4条)の措置が適用される場合。 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。
第17条	私立学校施設災害復旧事業に対する補助	
第19条	市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例	
第22条	罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	A 被災地全域滅失戸数 4,000戸 B (1) 被災地全域滅失戸数 2,000戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数 200戸又は住宅戸数の1割以上の市町村が1以上 又は (2) 被災地全域滅失戸数 1,200戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数 400戸又は住宅戸数の2割以上の市町村が1以上 ただし、(1)(2)とも、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第2章(第3条及び第4条)又は第5条の措置が適用される場合。
第7条	開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助	災害の実情に応じ、その都度検討する。
第9条	森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助	
第10条	土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助	
第11条	共同利用小型漁船の建造費の補助	
第14条	事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	
第20条	母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例	
第21条	水防資材費の補助の特例	
第25条	雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	

4 激甚災害法に基づく主要な適用措置(局激)

(1) 局地激甚災害

激甚災害指定基準(本激)では、全国を単位として積み上げられた被害額を基準としているため、激甚災害制度の創設(昭和37年)当初は、ある特定地域に激甚な被害を及ぼした災害であっても、全国レベルで見ればさほどの被害とはならず、指定基準を越えられない(激甚災害として指定されない)という状況が生じていた。

そこで、市町村単位の被害額を基準とする局地激甚災害指定基準を昭和43年に創設し、限られた地域内で多大な被害を被った地域に対して各種の特例措置が適用されることとした。

俗に、従来の全国レベルの激甚災害は「本激」と、局地激甚災害は「局激」と呼ばれている。

(2) 局地激甚災害指定により適用される措置(局激)

激甚災害によって生じた各種被害の状況に応じて、以下の措置を選択して適用する。

公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(第2章:第3条、第4条)

農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置(第5条)

農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例(第6条)

森林災害復旧事業に対する補助(第11条の2)

中小企業に関する特別の助成(第12条、第13条)

小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(第24条)

(3) 本激と局激の違い

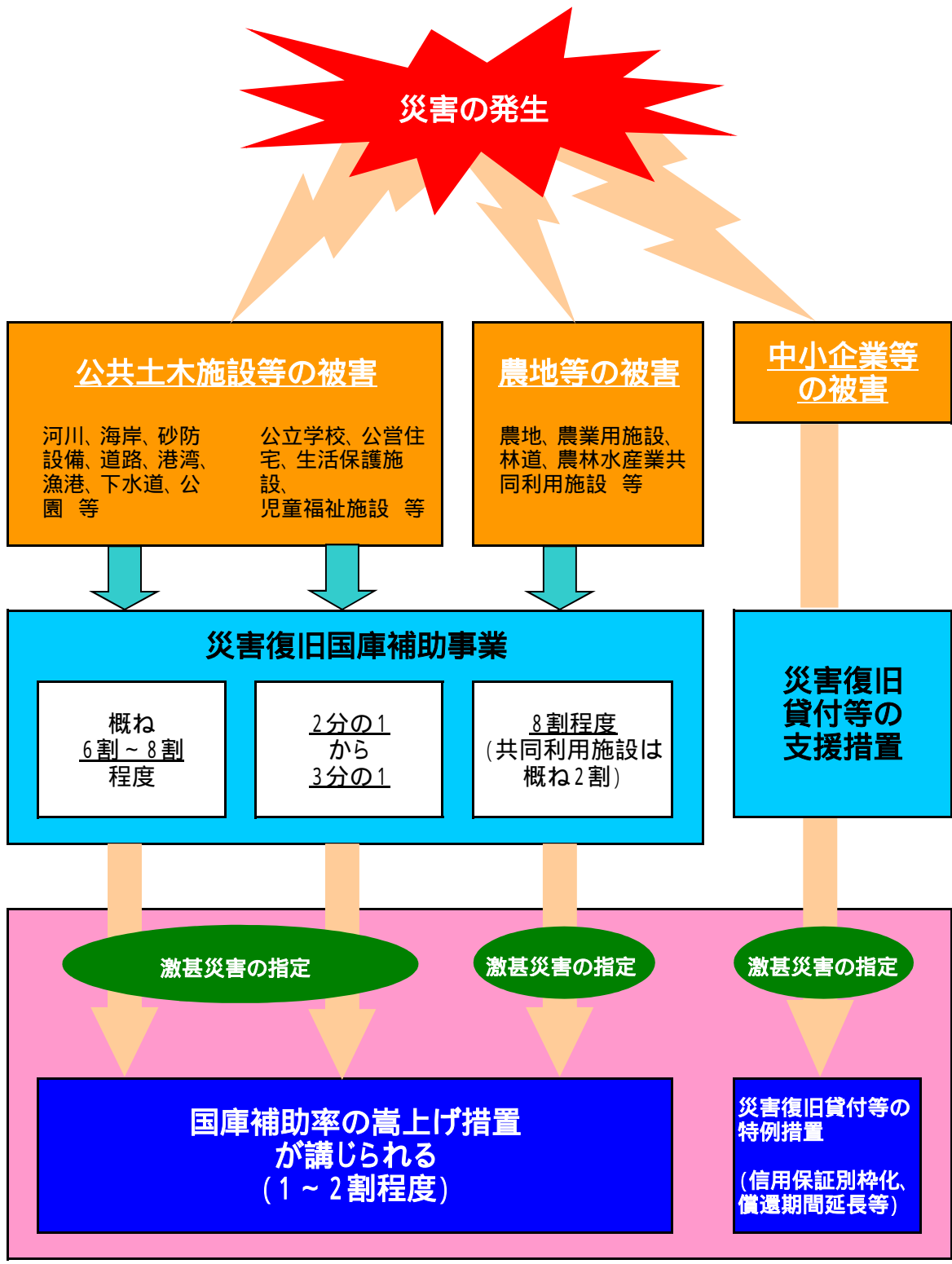
激甚災害指定基準による指定、いわゆる「本激」が地域を特定せず、災害そのものを指定するのに対し、局地激甚災害指定基準による指定、いわゆる「局激」は市町村単位での災害指定を行う。

ただし、激甚災害に指定されても、被害を受けた地方公共団体等のすべてが特例措置を受けられるわけではなく、被害の大きさが一定規模以上の地方公共団体等に限って特例措置が適用される。

5 局地激甚災害指定基準

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業等 に関する特別の財政援助	<p>(1) 次のいずれかに該当する災害</p> <p>(イ) 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 $> \text{当該市町村の標準税収入} \times 50\%$ (査定事業費が1千万円未満のものを除く。)</p> <p>(ロ) 当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額が2億5千万円を超える市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 $> \text{当該市町村の標準税収入} \times 20\%$</p> <p>(ハ) 当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 $> \text{当該市町村の標準税収入} \times 20\% + (\text{当該市町村の標準税収入} - 50\text{億円}) \times 60\%$</p> <p>ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。</p> <p>の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。)</p>
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	<p>(2) 次のいずれかに該当する災害</p> <p>当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 $> \text{当該市町村の農業所得推定額} \times 10\%$ (災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。)</p> <p>ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p> <p>の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。)</p>
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例	<p>(2) 次のいずれかに該当する災害</p> <p>当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 $> \text{当該市町村の農業所得推定額} \times 10\%$ (災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。)</p> <p>ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p> <p>の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。)</p> <p>ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該市町村内の漁業被害額が当該市町村内の農業被害額を超え、かつ、 当該市町村内の漁船等の被害額 $> \text{当該市町村の漁業所得推定額} \times 10\%$ (漁船等の被害額が1千万円未満のものを除く。)</p> <p>ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p>
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助	<p>(3) 当該市町村内の林業被害見込額(樹木に係るもの) $> \text{当該市町村に係る生産林業所得推定額(木材生産部門)} \times 1.5$ (林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。)</p> <p>かつ</p> <p>(1) 大火による災害にあつては、要復旧見込面積 $> 300\text{ha}$ 又は</p> <p>(2) その他の災害にあつては、 要復旧見込面積 $> \text{当該市町村の民有林面積(人工林に係るもの)} \times 25\%$</p>
第12条 第13条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例	<p>(4) 中小企業関係被害額 $> \text{当該市町村の中小企業所得推定額} \times 10\%$ (被害額が1千万円未満のものを除く。)</p> <p>ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p>
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第2章(第3条及び第4条)又は第5条の措置が適用される場合。

激甚災害制度の概要図



3 - 1 0 災害の被害認定基準について

(平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知(警察庁警備局長、消防庁次長、厚生労働省社会・援護局長、中小企業庁次長、国土交通省住宅局長あて))

災害の被害認定基準は、災害時の被害状況の報告のため、関係各省庁の通達等で定めていたものであるが、判断基準について各省庁に差異があることから、昭和43年6月に統一されたものである。

しかしながら、災害の被害認定基準はその後既に30数年が経過しており、特に住家の被害については、建築技術の進歩による住宅構造や仕様の変化などから、最近の災害に係る住家の被害認定については実情に合わないのではないかとの指摘がなされた。

このような状況から、現行の被害認定基準のうち住家の全壊・半壊に係る認定基準について、関係省庁等の参加の下、内閣府に設置された「災害に係る住宅等の被害認定基準検討委員会」において検討を行った結果、このたび成案を得たので、内閣総理大臣官房審議室長通知「災害の被害認定基準の統一について(昭和43年6月14日総審第115号)」において通知した統一基準を別紙のとおり改めることとした。

従って、貴省庁におかれては、災害の被害状況の報告等の重要性にかんがみ、この方向で統一するようよろしくお取り計らい願いたい。

なお、この案に基づき、災害の被害認定基準に関する通達等において所要の改正を行われた場合には、当方にも通知されるようお願いする。

別 紙

死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとす。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとす。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したものの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする

(注)

- 1 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- 2 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- 3 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

府政防 6 7 0 号
令和 3 年 6 月 24 日

警察庁警備局長 殿
消防庁次長 殿
中小企業庁次長 殿
国土交通省住宅局長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）

災害の被害認定基準について

災害の被害認定基準については、「災害の被害認定基準について」（平成 13 年 6 月 28 日府政防第 518 号）（以下「平成 13 年通知」という。）において、統一基準を通知しているところである。

その後、平成 25 年 6 月施行の災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の改正により、災害による住家の被害の程度を証明する罹災証明書の交付が義務付けられ、令和元年 10 月には、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づく住宅の応急修理の対象が準半壊に拡大されるとともに、令和 2 年 12 月施行の被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）の改正により、中規模半壊世帯が支援金の支給対象として追加されたことを踏まえ、平成 13 年通知の別紙を次表のとおり改めることとした。

従って、貴省庁におかれては、災害の被害状況の報告等の重要性に鑑み、この方向で統一するようよろしくお取り計らい願いたい。

被害種類	認 定 基 準
死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
半 壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。

準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

3 - 11 災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する 綾瀬市と米海軍厚木航空施設司令部との覚書

計画と実施に関する基本的事項

綾瀬市（以下「甲」という）と米海軍厚木航空施設司令部（以下「乙」という）とは災害対応準備及び災害救援の共同活動に関し、次の事項について合意する。

目的と範囲

本覚書は、甲と乙間の災害対応準備及び災害救援活動において相互の支援活動を調整するための範囲を定める。

災害は予兆あるいは警告の有る無しにかかわらず発生する。このため人間、施設及び財産は、さまざまな自然災害や人的災害から被害を受ける。

甲と乙の共通の関心事は、市や基地に勤務する者又は居住する者の生命及び安全を守ることである。

甲と乙が災害対応準備と災害救援活動について緊密に協力及び調整することにより、救援活動がより適時かつ効果的なものとなり、必要不可欠な公益業務を維持回復することができる。

定義

本覚書で使用する災害という用語には、自然災害や人的災害が含まれる。

災害対応準備とは、不測の事態に備えて計画を立案し調整することである。これにより効果的に災害へ対処して生命と財産を守り、必要不可欠な公益業務を維持回復することができる。

災害救援とは、双方の同意に基づく迅速な支援であり、これによって被災者の苦痛や被害を軽減することができる。ただし、この活動は被災者及び被災地の経済を恒久的に支援するものではない。

この災害救援活動には、人道的援助とそれに係わる搬送、食料、衣服、医薬品、寝台及び寝具、臨時避難所あるいは仮設住宅、緊急医療処置、医務及び技術関係人員の提供、及び必要不可欠な業務の修復などが含まれる。

災害救援活動が要請され受け入れられた場合、甲又は乙は支援を行うことができる。

こうした支援は甲と乙本来の業務に支障のない範囲の人員や資材を以って限定された期間、実施される。

支援は緊急を要するものに提供されるものとし、一般的な復興作業はこれを含まない。

災害救援活動に伴う経費の負担は、当該活動を実施する側の規定に基づき実施側が負担する。

本覚書の適用範囲は甲の管轄する地域と乙の管轄する米海軍厚木航空施設に限定される。また、本覚書によって甲と乙が支援供与の義務を負うことはない。

共同活動の範囲

災害対応準備と災害救援活動に関し、より効果的な調整を促すため、甲と乙は以下の事項に同意する。

計画と調整と情報交換のための連絡先を設置する。

災害の発生が、いずれの相手方に影響を与えるものであってもこれを通知する。

災害救援活動のための災害対策本部あるいは危機行動班を設置するときは、いずれの相手方に対してもその旨を連絡する。

被災状況とその対応措置を定期的に連絡する。

要請に基づいて災害救援活動ならびに支援を実施する場合、実施する側それぞれの国の法律、規則、細則に従うものとする。

情報交換、研修、会議、視察、訓練及び演習を通して災害対応準備の調整を促し、専門的技能を育成する。

附 則

本覚書は両者の署名により発効し、終了するまで効力を有する。

本覚書は、両者の合意のもとで修正又は改定できるものとする。本覚書はまた、両者が合意するか、若しくはいずれかが終了予定の60日前までに文書で通知することにより終了することができる。

甲と乙は、実際に災害が発生したときに使用される、災害対応準備及び災害救援活動に関する手引書を作成することに合意する。

2010年7月20日

2010年7月20日

笠間 城治郎

エリック W. ガードナー 米海軍大佐

綾瀬市長

米海軍厚木航空施設司令官

3 - 12 災害ボランティアセンターの設置等に関する協定書

綾瀬市と綾瀬市社会福祉協議会及びあやせ災害ボランティアネットワーク（以下「団体二者」という。）は、災害時ボランティアセンターの設置等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、綾瀬市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合において開設される、災害時ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（センターの設置等）

第2条 団体二者は、綾瀬市からの要請により、災害時の円滑なボランティア活動の推進のため、センターを設置し運営するものとする。

2 団体二者は、センターを設置している間は、ボランティアの受け入れ等運営状況を随時報告するものとする。

3 センターの活動の終了は、復旧状況等を考慮し綾瀬市と団体二者が協議し決定するものとする。

（設置場所）

第3条 センターの設置場所は、綾瀬市地域防災計画に定める施設とする。ただし、綾瀬市は、当該施設が被災し、設置することが困難な場合は、これに代わる場所を確保するものとする。

（センターの活動）

第4条 センターが実施する活動は、次のとおりとする。

(1) ボランティアを募集し、受け入れたボランティアを災害救援ボランティアとして登録すること。

(2) 登録された災害救援ボランティアと依頼されたボランティア活動の調整に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、災害救援ボランティアの救援活動を支援すること。

（連絡体制の整備）

第5条 綾瀬市と団体二者は、センターの設置及び運営を円滑に行うため、連絡体制を整備するものとする。

2 綾瀬市と団体二者は、前項の連絡体制を整備するため、それぞれに連絡責任者を定め、相互に協力して設置訓練等を実施するものとする。

（平常時の協力）

第6条 団体二者は、平常時より災害時に備えたセンターの機能を整備するものとし、綾瀬市は、これに対する必要な支援を行うものとする。

2 綾瀬市と団体二者は、前項に規定する整備を連携して行うため、人材育成等整備に関し必要な事項について情報交換を行うものとする。

（資機材の確保）

第7条 綾瀬市と団体二者は、災害時におけるボランティア活動に必要な資機材を相互に協力して確保するものとする。

（費用負担）

第8条 センターの設置及び運営に関する費用は、綾瀬市と団体二者が協議の上、別に定める。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度、綾瀬市と団体二者が協議し定めるものとする。

（会議）

第10条 綾瀬市と団体二者との情報交換及び協議は、団体二者が行う会議等に、綾瀬市職員が必要に応じ、出席して実施するものとする。

（協定の期間）

第11条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、綾瀬市又は団体二者から期間満了の1箇月前までに、相手方に対し書面による協定終了の意思表示がない場合は、この協定の期間を1年間更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、各関係者記名押印の

上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年10月3日

綾瀬市早川550番地
綾瀬市
市長 古 塩 政 由

綾瀬市早川550番地
綾瀬市社会福祉協議会
会長 増 田 讓

綾瀬市深谷3838
あやせ災害ボランティアネットワーク
代表 伊 藤 正 貴

災害時等における動物救護活動に関する協定書

綾瀬市（以下「甲」という。）と相模獣医師会（以下「乙」という。）は、災害時等における動物救護活動に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害が綾瀬市内に発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙の動物救護活動（以下「活動」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象動物）

第2条 活動の対象となる動物は、原則として、一般家庭で飼育されている犬、猫その他の小動物（以下「動物」という。）とする。

（協力準備）

第3条 乙は、この協定の別紙として、毎年4月1日現在の会員病院名簿を作成し、甲に通知するものとする。なお、乙は会員病院名簿に変更が生じたときは、その都度、甲に通知するものとする。

2 甲及び乙は、この協定に基づく活動を円滑に実施するため、平素から定期的に必要な情報の交換を行うものとする。

3 乙は、この協定に基づく活動を円滑に実施するため、平素から活動体制及び活動計画の整備に努めるとともに、甲が実施する訓練への参加、マニュアル等への助言を積極的に行うものとする。

（協力要請）

第4条 甲は、災害時等において、乙に対し次の各号に掲げる活動を要請することができるものとする。

- (1) 負傷している動物の応急治療及び一時保管
- (2) 所有者が不明な動物の一時保管
- (3) 乙の活動で保管している動物の餌の調達及び配布
- (4) 被災動物に係る相談、助言及び指導
- (5) 前各号に掲げるもののほか、活動を必要とする業務

2 甲は、前項の規定により要請するときは、動物救護活動要請書（第1号様式）に

より行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに動物救護活動要請書（第1号様式）を提出するものとする。

（要請に対する措置及び実施）

第5条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない理由のない限り要請に応じて迅速かつ的確な措置をとるとともに、その措置状況を甲に報告し、甲の指示により活動を実施するものとする。

（報告）

第6条 乙は、前条の規定により活動を実施したときは、随時その活動内容等を電話等により甲に報告するとともに、その活動が完了したときは速やかに動物救護活動報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

（連絡責任者）

第7条 要請の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は動物飼養主管課長とし、乙の連絡責任者は相模獣医師会会長とする。

（費用負担及び価格の決定）

第8条 乙が実施した活動に要した費用は、甲が負担するものとする。ただし、当該動物の所有者が明らかになったときは、所有者に負担を求めるとする。

2 甲が負担する費用は、災害発生の直前における適正価格を基準として、乙が算出し、甲乙協議の上、決定する。

（補償）

第9条 第4条及び第5条の要請に基づく業務に従事した者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

2 前条ただし書きの場合において、甲は「綾瀬市消防団員等公務災害補償条例（昭和53年綾瀬町条例第29号）」に基づき補償するものとする。

ただし、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は死亡等の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、その補償額の限度に補償の責を免れる。

3 甲は、第4条及び第5条の要請に基づき乙から提供を受けた資機材、施設等にも
の責に帰すべき事由により損害を与えた場合、乙に対してその損害を補償するも
のとする。ただし、乙の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(有効期間)

第10条 本協定は締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期
間満了1か月前までに相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合は、本協
定は自動的に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

2 甲又は乙は、この協定の有効期限満了前に正当な理由によって、この協定を解除
しようとするときは30日前までに解除の申入れをしなければならない。

(協議事項)

第11条 この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとす
る。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1
通を保有する。

令和5年7月3日

甲 神奈川県綾瀬市早川550番地

綾瀬市

綾瀬市長 古塩 政 由

乙 神奈川県座間市緑ヶ丘二丁目1番31号

エヌティビィル階

相模獣医師会

会長 松本 渉

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

相模獣医師会
会長 殿

綾瀬市長

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

綾瀬市長 殿

相模獣医師会
会長

動物救護活動要請書

動物救護活動について、次のとおり要請します。（ / / ）

項目	内容
要請理由及び活動内容	
実施期間	
活動場所	
その他必要事項	

動物救護活動報告書

動物救護活動について、次のとおり報告します。（ / / ）

項目	内容
実施期間	
活動場所	
活動内容及び活動人員	
使用資機材等	
活動に要した費用の内訳	
その他必要事項	

4 避難・物資・資機材

4-1 避難所等一覧

(令和5年12月1日現在)

1 一次避難所

No.	名 称	所 在 地	電話番号
1	綾瀬小学校	深谷中五丁目1番1号	78-0004
2	綾瀬中学校	深谷南二丁目3番1号	78-0024
3	綾北中学校	深谷上四丁目4番1号	78-8566
4	北の台小学校	大上九丁目14番1号	77-5807
5	北の台中学校	蓼川一丁目2番1号	77-8430
6	天台小学校	寺尾台一丁目3番1号	78-5688
7	寺尾小学校	寺尾南一丁目3番1号	77-8401
8	綾北小学校	寺尾本町三丁目10番1号	78-0452
9	早園小学校	小園420番地	78-8525
10	城山中学校	早川2230番地	77-6134
11	綾西小学校	綾西一丁目2番1号	78-2376
12	春日台中学校	吉岡393番地1	76-8661
13	落合小学校	落合北三丁目10番1号	77-6133
14	綾南小学校	上土棚中一丁目12番19号	78-2840
15	土棚小学校	上土棚南六丁目1番1号	77-2002
16	県立綾瀬高等学校	寺尾南一丁目4番1号	76-1400
17	県立綾瀬西高等学校	早川1485番地1	77-5121

※水害時は、浸水するおそれのあるNo. 14綾南小学校は利用しないこととし、代替施設として南部ふれあい会館（所在地：上土棚南一丁目5番10号、電話番号：77-3020）、落合自治会館（所在地：落合南六丁目11番46号、電話番号：77-4429）及び上土棚自治会館（所在地：上土棚北四丁目7番47号、電話番号：76-9336）を指定します。

2 二次避難所

No.	名 称	所 在 地	電話番号
1	中央公民館	深谷中一丁目3番1号	77-8181
2	中村地区センター	深谷中五丁目16番43号	78-2760
3	大上保育園	大上六丁目14番5号	77-0323
4	北の台地区センター	蓼川二丁目1番12号	77-6132
5	綾北福祉会館	寺尾中1丁目3番22号	78-1735
6	寺尾児童館	寺尾北二丁目2番1号	77-9993
7	寺尾いずみ会館	寺尾台三丁目6番25号	79-1305
8	小園児童館	小園401番地1	77-9994
9	早園地区センター	早川2934番地	78-1160
10	ながぐつ児童館	綾西二丁目11番14号	77-9992
11	吉岡地区センター	吉岡2316番地	78-2029
12	綾南地区センター	上土棚中一丁目10番11号	77-5808
13	綾南保育園	上土棚南一丁目4番17号	76-0030
14	南部ふれあい会館	上土棚南一丁目5番10号	77-3020

※水害時は、浸水するおそれのあるNo. 9早園地区センター及びNo. 12綾南地区センターは利用しないこととします。また、No. 14南部ふれあい会館は、綾南小学校の代替施設として一次避難所に指定されます。

3 広域避難場所

No.	名 称	所 在 地	避難有効 面積 (m ²)
1	藤沢ゴルフクラブ	深谷南七丁目2番1号	660,000
2	落合小学校	落合北三丁目10番1号	12,687
3	綾瀬中学校	深谷南二丁目3番1号	30,675
4	綾瀬小学校	深谷中五丁目1番1号	14,867
5	市民スポーツセンター	深谷上三丁目6番1号	28,076
6	光綾公園	深谷上四丁目5234番	43,885
7	綾北中学校	深谷上四丁目4番1号	28,727
8	北の台小学校	大上九丁目14番1号	13,833
9	風車公園	大上二丁目555番9	16,853
10	北の台中学校	蓼川一丁目2番1号	22,014
11	天台小学校	寺尾台一丁目三3番1号	17,484
12	綾北小学校	寺尾本町三丁目10番1号	14,482
13	寺尾小学校	寺尾南一丁目3番1号	20,367
14	県立綾瀬高等学校	寺尾南一丁目4番1号	32,207
15	早園小学校	小園420番地	19,048
16	城山公園	早川城山三丁目4番1	64,862
17	県立綾瀬西高等学校	早川1485番地 1	32,499
18	城山中学校	早川2230番地	21,229
19	早園地区センター	早川2934番地	1,929
20	春日台中学校	吉岡393番地 1	24,885
21	吉岡地区センター	吉岡2316番地	2,481
22	綾西小学校	綾西一丁目2番1号	17,888
23	綾西公園	綾西二丁目1800番124	7,901
24	綾南小学校	上土棚中一丁目12番19号	11,558
25	綾南保育園	上土棚南一丁目4番17号	2,679
26	土棚小学校	上土棚南六丁目1番1号	15,440

4 ^{いっとき}一時避難場所

No.	名 称	所在地
1	綾南公園	落合南九丁目 339
2	落合東公園	落合南九丁目 607-2
3	長坂上公園	落合南四丁目 1-1
4	長坂上西公園	落合南二丁目 120-1
5	下落合公園	落合北四丁目 503-1
6	不聞山公園	落合北七丁目 1008-4
7	取内東公園	落合北六丁目 1396-21
8	深谷中央1号公園	深谷 4196
9	深谷中央2号公園	深谷 3915-1
10	深谷森林公園	深谷 1757
11	陽だまり公園	深谷 1882-1
12	新道公園	深谷 1952-1
13	上深谷地域公園	深谷上六丁目 4562-1
14	本郷公園	深谷上七丁目 4630-16
15	サンバード公園	深谷上八丁目 4729-16
16	中村公園	深谷中五丁目 3367-2
17	鶴ヶ台公園	深谷中七丁目 2272-22
18	深谷南第1公園	深谷南一丁目 1408-62
19	鶴ヶ岡地域公園	深谷南三丁目 2206
20	鶴島中央公園	深谷南四丁目 2378
21	鶴島公園	深谷南四丁目 2413-2
22	不聞山ちびっこ広場	深谷南二丁目 907
23	鶴ヶ岡公園	深谷南六丁目 2171
24	桃並公園	大上一丁目 5427-8
25	大上ゆめ公園	大上五丁目 258-1
26	大上公園	大上三丁目 500-1
27	綾北公園	大上二丁目 640-3
28	柳川広場	大上八丁目 6292-10
29	綾瀬スポーツ公園	本蓼川 345
30	蓼川中公園	蓼川一丁目 1025-4
31	水之頭公園	蓼川一丁目 23-1
32	さくら公園	蓼川一丁目 26-1
33	桜ヶ岡公園	蓼川一丁目 906-7
34	蓼川北公園	蓼川三丁目 1489-2
35	蓼川公園	蓼川二丁目 1507-148
36	釜田第7公園	寺尾釜田一丁目 350-1
37	釜田住宅内公園	寺尾釜田一丁目 360-1
38	釜田第6公園	寺尾釜田三丁目 180-13

No.	名 称	所在地
39	釜田第4公園	寺尾釜田三丁目 182-16
40	釜田第5公園	寺尾釜田三丁目 182-76
41	釜田第1公園	寺尾釜田三丁目 95-4
42	釜田第2公園	寺尾釜田二丁目 280-15
43	釜田第3公園	寺尾釜田二丁目 294-4
44	寺尾西公園	寺尾西一丁目 194-1
45	青空公園	寺尾西三丁目 1122-5
46	寺尾西第2公園	寺尾西二丁目 1189-33
47	寺尾台地域公園	寺尾台三丁目 2011-2
48	寺尾台公園	寺尾台二丁目 2133-24
49	天台公園	寺尾台二丁目 2140-5
50	久保田児童公園	寺尾中一丁目 1435-7
51	子ノ神第2公園	寺尾中一丁目 1451-2
52	林第2公園	寺尾中四丁目 1574-16
53	林第1公園	寺尾中四丁目 1579-32
54	子ノ神公園	寺尾中二丁目 1257-8
55	比留川第3公園	寺尾南三丁目 690-13
56	観音台スポーツ公園	寺尾南三丁目 696-40
57	比留川第2公園	寺尾南三丁目 717-2
58	比留川第1公園	寺尾南三丁目 725-7
59	寺尾公園	寺尾北一丁目 2255
60	北公園	寺尾北三丁目 1651-3
61	寺尾北公園	寺尾北四丁目 1724-7
62	寺尾北第2公園	寺尾北二丁目 2344-9
63	寺尾中央公園	寺尾本町一丁目 204-3
64	本町ふれあい公園	寺尾本町三丁目 755-3
65	比留川第4公園	寺尾本町三丁目 771-34
66	寺尾本町公園	寺尾本町二丁目 1310-8
67	北原緑地	小園 1118-2
68	小園台第2公園	小園 1233-1
69	小園台第1公園	小園 1236-3
70	北原公園	小園 1293-8
71	紅葉ヶ丘公園	小園 1390-12
72	小園公園	小園 1426-1
73	稻荷谷公園	小園 1324-1
74	南原公園	小園 355-27
75	小園東公園	小園 545-11
76	小園広場	小園南一丁目 1-23
77	小園南公園	小園南一丁目 423-151
78	小園西公園	小園南二丁目 191-94

No.	名 称	所在地
79	東山公園	早川 511-5
80	峰山公園	早川 1345-4
81	さがみの公園	早川 2605-23
82	東名公園	早川 2980-87
83	城山こみち	早川城山一丁目 18-1
84	嫁の久保公園	早川城山四丁目 4-1
85	堀之内公園	吉岡 1220-1
86	入ヶ谷公園	吉岡 1912-123
87	根恩馬公園	吉岡 2722-1
88	神崎遺跡公園	吉岡 3425-5
89	蟹ヶ谷緑地	吉岡 887-23
90	蟹ヶ谷公園	吉岡 905-10
91	東根緑地	吉岡 919-2
92	吉岡東公園	吉岡東五丁目 387-39
93	ぞうさん公園	綾西五丁目 1502-89
94	水道みち公園	綾西三丁目 1912-120
95	バザール公園	綾西四丁目 1863-42
96	綾西第5公園	綾西二丁目 1772-30
97	なかよし広場	上土棚中七丁目 927-12
98	もみじ公園	上土棚中二丁目 5-7
99	やぶね公園	上土棚中六丁目 2009-103
100	松山北公園	上土棚南一丁目 1323-10
101	松山公園	上土棚南一丁目 1351-4
102	松山西公園	上土棚南一丁目 1527-3
103	松山南公園	上土棚南二丁目 1491-1
104	やぶね台公園	上土棚南三丁目 1959-10
105	やぶね地域公園	上土棚南四丁目 1889-2
106	中原第2公園	上土棚北四丁目 408-3
107	中原公園	上土棚北二丁目 324-54
108	風の公園	深谷中一丁目 13-2

※ 豪雨時等の避難などの急を要する場合は、自宅などから直接風水害時避難所
又は一次避難所等に避難するため、一時避難場所は利用しません。

5 福祉避難所

No.	名 称	所在地
1	医療法人社団慈広会 (メイプル)	吉岡2361番地7
2	社会福祉法人泉正会 (泉正園)	上土棚南一丁目11番20号
3	社会福祉法人道志会 (道志会)	早川城山二丁目11番3号
4	社会福祉法人唐池学園 (つぼみ保育園)	深谷中五丁目20番48号
5	社会福祉法人唐池学園 (吉岡保育園)	吉岡1980番地
6	社会福祉法人湘南児童福祉会 (深谷保育園)	深谷上三丁目1番29号
7	社会福祉法人誠心福祉協会 (おとぎ保育園)	早川3067番地5
8	社会福祉法人聖音会 (さがみ野ホーム)	深谷中七丁目1番9号
9	社会福祉法人唐池学園 (貴志園)	吉岡2381番地1
10	社会福祉法人聖音会 (綾瀬ホーム)	吉岡2337番地
11	社会福祉法人千寿会 (杜の郷)	寺尾南一丁目5番31号
12	学校法人生蘭学園 (さくらチャイルドセンター)	寺尾西一丁目13番1号
13	社会福祉法人泉正会 (綾瀬いずみ保育園)	上土棚北四丁目11番41号
14	学校法人明和学園 (ピッピことりこども園)	吉岡1526番地
15	社会福祉法人足跡の会 (綾瀬ゆめっこ保育園)	大上四丁目2番25号
16	もみの木園	深谷上四丁目5番1号

6 地域避難所

No.	名 称	所在地
1	創価学会綾瀬平和会館	寺尾台一丁目1番1号
2	宗教法人 真宗大谷派 礼正寺	大上九丁目7番17号
3	宗教法人 日蓮宗 大法寺	深谷中六丁目23番1号
4	宗教法人 浄土宗 蓮光寺	上土棚中二丁目15番43号
5	宗教法人 曹洞宗 龍洞院	早川 1766 番地
6	宗教法人 曹洞宗 長泉寺	早川 3146 番地
7	宗教法人 浄土宗 正福寺	吉岡 1006 番地
8	宗教法人 臨濟宗建長寺派 濟運寺	吉岡 1783 番地
9	宗教法人 曹洞宗 報恩寺	寺尾南二丁目10番1号
10	日本基督教団 大塚平安教会	寺尾北二丁目17番44号
11	春日幼稚園	吉岡 1360 番地
12	学校法人明和学園 綾西幼稚園	吉岡 1526 番地
13	学校法人比留川学園 綾瀬中央幼稚園	深谷上六丁目12番43号
14	学校法人文伸学園 綾南幼稚園	上土棚中一丁目10番6号
15	綾瀬すぎの子幼稚園	落合北五丁目22番11号
16	学校法人大塚平安学園 ドレーパー記念幼稚園	寺尾北二丁目17番47号
17	学校法人橘川学園 綾瀬ゆたか幼稚園	寺尾本町三丁目12番26号
18	学校法人生蘭学園 綾瀬幼稚園	寺尾西二丁目9番50号
19	学校法人生蘭学園 生蘭高等専修学校	小園 1520 番地
20	学校法人湘央学園 湘央医学技術専門学校・湘央 生命科学技術専門学校	小園 1424 番 4 号
21	株式会社 メイコー	大上五丁目14番15号
22	トピー工業 株式会社	大上二丁目3番1号
23	スピードファム 株式会社	大上四丁目2番37号

7 指定避難所

No.	名称	所在地
1	綾瀬小学校	深谷中五丁目1番1号
2	綾瀬中学校	深谷南二丁目3番1号
3	綾北中学校	深谷上四丁目4番1号
4	北の台小学校	大上九丁目14番1号
5	北の台中学校	蓼川一丁目2番1号
6	天台小学校	寺尾台一丁目3番1号
7	寺尾小学校	寺尾南一丁目3番1号
8	綾北小学校	寺尾本町三丁目10番1号
9	早園小学校	小園420番地
10	城山中学校	早川2230番地
11	綾西小学校	綾西一丁目2番1号
12	春日台中学校	吉岡393番地1
13	落合小学校	落合北三丁目10番1号
14	綾南小学校	上土棚中一丁目12番19号
15	土棚小学校	上土棚南六丁目1番1号
16	県立綾瀬高等学校	寺尾南一丁目4番1号
17	県立綾瀬西高等学校	早川1485番地1
18	中央公民館	深谷中一丁目3番1号
19	中村地区センター	深谷中五丁目16番43号
20	大上保育園	大上六丁目14番5号
21	北の台地区センター	蓼川二丁目1番12号
22	綾北福祉会館	寺尾中一丁目3番22号
23	寺尾児童館	寺尾北二丁目2番1号
24	寺尾いずみ会館	寺尾台三丁目6番25号
25	小園児童館	小園401番地1
26	早園地区センター	早川2934番地
27	ながぐつ児童館	綾西二丁目11番14号
28	吉岡地区センター	吉岡2316番地
29	綾南地区センター	上土棚中一丁目10番11号
30	綾南保育園	上土棚南一丁目4番17号
31	南部ふれあい会館	上土棚南一丁目5番10号

8 指定緊急避難場所

No.	名称	所在地	対象となる異常な現象の種類			
			地震	洪水	崖崩れ	大規模な火事
1	綾瀬小学校【校舎及び体育館】	深谷中五丁目1番1号		○	○	
	綾瀬小学校【校庭】	深谷中五丁目1番1号	○		○	○
2	綾瀬中学校【校舎及び体育館】	深谷南二丁目3番1号		○	○	
	綾瀬中学校【校庭】	深谷南二丁目3番1号	○		○	○
3	綾北中学校【校舎及び体育館】	深谷上四丁目4番1号		○	○	
	綾北中学校【校庭】	深谷上四丁目4番1号	○		○	○
4	北の台小学校【校舎及び体育館】	大上九丁目14番1号		○	○	
	北の台小学校【校庭】	大上九丁目14番1号	○		○	○
5	北の台中学校【校舎及び体育館】	蓼川一丁目2番1号		○	○	
	北の台中学校【校庭】	蓼川一丁目2番1号	○		○	○
6	天台小学校【校舎及び体育館】	寺尾台一丁目3番1号		○	○	
	天台小学校【校庭】	寺尾台一丁目3番1号	○		○	○
7	寺尾小学校【校舎及び体育館】	寺尾南一丁目3番1号		○	○	
	寺尾小学校【校庭】	寺尾南一丁目3番1号	○		○	○
8	綾北小学校【校舎及び体育館】	寺尾本町三丁目10番1号		○	○	
	綾北小学校【校庭】	寺尾本町三丁目10番1号	○		○	○
9	早園小学校【校舎及び体育館】	小園420番地		○	○	
	早園小学校【校庭】	小園420番地	○		○	○
10	城山中学校【校舎及び体育館】	早川2230番地		○	○	
	城山中学校【校庭】	早川2230番地	○		○	○
11	綾西小学校【校舎及び体育館】	綾西一丁目2番1号		○	○	
	綾西小学校【校庭】	綾西一丁目2番1号	○		○	○
12	春日台中学校【校舎及び体育館】	吉岡393番地1		○	○	
	春日台中学校【校庭】	吉岡393番地1	○		○	○
13	落合小学校【校舎及び体育館】	落合北三丁目10番1号		○	○	
	落合小学校【校庭】	落合北三丁目10番1号	○		○	○
14	綾南小学校【校舎及び体育館】	上土棚中一丁目12番19号				
	綾南小学校【校庭】	上土棚中一丁目12番19号	○		○	○
15	土棚小学校【校舎及び体育館】	上土棚南六丁目1番1号		○	○	
	土棚小学校【校庭】	上土棚南六丁目1番1号	○		○	○
16	県立綾瀬高等学校【校舎及び体育館】	寺尾南一丁目4番1号		○	○	
	県立綾瀬高等学校【校庭】	寺尾南一丁目4番1号	○		○	○
17	県立綾瀬西高等学校【校舎及び体育館】	早川1485番地1		○	○	
	県立綾瀬西高等学校【校庭】	早川1485番地1	○		○	○
18	早園地区センター【屋外】	早川2934番地	○		○	○
19	吉岡地区センター【屋外】	吉岡2316番地	○		○	○
20	綾南保育園【園庭】	上土棚南一丁目4番17号	○		○	○
21	藤沢ゴルフクラブ	深谷南七丁目2番1号	○		○	○
22	市民スポーツセンター【陸上競技場】	深谷上三丁目6番1号	○		○	○
23	光綾公園	深谷上四丁目5234	○		○	○
24	風車公園	大上二丁目555番9	○		○	○
25	城山公園	早川城山三丁目4番1号	○			○
26	綾西公園	綾西二丁目1800番124	○		○	○

※崖崩れについて、地震発生時は校庭等の屋外に避難し、風水害発生時は校舎及び体育館等の屋内に避難すること。

9 風水害時避難所

No.	名 称	所在地	備考
1	落合自治会館	落合南 6-1-46	
2	中村自治会館	深谷中 5-23-35	
3	蓼川自治会館	蓼川 2-11-33	
4	大上自治会館	大上 5-9-41	
5	寺尾南自治会館	寺尾南 2-3-16	
6	寺尾綾北自治会館	寺尾本町 2-7-3	
7	寺尾天台自治会館	寺尾台 1-12-15	
8	小園自治会館	小園 398-1	
9	吉岡自治会館	吉岡 2316-10	
10	綾西自治会館	綾西 2-11-14	
11	上土棚自治会館	上土棚北 4-7-47	
12	高齢者福祉会館	深谷中 1-3-1	ペット同行避難可
13	寺尾児童館	寺尾北 2-2-1	
14	南部ふれあい会館	上土棚南 1-5-10	
15	城山中学校武道場	早川 2230	

※車両で避難する者が多くなると、交通集中や事故などにより交通渋滞をまねき、浸水すると、動けなくおそれがあることから、原則として避難は徒歩で行うものとする。

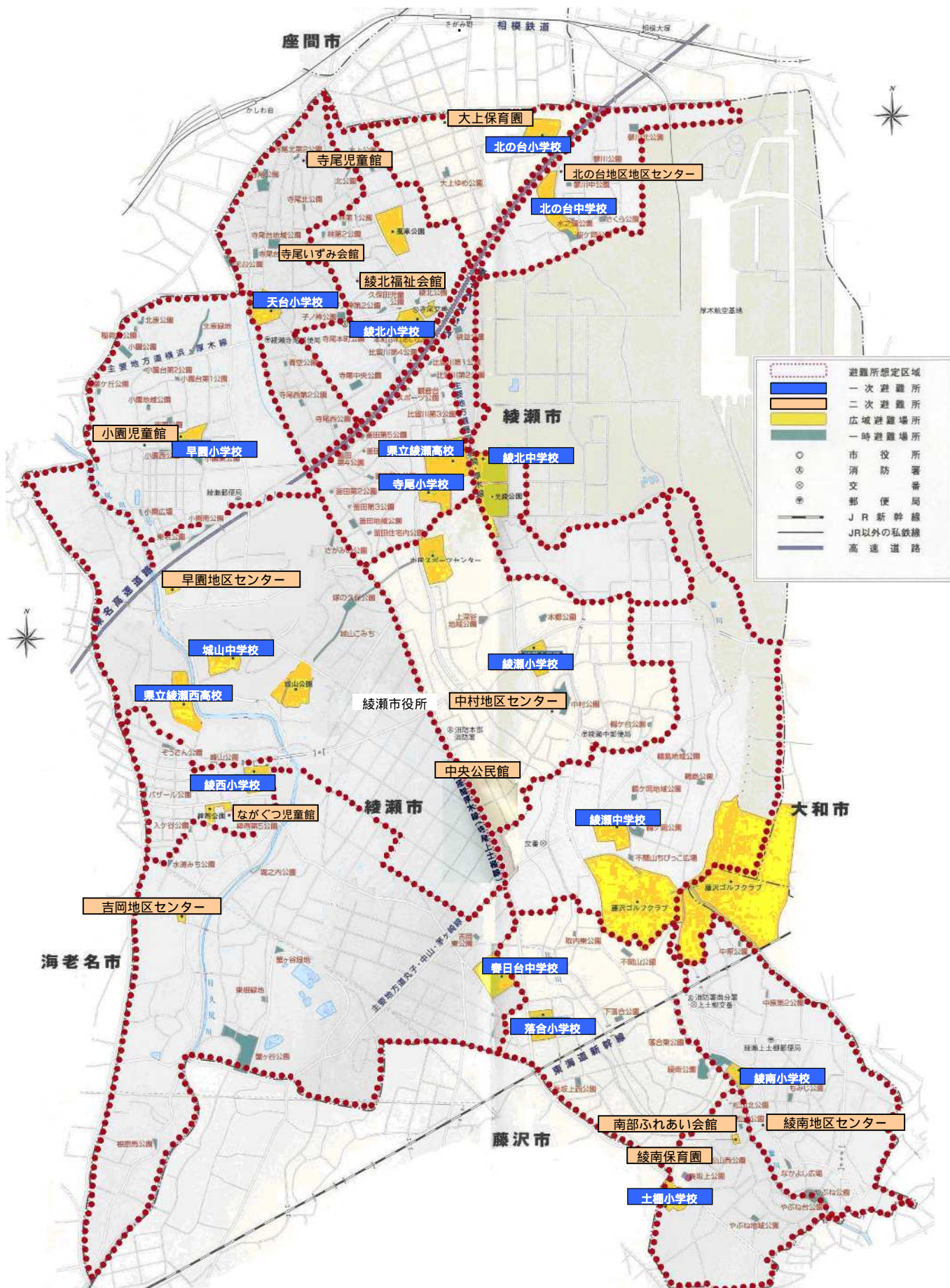
ただし、歩行による避難が困難な者や避難所まで距離が遠い場合は、車両による避難も可とする。駐車スペースに限りがあることから、車両で避難する場合は、高齢者福祉会館を活用することとする。

4 - 2 避難所想定区域及び想定避難者数一覧

	避難所名	想 定 区 域					想定避難者数		地区対策 本部	避難所運 営委員会 実施主体 自治会名
		自治会	区					人 数		
1	綾瀬小学校	上深谷	1	2	3		1,844	740	中 央	上深谷
		中 村	5	6						
2	綾瀬中学校	中 村	1	2	3	4	1,644	659	中 央	中 村
3	綾北中学校	上深谷	4	5			1,033	414	中 央	上深谷
		大 上	2	(21・22・23・28組は除く)						
4	北の台小学校	大 上	1	5	6	7	1,751	701	綾 北	大 上
		蓼 川	2	(3組)						
5	北の台中学校	蓼 川	1	2(3組は除く)		3	2,064	828	綾 北	蓼 川
		大 上	10	11						
6	天台小学校	寺尾天台	全				3,251	1,304	寺 尾	寺尾天台 寺尾北
		寺尾北	全							
7	寺尾小学校	寺尾南	全				1,589	637	寺 尾	寺尾南
8	県立綾瀬高校									
9	綾北小学校	寺尾綾北	全				2,351	943	寺 尾	寺尾綾北 大 上
		大 上	2	(21・22・23・28組)						
10	早園小学校	小 園	全				2,427	973	早 園	小 園
11	城山中学校	早 川	全				1,781	714	早 園	早 川
12	県立綾瀬西高校									
13	綾西小学校	綾 西	全				1,451	582	綾 西	綾 西
14	春日台中学校	吉 岡	全				1,045	419	綾 西	吉 岡
15	落合小学校	落 合	2	3	4	5	1,949	781	綾 南	落 合
			8	6	(11・12組は除く)					
16	綾南小学校	上土棚	北1	北2	北3	北4	3,050	1,222	綾 南	上土棚
			中1	中2	中3	中4				
			中5	中6	中7	中8				
		落 合	6	(11・12組)						
17	土棚小学校	上土棚	南1	南2	南3	南4	2,200	882	綾 南	上土棚
			南6	南7						
		落 合	1							
計							29,430	11,800		

各避難者の数は、総人口、総世帯数、避難者想定数により按分したものである。

4 - 3 避難所想定区域図



4-4 避難所運営マニュアル



綾 瀬 市
令和3年6月

はじめに

- 1 避難所について.....p.7
- 2 避難所運営委員会.....p.8
- 3 活動班の役割と編成.....p.10
- 4 避難所運営の原則等.....p.11
- 5 避難所運営マニュアルの使い方.....p.11
- 6 発災後のフェーズ（段階）と対応ページ.....p.12

本 編

- ちくじ
- はじめに
- 初動期
- 展開期
- 安定期
- 撤収期

時期	やること	ページ
初動期 (発災直後 2 4 時間)	初動期のフロー	p.14
	建物が安全か確認し、避難所を開設する準備をする	p.15
	建物の鍵をあける	p.16
	避難者名簿を用意して、避難状況を把握する	p.17
	感染症に配慮して受入れ、他施設等を案内する	p.18
	避難所における共通ルールを掲示する	p.18
	避難者組をつくる	p.19
	市に避難所の状況を報告する	p.19
	食料や物資などの管理、配布を行う	p.19
	簡易トイレを設置する	p.19

時期	担当班	やること	ページ
展開期 (2 4 時間 ~ 3 週間程度)	全 体	展開期のフロー	p.22
	総 務	避難所運営委員会の事務局業務を行う	p.25
		生活ルールをつくる	p.25
		居住スペース計画をつくる	p.26
	情報広報	車中泊避難者用駐車スペース計画をつくる	p.27
		避難者のプライバシーを守り、取材に対応する	p.27
		生活の情報などを集める	p.28
情報を提示する		p.28	
		情報を管理する	p.29

時期	担当班	やること	ページ
展開期 (24時間〜3週間程度)	被災者管理	避難者名簿を管理する	p.29
		避難者と来訪者が会えるようにする	p.30
		避難者に電話があったことを伝える	p.30
		郵便を受付で対応し、場合に応じて室内に入れる	p.30
		応急修繕箇所の修繕の要請	p.31
		避難所の管理	p.31
	施設管理	防火対策	p.32
		施設内の防犯対策を計画し、体制を整える	p.32
		生活用水の確保	p.32
		防災倉庫の中にある資機材を管理する	p.33
	食料物資	災害時特設公衆電話の設置	p.33
		物資、食料の調達	p.34
		物資、食料の受入れ	p.34
		物資、食料の配布	p.35
		炊き出しの対応	p.35
		物資、食料の管理	p.36
救護	要配慮者への支援	p.36	
	外国人への対応	p.37	
	医療救護の体制づくり	p.37	
	女性や子どもへの配慮対策	p.38	
衛生	車中泊避難者への対応	p.38	
	トイレに関する対応	p.39	
	ごみに関する対応	p.40	
	防疫に関する対応	p.40	
ボランティア	避難所の清掃、整理整頓	p.41	
	ペット対策	p.42	
		洗濯・風呂対策	p.42
		ボランティアの派遣を要請する	p.43
		ボランティアを受け入れる	p.43



時期	担当班	やること	ページ
安定期 (おおむね3週間以降)	全体	安定期のフロー	p.46
		避難所運営委員会の事務局業務を行う	p.49
	総務	避難所生活ルールを改善する	p.49
		居住スペースの再検討	p.49
	情報広報	復興支援のための情報収集と広報	p.50
	被災者管理	避難者名簿の更新	p.50
	施設管理	利用スペースの再検討	p.50
	食料物資	避難者からの要望に対応した物資、食料の調達	p.51
		栄養管理への対応	p.51
	救護	物資、食料の管理	p.51
心のケア対策		p.52	
衛生	要配慮者などへの対応	p.52	
	衛生管理の徹底	p.52	
ボランティア	長期化に伴うボランティア対応	p.53	



時期	担当班	やること	ページ
撤収期 (ライフライン回復以降)	全体	撤収期のフロー	p.56
		避難所運営委員会の事務局業務を行う	p.58
	総務	避難所閉鎖への準備計画	p.58
		広報に使ったものを片づける	p.58
	被災者管理	避難者名簿の整理・保管	p.59
	施設管理	避難所利用スペースを縮小する	p.59
	食料物資	各活動班で使用したものを片付ける	p.59
	衛生	避難所全体の整理整頓や清掃計画を作成する	p.59
		継続的な支援体制を検討する	p.60
	ボランティア	閉鎖を踏まえたボランティア対応	p.60

用語インデックス

用語インデックス.....p.61

様式

- 様式 1 避難所開設チェックリスト
- 様式 2 施設安全点検表
- 様式 3 健康状態チェックシート
- 様式 4 受付簿
- 様式 5 避難者名簿
- 様式 6 来訪者受付用紙
- 様式 7 応急修繕依頼書
- 様式 8 ペット登録台帳
- 様式 9 物品使用簿
- 様式 10 避難所状況報告書（初動期用）
- 様式 11 避難所状況報告書（第 報）
- 様式 12 物資依頼票兼処理票
- 様式 13 避難所用品受払票
- 様式 14 食料依頼票兼処理票
- 様式 15 ボランティア受付票
- 様式 16 避難・連絡用紙
- 様式 17 避難所情報・広報板
- 様式 18 傷病者リスト
- 様式 19 取材者受付用紙

資料

- 資料 1 防災倉庫備蓄品一覧
- 資料 1-2 防災倉庫と異なる備蓄品保管場所の一覧
- 資料 2 防災倉庫備蓄品の写真
- 資料 3 ファーストミッションボックス一覧
- 資料 4 小・中学校備蓄食料等配布一覧表
- 資料 5 多数用救急箱内容明細
- 資料 6 避難所運営委員会組織図
- 資料 7 避難者への物資・食料・水などの配分方針伝達文（案）
- 資料 8 避難所におけるペット飼育ルール広報文（案）

まぐし

はじめに

初動期

展開期

安定期

撤収期

- 資料 9 災害時広報文例集
- 資料 10 取材者への注意事項
- 資料 11 車中泊避難者への留意事項
- 資料 12 緊急連絡先
- 資料 13 避難所運営委員会名簿
- 資料 14 校内使用箇所図面
- 資料 15 避難所における共通ルール
- 資料 16 避難所運営委員会規約

※資料 1～11 は全ての避難所に共通するもの、資料 12～16 は避難所ごとに作成する資料です。

はじめに

はじめに、「避難所」、「避難所運営委員会」とはどのようなものか、そして、この「避難所運営マニュアル」はどのように使うかを説明します。

1 避難所について

(1) 避難所とは

避難所とは、災害時に生活の場を失った人が、ふつうの暮らしに戻るまで一定期間生活をするとこです。

災害時における避難行動と避難所の関係

災害発生	大地震、大規模な風水害等
↓	建物倒壊・火災の拡大等により危険が迫ったとき
安全な場所へ移動	一時避難場所（近くの公園等）/広域避難場所（大きな公園等）
↓	自宅で生活できないとき
生活の場を確保	避難生活を送る主な場所（状況に応じて選択）： ①避難所 ②親族・知人宅 ③ホテル等 ④その他
↓	
自宅	生活再建

(2) 避難所の種類と設置場所

避難所には次表の種類があり、中心となるのは小中学校です。そのため、避難者と同様に災害の被害者である児童・生徒たちの心身の安定を図るためにも、応急的な教育の実施場所や早期の教育再開に配慮し、地域のライフラインの回復や応急仮設住宅の建設状況を判断しながら、避難所の縮小・閉鎖を視野に入れた運営を目指します。



【避難所の種類と設置場所】

一次避難所	市内の小中学校 15 か所 + 県立高校 2 か所
二次避難所	各地区センター等 14 か所
風水害時避難所	自治会館等 15 か所 ※大規模災害時には風水害でも一次避難所を設置
福祉避難所	福祉避難所 16 か所
地域避難所	地域避難所 18 か所

(3) 避難所の機能

避難者が助け合い、励ましあって、生活再建に向けての一步を踏み出すため、避難所には安全・生活基盤の提供、保健・衛生の確保、情報の提供、地域コミュニティの維持・形成の支援といった機能があります。

【避難所の主な機能】



2 避難所運営委員会

(1) 避難所運営委員会

災害が発生したとき、地域住民と行政機関が一体となり総合的な避難所運営管理体制を確立するため、綾瀬市では避難所運営委員会を設置しています。この避難所運営委員会は、綾瀬市地域防災計画に基づき、自主防災組織やボランティア団体などの地域住民の代表者、施設管理者及び市職員（地区対策本部員）で構成されています。

(2) 活動内容

避難所運営委員会は、地震等の災害時における避難所の円滑な運営と、平常時における地域住民への啓発等を図るため、次の事項について協議し、活動します。

- ① 運営委員会の運営に関すること（時間別の対応を含む）
- ② 避難所の施設・備蓄品の維持管理に関すること（鍵の管理、避難所の配置を含む）
- ③ 避難所に必要な資機材・備蓄品の維持管理に関すること
- ④ 避難誘導体制の確立に関すること
- ⑤ 情報交換・連絡体制の確立に関すること（住民広報を含む）
- ⑥ 地域連携体制の確立に関すること
- ⑦ 訓練の実施に関すること
- ⑧ その他必要な事項（高齢者、女性、障がい者等の対応策、衛生管理の知識習得、食料、物資の受入体制、ボランティアの受入体制を含む）

(3) 会議（避難所運営調整会議と避難所定例会議）

避難所運営委員会は、活動事項等の協議を行うため、次の2種類の会議を行います。

なお、会議は会長が必要の都度召集し、その議長となります。

ア 避難所運営調整会議（平常時及び避難所開設時に開催）

平常時においては、上述の避難所運営活動、避難所開設時には、避難所運営の活動事項について協議を行います。

イ 避難所定例会議（避難所開設時に開催）

避難所内の状況を把握しながら、活動班相互の意見交換を行い、必要事項を協議します。



【避難所運営委員会における2つの会議】

	避難所運営調整会議	避難所定例会議
構成員	会長、副会長、事務局長兼総務班長	会長、副会長、事務局長兼総務班長、その他各班長
平常時	運営方針やルールづくり 訓練の実施 防災に関する意識啓発活動の実施 ⇒標準的な対応を検討し、ルール化	(災害時のみ開催)
災害時	現に設置されている避難所における運営の活動事項について協議 ⇒規約・マニュアルに基づく具体的な対応を協議	避難所内の状況を把握しながら、活動班相互の意見交換を行い、必要事項の協議

3 活動班の役割と編成

避難所運営委員会の活動は、次の8つの活動班に分かれてお行います。



4 避難所運営の原則等

- 避難所では、避難者の自力再建を原則とします。
 - 避難所では、避難者相互の負担をできるだけ軽減し、少しでも過ごしやすいように、資料1-4「避難所共通ルール」を遵守します。
 - 避難所の運営が特定の人々に過重に負担とならないように、できるだけ交代や当番などにより対応することとします。
 - 避難所屋内避難者は、受け入れた部屋などに「避難者組」を組織して、活動班の業務に当番などで参加してください。
 - 避難所屋外避難者は、ブロックなどを区切って、「避難者組」を組織して、活動班の業務に当番などで参加してください。
 - プライバシー（個人情報保護など）には十分配慮してください。
- 市災害対策本部は、避難所の後方支援を行います。
 - 避難所と定期的に連絡を取り、食料物資などの配布計画の作成と配布の実施を行います。
 - 地域の在宅避難者に対しても支援を行います。

5 避難所運営マニュアルの使い方

災害時にはいろいろな困った状況が出てきて、どのように対応をしたらいいのか、わからないことも多くなります。そのため、このマニュアルの本編では災害時に想定される「状況」に、それに対応した「やること」を、発災後のフェーズ（段階）に応じて定め、その具体的な「手順」も順番に示してあります。

本編の後には、情報の収集や連絡に用いる「様式」と、活動の参考となる「資料」をつけています。資料は地域の関係者が必要となる名簿や図面を保管してください。なお、このマニュアルに書いていないやり方で避難所の対応をすることを妨げるものではありません。

みほん

施設管理班



6 発災後のフェーズ（段階）と対応ページ

初動期（発災直後～24時間） 発災後、避難所に来た直後の動き	p. 13～20
展開期（24時間～3週間程度） 活動班に分かれ組織的な行動を開始する動き	p. 21～44
安定期（おおむね3週間以降） 避難生活の長期化に対応する動き	p. 45～54
撤収期（ライフライン回復以降） 生活が再建し、避難所の撤収に向けた動き	p. 55～60

※各フェーズに示す時間・時期の表記は目安です。実際は被災状況や避難所運営の状況により異なる場合があります。



初動期の流れ

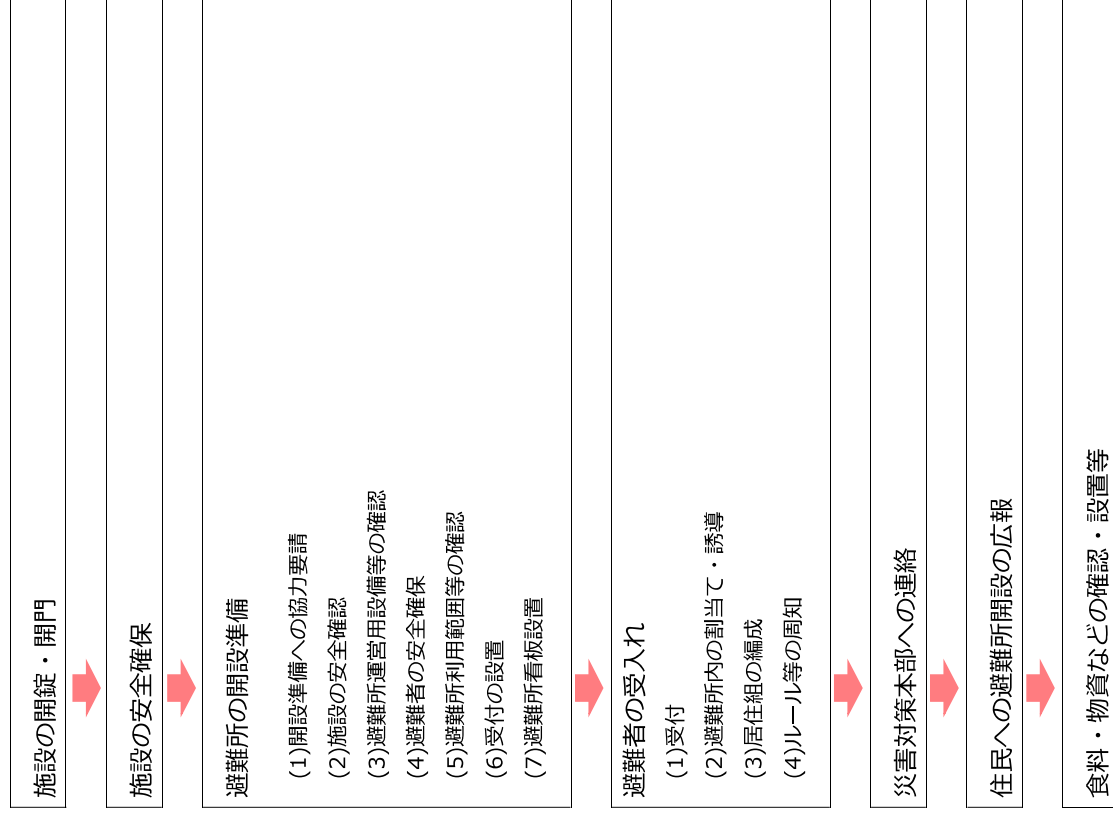
発災直後～24時間





急に大きな災害が起きた場合、さらに休日の夜間や早朝などの場合、避難所に最初に来るのは避難してきた地域の方々であることが想定されます。

この場合、行政担当者や施設管理者がいない場合でも、避難者がお互いに協力し合い、無秩序な施設への侵入を防ぎ、避難施設の安全確認後に避難者の施設内への誘導などを行うものとします。

最初に避難所に来た人たちは、次ページからの事項を実施します。実施にあたっては、迅速で確実な業務の遂行ができるように、お互いに協力を求めながら、2人1組で実施します。

初動期のフロー





 状況	避難所の施設が、まだ安全に使えるかわからない
 やること	建物が安全か確認し、避難所を開設する準備をする
↓	
(1) 防災倉庫からファーストミッションボックスを持つてくる。	
 防災倉庫	 ファーストミッションボックス・キーボックス
(2) 建物の安全確認がされるまでは、避難者に校庭などの安全な場所を待機してもらう。 (3) 建物の応急危険度判定ができる人(建築士1・2級を持っている人)を探す。	
手順 1 2 3	< できる人がいる場合 > 施設の安全点検してもらう。 < できる人がいない場合 > 様式1「避難所開設チェックリスト」及び様式2「施設安全点検表」を用い、施設の安全確認をする。 (4) 安全確認の判定の結果、「危険」、「要注意」と思われる建物は、立入禁止とする。また、判定結果を建物の入り口などに表示する。 (5) 様式2による施設安全点検の判定結果が「要注意」の場合は、応急危険度判定士の派遣を災害対策本部に要請する。 (6) 判定結果が「調査済み(安全)」の場合は、ガス、電気、電話、水道などが使えるか調べる。

◇防災倉庫のカギを持って
いる人は、資料12「緊急連絡先」を参照。

◇体育館やブ
ールのカギ
は、すべて
ファーストミ
ッションボッ
クスの「キー
ボックス」の
中にある。



◇応急危険度
判定の詳細は
p.23を参照

◇安全確認
は、2人1組
で行うこと。

 状況	建物が安全だとわかったので、中に入りたい
 やること	建物の鍵をあける
1 2 3 手 順	(1) 資料14「校内使用箇所図面」で避難所として使うこととされている部屋のカギを開ける。 (2) 立入禁止スペースの指定 資料14「校内使用箇所図面」にしたがって、立入禁止スペースを決めて、表示する。 (3) 建物の中での避難ができない場合は、建物の外で避難するためのテントを立てる。

◇テントは防災倉庫にある。

- ちくじ
- はじめに
- 初動期
- 展開期
- 安定期
- 撤収期

 状況	多くの人が避難してきて、避難状況がわからない
 やること	受付簿・避難者名簿を用意して、避難状況を把握する
1 2 3 手 順	(1) 感染症予防のため、様式3「健康状態チェックシート」に必要事項を記入してもらう。発熱者等、チェックシートで該当項目のある人は、感染防止のため、隔離されたスペースに誘導する。 ※次に記載する避難者名簿についても書いてもらう。 (2) 様式4「受付簿」に避難してきた人の代表者に氏名、連絡先の電話番号、避難人数を書いてもらう。 (3) 様式5「避難者名簿」を渡し、必要なことを書いて返すように伝え、避難所の中に移動させる。 <避難所に受け入れる避難者> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家が壊れてしまい、住むところがなくなった一般避難者 ・ 高齢者、障がい者などの要配慮者 ・ 通勤者などの帰宅困難者(市外者も含める。) ・ 車で避難している車中泊避難者

◇体温は各自持参した体温計で測ってもうほか、避難所の非接触型体温計を使用する。

◇車での避難は原則禁止で、歩行困難な方などやむを得ない場合に受け入れる。

◇ペットの屋内への同伴は補助犬を除き禁止。その他ペットの対応はp.42参照。

- ちくじ
- はじめに
- 初動期
- 展開期
- 安定期
- 撤収期

(4) 記入後の避難者名簿を回収し、あいうえお順に綴じる。
 (5) ペットがいる人は様式8「ペット登録台帳」に書く。
 ペットは指定された場所になぐか、ケージなどの中で飼うよう指導する。
 (6) 避難所が設置されたことを地域の住民に周知、広報する。
 その際、文字、音声等の複数の方法を用いるなど、要配慮者に配慮した広報を行う。

❗ 状況	避難所に多くの避難者が来て過密状態になった
✓ やること	感染症に配慮して受入れ、他施設等を案内する
1 2 3 手順	<p>(1) 避難者の身の安全が確保されるまで、間仕切り板、簡易型テント等を活用しながら感染症を予防しながら、基本的には全ての避難者を受け入れる。</p> <p>(2) その後、受入れが可能なスペース・施設への移動を調整する。(防疫に関する対応は p.42 参照。)</p>


◇感染症のリスクと災害によるリスクを慎重に検討し、判断する必要がある。



❗ 状況	避難所での生活の仕方がわからない
✓ やること	避難所における共通ルールを掲示する
1 2 3 手順	<p>避難所での生活を少しでも過ごしやすくするために、資料15「避難所における共通ルール」を出入口などに掲示する。</p> <p>感染症予防のため、次の点も周知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常時マスク着用 ・こまめな手洗い及び手指の消毒の徹底 ・人との間隔は、できるだけ2m以上空ける ・毎日の体温・体調確認 ・トイレのふたを閉めて流す ・定期的な掃除・消毒・換気(2時間ごとを目安に) ・ゴミは各家庭で密閉して廃棄 ・靴はビニール袋に入れて各自で保管 ・洗濯をする際は、家庭ごとを徹底



◇感染症予防のためにマスクを着用することは熱中症等のリスクを高めるため、強い負荷の作業や運動を避け、こまめに水分を補給することが必要。

❗ 状況	近隣の人との協力体制をつくりたい
✓ やること	避難者組をつくる
1 2 3 手順	<p>(1) 自治会区や組などの近隣の避難者ごとにおおむね部屋単位で避難者組を編成する。</p> <p>(2) 体育館などの広いスペースの場合や、車中泊避難者等の場合は、10世帯程度を1組とする。</p>

❗ 状況	市役所など外部からの支援を受けたい
✓ やること	市に避難所の状況を報告する
1 2 3 手順	<p>(1) MCA無線、電話、FAXなど外部との連絡手段を確保する。</p> <p>(2) 地区対策本部員は、避難所の状況を様式10「避難所状況報告書(初動期用)」を用いて災害対策本部に報告する。</p> <p><報告するタイミング></p> <p>第1報…参集直後 第2報…おおむね3時間後 第3報…おおむね6時間後</p> 

◇MCA無線は、職員室に置いてある。





 状況	食料や物資などのことが心配である
	↓
 やること	食料や物資などの管理、配布を行う
	↓
手順 1 2 3	(1)水道、貯水槽、プールの水の状態を確認する。 (2)不足物資、食料、飲料水などについては、 様式12 「物資依頼票兼処理票」または 様式14 「食料依頼票兼処理票」を用いて地区対策本部に要請する。 (3)食料、飲料水などの配布は、迅速かつ公平に行うため避難者組ごとに行う。



◇食料などは各家庭での備蓄と避難所への持参が基本であるが、市では災害時には、食料や水を備蓄している。

- overview
- start
- initial
- display
- stabilization
- removal

 状況	トイレのことが心配である
	↓
 やること	簡易トイレを設置する
	↓
手順 1 2 3	(1)下水道が使えるかどうか分かるまで、常設のトイレは使用禁止にする。 (2)常設トイレが使えない場合は、防災倉庫にある、簡易トイレを使う。

◇簡易トイレとは、薬剤の入った便袋を既設のトイレなどにつけて使用し、使用後は燃やすごみとして処理できるものをいう。



展開期の流れ

24時間～3週間程度

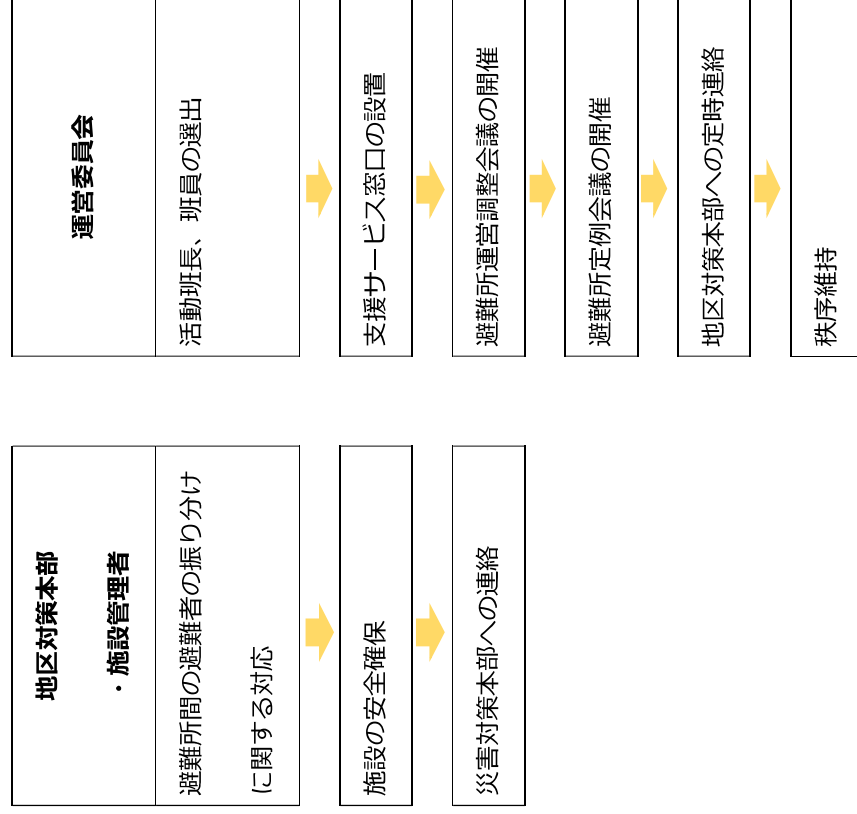
- overview
- start
- initial
- display
- stabilization
- removal

避難所運営委員会が中心となって、避難者の協力のもと本格的な体制を整えます。

また、地区対策本部に避難所の状況報告や必要な資機材などを要請します。

大規模な災害で避難生活が長期化した場合、避難者のみならず地域住民やボランティアなどの連携が重要になる時期です。

展開期のフロー



1 避難所間の避難者の振り分けに関する対応

- (1) 地区対策本部は、避難所の安全性から判断して危険な場合、他の避難所への振り分けを災害対策本部へ要請します。
- (2) 避難所にスペースの余裕がある場合は、追加可能人員を災害対策本部に報告します。

2 施設の安全確保

地区対策本部は、応急危険度判定士※の派遣を災害対策本部へ要請し、施設管理者は、その判定結果に基づき応急対応を行います。

3 災害対策本部への連絡

地区対策本部は、様式 1.1「避難所状況報告書（第 報）」を用いて毎日定時に災害対策本部へ連絡を行います。

応急危険度判定とは

応急危険度判定とは、地震が発生した直後において、被災した建築物の被害状況を調査し、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全を図る制度です。指定の講習会を受講した建築技術者のうち県知事の認定を受け、応急危険度判定活動を行う方を応急危険度判定士といいます。

応急危険度判定の調査を行った場合、その結果に応じて次の 3 種類のうちいずれかの判定標識を建築物の出入口等の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者だけでなく、付近を通行する歩行者に対しても安全であるか否かを容易に識別できるようにします。



被害程度は小さいとみられる 立ち入る場合は十分注意 立ち入ることは危険

1 活動班長、班員の選出

避難所運営委員会は、避難者組の状況などを判断しながら、活動班長や班員を選出し、早期に「避難所定例会議」の体制を整えます。

2 支援サービス窓口の設置

各活動班は、支援窓口を設置します。

3 避難所運営調整会議の開催

避難所運営の活動事項などについて、協議します。

4 避難所定例会議の開催

避難所内の状況を把握しながら、活動班相互の意見交換を行い、必要事項の協議を行います。

5 地区対策本部への定時連絡

各様式などを使用し、地区対策本部へ避難所の状況などの定時連絡を行います。

6 秩序維持

避難所内での迷惑行為の防止や、共同生活の秩序を守るために、問題解決にあたります。

ちくじ

はじめに

初動期

展開期

安定期

撤収期

総務班

⚠ 状況	避難所運営委員会に関する調整役が必要
✓ やること	避難所運営委員会の事務局業務を行う
1 2 3 手 順	(1) 運営委員会の体制を避難者が確認できるように「資料13」 「避難所運営委員会名簿」を貼り出す。 (2) 避難所運営調整会議、避難所定例会議の開催連絡や、協議事項の整理および資料を作る。 (3) 各活動班と協議し、地区対策本部へ連絡すべき内容を把握する。

ちくじ

はじめに

初動期

展開期

安定期

撤収期

⚠ 状況	避難所の秩序を保ちたい
✓ やること	生活ルールをつくる
1 2 3 手 順	(1) 避難所における共通ルールを作成する。 (2) 作成した共通ルールを掲示する。




◇ 標準的な避難所における共通ルールは「資料15」避難所における共通ルール」を参照。

施設管理班

 状況	居住スペースの整理が必要	→
	 やること	居住スペース計画をつくる
 手順	<p>◇(1)世帯ごとに間仕切りユニットなどを配付し、間仕切りを早期に設置する。感染症予防のため、各区画間が1～2m空くように注意する。</p>  <p>◇(2)衛生班、施設管理班と共に、あらかじめ計画していた更衣室、授乳室などを確保し、張り紙などにより避難者に周知する。</p> <p>◇(3)避難所に収容可能数よりも多くの避難者が来た場合は、まず、身の安全が確保できるまで避難所で受け入れ、その後、受け入れが可能なスペース・施設に適宜案内する。</p>	






施設管理班、情報広報班

 状況	車中泊をしたい人が避難してきた	→
	 やること	車中泊避難者用駐車スペース計画をつくる
 手順	<p>(1)車中泊避難者用に入入りやすい駐車スペースを確保する。</p> <p>(2)他の避難者と同様に避難者名簿に記載してもらおう。</p> <p>(3)資料1「車中泊避難者への注意事項」等により、健康上気をつける点を伝える。</p>	

施設管理班

◇車での避難は原則禁止で、歩行困難な方などやむを得ない場合に受け入れる。

 状況	報道機関（マスコミ）が取材にきた	→
	 やること	避難者のプライバシーを守り、取材に対応する
 手順	<p>(1)マスコミ等からの被災者の安否に関する問合せについては、避難者名簿に公開を可とした避難者のみ情報を公開する。</p> <p>(2)取材の申入れがあったときは、氏名、所属、目的、発表日時、発表内容など「様式19」「取材者受付用紙」・資料10「取材者への注意事項」を用いて聞き取り、記録に残す。</p> <p>(3)取材時間、区域を定め避難者の寝起きする部屋への取材の場合は、原則部屋の全員の同意を得てからとする。</p> <p>(4)インタビューなどの取材場所は、救援活動に支障がない、共有スペースとする。</p>	

情報広報班



情報広報班

❗ 状況	身辺の状況や支援に関する情報がほしい
✓ やること	生活の情報などを集める
1 2 3 手順	<p>地区対策本部、テレビ、ラジオ、新聞などを使って、次のような情報を集める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安否情報 ・医療救護情報 ・水、食料情報 ・生活物資情報 ・教育情報 ・長期受入れ施設に関する情報 ・生活再建情報 ・余震、天候情報 ・風呂の開設情報など

情報広報班



◇感染症予防のため、密にならないよう心掛ける。

❗ 状況	手にいれた情報をみんなで共有したい
✓ やること	情報を提示する
1 2 3 手順	<p>(1) 収集した情報を整理し、必要な情報は時刻を明示して情報・広報板などに掲示する。</p> <p>(2) 運営委員会での決定事項や連絡事項を情報・広報板などに掲示する。</p>

情報広報班、被災者管理班

❗ 状況	どれが新しい情報かわからない
✓ やること	情報を管理する
1 2 3 手順	<p>(1) 情報が古くなったら新しいものと入れ替える。</p> <p>(2) 古くなった情報は整理・記録する。</p>

情報広報班



❗ 状況	誰が避難所にいるかわかるようにしたい
✓ やること	避難者名簿を管理する
1 2 3 手順	<p>(1) 避難者が避難してきた場合(車中泊避難者等も含む)、様式5「避難者名簿」に世帯ごとに記入してもらう。</p> <p>感染症予防のため、様式3「健康状態チェックシート」も記入してもらう。発熱者等、チェックシートで該当項目のある人は、感染防止のため、隔離されたスペースに誘導する(p.40を参照)。</p> <p>(2) 総務班が作成した居住スペース計画に基づき、避難者を配置する。</p> <p>(3) 避難者の入退所にもなう、避難者名簿の作成や管理を行う。</p>

被災者管理班

◇感染症予防のため、受付担当者にはマスクのほかフェイスガードや手袋などの防護具を装着し、感染を予防する。

被災者管理班

❗ 状況	避難所の避難者に、人が会いに来た
✓ やること	避難者と来訪者が会えるようにする
1 2 3 手順	<ol style="list-style-type: none"> 来訪者があった場合、様式6「来訪者受付用紙」を用いて避難所の受付で対応する。 面会希望者は避難者の呼出しを行い、所定の場所で面会する。

◇避難者以外は、原則として避難者が寝起きする部屋への立入は禁止。

❗ 状況	避難所の避難者に、電話がかかってきた
✓ やること	避難者に電話があったことを伝える
1 2 3 手順	<ol style="list-style-type: none"> 捜している人の住所、名前を確認する。 相手に、「避難者を放送などで呼び出して、避難者に伝言連絡のみを行う」と伝える。 相手の名前、電話番号や連絡事項を確認する。 避難者の呼出しについては、時間を定めて行う。

❗ 状況	避難所の避難者に、郵便物が届いた
✓ やること	郵便を受付で対応し、場合に応じて室内に入れる
1 2 3 手順	<ol style="list-style-type: none"> 他の来訪者と同様に受付で対応する。 現金書留など、直接避難者に渡す場合は避難所室内の立入を認める。



施設管理班

❗ 状況	施設の壊れているところを直したい
✓ やること	応急修繕箇所の修繕の要請
1 2 3 手順	避難所内で修繕が必要な場合は、様式7「応急修繕依頼書」により、地区対策本部に要請する。



❗ 状況	立入禁止の場所の指定や夜の消灯などを管理したい
✓ やること	避難所の管理
1 2 3 手順	<ol style="list-style-type: none"> 立ち入り禁止場所を指定する。 指定開放場所以外に避難者が占領している場合は、事情を説明して移動をしてもらう。 避難所の消灯を定時に行う。 屋外避難者に対し、屋内避難所への移動を促す。 備蓄資機材・設備を確認し、利用できるように施設内に配置する。



施設管理班

❗ 状況	火事の心配がある
✓ やること	防火対策
1 2 3 手順	たき火や指定場所以外の喫煙などの防火ルールを作成し掲示する。

❗ 状況	犯罪がおこらないか心配である
✓ やること	施設内の防犯対策を計画し、体制を整える
1 2 3 手順	(1) 避難者同士の見守り体制を確保する。 (2) 特に女性においては、トイレ付近での性犯罪を防ぐ。 (3) 必要に応じて、警察の巡回・派遣を要請する。 (4) 被害があった場合は地区対を通じて相談窓口を案内する。


❗ 状況	掃除や洗濯などの生活用水がほしい
✓ やること	生活用水の確保
1 2 3 手順	プールに入っている水を確認し、ろ水機を使って生活用水を確保する。

ろ水機



施設管理班

❗ 状況	防災倉庫の中に何があるかわからない
✓ やること	防災倉庫の中にある資機材を管理する
1 2 3 手順	様式9「物品使用簿」を用いて、防災倉庫に保管している資機材の使用状況を管理する。

❗ 状況	家族や友人などに電話で無事を伝えたい
✓ やること	災害時特設公衆電話の設置
1 2 3 手順	体育館に災害時特設公衆電話を設置する。  災害時特設公衆電話

◇災害時特設公衆電話は災害伝言ダイヤル等の安否確認のためのもの(通常の会話等を目的としたものではない。)

災害用伝言ダイヤル(171)・災害用伝言板

大規模災害発生時には、被災地域内における電話が大変つなぎになりにくくなります。被災地域との電話による連絡は控え、災害用伝言ダイヤル(171)や災害用伝言板を活用しましょう。

災害用伝言ダイヤル(171)の使い方

伝言を吹き込む: 171 → 1 → (0000) 00-0000 → 伝言を録音する
 伝言を聞く: 171 → 2 → (0000) 00-0000 → 伝言を聞く

※0000は任意の4桁の数字を入力してください。電話番号を入力する場合は、0000に電話番号を入力してください。

食料物資班

① 状況	食料や物資がほしい
↓	
② やること	物資、食料の調達
↓	
③ 手順	<p>(1) 備蓄物資を確認し、様式12「物資依頼票兼処理票」または様式14「食料依頼票兼処理票」を用いて、必要な物資・食料を地区対策本部へ要請する。</p> <p>(2) 協定等に基づき、避難所に物資・食料が供給されるので、供給されたら避難者に配布する。</p>

◇食料や物資は、避難者の持参を原則とする。

まぐじ

はじめに

初動期

展開期

安定期

撤収期

◇資料14「校内使用箇所図面」参照

① 状況	食料や物資が避難所に届いた
↓	
② やること	物資、食料の受入れ
↓	
③ 手順	受入れのための荷おろし場や保管場所を確保する。

食料物資班

① 状況	物資や食料をみんなに配りたい
↓	
② やること	物資、食料の配布
↓	
③ 手順	<p>(1) 物資などの配布は、資料7「避難者への物資・食料・水などの配分方針伝達文(案)」を参照し、原則として避難者組ごとに公平に行う。</p> <p>(2) 避難所生活者以外の在宅避難者や車中泊避難者にも、公平に物資などを配布できるように配慮する。</p> <p>(3) 感染症予防のため、食料を配布する場合は、なるべく個包装のものを用意し、配布をする人は手袋とマスクを着用し、各自が間隔を空けて取りに来るようにする。</p>

◇市では家庭において平時から7日分の備蓄をすることを呼びかけている。



① 状況	避難所で調理した食事をみんなに配りたい
↓	
② やること	炊き出しの対応
↓	
③ 手順	<p>(1) 炊き出しは、ボランティアや避難者などに協力を得ながら行う。</p> <p>(2) 献立には、食品衛生や栄養管理の資格を持った避難者などを募り、アドバイザーを得ながら実施する。</p>



カセットコンロ ガスコンロ

◇感染症予防のため、調理を行う場合、調理スタッフは衛生手袋を着用し、作業台や配膳箱などを事前に消毒する。

まぐじ

はじめに


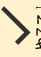
初動期

展開期

安定期

撤収期

食料物資班、救護班

 状況	食料や物資を保管する必要がある
	↓
 やること	物資、食料の管理
	↓
1 2 3 手 順	(1) 物資受入れの際は、様式13「避難所用品受払票」を用いて、在庫を管理する。 (2) 食料の保管については、種類、保存方法、消費期限などを整理し保管する。期限切れの食料は廃棄する。


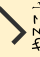
食料物資班



救護班

◇感染症予防のため、高齢者、障がい者、乳幼児などのほか、基礎疾患を有する人にも、重篤化のリスク等に応じた配慮が必要となる。

◇平時から「避難行動要支援者登録制度」を活用するよう、関係者は対象者に周知する。



 状況	高齢者、障がい者、乳幼児など配慮が必要な人がいる
	↓
 やること	高齢者、障がい者、乳幼児など要配慮者への支援
	↓
1 2 3 手 順	(1) 被災者管理班と協力し、援護の必要な人員を把握する。 (2) 介護を必要とする要配慮者に対して、避難所内に専用スペース、簡易型テント、間仕切り板、車椅子、簡易ベッドなどの設置に努める。 (3) 避難所生活が困難な要配慮者には、福祉避難所などに移動できるように、地区対策本部へ要請する。 (4) 必要に応じて、要配慮者に差し込み式ビブスを着用してもらう。





(差し込み式ビブス)



救護班



 状況	日本語がわからない人がいる
	↓
 やること	外国人への対応
	↓
1 2 3 手 順	(1) 通訳のできる避難者を被災者管理班と連携し、通訳の協力依頼をする。不在の場合は、通訳ボランティアの派遣を地区対策本部へ要請する。 (2) 必要に応じて案内板を作成・設置する。





 状況	けがをした人や病気の人がいる
	↓
 やること	医療救護の体制づくり
	↓
1 2 3 手 順	(1) 傷病者の状況を把握する。 (2) 様式18「傷病者リスト」を作成する。 (3) 対象者の状況によっては、仮設救護所の設置を地区対策本部へ要請する。

◇傷病者の状況は、被災者管理班の避難者名簿に記載されている事項を参照する。

救護班

 状況	赤ちゃんや小さな子どもが避難している
	↓
 やること	女性や子どもへの配慮対策
	↓
1 2 3 手 順	(1) 被災者管理班と協力し、妊産婦、母子家庭、乳幼児、就学前児童をもつ家族を把握する。 (2) 授乳室や更衣室に間仕切り板や簡易テントを設置するなど、プライバシーの確保に努める。 (3) 可能であれば、子ども遊び部屋や勉強部屋を確保し、利用できるようにする。





 状況	車中泊をする人が避難所に来た
	↓
 やること	車中泊避難者への対応
	↓
1 2 3 手 順	(1) エコノミークラス症候群の予防を図るため、「資料11」車中泊避難者への注意事項」を渡す。 (2) 車中泊避難者に対し、屋内避難所生活への移動を促す。 (3) 車の排ガスが、避難者の健康を害さないよう努める。 (4) 市から弾性ストックキングやサバイバルブランケット等が支給された場合、車中泊避難者に配布する。

◇原則、車両での避難は禁止。車中泊希望者が避難してきた場合対応する。



衛生班

 状況	トイレの用意が必要
	↓
 やること	トイレに関する対応
	↓
1 2 3 手 順	(1) トイレの確保を最優先で行い、仮設トイレ等をあらかじめ定められた場所(資料14「校内使用箇所図面」参照)に設置する。 (2) 既存トイレが使用不可能な場合や、台数の不足の場合、おおむね 100 人に1基の割合で設置するよう、必要数を地区対策本部へ要請する。 (3) 要配慮者専用トイレスペースを確保する。 (4) 仮設トイレ、簡易トイレの設置の際は男性と女性に分ける。避難生活が長引くなど、仮設トイレ、簡易トイレで対応できない場合は、マンホールトイレを設置する。 (5) トイレの使用方法などの注意事項は、トイレ内などに貼り出し周知を図る。 (6) トイレを少しでも清潔に保つため、トイレ清掃は避難者が交代で行う体制を整える。 (7) 仮設トイレの汲み取りは、早めに地区対策本部へ要請する。





◇トイレでの飛沫等による感染症の拡大を予防するため、発熱者等が使用した後には次亜塩素酸ナトリウム等による消毒を行う。



◇マンホールトイレの位置は資料14「校内使用箇所図面」を参照。

◇感染症予防のため、手洗いは避難者ごとにタオル等を用意するか、ペーパータオルを使用する。



衛生班



 状況	生活によりごみが出る
	↓
 やること	ごみに関する対応
	↓
手順 1 2 3	(1) ごみ集積所を指定し、張り紙などにより避難者へ周知徹底を図る。 (2) ごみは分別収集し、防臭・防虫に努める。 (3) ごみの収集は、地区対策本部へ早めに要請する。 (4) 感染症予防のため、使用済のマスク、ティッシュ、手袋など感染につながる可能性がある高いごみは、感染性廃棄物として、手袋をはめて、ごみ袋を二重にしてまとめ、事後の手洗いを徹底するなど対策を徹底する。

 状況	病気が避難所の中でうつる心配がある
	↓
ぼうえき  やること	防疫に関する対応
	↓
手順 1 2 3	(1) 食中毒や感染症が流行しないよう、防疫に注意する。 (2) 衛生確保のため、手洗いを励行し、手洗い所には消毒液を配置する。 (3) 感染症予防のため、発熱・咳等のある者や濃厚接触者は、別の棟、階、部屋、簡易型テント、パーテーションで区切られたスペース等へ案内する(濃厚接触者ゾーンと発熱者等ゾーンは分ける)。

◇防疫とは、病気がうつらないようにすること。



衛生班

 状況	避難所の掃除をする必要がある
	↓
 やること	避難所の清掃、整理整頓
	↓
手順 1 2 3	(1) 清掃などは、避難者自身が当番制で行うように、体制を整える。 (2) 感染症予防のため、清掃とあわせて共用部分の消毒も行う。 (3) 清掃・消毒の際には次のことに気をつける。 ● トイレ・出入口・ドアなど、人が触る部分を重点的に清掃・消毒をする。 ● 清掃消毒は「2時間ごと」を目安に、避難者同士でルールを決める。 ● 換気は最低でも「2時間毎、10分間」を目安に、避難者同士でルールを決める。 ● 換気は対角線上のドアや窓を開き、空気の流れをできるだけ作る。湿度を高くしない。

◇消毒用の次亜塩素酸水が注出できる「電解水生成装置」の設置箇所は資料14「校内使用箇所図面」を参照。



衛生班

⚠️ 状況	ペットを連れて人が避難してきた
✓ やること	ペット対策
1 2 3 手順	<p>(1) 避難所室内への同伴は補助犬を除き禁止する。</p> <p>(2) ペットは指定された場所につなぐか、ゲージなどの中で飼うよう指導する。</p> <p>(3) 管理責任は、原則、飼育者にあることの確認を行い、様式8「ペット登録台帳」へ登録をする。</p> <p>(4) 飼育場所や飼育ルールを掲示し、避難者へ周知徹底を図る。資料8「避難所におけるペット飼育ルール広報文(案)」</p> <p>(5) ペットの救援活動情報を収集し、飼育者へ提供する。</p>



⚠️ 状況	洗濯をしたい。風呂に入りたい
✓ やること	洗濯・風呂対策
1 2 3 手順	<p>(1) 生活用水の確保ができれば、洗濯場や物干し場を確保する。</p> <p>(2) 地域でのもらい風呂の協力依頼を行う。</p> <p>(3) 状況によっては、仮設風呂の設置を地区対策本部へ要請する。</p>

ボランティア班

⚠️ 状況	避難生活を手伝ってくれる人がほしい
✓ やること	ボランティアの派遣を要請する
1 2 3 手順	<p>(1) 必要なボランティアの内容を調べる。</p> <p>(2) 派遣必要人員、支援内容をまとめる。</p> <p>(3) 地区対策本部へ要請する。</p>

◇ 避難所として要請するもの。個人として災害ボランティアを要請する場合は、災害ボランティアセンターへ要請する。

⚠️ 状況	ボランティアの人が来てくれた
✓ やること	ボランティアを受け入れる
1 2 3 手順	<p>(1) ボランティア受付窓口を設置する。</p> <p>(2) 様式15「ボランティア受付票」を作成する。</p>



安定期の流れ おおむね3週間程度



この時期は、毎日の生活に落ち着きが戻り、長期化に伴って被災者の心身の抵抗力が低下するときでもあります。また、被災者のニーズが多様化し、より高度化するときでもあり、柔軟な対応が必要な業務を行う時期です。

一方、避難者数が減少に伴い撤収、合併も視野に入れつつ避難所の自主運営体制を再構築する時期でもあります。



安定期のフロー



地区対策本部、施設管理者は、基本的には展開期と同様な業務を行います。

1 災害対策本部への定時連絡

2 運営委員会への協力

地区対策本部、施設管理者は避難者主体の避難所運営が行われるように、運営委員会に協力をします。

3 食料、物資の提供、配分

地区対策本部は、運営委員会の協力を得て、避難者と在宅被災者に対する食料、物資の調達と配分を行います。



1 避難所運営調整会議及び避難所定例会議の開催

避難所の運営に必要な事項を協議、決定します。

2 活動班の再編成

活動班員の健康状態や避難者の公平性を考慮し、班長・班員の交代を検討します。

3 避難者の移動

避難所の状況に応じた、避難者の移動や利用スペースの再検討を行います。

4 地区対策本部への定時連絡

展開期から継続して、各様式などを使用し、地区対策本部へ避難所の状況などの定時連絡を行います。

5 秩序維持

展開期から継続して、避難所内での迷惑行為の防止や、共同生活の秩序を守るために、問題解決にあたります。



総務班

❗ 状況	避難所運営委員会に関する調整役が必要
↓	
✓ やること	避難所運営委員会の事務局業務を行う
↓	
1 2 3 手順	(1) 避難所運営調整会議、避難所定例会議の開催連絡や、協議事項の整理および資料を作る。 (2) 各活動班と協議し、地区対策本部へ連絡すべき内容を把握する。

◇展開期までと同様の業務を行う。

❗ 状況	避難生活が長びき、風紀がみだれ、防犯対策が必要
↓	
✓ やること	避難所生活ルールを改善する
↓	
1 2 3 手順	風紀のみだれや、防犯対策への対応を再検討する。

❗ 状況	居住スペースの見直しが必要
↓	
✓ やること	居住スペースの再検討
↓	
1 2 3 手順	(1) 避難者の状況を判断しながら、施設管理班と協議し居住スペースの再検討を行う。 (2) 授業再開に配慮した居住スペースの統廃合も視野に入れて、検討する。

情報広報班、被災者管理班、施設管理班

❗ 状況	復興支援に関する情報が必要
↓	
✓ やること	復興支援のための情報収集と広報
↓	
1 2 3 手順	避難所内外の情報収集を行い、避難者へ情報広報板などを 利用し広報活動を続ける。

情報広報班

❗ 状況	退所者が増えたので、名簿の更新が必要
↓	
✓ やること	避難者名簿の更新
↓	
1 2 3 手順	(1)退所する避難者について様式5「避難者名簿の更新を行 う。 (2)退所した避難者の情報は、来訪者や郵便物に対応するた め、避難者情報は保管・整理する。

被災者管理班

❗ 状況	避難者の手荷物などが増加し、スペースの見直しが必要
↓	
✓ やること	利用スペースの再検討
↓	
1 2 3 手順	(1) 避難者の状況を判断しながら、総務班と連携して利用スベ ースの再検討を行う。 (2) 避難者の手荷物などの増加に対応した、ゆとりのあるスベ ース利用を図る。

施設管理班

ちくじ

はじめに

初動期

展開期

安定期

撤収期

食料物資班

❗ 状況	食料について避難者から要望が出ている
↓	
✓ やること	避難者からの要望に対応した物資、食料の調達
↓	
1 2 3 手順	いき過ぎた要望への過剰対応に留意しながら、要望に対応 する。

❗ 状況	食事の献立や栄養面に偏りが生じる
↓	
✓ やること	栄養管理への対応
↓	
1 2 3 手順	栄養管理に一層の配慮を心がける。

❗ 状況	食料や物資を保管する必要がある
↓	
✓ やること	物資、食料の管理
↓	
1 2 3 手順	引き続き食品衛生管理を徹底する。

ちくじ

はじめに

初動期

展開期

安定期

撤収期

救護班、衛生班

⚠️ 状況	避難生活のストレスなどによる、心のケアが必要
→	
✓ やること	心のケア対策
→	
1 2 3 手順	地区対策本部へ、専門家の派遣を要請し、定期的な相談の場を設けられるように計画する。

救護班

⚠️ 状況	避難所での生活が困難な人がいる
→	
✓ やること	要配慮者などへの対応
→	
1 2 3 手順	避難所での生活が困難な方については、福祉避難所など適切な施設へ移動できるよう、災害対策本部へ要請する。

救護班

⚠️ 状況	集団生活の長期化により衛生環境が悪化する
→	
✓ やること	衛生管理の徹底
→	
1 2 3 手順	関係機関と連携し衛生管理の徹底を図る。

衛生班

ちくじ

はじめに

初動期

展開期

安定期

撤収期

ボランティア班

⚠️ 状況	ボランティアの受入れを見直す必要がある
→	
✓ やること	長期化に伴うボランティア対応
→	
1 2 3 手順	避難所の状況を踏まえながら、ボランティアの必要人員や支援内容を見直す。

ちくじ

はじめに

初動期

展開期

安定期

撤収期

撤収期の流れ

ライフライン回復以降

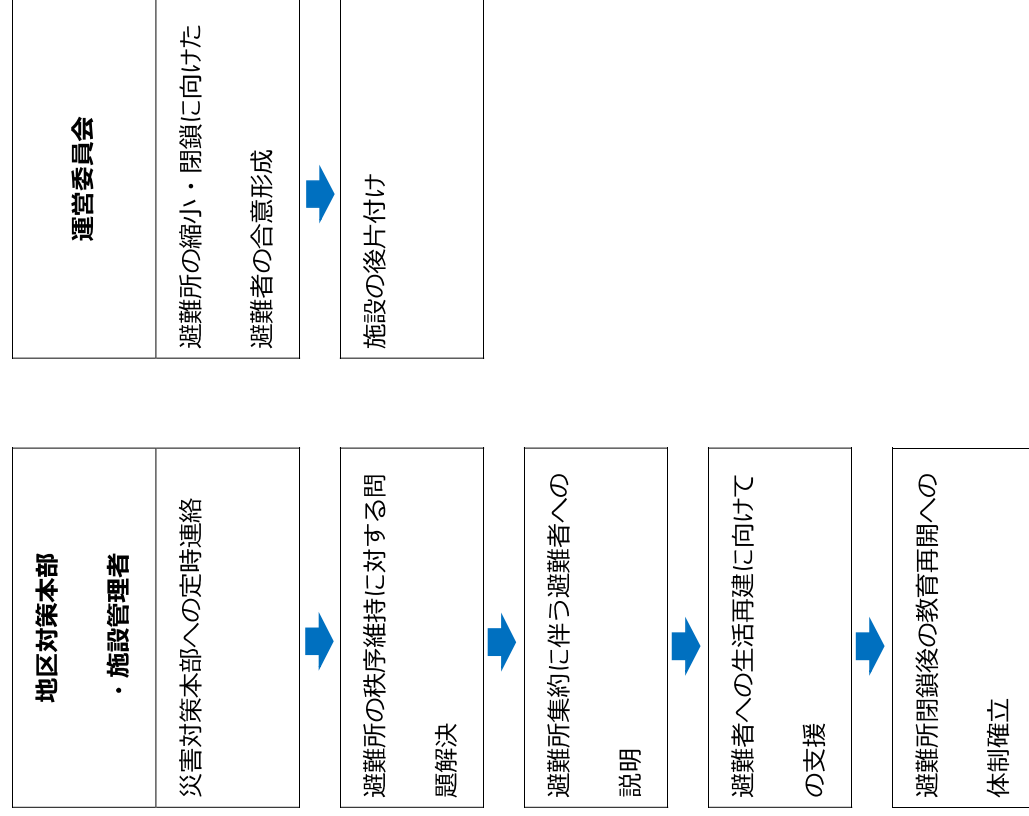


電気、ガス、水道などのライフラインが回復し日常生活が再開可能となるため、避難所生活の必要がなくなる時期です。

一方でこの時期には独力で自立が困難な避難者に対し最後まで地域全体で支援する体制を構築し、避難所施設の本来業務の再開に必要な業務を行う時期です。



撤収期のフロー



地区対策本部

- 1 災害対策本部への定時連絡
- 2 避難所の秩序維持に対する問題解決
- 3 避難所集約に伴う避難者への説明
- 4 避難者への生活再建に向けての支援

施設管理者

避難所閉鎖後の教育再開への体制確立

運営委員会

- 1 避難所の縮小・閉鎖に向けた避難者の合意形成
- 2 施設の後片付け



総務班、施設管理班、情報広報班

❗ 状況	避難所運営委員会に関する調整役が必要
↓	
✓ やること	避難所運営委員会の事務局業務を行う
↓	
1 2 3 手順	(1) 避難所運営調整会議、避難所定例会議の開催連絡や、協議事項の整理および資料を作る。 (2) 各活動班と協議し、地区対策本部へ連絡すべき内容を把握する。

総務班

◇安定期まで
と同様の業務
を行う。

むくじ

はじめに

初動期

展開期

安定期

撤収期

避難所の閉鎖に向けた準備をする必要がある

↓

✓
やること

避難所閉鎖への準備計画
避難所の閉鎖時期、撤収準備などを避難者に説明し、合意形成を図る。

1
2
3
手順

施設管理班

作成した広報資料などを片付ける必要がある

↓

✓
やること

広報に使ったものを片付ける
(1) 使用した備品や設備を片付ける。
(2) 作成した広報資料などの整理・保管を行う。

1
2
3
手順

情報広報班

被災者管理班、施設管理班、食料物資班

❗ 状況	避難者名簿などを片付ける必要がある
↓	
✓ やること	避難者名簿の整理・保管
↓	
1 2 3 手順	(1) 使用した備品や設備を片付ける。 (2) 作成した様式5避難者名簿などの整理・保管を行う。

被災者管理班

教育再開に向けたスペースの確保が必要

↓

✓
やること

段階的に避難所利用スペースの縮小計画を作成する。

1
2
3
手順

施設管理班

物品、食料などを片付ける必要がある

↓

✓
やること

各活動班で使用したものを片付ける
(1) 使用した備品や設備を片付ける。
(2) 作成した在庫資料などの整理・保管を行う。

1
2
3
手順

食料物資班

◇資料は災害
対応経費の精
算等に必要と
なる。

むくじ

はじめに

初動期

展開期

安定期

撤収期

スペース	26、29、49、59	避難所運営委員会	8、25、49
生活情報	28	避難所運営委員会委員名簿	25
生活用水	32	避難所運営調整会議	9、25
清掃	41	避難所運営の原則	11
洗濯	42	ファーストミッションボックス	15
掃除	41	避難所開設チェックリスト	15
ゾーニング	26	避難所状況報告書(初動期用)	19
		避難所状況報告書(第 報)	19
た	ページ	避難所定例会議	9、25
退所	29	避難所の種類	7
炊き出し	35	避難所の機能	8
立入禁止スペース	16、31	病気	37
建物の安全確認	15	フェーズ	12
電話	30	福祉避難所	36、52
トイレ	20、39	復興支援	50
動物	17、42	物資	20
		物品	34、51、59
な	ページ	物品使用簿	34、59
妊産婦	36、38	風呂	42
		閉鎖	58
は	ページ	ペット	17、42
パーテーション	26	ペット登録台帳	17、42
廃棄物	40	防疫	40
配分方針	33	防火	32
犯罪	32、49	防災備蓄倉庫	15、33
備蓄品	33、51、59	報道	27
避難者組	21	防犯	32、49
避難者名簿	17、29	ボランティア	43、52、60
避難所	7		

ま	ページ	ページ
間仕切り	26	
マスコミ	27	
マニュアルの使い方	11	
マンホールトイレ	39	
水	32	
や	ページ	ページ
郵便	30	
要配慮者	17、36、52	
ら	ページ	ページ
来訪者	30	
来訪者受付用紙	30	
レイアウト	26、29、49	

様式2 施設安全点検表 (マニュアル p.15)

避難所に避難してきたら、この点検表を使って、施設の安全を確認してください。

NO	確認項目	判定 A～Cのいずれかに○ ※4、8、9の回答は「C」は、ありません。
1	建物周辺に地すべり、がけ崩れ、地割れ、墳砂・液状化などが生じていますか。	A いいえ B 生じた C ひどく生じた
2	建物が沈下していますか。あるいは、建物の周辺の地面が沈下しましたか。	A いいえ B 10cm以上沈下している C 20cm以上沈下している
3	建物が傾いていますか。	A いいえ B 傾いている感じ C 明らかに傾いている
4	外壁タイルなどが落下していますか。	A いいえ B 落下しそう・している(何が)
5	床が壊れていますか。	A いいえ B 少し傾いている、または下がっている。 C 大きく傾いている、または下がっている
6	柱が折れていますか。	A いいえ B コンクリートが剥がれている、大きなひびが入っている、中の鉄筋が見えている。 C 柱がぶれている。
7	内壁が壊れていますか。	A いいえ B コンクリートが剥がれている。大きなひびが入っている。中の鉄筋が見えている。 C 壁がぶれている。
8	天井、照明器具が落下していますか。	A いいえ B 落下しそう・している(何が)
9	ドアや窓が壊れていますか。	A いいえ B ガラスが割れた ドアや窓が動きにくい・動かない
10	その他、目に付いた被害	

集計	上の表で○をつけた数を記入してください→		
判定	A	B	C
	※判定は地区対策本部に報告してください。 ※「要注意」の場合は応急危険度判定士の派遣を災害対策本部に要請してください。 ※「危険」…Cが1つ以上ある ※「要注意」…質問1～7にBが1つ以上 ※「安全」…それ以外		

様式3 健康状態アンケート(マニュアル p.17、p.29)

NO. _____

お名前： _____

日 時： _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分

あてはまるものにチェック☑をつけてください。

※必要に応じて体調などについて受付の人からお尋ねすることがあります。

質問	備考
<input checked="" type="checkbox"/> 感染症にかかっていて、隔離中でしたか？	
<input type="checkbox"/> 感染症にかかっている人と濃厚な接触者があり健康観察中でしたか？	
<input type="checkbox"/> 過去 14 日以内に、感染者患者との接触はありましたか？	
<input type="checkbox"/> 過去 14 日以内に、国外の感染症流行地域に行きましたか？	°C
<input type="checkbox"/> 現在発熱がありますか？ (体温を記入してください)	
<input type="checkbox"/> 数日以内に発熱がありましたか？	
<input type="checkbox"/> 強いだるさがありますか？	
<input type="checkbox"/> 息苦しさ、咳や痰、のどの痛みはありますか？	
<input type="checkbox"/> においや味を感じにくいですか？	
<input type="checkbox"/> その他、感染症に感染したかも知れないと心配になる症状はありますか？	
<input type="checkbox"/> 上記のいずれにもあてはまらない	

※入所後も毎日検温を実施し、体調の不良を感じた場合は、申し出てください。

ペット登録台帳

NO _____

避難所名 _____

NO	飼育者 氏名 住所 連絡先	登録日	退所日	種類	性別	ペット名	その他(毛色など)
	氏名 住所 連絡先						
	氏名 住所 連絡先						
	氏名 住所 連絡先						
	氏名 住所 連絡先						
	氏名 住所 連絡先						
	氏名 住所 連絡先						
	氏名 住所 連絡先						
	氏名 住所 連絡先						
	氏名 住所 連絡先						
	氏名 住所 連絡先						
	氏名 住所 連絡先						

避難所の鍵や物品を使用するときは、記入してください。

日付	貸出時刻	返却時刻	氏名	使用物品	備考
/	: :	: :			
/	: :	: :			
/	: :	: :			
/	: :	: :			
/	: :	: :			
/	: :	: :			
/	: :	: :			
/	: :	: :			
/	: :	: :			
/	: :	: :			
/	: :	: :			
/	: :	: :			
/	: :	: :			
/	: :	: :			

様式 10 避難所状況報告書（初動期用）（マニュアル p.19）

【開設～おおむね6時間後の状況を避難所→地区対策本部→災害対策本部に報告する様式】

報告の種類	<input type="checkbox"/> 第1報（避難所の開設直後） <input type="checkbox"/> 第2報（おおむね3時間後） <input type="checkbox"/> 第3報（おおむね6時間後）	
報告日時	年 月 日 時 分	
使える通信手段	<input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 防災無線 <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> その他（ ）	
報告者名		
報告先番号		
人数	約 人	
世帯	約 世帯	（←様式5の枚数としてもよい）
避難者数見込	<input type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少 <input type="checkbox"/> 変化なし <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 安全 <input type="checkbox"/> 要注意 <input type="checkbox"/> 危険	
建物の安全確認	⇒「危険」だったときの対応措置：	
人命救助	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要（約 人） <input type="checkbox"/> 不明	
延焼	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 延焼中（約 件） <input type="checkbox"/> 大火の危険	
土砂崩れ	<input type="checkbox"/> 未発見 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 警戒中	
ライフライン	<input type="checkbox"/> 断水 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> ガス停止 <input type="checkbox"/> 電話不通	
道路状況	<input type="checkbox"/> 通行可 <input type="checkbox"/> 渋滞 <input type="checkbox"/> 通行不可	
建物倒壊	<input type="checkbox"/> ほとんどなし <input type="checkbox"/> あり（約 件） <input type="checkbox"/> 不明	
緊急を要する事項 ※避難所管外の火災発生状況を含む		
参加した地区対策本部員		
参加した施設管理者		
特記事項		

様式 11

（マニュアル p.23）

避難所状況報告書（第 報）

総務班 → 地区対策本部

送信者名	地区対策本部		避難所名	災害対策本部
報告日時	年 月 日 時 分	受信手段	MCA無線・FAX・電話・伝令・その他	
世帯数	現在(A)	前回報告(B)	差し引き(C)	
内訳	避難者 (※) 世帯	(※) 世帯	(※) 世帯	
	被災者 (※) 世帯	(※) 世帯	(※) 世帯	
	合計 (※) 世帯	(※) 世帯	(※) 世帯	
人数	現在(A)	前回報告(B)	差し引き(C)	
内訳	避難者 (※) 人	(※) 人	(※) 人	
	被災者 (※) 人	(※) 人	(※) 人	
	合計 (※) 人	(※) 人	(※) 人	
運営状況	避難者組	編成済み・未編成	土砂崩れ	未発見・警戒中・あり(地図)
	運営委員会	編成済み・未編成	ライフライン	断水・停電・ガス停止・電話不通
	活動班	編成済み・未編成	道路状況	通行可・渋滞・通行不可(地図)
				要望事項
総務班				
情報広報班				
被災者管理班				
施設管理班				
救護班				
衛生班				
食料物資班				
ボランティア班				
特記事項				

注(※)は屋外避難者を記入

様式 17

避難場所情報・広報板

(月 日現在)

区分	合計																					
	男	女	合計	10下	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代上	合計	男	女	合計	火災	合計	合計	合計	
男女別																						
年齢別																						
けが人																						
災害情報																						
安否情報																						
避難場所情報																						

貼 り 紙

貼 り 紙

様式 18

傷病者リスト(マニュアル p.37)

救護班

避難所名

NO

NO	氏名	性別	年齢	住所	けが・病気の 具合	処置

※ 管理運用様式のため、公表する様式ではありません。

様式19

取材者受付用紙 (マニュアル p.27)

総務班

<お帰りの際にも必ず受付へお立ち寄り下さい>

受付日時	退所日時
年 月 日 時 分	年 月 日 時 分
代 氏名	
表 所属	
者 連絡先(住所・TEL)	
同 氏名	所属
行	
者	
取 材 目 的	※オンエア、記事発表などの予定:
避難所側付添者 氏名	<名刺添付場所>
特記事項	

資料一覧

- 資料 1 防災倉庫備蓄品一覧
- 資料 1-2 防災倉庫と異なる備蓄品保管場所の一覧
- 資料 2 防災倉庫備蓄品の写真
- 資料 3 ファーストミッションボックス一覧
- 資料 4 小・中学校備蓄食料等配布一覧表
- 資料 5 多人数用救急箱内容明細
- 資料 6 避難所運営委員会組織図
- 資料 7 避難者への物資・食料・水などの配分方針伝達文 (案)
- 資料 8 避難所におけるペット飼育ルール広報文 (案)
- 資料 9 災害時広報文例集
- 資料 10 取材者への注意事項
- 資料 11 車中泊避難者への注意事項
- 資料 12 緊急連絡先
- 資料 13 避難所運営委員会名簿
- 資料 14 校内使用箇所図面
- 資料 15 避難所における共通ルール
- 資料 16 避難所運営委員会規約

※資料 1～10は全ての避難所に共通するもの、資料 12～16は避難所ごとに作成する資料です。

資料1 防災倉庫備蓄品一覧

(令和3年6月1日時点)

品名	数量	品名	数量
ファーストミッションボックス	1式	リアカー	2台
テント	3張	台車	2台
エアータンクセット (発電機1台含む)	1式	避難所間仕切りユニット	10組
レスキューシート	100枚	ゴム管	5本
担架	5台	発電機用ガソリン缶	8個
簡易ベッド	3脚	脚立	1本
救急箱	2箱	燃料タンク	5個
懐中電灯	20本	災害時特設公衆電話	2台
メガホン	5個	要配慮者用ピプス	15着
避難所運営用拡声器	1個	給水容器	20個
単1乾電池	80本	立看板	10枚
単2乾電池	40本	MCA無線(半固定型・職員室に設置)	1台
コードリール	7個	生活必需品資(トイレトペーパー・紙おむつ・生理用品)	一式
スコッチコーン	40個	簡易トイレセット	13組
土のう袋	1束	マンホールトイレ用品※4	一式
投光機セット	2式	マンホールトイレ用LEDランタン※4	15個
投光機用発電機	1台	災害用毛布※5	650枚
避難所用暖房機	2台	クラッカー※5	一式
暖房機用灯油缶	24個	保存水(500ml) ※5	168本
ガスコンロ	5個	マスク※5	3,000枚
カセットコンロ	1個	トイレ処理セット※5	45箱
万能シート(ブルーシート)3.6m×5.4m	200枚	給水タンク※5	2基
ロープ	2本	携帯トイレ※5	5箱
		簡易型避難所用テント※5	30張
<p>その他特記事項</p> <p>※1エアータンクセットは、綾瀬小、天台小、早園小、綾西小、綾南小、北の台中の6校のみ。</p> <p>※2簡易ベッドは、早園小、寺尾小、綾南小、土棚小、綾瀬中、北の台中の6校のみ。</p> <p>※3生活必需品資は、天台小、寺尾小、早園小、綾西小、綾南小、北の台中の6校のみ。</p> <p>※4教室等、防災倉庫と異なる場所に保管(資料1-2参照)。</p> <p>※5マンホールトイレ用品は、天台小、綾南小、早園小、北の台中、綾西小、綾瀬小、綾北小、土棚小、城山中の9校のみ(残り6校は令和4年度までに配備予定。)</p>			

資料1-2 防災倉庫と異なる備蓄品保管場所の一覧

学校名	保管場所
綾瀬小学校	特別教室棟1階 民具室・家庭科室(一部)
綾北小学校	東館3階 国際教室(一部)
綾西小学校	屋内運動場横倉庫(一部)
早園小学校	特別教室棟1階 機械室 ※家庭科室の奥の部屋
綾南小学校	4階 民具室教室(一部)
天台小学校	屋内運動場の更衣室 + 2階 配膳室
北の台小学校	特別支援学級1
落合小学校	3階 資料室 民具室
土棚小学校	屋内運動場1階 男女更衣室 + 楽焼小屋(一部)
寺尾小学校	屋内運動場1階 男女更衣室
綾瀬中学校	屋内運動場2階 器具庫
綾北中学校	少人数教室H(一部)
城山中学校	屋外 管理教室棟横ポンプ室
北の台中学校	部室棟1番 + 2番
春日台中学校	教室棟 機械室2

※校内への立入りの関係から当該教室等の鍵を防災備蓄倉庫内のダイヤル式のボックス錠で保管しています。なお、セキュリティ上の観点から、番号は、学校、市職員及び避難所運営委員会会長のみの取り扱いとしております。

資料2 防災倉庫備蓄品の写真



防災倉庫



ファーストミッションボックス・キーボックス



キーボックス
(ボックス内)



スピーカー



拡声器



投光器セット



発電機



ガソリン缶



ガソリン携行缶



暖房機



灯油缶



ガスコンロ
・ゴム管



ガスコンロ
・ゴム管



給水容器



間仕切りユニット



簡易型テント



折畳式ベッド



マンホールトイレ建屋



マンホールトイレ便器



マンホールトイレ用ランタン



トイレ処理セット
(エマージェン)



簡易トイレセット
(LINDO)



災害時特設公衆電話



カセットコンロ

資料3 ファーストミッションボックス一覧

品名	個数等
キーボックス	1台
・体育館入り口のカギ	1本
・ろ水機保管場所のカギ	1本
・(耐震性貯水槽保管場所のカギ) ※綾北小、北の台小、早園小、綾西小、綾南小に設置	1本
・ブール入り口のカギ	1本
懐中電灯(単1乾電池)	
消耗品一式	
・マジックインキ	赤黒を各1本
・えんぴつ	1ダース
・えんぴつ削り	1台
・ホワイトボードマーカー	赤黒を各2本
・セロテープ	10巻入が1つ
・布テープ	3個
・付箋	90枚×5個が1つ
・A4用紙	500枚
避難所運営マニュアル	1冊
各種様式	一式
防災ハザードマップ (周辺の避難所などの情報取得のため)	1冊

資料4 小・中学校備蓄食料等配布一覧表 (R3.6.1時点)

No.	学校名	※ 備蓄食糧 (サブバイバルフーズ)			備蓄先 (納品先)
		配布日	配布数 箱数(箱)	配布数 数量(缶)	
1	綾瀬小学校	H23.10.27	36	216	特別教室棟 1階の民具室・家庭科室(一部)
2	綾北小学校	H23.10.27	25	150	1階 相談室
3	綾西小学校	H23.10.27	40	240	屋内運動場横倉庫(一部)
4	早園小学校	H23.10.27	29	174	特別教室棟1階 機械室 ※家庭科室の奥の部屋
5	綾南小学校	H23.10.27	26	156	4階 民具室教室
6	天台小学校	H23.10.27	41	246	新館2階 配膳室倉庫
7	北の台小学校	H23.10.27	25	150	特別支援学級1
8	落合小学校	H23.10.27	24	144	3階 資料室民具室
9	土棚小学校	H23.10.27	27	162	屋内運動場1階 男女更衣室
10	寺尾小学校	H23.10.27	23	138	屋内運動場1階 男女更衣室
11	綾瀬中学校	H23.10.27	24	144	屋内運動場2階 器具庫
12	綾北中学校	H23.10.27	39	234	少人数教室H(一部)
13	城山中学校	H23.10.27	25	150	配膳室
14	北の台中学校	H23.10.27	25	150	部室棟1番 + 2番
15	春日台中学校	H23.10.27	19	114	教室棟 機械室2
合計			428	2,568	

※備蓄食糧…商品名「サブバイバルフーズ:マウンテンハウスクラッカー」オレゴンフリーズドライ社
1箱=6缶入 賞味期限 25年(令和18年6月末)

資料7 避難者への物資・食料・食料・水などの配分方針伝達文(案)

1. 物資・食料・水などは公平に分配します。
2. 数量が不足する物資などは、その物資などの内容を問わず高齢者、障がい者、子供、大人の順に配分します。
3. 物資配分は、各(避難者)組の代表の方にお渡ししますので、各組内で配分するようお願いしてください。
4. 物資などの配布は、原則..... 時頃に、場所は..... で食料物資班が配布しますので、指示に従って受け取ってください。
5. 配布する物資などの内容、数量は、その都度放送などで皆さんへ伝達します。
6. 各自必要な物資などは、食料物資班の窓口に相談してください。

資料8 避難所におけるペット飼育ルール広報文(案)

ペットの飼い主の皆さんへ

避難所では、多くの人たちが共同生活を送っていますので、ペットの飼い主の皆さんは、次のことを守ってください。

1. ペットは、指定された場所に必ずつなぐか、ゲージなどの中で飼ってください。
2. 飼育場所や施設は、飼い主の手によって常に清潔にしてください。
3. ペットへの苦情、危険防止に努めてください。
4. 排便の後始末は、必ず飼い主で行ってください。
5. 給餌の際には、その都度きれいに片付けてください。
6. ノミなどの害虫駆除に努めてください
7. 運動やブラッシングは、必ず指定された屋外で行ってください。
8. 飼育困難な場合は、衛生班に申し出てください。
- 9.トラブルが生じた場合は、速やかに運営委員会「総務班」、「衛生班」に届けてください。

〇〇〇学校避難所運営委員会

資料9 災害時広報文例集

自主防災広報活動

<出火防止>

① 「こちら * * 自主防災(自治会)です。地震はおさまりましたが、もう一度、火の点検をしてください。」

<安否確認>

① 「こちら * * 自主防災(自治会)です。地震はおさまりました。家族の方々の安否は大丈夫でしょうか。隣近所お互いに確認してください。助けが必要な方は大声などでお知らせください。」

<初期消火・救援>

① 「こちら * * 自主防災(自治会)です。コンロ(ストーブ)などの火を消し、電気のブレーカーを切ってください。」

② 「こちら * * 自主防災(自治会)です。家族で行方がわからない人がいたら、直ちに申し出てください。」

③ 「こちら * * 自主防災(自治会)です。身動きがとれない方、外に出られない方は、大きな声・笛・家具を叩くなどあらゆる手段で、所在を知らせてください。」

④ 「こちら * * 自主防災(自治会)です。ただいま△△で火災が発生しました。手伝える方は、消火活動に協力してください。」

⑤ 「こちら * * 自主防災(自治会)です。ただいま△△で倒壊家屋からの救助活動を行っています。一刻を争う状況ですので、救助活動を手伝ってください。」

<避難誘導>

① 「こちら * * 自主防災(自治会)です。ただいまの地震で家屋壊れた方、自主的な避難が必要な方は「〇〇公園避難場所」に集合してください。」

② 「こちら * * 自主防災(自治会)です。この地域は(火災)、(家屋の倒壊など)により大変危険です。「〇〇広域避難場所」に集合して「△△学校避難所」へ避難してください。」

③ 「こちら * * 自主防災(自治会)です。避難をするときは家族ぐるみで、また隣近所一緒に避難してください。また、避難する前に、もう一度ガスなどの点検をしてください。電気のブレーカーは切ってください。」

④ 「こちら * * 自主防災(自治会)です。落ち着いて行動してください。非常持ち出し品は必要最小限にしてください。」

<避難・安否情報>

① 「こちら△△△△学校避難所運営委員会です。避難された皆さんは、各(区)、(組)、(班)ごとにまとめて、避難者数を把握してください。けがをされている人や具合の悪い人は * * にある(〇〇班窓口)、(△△場所)まで搬送してください。」

<被害情報>

① 「こちらは△△△△学校避難所運営委員会です。 * * 付近の火災は消えました。燃え広がる危険はなくなりましたが、まだ、現場は大変危険です。消防署等の指示があるまで避難場所にてください。」

<ボランティア情報>

① 「こちらは△△△△学校避難所運営委員会です。ただ今、応急手当ての人員が不足しています。看護師さん等の資格をお持ちの方など皆様のご協力をお願いします。」

<食料・物資情報>

① 「こちらは△△△△学校避難所運営委員会です。ただ今、食料、物資を確保し必要なものを皆さんにお配りします。皆さん公平に、順序よく配布しますのでご協力をお願いします。」

資料 10 取材者への注意事項

取材をされる方へ

当避難所内にて取材を行う場合には以下の点に留意下さるようお願いいたします。

◆ 避難所内では身分を明らかにして下さい。

・避難所内では、胸などの見えやすい位置に必ず「取材者バッヂ」を携帯して下さい。

◆ 避難者のプライバシーの保護にご協力ください。

・避難所内の見学の際には、係員の指示に従って下さい。
・原則として見学できる部分は、避難所の共有空間のみです。居住空間や避難所の施設として使用していない部分については立入禁止とします。

・避難所内の撮影や避難者へインタビューする場合には必ず、係員の許可をとって下さい。勝手に避難者へ話しかけたり、カメラを向けたりすることはくれぐれも謹んで下さい。

◆ 取材に関する問い合わせは避難所運営本部へお願いします。

・取材が終わった旨、受付へ届け出をして下さい。
・本日の取材内容に関するオンエアや記事発表の予定に変更が生じた場合は、下記連絡先まで連絡をお願いします。また、本日の取材に関する不明な点などにつきましても同様に下記連絡先へお問い合わせ下さい。

避難所運営委員会
連絡先

資料 11 車中泊避難者への注意事項

1. 車中泊避難で気をつけてほしいこと。

(1) エコノミークラス症候群

食事や水分を十分にとらない状態で、車などの狭い座席に長時間座っていて足を動かさない、血行不良が起こり血液が固まりやすくなります。その結果、血の固まり(血栓)が血管の中を流れ、肺につまって肺栓塞などを誘発する恐れがあります。

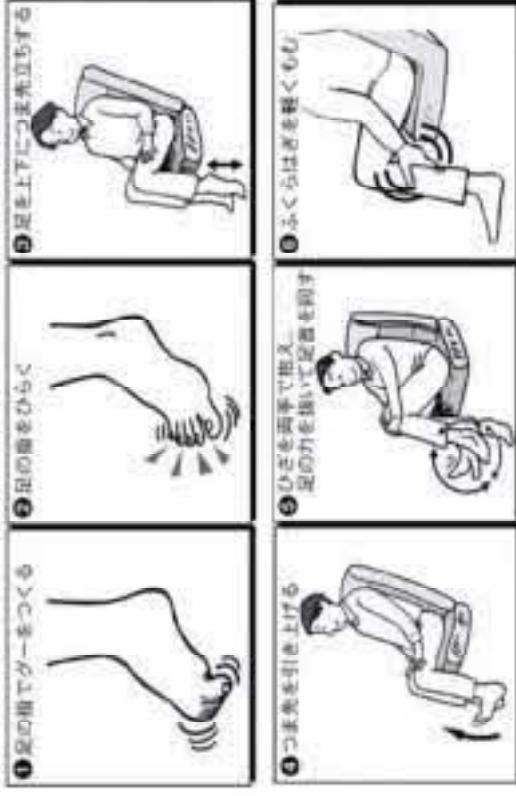
(2) 熱中症

車内は温度が上がりやすいので、熱中症に気をつけてください。

2. エコノミークラス症候群の予防のために心がけるとよいこと

- (1) ときどき、軽い体操やストレッチ運動を行う。
- (2) 十分かつこまめに水分をとる。
- (3) アルコールを控える。できれば禁煙する。
- (4) ゆったりとした服装をし、ベルトをきつく締めない。
- (5) かかとの上げ下ろし運動をしたりふくらはぎを軽くもんだりする。
- (6) 眠るときは足をあげる。
- (7) 可能であれば、弾性ソックスを着用すること。

3. エコノミークラス症候群の予防のための足の運動



資料12 緊急連絡先

年 月 日現在

鍵の管理 ※ ** 学校の校門及び防災倉庫の鍵は ** 学校、** 自治会、** 地区対策本部が所有しています。	
1. ** 自治会	さん Tel
2.	さん Tel
3. ** 学校	さん Tel
4.	さん Tel
5. 地区対策本部	さん Tel
避難所周辺の緊急連絡先	
1. 市役所	Tel Fax
	Tel Fax
2. 消防署	Tel Fax
3. 消防団	Tel Fax
4. 病院	Tel Fax
5. 警察	Tel Fax

※ 鍵はできるだけ学校の近くの人の手に持ってもらってください。
 ※ 鍵を持っている人は、発災したら「まず、かけつけてください」

資料13 避難所運営委員会名簿

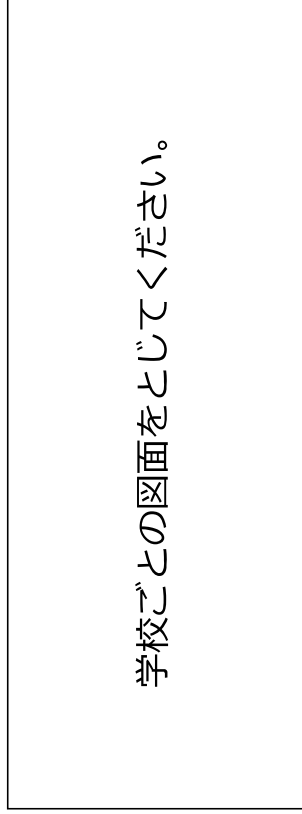
学校 年 月 日現在

会長			
副会長			
事務局長			
総務班	(組)	(組)	(組)
情報広報班	(組)	(組)	(組)
被災者管理班	(組)	(組)	(組)
施設管理班	(組)	(組)	(組)
食料物資班	(組)	(組)	(組)
救護班	(組)	(組)	(組)
衛生班	(組)	(組)	(組)
ボランティア班	(組)	(組)	(組)

各活動班長は◎

** 地区対策本部

施設管理者			



学校ごとの図面をとじてください。

避難所における共通ルール

〇〇〇学校避難所運営委員会

1 この避難所の円滑な運営を行うために、綾瀬市地域防災計画に基づき〇〇〇地域代表者、避難者、〇〇〇学校施設管理者、〇〇〇地区対策本部員からなる〇〇〇学校避難所運営委員会(以下、「委員会」という。)が組織されています。

(1) 避難所の運営は、あらかじめ作成した避難所運営マニュアルを基に、委員会で協議しながら行います。

(2) 決定事項等は、情報広報板などでお知らせします。

(3) 避難所は共同生活の場です、お互い思いやりを心掛け共通ルールを守り生活してください。

2 委員会の活動班として総務班、情報広報班、被災者管理班、施設管理班、食料物資班、救護班、衛生班、ボランティア班を編成します。

3 避難された方は、救援対策に必要なため、必ず避難者名簿を被災者管理班へ提出してください。

4 活動班の班長は、避難者から委員長が選定しますので、ご協力ください。

5 各活動班員は必要に応じて、班長からの指名がありますので、ご協力ください。

6 委員会は、毎日 時と 時に定例会議を行うこととします。

7 避難所は、電気、水道、ガスなどライフラインが復旧する頃を目処に縮小し、応急仮設住宅の建設など、生活のできる環境が整った頃を目途に閉鎖されます。

8 避難者は、世帯単位で登録する必要があります。

9 犬、猫などのペット類を室内に入れることは禁止します。

10 避難されている世帯で、10世帯程度を1組としてグループを編成していきます。

11 避難所を退所する場合は、必ず被災者管理班へ連絡してください。

12 避難所内は、職員室や危険な部屋など立入禁止の場所があります。

13 避難所では、利用する部屋の移動がありません。

14 食料などの生活物資は、原則として全員に配布できるまでは行いません。

15 食料などの生活物資は、避難者組ごとに配布します。

16 配布は、避難所以外の地域の方々にも等しく行われます。

17 ミルクやおムソ、衛生用品は、救護班で対応します。

18 消灯は、夜 時です。廊下は点灯したままとし、体育館などの部屋は照明を落とします。

19 放送により、避難者の方の呼出しを行うことがあります。

20 公衆電話は緊急用とします。

21 トイレの掃除は、朝 時、午後 時、午後 時に避難者が交代で行います。

22 飲酒、喫煙は指定の場所以外では禁止します。また、裸火の使用は厳禁とします。

23 ゴミは分別して、指定場所へ出してください。

24 不審なものや人を見かけた時は、声をかける等、防犯活動にご協力ください。

※避難者の皆さんは、当番などを通じて自主的に避難所運営に協力してください。

資料16 避難所運営委員会規約

委員会ごとの規約をとじてください。

4 - 5 防災倉庫設置場所一覧 (令和4年3月1日現在)

1 市役所防災備蓄倉庫

	施設名	所在地	場所	設置年度
1	市役所防災備蓄倉庫	早川 550	市庁舎議会棟 地下1F	H8
2	南部防災拠点	上土棚北 4-6-24	南部防災拠点	R3

2 分団車庫併設防災倉庫

	施設名	所在地	場所	設置年度
1	中央分団車庫	深谷中 5-16-51	分団車庫併設	H3
2	綾北分団車庫	大上 9-13-38	"	H4
3	寺尾分団車庫	寺尾本町 1-11-7	"	S63
4	早園分団車庫	早川 2934	"	H元
5	綾西分団車庫	吉岡 887-1	"	H6
6	綾南分団車庫	上土棚南 1-4-19	"	H2

3 避難所等防災倉庫

	施設名	所在地	場所	設置年度
1	綾北小学校	寺尾本町 3-10-1	校庭	H8(H18移設) (H24追加)
2	天台小学校	寺尾台 1-3-1	校庭	H8(H18移設) (H24追加)
3	寺尾小学校	寺尾南 1-3-1	校庭	H8(H18移設) (H24追加)
4	早園小学校	小園 420	校庭	H8(H18移設) (H24追加)
5	北の台小学校	大上 9-14-1	校庭	H8(H18移設) (H24追加)
6	綾瀬小学校	深谷中 5-1-1	校庭	H8(H18移設) (H24追加)
7	落合小学校	落合北 3-10-1	校庭	H8(H18移設) (H24追加)
8	綾西小学校	綾西 1-2-1	校庭	H8(H18移設) (H24追加)
9	綾南小学校	上土棚中 1-12-19	校庭	H8(H18移設) (H24追加)
10	土棚小学校	上土棚南 6-1-1	校庭	H8(H18移設) (H24追加)
11	北の台中学校	蓼川 1-2-1	校庭	H9(H18移設) (H24追加)
12	綾北中学校	深谷上 4-4-1	校庭	H9(H18移設) (H25追加)
13	綾瀬中学校	深谷南 2-3-1	校庭	H9(H18移設) (H24追加)

	施設名	所在地	場所	設置年度
14	城山中学校	早川 2230	校庭	H9(H18 移設) (H24 追加)
15	春日台中学校	吉岡 393-1	校庭	H9(H18 移設) (H24 追加)
16	保健福祉プラザ	深谷中 4-7-10	敷地内	H10(H29 移設)
17	綾北福祉会館	寺尾中 1-3-22	敷地内	H10
18	吉岡地区センター	吉岡 2316	敷地内	H12
19	早園地区センター*	早川 2934	敷地内	H13
20	大上保育園*	大上 6-14-5	敷地内	H14 (H25 移設)
21	綾南地区センター*	上土棚中 1-10-11	敷地内	H16
22	小園児童館*	小園 401-1	小園自治会館 駐車場	H17
23	ながぐつ児童館*	綾西 2-11-14	綾西公園	H17
24	中央公民館	深谷中 1-3-1	敷地内	H18
25	中村地区センター	深谷中 5-16-43	敷地内	H18
26	北の台地区センター	蓼川 2-1-12	敷地内	H18
27	寺尾いずみ会館	寺尾台 3-6-25	敷地内	H18
28	南部ふれあい会館	上土棚南 1-5-10	敷地内	H18
29	寺尾児童館	寺尾北 2-2-1	敷地内	H18
30	綾南保育園	上土棚南 1-4-17	敷地内	H18
31	市民スポーツセンター	深谷上 3-6-1	敷地内 (体育館北側)	H12
32	藤沢ゴルフ	深谷南 7-2-1	敷地内	H19
33	光綾公園	深谷上 4-5234	敷地内	H19
34	風車公園	大上 2-555-9	敷地内	H19
35	城山公園	早川城山 3-4-1	敷地内	H19
36	県立綾瀬高校	寺尾南 1-4-1	敷地内	H19
37	県立綾瀬西高校	早川 1485-1	敷地内	H19
38	綾西公園	綾西 2-1800-124	敷地内	H19

4 その他防災倉庫

	施設名	所在地	場所	設置年度
1	寺尾公園	寺尾北 1-2255	敷地内	H10
2	寺尾南自治会館*	寺尾南 2-3-16	敷地内	H13

*自治会コミュニティ助成防災倉庫

4 - 6 各防災倉庫備蓄品

市役所防災備蓄倉庫

1 倉庫あたりの数量

品名	規格	数量	備考
発動発電機	800W	2	
投光器	300W	5	
コードリール	25m	4	
延長用コードリール	30m	1	
投光器用三脚		4	
発電機用工具		2	
回転灯		5	
回転灯用三脚(大)		4	
回転灯受皿		3	
かけや	木製丸型	8	
大ハンマー	4.5kg	5	
金てこ	32mm×1,800mm	52	
のこぎり	33cm	5	
かま		3	
両口つるはし		4	
角スコップ		10	
丸スコップ		10	
加工番線	200本入	1	
要配慮者用ビブス	A4差し込み式	195	オレンジ
要配慮者用ビブス	避難所運営委員会20枚、 地区対策本部全員	200	グリーン
安全帯		4	
担架		2	
テント		6	
ウォーターバルーン	10トン用	1	
ウォーターバルーン	1トン用	7	
水中ポンプホースバンド付	S-500LN 50Hz 25A	2	
臨時給水栓		7	
ポリタンク	18L	79	
ポリタンク	10L	14	
ポリタンク	3L	3	
土のう袋		6,700	
A型バリケード	災害対策本部名入 市11篇32	43	
ロープ	太12mm、長200m	10	
トラロープ	50m	4	
長靴(腰下)	27cm	1	
長靴(腰下)	26cm	2	
長靴(腰下)	25.5cm	3	
雨カッパ	青色	61	
雨カッパ	黄色	6	
災害用毛布	真空パック	100	
木くい	1m	30	
トビ		3	
簡易トイレ		225	
万能シート		200	
使い捨てカイロ		4,700	
サバイバルフーズ		18,270	食
発電機用ガソリン缶		16	
アルファ米		400	食

一次避難所（県立高校を除く）

	品名	数量	異常の有無	備考	品名	数量	異常の有無	備考
資 機 材	ファーストミッションボックス	1式	有・無		模造紙	1箱	有・無	
	テント	3張	有・無		万能シート(ブルーシート)3.6m×5.4m	20枚	有・無	
	エアertentセット(発電機1台含む)	1式	有・無	1	避難所間仕切りユニット	10組	有・無	
	レスキューシート	100枚	有・無		リアカー	2台	有・無	
	担架	5台	有・無		脚立	1本	有・無	
	簡易ベッド	3脚	有・無	1	燃料タンク	5個	有・無	
	救急箱	2箱	有・無		災害時特設公衆電話	2台	有・無	
	懐中電灯	20本	有・無		要配慮者用ビブス	15着	有・無	
	メガホン	5個	有・無		給水容器	500個	有・無	
	避難所運営用拡声器	1個	有・無		立看板	15枚	有・無	
	単1乾電池	80本	有・無		MCA無線(半固定型・職員室に設置)	1台	有・無	
	単2乾電池	40本	有・無		生活必需物資(トイレトーパー)	一式	有・無	
	コードリール	10個	有・無		簡易トイレセット	13組	有・無	
	スコッチコーン	40個	有・無		ロープ	2本	有・無	
	土のう袋	1束	有・無		台車	2台	有・無	2
	投光機セット	2式	有・無		災害用毛布	650枚	有・無	2
	発電機	2台	有・無		クラッカー	一式	有・無	2
	発電機用ガソリン缶	16個	有・無		保存水(500ml)	168本	有・無	2
	避難所用暖房機	2台	有・無		マスク	3,000枚	有・無	2
	暖房機用灯油缶	32個	有・無		トイレ処理セット	45箱	有・無	2
ガスコンロ(五徳)	5個	有・無		給水タンク	2基	有・無	2	
ゴム管	5本	有・無		携帯トイレ	5箱	有・無	2	
カセットコンロ	3台	有・無		簡易型避難所用テント	別紙	有・無	2	
カセットボンベ	9本	有・無		目隠しシート(テント用)	5箱	有・無	2	
鍋	3個	有・無		折畳式簡易ベッド	別紙	有・無	2	
おたま	3本	有・無						
<p>その他特記事項</p> <p>1 綾瀬小、天台小、早園小、綾西小、綾南小、北の台中の6校のみ。</p> <p>2 教室等、倉庫と異なる場所に保管。</p>								

簡易型避難所用テント及び折畳式簡易ベッド数量

	学校名	テント (目隠しシートなし)	テント (目隠しシート入り)	ベッド
1	綾瀬小学校	30張	53 張	27 台
2	綾北小学校	30張	41 張	23 台
3	綾西小学校	30張	43 張	24 台
4	早園小学校	30張	24 張	18 台
5	綾南小学校	30張	40 張	23 台
6	天台小学校	30張	24 張	18 台
7	北の台中学校	30張	24 張	18 台
8	落合小学校	30張	41 張	23 台
9	土棚小学校	30張	24 張	18 台
10	寺尾小学校	30張	40 張	23 台
11	綾瀬中学校	30張	75 張	35 台
12	綾北中学校	30張	74 張	34 台
13	城山中学校	30張	72 張	34 台
14	北の台中学校	30張	69 張	33 台
15	春日台中学校	30張	79 張	36 台

簡易テントの入数は、目隠しシート入りが3張入り、目隠しシートが同梱されていないものが4張入りです。(半端あり)

二次避難所

	品名	数量	異常の有無	備考	品名	数量	異常の有無	備考
資 機 材	仮設トイレ	1	有・無		角スコップ	5	有・無	
	テント(3K×2K)	2	有・無		丸スコップ	5	有・無	
	給水タンク(300)	1	有・無		つるはし(両口)	5	有・無	
	給水容器 (ロンテナー・10)	400	有・無		かけや(木製丸型)	5	有・無	
	毛布(真空パック)	100	有・無		大ハンマー(4.5kg)	3	有・無	
	担架	4	有・無		のこぎり	3	有・無	
	救急箱(50人用)	2	有・無		リアカー(折りたたみ式)	2	有・無	
	懐中電灯 (強力ライト)	6	有・無		チェーンソー	1	有・無	
	メガホン	3	有・無		投光機セット	2	有・無	
	単1乾電池(懐中電灯用)	24	有・無		投光機用発電機	1	有・無	
	単2乾電池(メガホン用)	24	有・無		発電機用ガソリン缶	12	有・無	
	コードリール(30m)	6	有・無		暖房機用灯油缶	32	有・無	
	燃料タンク(10)	4	有・無		チェーンソー用ガソリン缶	1	有・無	
	スコッチコーン	10	有・無		チェーンソー用オイル	1	有・無	
	万能シート (3.6m×5.4m)	100	有・無		水中ポンプ	1	有・無	1
	土のう袋	600	有・無		要配慮者用ビブス	15	有・無	
	避難所用暖房機	1	有・無					
避難所間仕切り ユニット	10	有・無						
ロープ(200m)	1	有・無						
その他特記事項 1 水中ポンプは、小園児童館、南部ふれあい会館に配置。								

分団車庫併設防災資機材倉庫（中央・綾北・寺尾・早園・綾西・綾南）

1 倉庫あたりの数量

品名	規格	数量	備考
バリケード	A 型	20	
両口つるはし		2	
角スコップ		10	
丸スコップ		10	
かけや	150 かし	3	
大ハンマー	4.5kg	3	
金てこ	32mm × 1,800m m	2	
燃料タンク	10L	1	
土のう袋		500	
担架		3	
メガホン		5	
救急箱	50 人用	1	
救急箱	20 人用	1	
発電機	ホンダ EB1500X	1	
投光器	K-500	1	
コードリール	GT-30	1	
投光器用三脚	K2	1	
給水タンク	LL-300	1	
テント	3 間 × 2 間	1	
給水容器	キュービージャ グ 10L	200	
チェーンソー		1	

一次避難所(県立高校)防災資機材倉庫

1倉庫あたりの数量

品名	規格	数量	備考
仮設トイレ		1	
テント	3間×2間	2	
給水タンク	300	1	
給水容器	ロンテナー・10	400	
災害用毛布	真空パック	100	
担架		4	
救急箱	50人用	2	
懐中電灯	強力ライト	6	
メガホン		3	
単1乾電池	懐中電灯用	24	
単2乾電池	メガホン用	24	
コードリール	30m	6	
燃料タンク	10	4	
スコッチコーン		10	
万能シート	2間×3間	100	
土のう袋		600	
避難所用暖房機		2	
避難所間仕切りユニット		10	
ロープ	200m	1	
角スコップ		5	
丸スコップ		5	
つるはし	両口	5	
かけや	木製丸型	5	
大ハンマー	4.5kg	3	
のこぎり		3	
リアカー	折りたたみ式	2	
チェーンソー		1	
投光機セット		2	
投光機用発電機		1	
発電機用ガソリン缶		8	
暖房機用灯油缶		24	
チェーンソー用ガソリン缶		1	
チェーンソー用オイル		1	
電話機		2	
要配慮者用ピブス		15	オレンジ

広域避難場所防災資機材倉庫

1倉庫あたりの数量

品名	規格	数量	備考
仮設トイレ		1	
テント	3間×2間	2	
給水タンク	300	2	
給水容器	ロンテナー・10	400	
災害用毛布	真空パック	150	
担架		4	
救急箱	50人用	1	
懐中電灯	強力ライト	9	
メガホン		5	
単1乾電池	懐中電灯用	36	
単2乾電池	メガホン用	40	
コードリール	30m	5	
燃料タンク	10	4	
スコッチコーン		20	
万能シート	3間×2間	100	
土のう袋		600	
避難所間仕切りユニット（早園、吉岡地区センター、綾南保育園のみ設置）		10	
避難所用暖房機（早園、吉岡地区センター、綾南保育園のみ設置）		1	
ロープ	200m	2	
角スコップ		10	
丸スコップ		10	
つるはし	両口	10	
かけや	木製丸型	10	
大ハンマー	4.5kg	5	
のこぎり		5	
チェーンソー		2	
リアカー	折りたたみ式	2	
投光機セット		2	
投光機用発電機		1	
発電機用ガソリン缶		8	
暖房機用灯油缶（早園、吉岡地区センター、綾南保育園のみ設置）		24	
チェーンソー用ガソリン缶		1	
チェーンソー用オイル		1	

その他防災資機材倉庫(寺尾公園・寺尾南自治会館)

1倉庫あたりの数量

品名	規格	数量	備考
給水タンク	300	1	
給水容器	ロンテナー・10	100	
救急箱	50 人用	1	
懐中電灯	強力ライト	4	
メガホン		2	
単 1 乾電池	懐中電灯用	20	
単 2 乾電池	メガホン用	16	
スコッチコーン		10	
角スコップ		5	
丸スコップ		5	
つるはし	両口	5	
かけや	木製丸型	5	
大ハンマー	4.5kg	1	
のこぎり		1	
ロープ	200m	1	
土のう袋		400	
チェーンソー		1	
チェーンソー用ガソリン缶		1	
チェーンソー用オイル		1	

その他防災資機材倉庫(ハマキョウレックス)

品名	規格	数量	備考
災害用毛布	真空パック	20	
簡易トイレ	トイレ・手すり・処理セット (100 枚)	185	
生理用品		2,640	
紙おむつ		504	
サバイバルフーズ		8,220	
アルファ米		3,000	
飲料水	2L / 本	2,460	
弾性ストッキング		1,000	
サバイバルブランケット		3,627	
携帯トイレ		19,750	

4 - 7 生活物資等調達に関する協定

災害時における食糧及び生活必需物資の調達に関する協定書（綾瀬市商工会）

綾瀬市（以下「甲」という。）と綾瀬市商工会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の災害時（以下「災害時」という。）において、甲が行うり災者等への食糧及び生活必需物資（以下「物資」という。）の供給を必要とする事態が生じたとき、その有効な実施を期するため乙が行う協力に関し必要な事項を定める。

（要請事項）

第2条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、乙に対し物資調達の要請をする。

2 甲は、前項の規定により要請をするときは、物資調達要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、その他の方法により要請することができる。この場合甲は、事後において速やかに物資調達要請書を提出するものとする。

（要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、適切な調達ができるよう第7条に定める組織体制に基づき速やかに当該商業部会員に伝達し、措置するとともにその措置状況を甲に連絡するものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が調達する物資の品名は、物資確保数量表（別表1）に定めるものとし、その調達数量は、現に保有し、かつ確保できる数量とする。

（運搬）

第5条 原則として乙は、第7条に定める組織体制の各班ごとに物資を収集し、収集後は、甲が運搬するものとする。ただし、必要に応じて甲は、乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（物資の引渡し）

第6条 物資の引渡しをする場合は、乙の当該商業部会員がそれぞれ通常使用している納品書等に基づき引渡しを受けるものとする。

（組織体制及び連絡責任者）

第7条 要請及び協力に関する事項を正確かつ円滑に行うため、乙は、甲と協議のうえ防災組織表（別表2）に定める体制を確立しておくものとする。なお、甲においては、綾瀬市災害対策本部事務局長（防災主管課長）を連絡責任者とし、乙においては、事務局長を連絡責任者とするものとする。

（物資の価格）

第8条 物資の取引価格は、災害発生直前における適正な価格とする。

（補償）

第9条 本協定による収集、運搬協力活動中、乙の関係者が負傷等した場合の補償は、綾瀬市消防団員等公務災害補償条例（昭和53年6月20日条例第29号）の定めるところによる。

（協議事項）

第10条 この協定の実施に関して必要な事項及び疑義が生じたときは、その都度方誠意ある協議を行うものとする。

（協定の効力）

第11条 この協定は、締結の日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。なお、昭和60年8月1日に締結した「災害時における食糧及び生活必需物資の調達に関する協定書」については、この協定の締結日をもって廃止する。

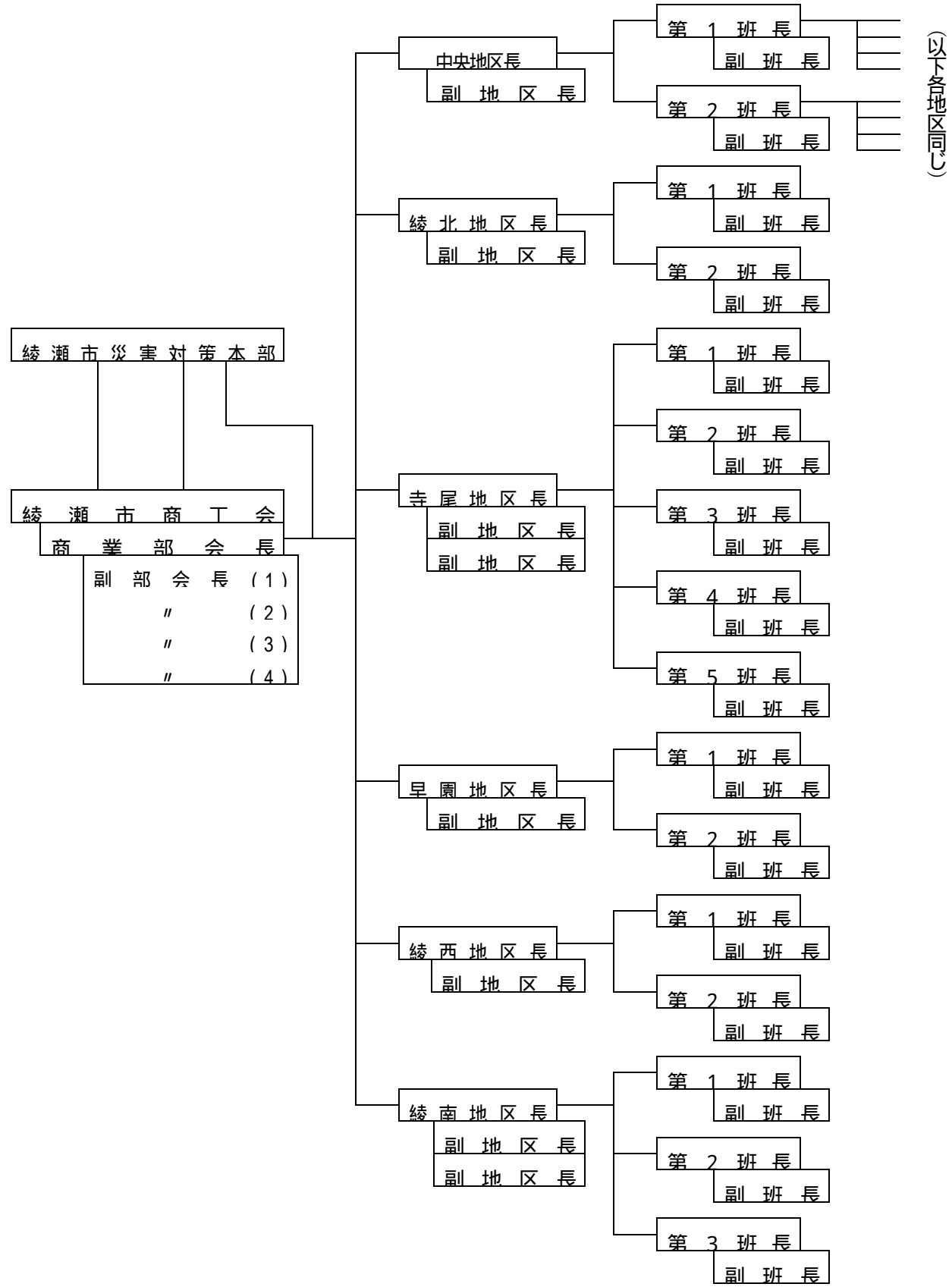
この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成14年6月20日

甲 神奈川県綾瀬市早川550番地
綾瀬市長 見上和由

乙 神奈川県綾瀬市深谷3445番地
綾瀬市商工会
会長 三浦福好

別表2 防災組織表



災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（コープ神奈川・ユーコープ事業連合）

（趣旨）

第1条 綾瀬市内に地震、風水害、その他による災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、綾瀬市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープかながわ及び生活協同組合連合会ユーコープ事業連合（以下「乙」という。）とは、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は乙に対し協力を要請するときは、災害時応急生活必需物資要請書（第1号様式）により乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、その他の方法により要請することができる。この場合甲は、事後において速やかに災害時応急生活物資要請書を乙に提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、保有物品の優先供給について積極的に協力するものとする。

2 物資の運搬は、甲が行うものとする。ただし、必要に応じて甲は、乙に対して運搬の協力を求めることができる。この場合甲は、乙の指定する場所へ市職員を派遣するものとする。

（物資の範囲）

第4条 物資の範囲は、次に掲げるものとする。

(1) 食糧品及び生活必需品（別表のとおり）

（費用の負担）

第5条 物資に係る費用（供給した物資の対価及び乙並びに乙の指定するものが行った運搬の費用）は、甲の負担とし、乙の提出する出荷報告書等に基づき、災害時の直前における適性価格をもって決定する。

（支払い）

第6条 乙は、物資納入後、甲に対して物資の代金を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、速やかに支払うものとする。

（連絡責任者）

第7条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲においては、綾瀬市災害対策本部事務局長（防災主管課長）とし、乙においては、生活協同組合コープかながわ役員室部長を連絡責任者とする。

（保有数量の報告）

第8条 乙の連絡責任者は、物資の保有数量の報告を甲に対して行うものとする。なお、この報告は、毎年2回3月1日及び9月1日現在の数量を生活必需物資等保有数量表（第2号様式）により実施するものとする。

（広域的な支援体制の整備）

第9条 乙は、他の生活協同組合等との間での連携を強化し、災害時における生協間相互支援の協定の締結等、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

（情報の収集・提供）

第10条 甲は、災害時において市民に対し物資の配布場所や品目等の情報提供に努め、乙はそれに協力するものとする。

2 甲と乙は、災害時において被災地域や被災者の状況、地域の物資の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲と乙は、災害時において物価の高騰の防止等を図るため、協力して市民に対し迅速かつ的確な情報の提供に努めるものとする。

（物資の安定供給）

第11条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、生活物資の高騰等の防止を図り、市民生活の早期安定に寄与するよう市民に対する生活物資の安定供給に努力し、甲はそれに協力するものとする。

（ボランティア活動への支援）

第12条 乙は、災害時に乙の組合員が行う物資の配布等のボランティア活動を支援し、甲はこれに協力するものとする。

（その他必要な支援）

第13条 この協定に定める事項のほか、物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（関係法令の遵守）

第14条 この協定の施行にあたっては、消費生活協同組合法その他関係法令を遵守するものとする。

（協議）

第15条 この協定の定めのない事項並びにこの協定に関し、疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（協定の効力）

第16条 この協定は、締結の日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。なお、平成8年1月14日に締結した「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」については、この協定の締結日をもって廃止する。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成14年6月20日

甲 綾瀬市早川550番地
綾瀬市長 見上和由

乙 横浜市港北区新横浜二丁目5番地の11
生活協同組合コープかながわ
理事長 馬場昭夫

横浜市港北区新横浜二丁目5番地の11
生活協同組合連合会ユーコープ事業連合
理事長 越淵堅志

第1号様式(第2条関係)

災害時応急生活必需物資等要請書

年 月 日

様

綾瀬市長

災害時における応急生活必需物資供給等の協力に関する協定書に基づき、次のとおり物資の出荷を要請します。

品 名	規 格	数 量	備 考

運搬(第3条関係)当該事項に○印を付け、内容を記入する。

1 市職員が 年 月 日に直接受け取りに行きます。

2 上記生活必需物資等の運搬を次のとおりお願いします。

(1) 場 所 綾瀬市

(2) 日 時 年 月 日

別表(第4条関係)

災害時応急生活物資等一覧

段階 想定	第1段階 ライフラインストップ	第2段階 電気復旧	第3段階 水道復旧
期間	災害当日~3日	4日~6日	7日~
品	水・飲料 ◆ 菓子パン ◆ 牛乳(LL) ◆ 果物(バナナ) ◆ レトルト食品(缶詰)◆ 缶詰(イジ-オープン) 電池 懐中電灯 バケツ 軍手・シューズ ガムテープ 濡れティッシュ トイレットペーパー 紙おむつ 卓上ガスコンロ	水・飲料 菓子パン 牛乳(LL) 果物(バナナ) レトルト食品(缶詰) 缶詰(イジ-オープン) インスタントカップラーメン 粉ミルク 哺乳瓶 紙おむつ なべ 濡れティッシュ 生理用品 下着・靴下 タオル 刃物 紙コップ・紙皿 トイレットペーパー ゴミ袋 マジック 大人用紙おむつ	米・牛乳 食パン めん類 バター・ジャム 肉・魚 野菜 果物 レトルト食品(缶詰) インスタントカップラーメン 緑茶・コーヒー・紅茶 トイレットペーパー 洗濯・洗面用具 なべ 裁縫キット 下着・靴下 文房具 マスク
夏	蚊取り線香		
冬	使い捨てカイロ・毛布		

(1) 応急生活物資は、おおむね上記の段階・期間ごとの品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて調達する。

(2) 品目は上記の他、甲乙協議のうえその都度指定できるものとする。

第2号様式(第8条関係)

応急生活必需物資等の保有数量表

年 月1日現在

生活協同組合コープかながわ

品目	数量	品目	数量	品目	数量
水・飲料		トイレトペーパー		電池	
菓子パン		生理用品		懐中電灯	
牛乳(LLL)		紙おむつ		洗濯用具	
果物(バナナ)		大人用紙おむつ		洗面用具	
レトルト食品(おか)		哺乳瓶		ガムテープ	
缶詰(イージーオープン)		濡れティッシュ		裁縫キット	
インスタカップラーメン		ゴミ袋		文房具	
粉ミルク		下着		マジック	
米		靴下		マスク	
食パン		毛布		蚊取り線香(夏)	
めん類		タオル		使い捨てカイロ(冬)	
バター・ジャム		バケツ			
肉		軍手			
魚		シューズ			
野菜		卓上ガスコンロ			
果物		なべ			
レトルト食品(おか)		刃物			
緑茶・コーヒー・紅茶		紙コップ			
		紙皿			
		ボンベ			

連絡責任者職・氏名

連絡先:

災害時における生活必需物資等の調達に関する協定書（三和フードワン綾瀬店）

綾瀬市（以下「甲」という。）と株式会社三和フードワン綾瀬店（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の災害時（以下「災害時」という。）において、甲が実施する応急対策に対し、円滑な生活必需物資等（以下「物資」という。）の確保をするため、乙が行う協力に関し必要な事項を定める。

（要請事項）

第2条 甲は、災害時における物資の確保を図るため必要があると認めるときは、乙の保有する物資の調達を要請する。

2 甲は、前項の規定により要請するときは、物資調達要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、その他の方法により要請することができる。この場合甲は、事後において速やかに物資調達要請書を提出するものとする。

（要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、特に業務上の支障、その他やむをえない事由のない限り保有物資の優先供給及び搬出に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（物資の範囲）

第4条 物資の範囲は、寝具、衣料品、食料品、炊事用具、食器、光熱材料、日用品及びその他甲が指定する物資とし、その品名については、別表「生活必需物資等保有数量表」に定めるものとする。

（運搬）

第5条 運搬は、甲が行うものとする。ただし、必要に応じて甲は、乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（物資の引渡し）

第6条 物資の引渡しをする場合は、乙の通常使用している納品書等に基づき引渡しを受けるものとする。

（物資の価格）

第7条 物資の取引価格は、災害発生直前における適正な価格とする。

（補償）

第8条 本協定による運搬協力活動中、乙の関係者が負傷等した場合の補償は、綾瀬市消防団員等公務災害補償条例（昭和53年6月20日条例第29号）の定めるところによる。

（連絡責任者）

第9条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲においては、綾瀬市災害対策本部事務局長（防災主管課長）とし、乙においては、店長を連絡責任者とする。

（保有数量の報告）

第10条 乙の連絡責任者は、物資の保有数量の報告を甲に対して行うものとする。

なお、この報告は、毎年2回3月1日及び9月1日現在の数量を別表「生活必需物等保有数量表」により実施するものとする。

（協議事項）

第11条 この協定の実施に関して必要な事項及び疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

（協定の効力）

第12条 この協定は、締結の日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成14年5月22日

甲 神奈川県綾瀬市早川550番地
綾瀬市長 見上和由

乙 神奈川県綾瀬市大上四丁目6番6号
株式会社 三和 フードワン 綾瀬店
店長 千葉忠昭

第1号様式(第2条関係)

物資調達要請書

年 月 日

様

綾瀬市長

災害時における生活必需物資等の調達に関する協定に基づき、次のとおり物資の出荷を要請します。

品 名	規 格	数 量	備 考

運搬(第5条関係) 該当事項に 印を付け、内容を記入する。

- 1 市災害対策本部職員が 年 月 日 時に直接受取に行きます。
- 2 上記物資の運搬を下記のとおり願います。
 - (1) 場 所 綾瀬市
 - (2) 日 時 年 月 日
- 3 その他

災害時における食糧及び生活必需物資等の調達に関する協定書（綾北商店会）

綾瀬市（以下「甲」という。）と綾北商店会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の災害時（以下「災害時」という。）において、甲が行うり災者等への食糧及び生活必需物資等（以下「物資」という。）の供給を必要とする事態が生じたとき、その有効な実施を期するため乙が行う協力に関し必要な事項を定める。

（要請事項）

第2条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、乙に対し物資調達の要請をする。

2 甲は、前項の規定により要請をするときは、物資調達要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、その他の方法により要請することができる。この場合甲は、事後において速やかに物資調達要請書を提出するものとする。

（要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、適切な調達ができるよう第7条に定める組織体制に基づき速やかに当該商店会員に伝達し、措置するとともにその措置状況を甲に連絡するものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が調達する物資の品名及び数量は、乙が現に保有し、かつ確保できる範囲とする。なお、乙は、あらかじめ確保可能な品目等を想定し、物資確保想定品目表（別表1）を作成しておくものとする。

（運搬）

第5条 原則として乙は、第7条に定める体制により物資を収集し、収集後は、甲が運搬するものとする。ただし、必要に応じて甲は、乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（物資の引渡し）

第6条 物資の引渡しをする場合は、乙の当該商店会員がそれぞれ通常使用している納品書等に基づき引渡しを受けるものとする。

（組織体制及び連絡責任者）

第7条 要請及び協力に関する事項を正確かつ円滑に行うため、乙は体制を確立しておくものとする。

なお、甲においては、綾瀬市災害対策本部事務局長代理（防災主管課長）を連絡責任者とし、乙においては、商店会長を連絡責任者とするものとする。

（物資の価格）

第8条 物資の取引価格は、災害発生直前における適正な価格とする。

（補償）

第9条 本協定による収集、運搬協力活動中、乙の関係者が負傷等した場合の補償は、綾瀬市消防団員等公務災害補償条例（昭和53年6月20日条例第29号）の定めるところによる。

（協議事項）

第10条 この協定の実施に関して必要な事項及び疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

（協定の効力）

第11条 この協定は、締結の日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を継続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成19年2月22日

甲 神奈川県綾瀬市早川550番地
綾瀬市長 笠間 城治郎

乙 神奈川県綾瀬市寺尾中一丁目8番11号
綾北商店会
会長 片野 操

災害時における生活必需物資等の調達に関する協定書（ビバホーム綾瀬店）

綾瀬市（以下「甲」という。）とトステムビバ株式会社ビバホーム綾瀬店（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の災害時（以下「災害時」という。）において、甲が実施する応急対策に対し、円滑な生活必需物資等（以下「物資」という。）の確保をするため、乙が行う協力に関し必要な事項を定める。

（要請事項）

第2条 甲は、災害時における物資の確保を図るため必要があると認めるときは、乙の保有する物資の調達を要請する。

2 甲は、前項の規定により要請するときは、物資調達要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、その他の方法により要請することができる。この場合甲は、事後において速やかに物資調達要請書を提出するものとする。

（要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、特に業務上の支障、その他やむを得ない事由のない限り、保有物資の優先供給及び搬出に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（物資の範囲）

第4条 物資の範囲は、寝具、衣料品、食料品、炊事用具、食器、光熱材料、日用品及びその他甲が指定する物資とし、その品名については、別表「生活必需物資等保有数量表」に定めるものとする。

（運搬）

第5条 運搬は、甲が行うものとする。ただし、必要に応じて甲は、乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（物資の引渡し）

第6条 物資の引渡しをする場合は、乙の通常使用している納品書等に基づき引渡しを受けるものとする。

（物資の価格）

第7条 物資の取引価格は、災害発生直前における適正な価格とする。

（補償）

第8条 本協定による運搬協力活動中、乙の関係者が負傷等した場合の補償は、綾瀬市消防団員等公務災害補償条例（昭和53年6月20日条例第29号）の定めるところによる。

（連絡責任者）

第9条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲においては、綾瀬市災害対策本部事務局長（防災主管部長）とし、乙においては、店長を連絡責任者とする。

（保有数量の報告）

第10条 乙の連絡責任者は、物資の保有数量の報告を甲に対して行うものとする。なお、この報告は、毎年1回9月1日現在の数量を別表「生活必需物等保有数量表」により実施するものとする。

（協議事項）

第11条 この協定の実施に関して必要な事項及び疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

（協定の効力）

第12条 この協定は、締結の日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成20年11月6日

甲 神奈川県綾瀬市早川550番地
綾瀬市
綾瀬市長 笠間 城治郎

乙 神奈川県綾瀬市深谷3734-1
トステムビバ株式会社
ビバホーム綾瀬店
店長 中島 清孝

第1号様式(第2条関係)

物資調達要請書

年 月 日

様

綾瀬市長

災害時における生活必需物資等の調達に関する協定に基づき、次のとおり物資の出荷を要請します。

品 名	規 格	数 量	備 考

運搬(第5条関係)該当事項に 印を付け、内容を記入する。

- 1 市災害対策本部職員が 年 月 日直接受取に行きます。
- 2 上記物資の運搬を下記のとおり願います。
(1)場 所 綾瀬市
(2)日 時 年 月 日

災害時における生活必需物資等の調達に関する協定書（ハンディ綾瀬店）

綾瀬市（以下「甲」という。）と株式会社マキバハンディ綾瀬店（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の災害時（以下「災害時」という。）において、甲が実施する応急対策に対し、円滑な生活必需物資等（以下「物資」という。）の確保をするため、乙が行う協力に関し必要な事項を定める。

（要請事項）

第2条 甲は、災害時における物資の確保を図るため必要があると認めるときは、乙の保有する物資の調達を要請する。

2 甲は、前項の規定により要請するときは、物資調達要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、その他の方法により要請することができる。この場合甲は、事後において速やかに物資調達要請書を提出するものとする。

（要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、特に業務上の支障、その他やむを得ない事由のない限り、保有物資の優先供給及び搬出に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（物資の範囲）

第4条 物資の範囲は、寝具、衣料品、食料品、炊事用具、食器、光熱材料、日用品及びその他甲が指定する物資とし、その品名については、別表「生活必需物資等保有数量表」に定めるものとする。

（運搬）

第5条 運搬は、甲が行うものとする。ただし、必要に応じて甲は、乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（物資の引渡し）

第6条 物資の引渡しをする場合は、乙の通常使用している納品書等に基づき引渡しを受けるものとする。

（物資の価格）

第7条 物資の取引価格は、災害発生直前における適正な価格とする。

（補償）

第8条 本協定による運搬協力活動中、乙の関係者が負傷等した場合の補償は、綾瀬市消防団員等公務災害補償条例（昭和53年6月20日条例第29号）の定めるところによる。

（連絡責任者）

第9条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲においては、綾瀬市災害対策本部事務局長（防災主管部長）とし、乙においては、店長を連絡責任者とする。

（保有数量の報告）

第10条 乙の連絡責任者は、物資の保有数量の報告を甲に対して行うものとする。なお、この報告は、毎年1回9月1日現在の数量を別表「生活必需物等保有数量表」により実施するものとする。

（協議事項）

第11条 この協定の実施に関して必要な事項及び疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

（協定の効力）

第12条 この協定は、締結の日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成20年11月11日

甲 神奈川県綾瀬市早川550番地
綾瀬市
綾瀬市長 笠間 城治郎

乙 神奈川県綾瀬市深谷1777番地
株式会社マキバ
ハンディ綾瀬店
店長 大森 稔

第1号様式(第2条関係)

物資調達要請書

年 月 日

様

綾瀬市長

災害時における生活必需物資等の調達に関する協定に基づき、次のとおり物資の出荷を要請します。

品 名	規 格	数 量	備 考

運搬(第5条関係)該当事項に 印を付け、内容を記入する。

- 1 市災害対策本部職員が 年 月 日直接受取に行きます。
- 2 上記物資の運搬を下記のとおり願います。
(1)場 所 綾瀬市
(2)日 時 年 月 日

災害時におけるダンボール等の提供に関する協定書（三興段ボール）

綾瀬市（以下「甲」という。）と株式会社三興段ボール（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の災害時（以下「災害時」という。）において、甲が実施する応急対策に対し、円滑なダンボール等（以下「ダンボール」という。）の確保をするため、乙が行う協力に関し必要な事項を定める。

（要請事項等）

第2条 甲は、災害時におけるダンボールの確保を図るため必要があると認めたときは、乙の保有するダンボールの提供を要請する。

2 甲は、前項の規定により要請するときは、ダンボールの提供要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、その他の方法により要請することができる。

この場合甲は、事後において速やかにダンボールの提供要請書を提出するものとする。

3 乙の措置事項は、ダンボールの提供報告書（第2号様式）により行うものとする。

4 甲及び乙の要請の経路は別に定める。

（要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、特に業務上の支障、その他やむを得ない事由のない限り、製造可能ダンボールの優先提供及び搬出に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（ダンボールの範囲）

第4条 ダンボールの範囲は、ダンボール及びその他甲が指定するダンボール製品とする。

（運搬）

第5条 運搬は、甲が行うものとする。ただし、必要に応じて甲は、乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（ダンボールの価格）

第6条 ダンボールの取引価格は、災害発生直前における適正な価格とする。

（製造可能数量の報告）

第7条 甲は乙に対して、定期的にダンボールの製造可能数量について報告を求めることができる。

2 前項の報告は、ダンボールの製造可能数量報告書（第3号様式）によるものとする。

（協定内容の周知）

第8条 甲及び乙は、平常時からその従事者等に対して、本協定の趣旨及び手続きの周知に努めるものとする。

（補償）

第9条 本協定による運搬協力活動中、乙の関係者が負傷等した場合の補償は、綾瀬市消防団員等公務災害補償条例（昭和53年6月20日条例第29号）の定めるところによる。

（協議事項）

第10条 この協定の実施に関して必要な事項及び疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

（協定の効力）

第11条 この協定は、締結の日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成20年12月17日

甲 神奈川県綾瀬市早川550番地
綾瀬市
綾瀬市長 笠間 城治郎

乙 神奈川県綾瀬市早川2647番地1
株式会社 三興段ボール
代表取締役 小川 文夫

第1号様式(第2条関係)

ダンボールの提供要請書

年 月 日

株式会社 三興段ボール
代表取締役 様

綾瀬市長

災害時におけるダンボール等の提供に関する協定に基づき、次のとおりダンボールの提供を要請します。

項目	内容
災害の状況及び提供要請の事由	

項目	品名	数量	備考
提供を必要とする品名及び数量	K5W フルト(紙幅1,400×流れ2,600mm)		間仕切り用
	K5W フルト(紙幅1,400×流れ1,600mm)		間仕切り用
	K5W フルト(紙幅2,000×流れ1,000mm)		マットレス用
	K5W フルト(紙幅1,300×流れ3,000mm)		床緩衝材用
提供を必要とする場所			
その他必要な事項			

運搬(第5条関係) 該当事項に 印を付け、内容を記入する。

- 市災害対策本部職員が 年 月 日 時に直接受取に行きます。
- 上記ダンボール等の運搬を下記のとおり願います。
 - 場 所 綾瀬市
 - 日 時 年 月 日
- その他

第2号様式(第2条関係)

ダンボールの提供報告書

年 月 日

綾瀬市長 殿

株式会社 三興段ボール
代表取締役

災害時におけるダンボール等の提供に関する協定に基づき、次のとおりダンボールの提供を報告します。

項目	品名	数量	備考
提供した品名及び数量	K5W フルト(紙幅1,400×流れ2,600mm)		
	K5W フルト(紙幅1,400×流れ1,600mm)		
	K5W フルト(紙幅2,000×流れ1,000mm)		
	K5W フルト(紙幅1,300×流れ3,000mm)		
提供した相手方もしくは場所			
提供した日時	年 月 日 時頃		
その他必要な事項			

第3号様式（第7条関係）

ダンボールの製造可能数量報告書

年 月 日

綾瀬市長 殿

株式会社 三興段ボール
代表取締役

災害時におけるダンボール等の提供に関する協定に基づき、次のとおりダンボールの製造可能数量を報告します。

項 目	品 名	数 量	備 考
品名及び数量	K5W フルト (紙幅 1,400×流れ 2,600mm)		
	K5W フルト (紙幅 1,400×流れ 1,600mm)		
	K5W フルト (紙幅 2,000×流れ 1,000mm)		
	K5W フルト (紙幅 1,300×流れ 3,000mm)		

災害時における応急物資の優先供給等の協力に関する協定（サミット綾瀬店）

綾瀬市（以下「甲」という。）とサミット株式会社（以下「乙」という。）は、綾瀬市内に災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号。以下「法」という。）第2条第1項に定める地震、風水害その他の災害が発生した時における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、綾瀬市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行う応急食料品及び日用品（以下「応急物資」という。）の調達業務並びに乙に所属する店舗の営業の継続又は早期開店に係る乙の協力に関して必要な事項を定めることにより、災害応急対策及び被災住民の生活の安定を図ることを目的とする。

（要請手続き等）

第2条 甲は、災害時に緊急に応急物資を調達する必要があるときは、乙に対し、応急物資の供給（原則として運搬を含む。以下同じ。）を要請することができる。

2 乙に対する要請手続きは、応急物資供給要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭で要請し、後日文書にて処理する。

3 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法及び手段等について、支障を来さないよう常に点検及び改善に努め、変更があるときは、甲乙相互に連絡するものとする。

（協力内容）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けた場合は、可能な範囲において応急物資の優先供給について積極的に協力するものとする。

（応急物資の受領）

第4条 応急物資の受領場所は、甲が指定するものとし、乙の通常使用している納品書等に基づき、品目、数量等を確認の上、甲が受け取るものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、第3条の規定による乙の応急物資供給に要した費用を負担するものとする。

2 前項の定めによる費用弁償の額については、次のとおりとする。

(1) 応急物資 当該災害時直前の価格

(2) 運搬に要した費用 実費額（ただし人件費を除く。）

（請求及び支払い）

第6条 乙は応急物資納入後、前条の費用について、甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を支払うものとする。

（営業の継続又は早期開店）

第7条 甲は、市民生活の安定のため、乙に対して店舗の営業の継続又は早期開店を要請することができる。

2 前項の要請があったときは、乙は営業の継続又は早期開店に努めるものとする。

（損害補償）

第8条 甲の要請に基づき、応急物資の供給業務に従事する者が、業務実施中に負傷し、又は疾病にかかり、若しくは死亡した場合は、綾瀬市消防団員等公務災害補償条例（昭和53年6月20日条例第29号）に基づき、これを補償するものとする。ただし、訓練に係るものは、除くものとする。

（保有数量の報告）

第9条 乙は、応急物資の保有数量の報告を甲に対して行うものとする。なお、この報告は、毎年1回9月1日現在の数量を別表「生活必需物資等保有数量表」により実施するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、この協定を解除しようとするときは、甲又は乙は、期間満了の日の3箇月前までに意思表示を行うものとし、甲乙のいずれからも意思表示がないときは、更に1年間期限を延長するものとし、以後においても毎年同様の取扱いとする。

本協定の締結の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年10月1日

甲 神奈川県綾瀬市早川550番地
綾瀬市
綾瀬市長 笠間 城治郎

乙 東京都杉並区永福3-57-14
サミット株式会社
代表取締役社長 田 尻 一

第1号様式(第2条関係)

応急物資供給要請書

年 月 日

様

綾瀬市長

災害時における応急物資の優先供給等の協力に関する協定に基づき、次のとおり物資の出荷を要請します。

品 名	規 格	数 量	備 考

該当事項に 印を付け、内容を記入する。

- 1 市災害対策本部職員が 年 月 日 時に直接受取に行きます。
- 2 上記物資の運搬を下記のとおり願います。
 - (1) 場 所 綾瀬市_____
 - (2) 日 時 年 月 日
- 3 その他

災害時における生活必需物資の調達に関する協定書（エイヴイ綾瀬店）

綾瀬市（以下「甲」という。）と株式会社エイヴイ（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の災害時（以下「災害時」という。）において、甲が実施する応急対策に対し、円滑な生活必需物資（以下「物資」という。）の確保をするため、乙が行う協力に関し必要な事項を定める。

（要請事項）

第2条 甲は、災害時における物資の確保を図るため必要があると認めるときは、乙の保有する物資の調達を要請する。

2 甲は、前項の規定により要請するときは、物資調達要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、その他の方法により要請することができる。この場合において、甲は、事後において速やかに物資調達要請書を提出するものとする。

（要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、特に業務上の支障、その他やむを得ない事由のない限り、保有物資の優先供給及び搬出に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が調達する物資の品名及び数量は、乙が現に保有し、かつ確保できる範囲とする。なお、乙はあらかじめ確保可能な品目を想定し、物資確保想定品目表（第2号様式）を作成しておくものとする。

（運搬）

第5条 運搬は、甲が行うものとする。ただし、必要に応じて甲は、乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（物資の引渡し）

第6条 物資の引渡しをする場合は、乙の通常使用している納品書等に基づき引渡しを受けるものとする。

（物資の価格）

第7条 物資の取引価格は、災害発生直前における適正な価格とする。

（補償）

第8条 本協定による運搬協力活動中、乙の関係者が負傷等した場合の補償は、綾瀬市消防団員等公務災害補償条例（昭和53年綾瀬町条例第29号）の定めるところによる。

（連絡責任者）

第9条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲においては、綾瀬市災害対策本部事務局長（防災主管部長）とし、乙においては、店長を連絡責任者とする。

（保有数量の報告）

第10条 乙の連絡責任者は、物資の保有数量の報告を甲に対して行うものとする。なお、この報告は、毎年1回9月1日現在の数量を物資確保想定品目表により実施するものとする。

（協議事項）

第11条 この協定の実施に関して必要な事項及び疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

（協定の効力）

第12条 この協定は、締結の日から有効とし、甲乙協議の上特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。ただし、この協定の効力は、乙の綾瀬店のみ効力を有するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上各自その1通を保有するものとする。

平成22年7月15日

甲 神奈川県綾瀬市早川550番地
綾瀬市
綾瀬市長 笠間 城治郎

乙 神奈川県横須賀市平成町1-5-1
株式会社 エイヴイ
代表取締役 木村 忠昭

災害時等における畳の提供に関する協定書（5日で5000枚の約束）

綾瀬市（以下「甲」という。）と「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会（以下「乙」という。）は、災害時等における畳の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害（武力攻撃事態又は緊急対処事態を含む。）が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、甲の要請に応じて、乙が畳を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時等に畳の提供を受けようとするときは、畳の提供要請書（第1号様式）により乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請し、後日、速やかに第1号様式を提出するものとする。

（要請に対する措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、可能な範囲において、畳の提供に努めるものとする。

2 甲が指示した避難所等までの畳の輸送については、その都度甲乙協議のうえ、協力して行うものとする。

3 使用後の畳の処理については甲が行うものとする。

4 乙は畳の提供後、甲に提供した畳の数量等を明示した、畳の提供報告書（第2号様式）を提出するものとする。

（連絡責任者）

第4条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は綾瀬市災害対策本部事務局長代理（防災主管課長）とし、乙の連絡責任者は綾瀬市の藤原畳店代表者とする。

（費用の負担）

第5条 乙が甲に提供する畳及び輸送に係る費用は無償とし、その他畳の提供にあたり生じる費用は、甲乙協議して定めるものとする。

（車両の通行）

第6条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急または優先車両として通行できるよう可能な範囲で支援するものとする。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、平素から情報交換を行い、災害時等に備えるものとする。

（訓練への参加）

第8条 乙は甲の主催する防災訓練等に、協力の要請等があったときは、積極的に参加するものとする。

（事故等）

第9条 乙は、第3条の対応の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に速やかにその状況を報告するものとする。

（災害補償）

第10条 甲は、第3条の規定により業務に従事した者が、その者の責に帰することのできない理由により死亡し、又は負傷したときは、綾瀬市消防団員等公務災害補償条例（昭和53年綾瀬町条例第29号）に基づきその損害を補償するものとする。ただし、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は死亡等の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、その補償額の限度において損害補償の責を免れる。

（第三者への損害賠償責任）

第11条 乙は、第3条の規定による業務中に、乙の責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

2 前項に規定する第三者への賠償については、乙と乙の参加畳店で協議の上、決定する。

3 乙の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたときは、その事実の発生後遅滞無くその状況を書面により甲に報告し、その処置については、甲乙協議の上、決定する。

(業務における暴力団排除)

第12条 甲は、乙が綾瀬市暴力団排除条例(平成23年綾瀬市条例第9号。以下「条例」という。)

第2条第2号に掲げる暴力団、同条第4号に掲げる暴力団員等又は同条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等に該当するときは、この協定を解除するものとする。

2 甲は、乙の参加置店が条例第2条第2号に掲げる暴力団、同条第4号に掲げる暴力団員等又は同条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等に該当するときは、その参加置店をこの協定から除くものとする。

(秘密の保持)

第13条 甲及び乙は、この協定の実施に当たり知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。協定が解除された後においても同様とする。

(協議事項)

第14条 この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、締結の日から効力を有し、協定期間は締結した日から1年間とする。

2 協定期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙から期間を延長しない旨の申し出がない場合は、その期間を1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年7月31日

甲 神奈川県綾瀬市早川550番地
綾瀬市
綾瀬市長 古塩 政由

乙 埼玉県川越市三光町3-2
「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会
関東地区委員長 岡田 暁夫

4 - 8 資機材等調達に関する協定

災害時における霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書（葬祭業協同組合）

綾瀬市（以下「甲」という。）と神奈川県葬祭業協同組合（以下「乙」という。）及び社団法人全国霊柩自動車協会（以下「丙」という。）は、綾瀬市内に地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力に関し、次のとおり協定する。

（趣 旨）

第1条 この協定は災害時に多数の死者が発生した場合における霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給及び付帯する業務等について、甲が乙及び丙に協力を要請できること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は災害時に霊柩自動車・棺等葬祭用品を必要とするときは、乙及び丙に対し供給等の協力を要請することができることとし、乙及び丙は、実施細目で定める霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力を甲にするものとする。

（要請手続）

第3条 前条の規定による甲の要請は、災害対策本部長が行う。

2 甲が乙及び丙に要請をするにあたっては、次に掲げる事項を口頭または電話等をもって連絡するものとし、事後、甲は実施細目で定める様式の文章を乙及び丙に提出するものとする。

- (1) 要請を行った災害対策本部長の名称と連絡責任者名
- (2) 要請した理由
- (3) 要請した霊柩自動車の台数及び棺等葬祭用品供給の数
- (4) 履行期間及び履行場所
- (5) その他必要な事項

（供給等業務）

第4条 甲の要請により、霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等に従事する乙及び丙の各組合員は、甲の指示に従い、遺体安置所等への供給等に従事するものとする。

（報告）

第5条 乙及び丙は、前条の規定に基づき協力したときは、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって甲に報告するものとし、事後、実施細目で定める様式の文書を提出するものとする。

- (1) 霊柩自動車・棺等葬祭用品供給の数
- (2) 履行期間及び履行場所
- (3) 理事長の氏名及び従事者名簿
- (4) その他必要な事項

（経費の負担）

第6条 霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力に要した経費は、甲が負担する。

（経費の請求）

第7条 乙及び丙は、各組合員の霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

（経費の支払）

第8条 甲は、前条の規定に基づき乙及び丙から経費の支払い請求があった場合は、乙及び丙の指示するものに支払うものとする。

（価格の決定）

第9条 甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における災害救助法に基づく基準額を参考として、甲、乙、丙協議し、決定するものとする。

（支援体制の整備）

第10条 乙及び丙は、災害時における円滑な霊柩自動車・棺等葬祭用品等の供給等の協力が図れるよう、全日本葬祭業協同組合連合会各組合員のほか、広域応援体制及び情報受伝達体制の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）

第11条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては、綾瀬市災害対策本部事務局長（防災主管課長）、乙にあつては、神奈川県葬祭業協同組合理事長、丙にあつては、社団法人全国霊柩自動車協会神奈川支部長とする。

（災害時の情報提供）

第12条 乙及び丙は、霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給の活動中に現認した災害情報を積極的に災害対策本部に提供するものとする。

（通 知）

第13条 甲は、災害時における円滑な霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力が図られるよう、霊柩自動車待機場所や棺等葬祭用品供給場所等に関して重要な変更が生じたときは、その都度、乙及び丙に通知するものとする。

（協定実施の円滑化）

第14条 甲、乙、丙は、協定に基づく協力が円滑に行われるとともに、協定の実効性を高めるため、定期的に協議を実施するものとする。

（実施細目）

第15条 この協定の実施に関して必要な手続きその他の事項は、甲、乙、丙協議して実施細目で定めるものとする。

（協定の効力）

第16条 この協定は、締結の日から有効とし、甲乙丙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成14年5月22日

甲 神奈川県綾瀬市早川550番地
綾瀬市長 見上和由

乙 神奈川県横浜市南区永田東2丁目1番20号
ジョイフル井土ヶ谷302
神奈川県葬祭業協同組合
理事長 芝崎成光

丙 東京都新宿区四谷3丁目2番地トラック会館
社団法人全国霊柩自動車協会
会長 一柳 鏝

災害時における霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定実施細目

(趣旨等)

第1条 この実施細目は、災害時における霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等についての協力に関する綾瀬市と神奈川県葬祭業協同組合及び社団法人全国霊柩自動車協会との協定(以下「協定」という。)第3条第2項、第4条、第5条及び第15条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な手続きその他の事項を定めるものとする。

2 この実施細目における用語の意義は、協定の例による。

(供給品目等)

第2条 協定第2条に規定する乙及び丙が甲に対する供給等は、次のとおりとする。

(1) 内張り棺(8分厚桐張り、仏衣、棺用納棺セットを含む。)

(2) 骨壺(瀬戸白7寸を基準とし箱覆、骨壺箱を含む。)

(3) ドライアイス

(4) 霊柩自動車

(5) その他必要なもの

(要請書)

第3条 協定第3条第2項に規定する甲が乙及び丙に提出する書類の様式は、様式第1のとおりとする。

(従事者の選定)

第4条 協定第4条に規定する業務に従事するために、乙及び丙が選定する従事者は、甲に提出した乙及び丙会員名簿の中から選定する。

(供給等の場所)

第5条 協定第4条に規定する供給の場所は、災害対策本部の指定する場所とする。

(供給等協力報告書)

第6条 協定第5条に規定する乙及び丙が甲に報告する文書の様式は、様式第2のとおりとする。

(経費の請求方法)

第7条 協定第5条に規定する経費の請求は、積算根拠を示す供給等業務実績一覧表を添付した請求書により行うものとする。

(協議事項)

第8条 この協定の実施に関して必要な事項及び疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

(実施細目の効力)

第9条 この実施細目は、協定締結の日から有効とし、甲乙丙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

様式第 1 - 1

年 月 日

災害時における霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力要請書

神奈川県葬祭業協同組合
理事長 殿

綾瀬市長

災害時における霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力に関する綾瀬市と神奈川県葬祭業協同組合との協定第3条第2項の規定に基づき、次のとおり棺等葬祭用品の供給等の協力を要請します。

連 絡 先	綾瀬市災害対策本部 電話 0467- - (直通) 連絡責任者
口頭による連絡の日時	年 月 日 時 分
要 請 理 由	
棺等葬祭用品の供給等の数及び霊柩自動車の台数(内訳)	
履行期間及び履行場所	
適 用	

様式第 1 - 2

年 月 日

災害時における霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力要請書

社団法人全国霊柩自動車協会
会 長 殿

綾瀬市長

災害時における霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力に関する綾瀬市と社団法人全国霊柩自動車協会との協定第3条第2項の規定に基づき、次のとおり棺等葬祭用品の供給等の協力を要請します。

連 絡 先	綾瀬市災害対策本部 電話 0467- - (直通) 連絡責任者
口頭による連絡の日時	年 月 日 時 分
要 請 理 由	
棺等葬祭用品の供給等の数及び霊柩自動車の台数(内訳)	
履行期間及び履行場所	
適 用	

様式第2 - 1

年 月 日

災害時における霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力実績報告書

(提出先)

綾瀬市長 殿

神奈川県葬祭業協同組合
理事長

災害時における霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力に関する綾瀬市と神奈川県葬祭業協同組合との協定第5条の規定に基づき、次のとおり棺等葬祭用品の供給等の協力を報告します。

連絡先	連絡責任者 電話 - - ()
棺等葬祭用品の供給等の数及び霊柩自動車の台数(内訳)	
履行期間及び履行場所	
従事者	
適用	

様式第2 - 2

年 月 日

災害時における霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力実績報告書

(提出先)

綾瀬市長 殿

社団法人全国霊柩自動車協会
会長

災害時における霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力に関する綾瀬市と社団法人全国霊柩自動車協会との協定第5条の規定に基づき、次のとおり棺等葬祭用品の供給等の協力を報告します。

連絡先	連絡責任者 電話 - - ()
棺等葬祭用品の供給等の数及び霊柩自動車の台数(内訳)	
履行期間及び履行場所	
従事者	
適用	

災害時における物資の仕分け・配送及び調達等に関する協定書（ハマキョウレックス）

綾瀬市（以下「甲」という。）と株式会社ハマキョウレックス（以下「乙」という。）は、災害時における物資の仕分け・配送及び調達等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害及びその他の災害（武力攻撃災害等を含む。以下「大規模災害等」という。）が発生した場合に、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲乙間において行う物資の仕分け・配送及び調達等の要請の手続き等について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 支援物資等 各種協定により甲が支援を受けた物資、乙が調達した物資、甲が乙の施設に備蓄する物資及び甲が備蓄する物資をいう。
- (2) 物資等受入・配送センター 荷役作業及び配送の拠点として甲が設置する施設をいう。
- (3) 避難所等 支援物資等の配送先となる綾瀬市内の避難所又は甲が指定する支援物資等の供給場所をいう。
- (4) 市物資等集積場所 綾瀬市地域防災計画に定める物資等集積場所をいう。

（物資等受入・配送センター等の設置等）

第3条 物資等受入・配送センターは、甲が必要と認めたときに、乙の承諾を得て設置するものとする。

- 2 物資等受入・配送センターの設置に当たっては、乙の物流拠点の空きスペース等を活用するものとする。
- 3 物資等受入・配送センター及び市物資等集積場所では、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 支援物資等の管理及び荷役作業
- (2) 物資等受入・配送センター及び市物資等集積場所から避難所等への物資等の配送及び配送時に

おける被災者の物資ニーズの収集

- 4 甲は、支援物資等の取扱量が著しく減少した場合その他物資等受入・配送センターの設置の必要性が低下した場合は、状況を勘案しながら、物資等受入・配送センターを閉鎖するものとする。

（要請）

第4条 甲は、物資等受入・配送センター及び市物資等集積場所を設置した場合には、乙に対して次の各号に規定する事項について要請することができる。

- (1) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供
- (2) 物資等受入・配送センター及び市物資等集積場所における荷役作業の実施
- (3) 避難所等への支援物資等の配送計画の策定及び配送の実施
- (4) 配送時における被災者の物資ニーズの収集
- (5) 甲が把握した不足物資等の調達

（要請の手続き）

第5条 前条の規定による要請のうち同条第1号から第4号までの規定に関するものについては、役務要請書（第1号様式）によるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに役務要請書を送付するものとする。

2 乙は、前条の規定による要請のうち同条第1号から第4号までの規定に関するものを受けたときは、役務内容回答書（第2号様式）により甲に回答するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに役務内容回答書を送付するものとする。

3 甲及び乙は、前1項の規定により要請し、又は回答した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

4 前条の規定による要請のうち同条第5号の不足物資等の調達に関するものは、物資等要請書（第3号様式）によるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに物資等要請書を交付するものとする。

(乙による対応)

第6条 乙は、前条第4項の規定による要請を受けたときは、被災等により支援が困難な場合を除き、甲の要請に速やかに対応するものとする。

2 甲は、乙による対応が円滑に行われるよう、情報の提供等必要な措置を行うものとする。

(報告)

第7条 乙は、前条第1項の対応を実施したときは、速やかに電話等により甲に報告を行い、後日、業務実績報告書(第4号様式)を提出するものとする。

(事故等)

第8条 本協定に基づく活動中、乙の関係者が負傷等した場合の補償は、綾瀬市消防団員等公務災害補償条例(昭和53年綾瀬町条例第29号)の定めるところによる。

(補償)

第9条 乙は、第6条第1項の対応の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に速やかにその状況を報告するものとする。

(費用及びその請求)

第10条 第4条各号に規定する支援により発生した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時直前における適正経費から乙の利益を差し引いた額を基準として甲乙協議の上決定し、乙が甲に請求するものとする。

3 甲は、第7条により報告された内容及び前項により請求された内容を確認し、速やかに乙に費用を支払うものとする。

(秘密の保持)

第11条 甲及び乙は、この協定の実施に当たり知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。協定が解除された後においても同様とする。

(有効期間)

第12条 この協定期間は、締結した日から1年間とする。

2 協定期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙から期間を延長しない旨の申し出がない場合は、その期間を1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(適用)

第14条 この協定は、締結の日から効力を有する。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙押印のうえそれぞれ1通を保有するものとする。

平成29年5月29日

甲 神奈川県綾瀬市早川550番地
綾瀬市
綾瀬市長 古塩政由

乙 神奈川県藤沢市葛原822番地
株式会社ハマキョウレックス関東支社
支社長 有賀昭男

第1号様式

年 月 日

役 務 要 請 書

株式会社ハマキョウレックス関東支社

支社長

綾 瀬 市 長

(公印省略)

災害時における物資の仕分け・配送及び調達等に関する協定書第5条第1項の規定に基づき、次のとおり要請します。

(要請内容)

活動場所	人員数	車両数	活動内容	物資等の内容
	名	台	避難所等への物資等の配送 その他 ()	
	名	台	避難所等への物資等の配送 その他 ()	
	名	台	避難所等への物資等の配送 その他 ()	
	名	台	避難所等への物資等の配送 その他 ()	

要請担当責任者

職 名

氏 名

連絡先

第2号様式

年 月 日

役 務 内 容 回 答 書

綾 瀬 市 長

株式会社ハマキョウレックス関東支社

支社長

災害時における物資の仕分け・配送及び調達等に関する協定書第5条第2項の規定に基づき、次のとおり回答します。

(要請内容)

活動場所	人員数	車両数	活動内容	物資等の内容
	名	台	避難所等への物資等の配送 その他 ()	
	名	台	避難所等への物資等の配送 その他 ()	
	名	台	避難所等への物資等の配送 その他 ()	
	名	台	避難所等への物資等の配送 その他 ()	

担当責任者

職 名

氏 名

連絡先

※綾瀬市長からの要請に対して、対応可能な内容を記載する。

第3号様式

年 月 日

物資等要請書

株式会社ハマキョウレックス関東支社

支社長

綾瀬市長

(公印省略)

災害時における物資の仕分け・配送及び調達等に関する協定書第5条第4項の規定に基づき、次のとおり要請します。

1 要請物資等の品目・数量・配送先等

品目	数量	配送先等

2 その他特記事項

3 要請担当責任者

職名

氏名

連絡先

第4号様式

年 月 日

業務実績報告書

綾瀬市長

株式会社ハマキョウレックス関東支社

支社長

災害時における物資の仕分け・配送及び調達等に関する協定第7条の規定に基づき、次のとおり回答します。

活動場所	人員数	車両数	活動内容	物資等の内容
	名	台	・活動期間 年 月 日から 年 月 日まで (日間) ・避難所等への物資等の配送 ・その他 ()	
	名	台	・活動期間 年 月 日から 年 月 日まで (日間) ・避難所等への物資等の配送 ・その他 ()	

担当責任者

職名

氏名

災害時における支援助物資の受入・配送及び調達等に関する協定書

綾瀬市(以下「甲」という。)とヤマト運輸株式会社(以下「乙」という。)
とは、災害時における支援助物資の受入・配送及び調達等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、綾瀬市内に大規模な災害が発生した場合において、被災者に対して飲食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う物資の受入・配送及び調達等の要請手続等必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 「調達物資」とは、被災者のために各種協定により甲が支援助物資を受けた物資、甲が備蓄する物資及び乙が調達した物資をいう。
- (2) 「義援助物資」とは、被災者のために甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。
- (3) 「支援助物資」とは、調達物資と義援助物資をあわせた物資をいう。
- (4) 「避難所等」とは、支援助物資の配達先となる綾瀬市内の避難所又は甲が指定する物資の供給場所等をいう。
- (5) 「物資集積・配送センター」とは、大規模な災害等により避難所等への支援助物資の配送が円滑に行えないなど、甲が必要と判断したときに支援助物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積込み(以下「荷役作業」という)若しくは、配送等の拠点として甲が指定する施設をいう。

(支援助要請)

第3条 甲は、乙に対して次の各号に掲げる事項について要請することができる。

- (1) 避難所等への支援助物資の配送計画の策定及び配送の実施

- (2) 配送時における被災者の物資ニーズの収集
- (3) 物資集積・配送センターにおける荷役作業の実施
- (4) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供
- (5) 物資等の調達における支援助
- (6) 物資集積・配送センターとするための施設の提供
- (7) その他、甲が支援助物資の受入及び配送等を実施する上で、必要と認める業務

(要請の手続き)

第4条 甲が前条の規定による要請をするときは、支援助要請書(第1号様式)によるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに支援助要請書を送付するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、支援助内容回答書(第2号様式)により甲に回答するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により回答することができるときは、後日速やかに支援助内容回答書を送付するものとする。

3 甲及び乙は、前2項の規定により要請又は回答した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

(支援助の実施)

第5条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、自己の事業遂行に支障がない範囲で、甲の要請に速やかに対応するよう努めるものとする。

2 甲及び乙は、乙による対応が円滑に行われるよう、災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(報告)

第6条 乙は、前条第1項の対応を実施したときは、遅滞なく電話等により甲に報告を行い、後日、実績報告書(第3号様式)を提出するものとする。

(事故等)

第7条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文

書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。
ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものと
し、その後速やかに文書により交付するものとする。

(損害の負担)

第8条 物資の受入及び配送等により第三者に生じた損害の負担は、甲乙協
議して定める。ただし、乙の故意又は重過失により生じた損害の負担は、
乙が負うものとする。

(補償)

第9条 第3条及び第4条の要請に基づき業務に従事した者の責に帰する
ことができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の
災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰する
べき事由による場合は、この限りでない。

2 前条ただし書きの場合において、甲は「綾瀬市消防団員等公務災害補償
条例（昭和53年綾瀬町条例第29号）」に基づき補償するものとする。

ただし、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又
は死亡等の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、その補償額
の限度に補償の責を免れる。

3 甲は、第3条及び第4条の要請に基づき乙から提供を受けた資機材、施
設等に甲の責に帰するべき事由により損害を与えた場合、その損害を補償
するものとする。ただし、乙の責に帰するべき事由による場合は、この限
りでない。

(費用及びその請求)

第10条 第3条及び第4条の規定による支援で発生した費用については、
甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時直前における運賃等の額を基準として甲
乙協議の上決定し、乙が甲に請求するものとする。

3 甲は、第6条により報告された内容及び前項により請求された内容を確
認し、速やかに乙に費用を支払うものとする。

(機密の保持)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に
漏らし、又は本協定の目的以外に利用してはならない。業務終了後又は解
除された後においても同様とする。

(協定実施の円滑化)

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく業務を円滑に行うため、次の各号に
定めるとおり、自己の事業遂行に支障をきたさない範囲内で、平常時より
相互の連携を図るよう努めるものとする。

- (1) 担当部署及び連絡責任者の選任及び通知
- (2) 甲の行う防災訓練への乙の参加
- (3) 防災対策に関する情報交換

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、締結した日から1年間とする。

2 協定期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙は乙から期間を延長しない旨の申
し出がない場合は、その期間を1年間延長するものとし、以後もまた同様
とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じた事項につ
いては、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

令和4年8月16日

甲 神奈川県綾瀬市早川550番地

綾瀬市

綾瀬市長 古塩 政 由

乙 神奈川県藤沢市藤沢559番地

ヤマト運輸株式会社 湘南主管支店

支店長 水野 勉

災害時における支援物資の受入・配送及び調達等に関する協定書

綾瀬市(以下「甲」という。)と佐川急便株式会社(以下「乙」という。)とは、災害時における支援物資の受入・配送及び調達等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、綾瀬市内に大規模な災害が発生した場合において、被災者に対して飲食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う物資の受入・配送及び調達等の要請手続等必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 「調達物資」とは、被災者のために各種協定により甲が支援を受けた物資、甲が備蓄する物資及び乙が調達した物資をいう。
- (2) 「義援物資」とは、被災者のために甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。
- (3) 「支援物資」とは、調達物資と義援物資をあわせた物資をいう。
- (4) 「避難所等」とは、支援物資の配達先となる綾瀬市内の避難所又は甲が指定する物資の供給場所等をいう。
- (5) 「物資集積・配送センター」とは、大規模な災害等により避難所等への支援物資の配送が円滑に行えないなど、甲が必要と判断したときに支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積込み(以下「荷役作業」という)若しくは、配送等の拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設(以下、「配送センター等」という。)をいう。

(支援の要請)

第3条 甲は、乙に対して次の各号に掲げる事項について要請することができる。

(1) 避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施

(2) 配送時における被災者の物資ニーズの収集

(3) 配送センター等における荷役作業の実施

(4) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供

(5) 物資等の調達における支援

(6) 配送センター等とするための施設の提供

(7) その他、甲が支援物資の受入及び配送等を実施する上で、必要と認める業務

(要請の手続き)

第4条 甲が前条の規定による要請をするときは、支援要請書(第1号様式)によるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに支援要請書を送付するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、支援内容回答書(第2号様式)により甲に回答するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により回答することができるものとし、後日速やかに支援内容回答書を送付するものとする。

3 甲及び乙は、前2項の規定により要請又は回答した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

(支援の実施)

第5条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、被災等により支援が困難な場合を除き、甲の要請に可能な限り協力するものとする。

2 甲及び乙は、乙による対応が円滑に行われるよう、災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(報告)

第6条 乙は、前条第1項の対応を実施したときは、速やかに電話等により甲に報告を行い、後日、実績報告書(第3号様式)を提出するものとする。

(事故等)

第7条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。

ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により交付するものとする。

(損害の負担)

第8条 物資の受入及び配送等により第三者に生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(補償)

第9条 第3条及び第4条の要請に基づく業務に従事した者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

2 前条ただし書きの場合において、甲は「綾瀬市消防団員等公務災害補償条例(昭和53年綾瀬町条例第29号)」に基づき補償するものとする。

ただし、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは又は死亡等の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、その補償額の限度に補償の責を免れる。

3 甲は、第3条及び第4条の要請に基づき乙から提供を受けた資機材、施設等に甲の責に帰するべき事由により損害を与えた場合、乙に対してその損害を補償するものとする。ただし、乙の責に帰するべき事由による場合は、この限りでない。

(費用及びその請求)

第10条 第3条及び第4条の規定による支援で発生した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時直前における適正料金を基準として甲乙協議の上決定し、乙が甲に請求するものとする。

3 甲は、第6条により報告された内容及び前項により請求された内容を確

認め、速やかに乙に費用を支払うものとする。

(機密の保持)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づき業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は本協定の目的以外に利用してはならない。業務終了後又は解除された後においても同様とする。

(協定実施の円滑化)

第12条 甲及び乙は、本協定に基づき業務を円滑に行うため、次の各号に定めるとおり、業務に支障をきたさない範囲内で、平常時より相互の連携を図るよう努めるものとする。

- (1) 担当部署及び連絡責任者の選任及び通知
- (2) 甲の行う防災訓練への乙の参加
- (3) 防災対策に関する情報交換

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、締結した日から1年間とする。
2 協定期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙は乙から期間を延長しない旨の申し出がない場合は、その期間を1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

令和4年8月25日

甲 神奈川県綾瀬市早川550番地
綾瀬市
綾瀬市長 古塩政由

乙 横浜市金沢区鳥浜町7番地3
佐川急便株式会社 神奈川支店
支店長 横森 勝成

4 - 9 食料調達に関する協定

災害発生時における米穀の調達に関する協定書（全農パールライス神奈川支店）

綾瀬市（以下「甲」という。）と全農パールライス東日本株式会社神奈川支店（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の災害が発生したとき（以下「災害時」という。）において、甲が実施する応急対策に対し、円滑な米穀の調達をするため、乙が行う協力に関し必要な事項を定める。

（要請事項）

第2条 甲は、災害時における米穀の確保を図る必要があると認めるときは、米穀調達要請書（第1号様式）により乙の保有する米穀の調達を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、その他の方法により要請することができる。この場合甲は、事後において速やかに米穀調達要請書を乙に提出するものとする。

（要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、特に業務上の支障、その他やむをえない事由のない限り保有米穀の供給に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（調達数量）

第4条 甲が調達する米穀の数量は、乙が保有する数量の範囲内で、甲の必要数量とする。

（運搬）

第5条 乙は、甲の要請に基づき甲の指定する場所に運搬するものとする。ただし、状況に応じて甲が運搬するものとする。

（米穀の引渡し）

第6条 米穀の引渡しをする場合は、乙の通常使用している納品書等に基づき引渡しを受けるものとする。

（米穀の価格）

第7条 米穀の取引価格は、災害時直前における適正な価格とする。

（支払）

第8条 乙は、米穀納入後、甲に対して米穀の代金を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、速やかに支払うものとする。

（補償）

第9条 本協定による運搬協力活動中、乙の関係者が負傷等した場合の補償は、綾瀬市消防団員等公務災害補償条例（昭和53年綾瀬町条例第29号）の定めるところによる。

（連絡責任者）

第10条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲においては、綾瀬市災害対策本部事務局長（防災主管課長）とし、乙においては、企画管理部長を連絡責任者とする。

（保有数量の報告）

第11条 乙の連絡責任者は、米穀の保有数量の報告を甲に対して行うものとする。この報告は、毎年2回3月1日及び9月1日現在の数量を米穀保有数量表（第2号様式）により実施するものとする。なお、甲が必要とした場合においても報告を求めることができるものとする。

（協議事項）

第12条 この協定の実施に関して必要な事項及び疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

（協定の効力）

第13条 この協定は、締結の日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。なお、平成8年9月1日に締結した「災害時における炊飯米の調達に関する協定書」については、この協定書の締結日をもって廃止する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成14年6月20日

甲 神奈川県綾瀬市早川550番地
綾瀬市長 見上和由

乙 神奈川県横浜市西区平沼1丁目3番13号
全農パールライス東日本株式会社神奈川支店
取締役支店長 臼井勝之

第1号様式(第2条関係)

米穀調達要請書

年 月 日

様

綾瀬市長

災害時における米穀の調達に関する協定に基づき、次のとおり米穀の出荷を要請します。

米 穀	kg
-----	----

運搬(第5条関係)該当事項に 印を付け、内容を記入する。

1 上記米穀の運搬を次のとおりお願いします。

(1) 場 所 綾瀬市

(2) 日 時 年 月 日

2 市職員が 年 月 日に直接受け取りに行きます。

3 その他

第2号様式(第11条関係)

米穀保有数量表

綾瀬市長 殿

年 月 日現在の米穀保有数量を次のとおり報告します。

保 管 場 所			保有数量 (kg)
名 称	所 在	電 話 番 号	

連絡責任者

職氏名 _____ 連絡先: _____

災害発生時における米穀の調達に関する協定書（さがみ農業協同組合）

綾瀬市（以下「甲」という。）とさがみ農業協同組合（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の災害が発生したとき（以下「災害時」という。）において、甲が実施する応急対策に対し、円滑な米穀の調達をするため、乙が行う協力に関し必要な事項を定める。

（要請事項）

第2条 甲は、災害時における米穀の確保を図る必要があると認めるときは、米穀調達要請書（第1号様式）により乙の保有する米穀の調達を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、その他の方法により要請することができる。この場合甲は、事後において速やかに米穀調達要請書を乙に提出するものとする。

（要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、特に業務上の支障、その他やむをえない事由のない限り保有米穀の供給に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（調達数量）

第4条 甲が調達する米穀の数量は、乙が保有する数量の範囲内で、甲の必要数量とする。

（運搬）

第5条 運搬は、甲が行うものとする。ただし、必要に応じて甲は、乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（米穀の引渡し）

第6条 米穀の引渡しをする場合は、乙の通常使用している納品書等に基づき引渡しを受けるものとする。

（米穀の価格）

第7条 米穀の取引価格は、災害時直前における適正な価格とする。

（支払）

第8条 乙は、米穀納入後、甲に対して米穀の代金を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、速やかに支払うものとする。

（補償）

第9条 本協定による運搬協力活動中、乙の関係者が負傷等した場合の補償は、綾瀬市消防団員等公務災害補償条例（昭和53年綾瀬町条例第29号）の定めるところによる。

（連絡責任者）

第10条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲においては、綾瀬市災害対策本部事務局長（防災主管課長）とし、乙においては、綾瀬営農経済センター長を連絡責任者とする。

（保有数量の報告）

第11条 乙の連絡責任者は、米穀の保有数量の報告を甲に対して行うものとする。この報告は、毎年2回3月1日及び9月1日現在の数量を米穀保有数量表（第2号様式）により実施するものとする。なお、甲が必要とした場合においても報告を求めることができるものとする。

（協議事項）

第12条 この協定の実施に関して必要な事項及び疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

（協定の効力）

第13条 この協定は、締結の日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。なお、平成8年9月1日に締結した「災害時における米穀の調達に関する協定書」については、この協定書の締結日をもって廃止する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成14年6月20日

甲 神奈川県綾瀬市早川550番地
綾瀬市長 見上和由

乙 神奈川県藤沢市湘南台五丁目14番地10
さがみ農業協同組合
代表理事組合長 大川 壽一

災害発生時における食糧の調達に関する協定書（ハーベスト）

綾瀬市（以下「甲」という。）とハーベスト株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の災害が発生したとき（以下「災害時」という。）において、甲が実施する応急対策に対し、円滑な食糧の調達をするため、乙が行う協力に関し必要な事項を定める。

（要請事項）

第2条 甲は、災害時における食糧の確保を図る必要があると認めるときは、食糧調達要請書（第1号様式）により乙が確保可能な食糧の調達を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、その他の方法により要請することができる。この場合甲は、事後において速やかに食糧調達要請書を乙に提出するものとする。

（要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、特に業務上の支障、その他やむをえない事由のない限り確保可能な食糧の供給に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（調達数量）

第4条 甲が調達する食糧の数量は、乙が確保可能な数量の範囲内で、甲の必要数量とする。

（運搬）

第5条 乙は、甲の要請に基づき甲の指定する場所に運搬するものとする。ただし、状況に応じて甲が運搬するものとする。

（食糧の引渡し）

第6条 食糧の引渡しをする場合は、乙の通常使用している納品書等に基づき引渡しを受けるものとする。

（食糧の価格）

第7条 食糧の取引価格は、災害時直前における適正な価格とする。

（支払）

第8条 乙は、食糧納入後、甲に対して食糧の代金を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、速やかに支払うものとする。

（補償）

第9条 本協定による運搬協力活動中、乙の関係者が負傷等した場合の補償は、綾瀬市消防団員等公務災害補償条例（昭和53年6月20日条例第29号）の定めるところによる。

（連絡責任者）

第10条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲においては、綾瀬市災害対策本部事務局長（防災主管課長）とし、乙においてはフーズサプライ事業本部副本部長を連絡責任者とする。

（確保可能数量の報告）

第11条 乙の連絡責任者は、食糧の確保可能数量の報告を甲に対して行うものとする。この報告は、毎年2回3月1日及び9月1日現在の数量を食糧確保可能数量表（第2号様式）により実施するものとする。なお、甲が必要とした場合においても報告を求めることができるものとする。

（協議事項）

第12条 この協定の実施に関して必要な事項及び疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

（協定の効力）

第13条 この協定は、締結の日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成14年5月22日

甲 神奈川県綾瀬市早川550番地
綾瀬市長 見上和由

乙 神奈川県横浜市保土ヶ谷区岩間町二丁目168番地
ハーベスト株式会社
代表取締役社長 脇本 実

第1号様式(第2条関係)

食糧調達要請書

年 月 日

様

綾瀬市長

災害時における食糧の調達に関する協定に基づき、次のとおり食糧の出荷を要請します。

品名	規格	数量	備考

運搬(第5条関係)該当事項に 印を付け、内容を記入する。

1 上記食糧の運搬を次のとおりお願いします。

(1) 場 所 綾瀬市

(2) 日 時 年 月 日

2 市職員が 年 月 日に直接受け取りに行きます。

3 その他

第2号様式(第11条関係)

食糧確保可能数量表

綾瀬市長 殿

年 月 日現在の食糧確保可能数量等を次のとおり報告します。

品名	規格	数量(単位)	備考

連絡責任者職氏名:

連絡先:

災害時における乳製品の調達に関する協定書（横浜乳業）

綾瀬市（以下「甲」という。）と横浜乳業株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の災害時（以下「災害時」という。）において甲が行うり災者等への食糧の供給を必要とする事態が生じたとき、乙が製造又は取扱っている乳製品（以下「乳製品」という。）の調達について、乙が行う協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（要請事項）

第2条 甲は、災害時における食糧の確保を図るため、乙に対し乳製品調達の要請をする。
2 甲は、前項の規定により要請するときは、乳製品調達要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときはその他の方法により要請することができる。この場合甲は、事後において速やかに乳製品調達要請書を提出するものとする。

（要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、災害状況及び乙の通常取引以外の製品在庫数の範囲内における供給可能数量について、その都度甲と協議し、取り決めた数量を供給するものとする。

（運搬）

第4条 運搬は、甲が行うものとする。

（乳製品の引渡し）

第5条 乳製品の引渡しをする場合は、乙の通常使用している納品書等に基づき引渡しを受けるものとする。

（乳製品の価格）

第6条 乳製品の価格は、災害発生直前における適正な価格とする。

（連絡責任者）

第7条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲においては、綾瀬市災害対策本部事務局長（防災主管課長）とし、乙においては、工場長を連絡責任者とする。

（供給可能数量の報告）

第8条 乙の連絡責任者は、乳製品の供給可能な数量の報告を甲に対して行うものとする。この報告は、毎年2回3月1日及び9月1日現在の数量を乳製品供給可能数量表（第2号様式）により実施するものとする。

（協議事項）

第9条 この協定の実施に関して必要な事項及び疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

（協定の効力）

第10条 この協定は、締結の日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。なお、昭和60年6月1日に締結した「災害時における乳製品の調達に関する協定書」については、この協定の締結日をもって廃止する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成14年6月20日

甲 神奈川県綾瀬市早川550番地
綾瀬市長 見上和由

乙 神奈川県綾瀬市吉岡東三丁目6番1号
横浜乳業株式会社
代表取締役社長 大野弘

災害発生時における食糧の調達に関する協定書（明星フレッシュ）

綾瀬市（以下「甲」という。）と株式会社明星フレッシュ（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の災害が発生したとき（以下「災害時」という。）において、甲が実施する応急対策に対し、円滑な食糧の調達をするため、乙が行う協力に関し必要な事項を定める。

（要請事項）

第2条 甲は、災害時における食糧の確保を図る必要があると認めるときは、食糧調達要請書（第1号様式）により乙が確保可能な食糧の調達を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、その他の方法により要請することができる。この場合甲は、事後において速やかに食糧調達要請書を乙に提出するものとする。

（要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、特に業務上の支障、その他やむをえない事由のない限り確保可能な食糧の供給に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（調達数量）

第4条 甲が調達する食糧の数量は、乙が確保可能な数量の範囲内で、甲の必要数量とする。

（運搬）

第5条 乙は、甲の要請に基づき甲の指定する場所に運搬するものとする。ただし、状況に応じて甲が運搬するものとする。

（食糧の引渡し）

第6条 食糧の引渡しをする場合は、乙の通常使用している納品書等に基づき引渡しを受けるものとする。

（食糧の価格）

第7条 食糧の取引価格は、災害時直前における適正な価格とする。

（支払）

第8条 乙は、食糧納入後、甲に対して食糧の代金を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、速やかに支払うものとする。

（補償）

第9条 本協定による運搬協力活動中、乙の関係者が負傷等した場合の補償は、綾瀬市消防団員等公務災害補償条例（昭和53年6月20日条例第29号）の定めるところによる。

（連絡責任者）

第10条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲においては、綾瀬市災害対策本部事務局長（防災主管課長）とし、乙においては、神奈川事業部部長を連絡責任者とする。

（確保可能数量の報告）

第11条 乙の連絡責任者は、食糧の確保可能数量の報告を甲に対して行うものとする。この報告は、毎年2回3月1日及び9月1日現在の数量を食糧確保可能数量表（第2号様式）により実施するものとする。なお、甲が必要とした場合においても報告を求めることができるものとする。

（協議事項）

第12条 この協定の実施に関して必要な事項及び疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

（協定の効力）

第13条 この協定は、締結の日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成14年5月22日

甲 神奈川県綾瀬市早川550番地
綾瀬市長 見上和由

乙 神奈川県綾瀬市早川字上原2647-24
株式会社明星フレッシュ
代表取締役社長 賀川知彦

第1号様式(第2条関係)

食糧調達要請書

年 月 日

様

綾瀬市長

災害時における食糧の調達に関する協定に基づき、次のとおり食糧の出荷を要請します。

品 名	規 格	数 量	備 考

運搬(第5条関係)該当事項に 印を付け、内容を記入する。

1 上記食糧の運搬を次のとおりお願いします。

(1) 場 所 綾瀬市

(2) 日 時 年 月 日

2 市職員が 年 月 日に直接受け取りに行きます。

3 その他

第2号様式(第11条関係)

食糧確保可能数量表

綾瀬市長 殿

年 月 日現在の食糧確保可能数量等を次のとおり報告します。

品 名	規 格	数 量 (単位)	備 考

連絡責任者職氏名:

連絡先:

災害発生時における食糧の調達に関する協定書（秋本食品）

綾瀬市（以下「甲」という。）と秋本食品株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の災害が発生したとき（以下「災害時」という。）において、甲が実施する応急対策に対し、円滑な食糧の調達をするため、乙が行う協力に関し必要な事項を定める。

（要請事項）

第2条 甲は、災害時における食糧の確保を図る必要があると認めるときは、食糧調達要請書（第1号様式）により乙が確保可能な食糧の調達を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、その他の方法により要請することができる。この場合甲は、事後において速やかに食糧調達要請書を乙に提出するものとする。

（要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、特に業務上の支障、その他やむをえない事由のない限り確保可能な食糧の供給に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（調達数量）

第4条 甲が調達する食糧の数量は、乙が確保可能な数量の範囲内で、甲の必要数量とする。

（運搬）

第5条 乙は、甲の要請に基づき甲の指定する場所に運搬するものとする。ただし、状況に応じて甲が運搬するものとする。

（食糧の引渡し）

第6条 食糧の引渡しをする場合は、乙の通常使用している納品書等に基づき引渡しを受けるものとする。

（食糧の価格）

第7条 食糧の取引価格は、災害時直前における適正な価格とする。

（支払）

第8条 乙は、食糧納入後、甲に対して食糧の代金を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、速やかに支払うものとする。

（補償）

第9条 本協定による運搬協力活動中、乙の関係者が負傷等した場合の補償は、綾瀬市消防団員等公務災害補償条例（昭和53年6月20日条例第29号）の定めるところによる。

（連絡責任者）

第10条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲においては、綾瀬市災害対策本部事務局長（防災主管課長）とし、乙においては、総務課係長を連絡責任者とする。

（確保可能数量の報告）

第11条 乙の連絡責任者は、食糧の確保可能数量の報告を甲に対して行うものとする。この報告は、毎年2回3月1日及び9月1日現在の数量を食糧確保可能数量表（第2号様式）により実施するものとする。なお、その他甲が必要とした場合においても報告を求めることができるものとする。

（協議事項）

第12条 この協定の実施に関して必要な事項及び疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

（協定の効力）

第13条 この協定は、締結の日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成14年5月22日

甲 神奈川県綾瀬市早川550番地
綾瀬市長 見上和由

乙 神奈川県早川2696-11
秋本食品株式会社
取締役社長 秋本幸男

災害時におけるパンの調達に関する協定書（鐵サービス）

綾瀬市（以下「甲」という。）と有限会社鐵サービス（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の災害時（以下「災害時」という。）において甲が行うり災者等への食糧の供給を必要とする事態が生じたとき、乙が製造するパン（以下「パン」という。）の調達について乙が行う協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（要請事項）

第2条 甲は、災害時における食糧の確保を図るため、乙に対しパン調達の要請をする。
2 甲は、前項の要請をするときは、物資調達要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、その他の方法により要請することができる。この場合甲は、事後において速やかに物資調達要請書を提出するものとする。

（要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、パンの製造、供給に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（運搬）

第4条 運搬は、甲が行うものとする。ただし、必要に応じて甲は、乙に対して運搬の協力を求めることができ、その場合甲は、指定する場所へ市災害対策本部職員を派遣するものとする。

（パンの引渡し）

第5条 パンの引渡しをする場合は、乙の通常使用している納品書等に基づき引渡しを受けるものとする。

（パンの価格）

第6条 パンの価格は、災害発生直前における適正な価格とする。

（補償）

第7条 本協定による運搬協力活動中、乙の社員が負傷等した場合の補償は、綾瀬市消防団員等公務災害補償条例（昭和53年6月20日条例第29号）の定めるところによる。

（連絡責任者）

第8条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲乙において、連絡責任者を定めておくものとする。

（供給可能数量の報告）

第9条 乙の連絡責任者は、パンの供給可能な数量の報告を甲に対して行うものとする。

（協議事項）

第10条 この協定の実施に関して必要な事項及び疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

（協定の効力）

第11条 この協定は、締結の日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成18年8月18日

甲 神奈川県綾瀬市早川550番地
綾瀬市長 笠間 城治郎

乙 神奈川県綾瀬市寺尾北1丁目15番12号
有限会社 鐵サービス
取締役 小瀬村 鉄雄

第1号様式(第2条関係)

物資調達要請書

年 月 日

殿

綾瀬市長

災害時におけるパンの調達に関する協定に基づき、次のとおりパンの出荷及び車両による製造を要請します。

品名	規格	数量	車両製造による 派遣先	備考

運搬(第4条関係)該当事項に 印を付け、内容を記入する。

1 市災害対策本部職員等が 年 月 日 直接受け取りに行きます。

2 上記物資の運搬及び製造を下記のとおり願います。

(1) 場 所 綾瀬市

(2) 日 時 年 月 日

災害時における飲料の調達に関する協定書（サントリー）

綾瀬市（以下「甲」という。）とサントリーフーズ株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の災害時（以下「災害時」という。）において、甲が行うり災者等への飲料水の供給を必要とする事態が生じたとき、乙が取り扱う飲料（以下「飲料」という。）の調達について、乙が行う協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（要請事項）

第2条 甲は、災害時における飲料水の確保を図るため、乙に対し飲料調達の要請をする。

2 甲は、前項の要請をするときは、物資調達要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、その他の方法により要請することができる。この場合甲は、事後において速やかに物資調達要請書を提出するものとする。

（要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、飲料の製造、供給に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（調達数量）

第4条 甲が調達する飲料の数量は、要請時点で乙が供給可能な数量の範囲内で、甲の必要数量とする。

（運搬）

第5条 乙は、甲の申請に基づき甲の指定する場所に運搬するものとする。ただし、状況に応じて甲が運搬するものとする。

（飲料の引渡し）

第6条 飲料の引渡しをする場合は、乙の通常使用している納品書等に基づき引渡しを受けるものとする。

（飲料の価格）

第7条 飲料の価格は、災害発生直前における適正な価格を基準として甲乙協議のうえ決定するものとする。

2 甲は、乙から供給を受けた飲料の対価及び運搬費用を乙からの請求に基づき支払うものとする。

（補償）

第8条 本協定による運搬協力活動中、乙の社員が負傷等した場合の補償は、綾瀬市消防団員等公務災害補償条例（昭和53年6月20日条例第29号）の定めるところによる。

（連絡責任者）

第9条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲乙において、連絡責任者を定めておくものとする。

（供給可能数量の報告）

第10条 乙の連絡責任者は、飲料の供給可能な見込み数量の報告を、食糧保有数量表（第2号様式）により甲に対して行うものとする。なお、変更が生じた場合も同様とする。また、甲が必要とした場合においても報告を求めることができるものとする。

（協議事項）

第11条 この協定の実施に関して必要な事項及び疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

（協定の効力）

第12条 この協定は、締結の日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成19年8月7日

甲 神奈川県綾瀬市早川550番地
綾瀬市長 笠間 城治郎

乙 東京都港区台場二丁目3番3号
サントリーフーズ株式会社
代表取締役社長 引田 耕治

第1号様式(第2条関係)

飲料調達要請書

年 月 日

殿

綾瀬市長

災害時における飲料の調達に関する協定に基づき、次のとおり飲料の出荷を要請します。

品 名	規 格	数 量(単位)	備 考

運搬(第5条関係)該当事項に 印を付け、内容を記入する。

1 上記の運搬を次のとおりお願いします。

- (1) 場 所 綾瀬市
- (2) 日 時 年 月 日() 時
- (3) 受取責任者

2 市職員が 年 月 日 時頃、直接受け取りに行きます。

第2号様式(第10条関係)

飲料確保可能数量表

綾瀬市長 殿

年 月 日現在の飲料確保可能数量等を次のとおり報告します。

品 名	規 格	数 量(単位)	備 考

災害時の実際の供給数量は、上記内容から変更となる場合があります。

報告責任者職氏名:

連絡先:

災害発生時における食料の調達に関する協定書（エンゼルフーズ）

綾瀬市（以下「甲」という。）とエンゼルフーズ株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の災害が発生したとき（以下「災害時」という。）において、甲が実施する応急対策に対し、円滑な食料の調達をするため、乙が行う協力に関し必要な事項を定める。

（要請事項）

第2条 甲は、災害時における食料の確保を図る必要があると認めるときは、食料調達要請書（第1号様式）により乙が確保可能な食料の調達を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、その他の方法により要請することができる。この場合甲は、事後において速やかに食料調達要請書を乙に提出するものとする。

（要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、特に業務上の支障、その他やむをえない事由のない限り確保可能な食料の供給に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（調達数量）

第4条 甲が調達する食料の数量は、乙が確保可能な数量の範囲内で、甲の必要数量とする。

（運搬）

第5条 乙は、甲の要請に基づき甲の指定する場所に運搬するものとする。ただし、状況に応じて甲が運搬するものとする。

（食料の引渡し）

第6条 食料の引渡しをする場合は、乙の通常使用している納品書等に基づき引渡しを受けるものとする。

（食料の価格）

第7条 食料の取引価格は、災害時直前における適正な価格とする。

（支払）

第8条 乙は、食料納入後、甲に対して食料の代金を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、速やかに支払うものとする。

（補償）

第9条 本協定による運搬協力活動中、乙の関係者が負傷等した場合の補償は、綾瀬市消防団員等公務災害補償条例（昭和53年綾瀬町条例第29号）の定めるところによる。

（連絡責任者）

第10条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲においては、綾瀬市災害対策本部事務局長代理（防災主管課長）とし、乙においては、湘南支店支店長を連絡責任者とする。

（確保可能数量の報告）

第11条 乙の連絡責任者は、食料の確保可能数量の報告を甲に対して行うものとする。この報告は、毎年2回3月1日及び9月1日現在の数量を食料確保可能数量表（第2号様式）により実施するものとする。なお、甲が必要とした場合においても報告を求めることができるものとする。

（協議事項）

第12条 この協定の実施に関して必要な事項及び疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

（協定の効力）

第13条 この協定は、締結の日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成29年4月11日

甲 神奈川県綾瀬市早川550番地
綾瀬市
綾瀬市長 古塩政由

乙 東京都北区豊島8-1-1
エンゼルフーズ株式会社
代表取締役社長 古賀義将

第2号様式(第10条関係)

飲料確保可能数量表

綾瀬市長 殿

年 月 日現在の飲料確保可能数量等を次のとおり報告します。

品 名	規 格	数 量 (単位)	備 考

災害時の実際の供給数量は、上記内容から変更となる場合があります。

報告責任者職氏名：

連絡先：

4 - 1 0 危険度判定士登録状況

(令和5年3月31日現在)

1 応急危険度判定士

区 分	人 数	内 訳	備 考
県内の登録	10,720人	一般 9,213人 行政 1,507人	
市内の登録	74人	一般 56人 行政 18人	

2 被災宅地危険度判定士

区 分	人 数	内 訳	備 考
県内の登録	3,080人	一般 928人 行政 2,152人	
市内の登録	53人	一般 10人 行政 43人	

4 - 1 1 情報交換に関する協定

災害時の情報交換に関する協定（関東地方整備局）

国土交通省関東地方整備局長 下保修（以下「甲」という。）と、綾瀬市長 笠間城治郎（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、綾瀬市の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という）について定め、もって、適切迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 綾瀬市内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
- 二 綾瀬市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること
- 三 その他甲または乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成23年8月10日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

さいたま新都心合同庁舎2号館

国土交通省

関東地方整備局長 下保修

乙) 神奈川県綾瀬市早川550番地

綾瀬市

綾瀬市長 笠間城治郎

4 - 1 2 災害時における測量、調査等の応急対策業務に関する協定書

災害時における測量、調査等の応急対策業務に関する協定書（綾瀬市測量設計業協会）

綾瀬市（以下「甲」という。）と綾瀬市測量設計業協会（以下「乙」という。）は、災害時における測量、調査等の応急対策業務に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、綾瀬市内において地震、豪雨、台風等の自然災害及び予期できない事象により、甲が管理する道路施設等に被害が発生した場合、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、応急対策業務を甲が乙の支援を受けて実施することに関し、必要な事項を定める。

（支援の要請）

第2条 甲は、災害時において、測量、調査等の応急対策業務について、乙の支援が必要であると認めるときは、乙に支援を要請することができる。

2 甲は、前項の要請をするときは、災害時における測量、調査等の応急対策業務要請書（第1号様式）（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請することができる。この場合甲は、事後において速やかに要請書を提出するものとする。

（業務の内容）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、適切な種加ができるよう速やかに状況を把握し、甲の指示により測量、調査、設計等を実施するものとする。

2 甲は、乙が業務を実施するために必要な情報を提供するものとする。

（業務の実施体制）

第4条 乙は、前条の業務内容を早急に実施できるよう事前に必要な技術者等の確保、動員の方法を定め、その実施体制及び連絡系統を示した表（以下「実施体制表等」という。）を甲に提出するものとする。

2 乙は、実施体制表等に変更が生じた場合には、速やかに甲に報告するものとする。

（業務の報告）

第5条 乙は、第3条の業務が終了したときは、甲に報告書を提出しなければならない。

（費用の負担）

第6条 本協定に基づく業務に要した費用は、災害発生時の直前における適正価格とし、甲は、乙が提出する請求書（会員からの請求書等を添付）（第2号様式）に基づき支払うものとする。

（補償）

第7条 本協定に基づく活動中、乙の関係者が負傷等した場合の補償は、綾瀬市消防団員等公務災害補償条例（昭和53年6月20日条例第29号）の定めるところによる。

（協議事項）

第8条 この協定について疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行い定めるものとする。

（協定の効力）

第9条 この協定は、締結の日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成24年3月21日

甲 神奈川県綾瀬市早川550番地

綾瀬市

綾瀬市長 笠間 城治郎

乙 神奈川県綾瀬市蓼川1-9-1

綾瀬市測量設計業協会

会長 大塚 幸男

第1号様式(第2条関係)

災害時における測量、調査等の応急対策業務要請書

年 月 日

綾瀬市測量設計業協会

会長 殿

綾瀬市長 印

災害時における測量、調査等の応急対策業務に関する協定に基づき、次のとおり支援を要請します。

項 目	内 容
支援等を必要とする 日時、場所	
災害の状況及び支援を 必要とする事由	
要 請 事 項	

口頭により要請したときは、事後速やかに提出すること。

資料-4-12-2

第2号様式(第6条関係)

請 求 書

綾瀬市長 殿

住 所

年 月 日

社 名

代 表 者

(職 氏 名)

印

下記の金額を請求いたします。

納入先(課名・学校名)要請課 名等		請求番号	合計金額	
			円也	
品名	規格	数量	単価	金額

口座の場合

フリカナ			
口座名義人			
金融機関コード			
金融機関名		支店名	
預金種目		口座番号	

直接払いの場合

領 収 書

上記の金額を領収しました。

年 月 日

綾瀬市会計管理者 殿

住 所

社 名

代 表 者

(職 氏 名)

印

4 - 1 3 一次避難所に関する協定

災害時における避難施設としての施設使用に関する協定書（綾瀬高校）

綾瀬市長（以下「甲」という。）と神奈川県立綾瀬高等学校校長（以下「乙」という。）との間において、災害により綾瀬市内に被災者が発生した場合における、当該被災者の避難施設として、乙の管理する施設（以下「乙の施設」という。）を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（使用施設）

第1条 甲が避難施設として使用する施設は、乙の管理する施設とする。また、乙の施設を使用するにあたり、建物等の安全確認は、甲が行うものとする。

（施設の使用要請等）

第2条 甲は、災害により被災者を収容する必要があると認めるときは、乙に対し、乙の施設を使用することについて、要請を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない場合は、被災者からの要請又は乙の判断により、本協定に基づき施設を使用させることができる。

（避難対象者）

第3条 本協定に基づく避難の対象者は、原則として地域住民とする。

（避難者の管理）

第4条 収容した避難者の管理は、甲が行う。

（使用期間）

第5条 避難施設としての使用期間は、原則として30日以内とする。ただし、被災状況に応じて甲、乙協議の上、延期することができるものとする。

（使用料）

第6条 避難施設の使用料は、無料とする。ただし、避難者が使用した電気、ガス、水道の使用料は、原則として甲が負担する。

（使用施設等の現状復旧）

第7条 避難施設として使用することにより、施設又は設備に損壊等が生じた場合は、甲が現状復帰を行わなければならない。

（施設変更等の報告）

第8条 乙は、建築物の増改築等により、当該使用施設の面積に変更が生じたときは、甲に連絡するものとする。

（協議事項等）

第9条 この協定について疑義等が生じた場合は、その都度甲と乙が協議を行うものとする。また、使用施設等の詳細については、別途細則で定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、平成24年4月1日から効力を発するものとし、以後甲、乙協議の上特別の定めをする場合を除き、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年4月1日

甲 綾瀬市早川550番地
綾瀬市
綾瀬市長 笠間 城治郎

乙 綾瀬市寺尾南1-4-1
神奈川県立綾瀬高等学校
校長 前島 健治

災害時における避難施設としての施設使用に関する協定書（綾瀬西高校）

綾瀬市長（以下「甲」という。）と神奈川県立綾瀬西高等学校校長（以下「乙」という。）との間において、災害により綾瀬市内に被災者が発生した場合における、当該被災者の避難施設として、乙の管理する施設（以下「乙の施設」という。）を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（使用施設）

第2条 甲が避難施設として使用する施設は、乙の管理する施設とする。また、乙の施設を使用するにあたり、建物等の安全確認は、甲が行うものとする。

（施設の使用要請等）

第2条 甲は、災害により被災者を収容する必要があると認めるときは、乙に対し、乙の施設を使用することについて、要請を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない場合は、被災者からの要請又は乙の判断により、本協定に基づき施設を使用させることができる。

（避難対象者）

第3条 本協定に基づく避難の対象者は、原則として地域住民とする。

（避難者の管理）

第4条 収容した避難者の管理は、甲が行う。

（使用期間）

第6条 避難施設としての使用期間は、原則として30日以内とする。ただし、被災状況に応じて甲、乙協議の上、延期することができるものとする。

（使用料）

第6条 避難施設の使用料は、無料とする。ただし、避難者が使用した電気、ガス、水道の使用料は、原則として甲が負担する。

（使用施設等の現状復旧）

第7条 避難施設として使用することにより、施設又は設備に損壊等が生じた場合は、甲が現状復帰を行わなければならない。

（施設変更等の報告）

第8条 乙は、建築物の増改築等により、当該使用施設の面積に変更が生じたときは、甲に連絡するものとする。

（協議事項等）

第9条 この協定について疑義等が生じた場合は、その都度甲と乙が協議を行うものとする。また、使用施設等の詳細については、別途細則で定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、平成24年4月1日から効力を発するものとし、以後甲、乙協議の上特別の定めをする場合を除き、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年4月1日

甲 綾瀬市早川550番地
綾瀬市
綾瀬市長 笠間 城治郎

乙 綾瀬市早川1485-1
神奈川県立綾瀬西高等学校
校長 笹谷 幸司

(双方の協議)

甲、乙、丙及び丁は、被災時に備えた円滑な運営のため、必要に応じ協議の場を持ち、この申し合わせ事項を確認し、責任者名簿の交換、緊急連絡体制の確認などを行う。

寺尾天台自治会

代表者 会長 川島 正夫

(確認書の効力及び更新)

この確認書は締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲、乙、丙または丁から期間満了1箇月前までに相手方に対して書面により別段意思表示がない場合は、本確認書は自動的に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

本確認書締結の証として、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁記名押印の上、各自1通を保有する。

2012年(平成24年)7月20日

(甲) 相模原市中央区上溝575-1
創価学会 相模原中央文化会館事務所
代表者 事務長 松河 康男

(乙) 綾瀬市早川550
綾瀬市
代表者 綾瀬市長 笠間 城治郎

(丙) 綾瀬市寺尾北1-5-12
寺尾北自治会
代表者 会長 山田 泰士

(丁) 綾瀬市寺尾台1-12-15

災害時における地域避難所としての施設使用に関する協定書（宗教法人真宗大谷派礼正寺）

綾瀬市（以下「甲」という。）と宗教法人真宗大谷派礼正寺（以下「乙」という。）は、大規模地震等の災害時における地域住民の緊急避難のため、甲が乙の所有し管理する施設の一部（以下「乙の施設」という。）を地域避難所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（地域避難所の定義）

第1条 本協定にいう「地域避難所」とは、災害時に甲が指定する地域住民のための一時的な避難所のことをいい、あくまでも緊急時の対応に限定したものとし、災害初動時を過ぎた場合、避難者は、甲等が用意する応急仮設住宅その他に移動するものとする。

（使用施設及び収容人数）

第2条 甲が地域避難所として使用する乙の施設及び収容人数は、次のとおりとする。

(1) 礼正寺客殿 14人(28.87㎡)

2 乙の施設を使用するにあたり、乙の施設及びその使用範囲の建物等の安全確認は、乙の意見を聞きながら甲が行うものとする。

（施設の使用要請等）

第3条 甲は、災害により被災者を収容する必要があると認めたときは、乙に対し、乙の施設を使用することについて、要請を行うものとする。

2 乙は、前項の被災者に、乙の施設が地域避難所として使用できる状態であれば使用を認めるものとする。

（施設の運営）

第4条 乙の施設の運営方法は、使用前又は使用中直ちに、甲と乙が協議し、避難者がすでに使用中ならば、避難者とも適宜協議する。

2 乙は、乙の活動に支障が生ずる場合は、乙の施設の全部又は一部の使用を中止することができる。この場合は、甲は避難者の全員又は一部の住民を乙の敷地から移動させなければならない。

（施設の退去）

第5条 乙の施設提供の終了は、甲、乙、協議の上決定する。

2 前項の決定がされた場合、甲は避難者に対し、甲等が用意する応急仮設住宅その他に移動させる。

（使用料）

第6条 地域避難所の使用料は、原則として無料とする。ただし、避難者が使用した電気、ガス、上下水道の使用料は、甲が負担することとし、算定については、前年の乙の同月使用料実績と避難者受け入れ月の使用料との差額とする。

（使用施設等の原状復旧）

第7条 地域避難所として使用することにより、乙の施設又は設備に損壊等が生じた場合は、甲が原状復帰を行うものとする。

（施設変更等の報告）

第8条 乙は、建築物の増改築等により、当該使用施設の面積に変更が生じたときは、甲に報告するものとする。

（協議事項等）

第9条 本協定について疑義等が生じた場合は、その都度甲、乙が協議を行うものとする。

（協定の効力及び更新）

第10条 本協定は締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1か月前までに相手方に対して書面により別段意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年10月3日

甲 綾瀬市早川550番地

綾瀬市

綾瀬市長 笠間 城治郎

乙 綾瀬市大上九丁目7番17号

宗教法人 真宗大谷派 礼正寺

代表役員 岡 憲雄

災害時における地域避難所としての施設使用に関する協定書（宗教法人日蓮宗大法寺）

綾瀬市（以下「甲」という。）と宗教法人日蓮宗大法寺（以下「乙」という。）は、大規模地震等の災害時における地域住民の緊急避難のため、甲が乙の管理する施設（以下「乙の施設」という。）の一部を地域避難所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（地域避難所の定義）

第1条 本協定にいう「地域避難所」とは、災害時に甲が指定する地域住民のための一時的な避難所のことをいい、あくまでも緊急時の対応に限定したものとし、災害初動時を過ぎた場合、避難者は、甲等が用意する応急仮設住宅等に移動するものとする。

（使用施設及び収容人数）

第2条 甲が地域避難所として使用する乙の施設及び収容人数は、次のとおりとする。

(1) 大法寺会館 19人(39.6㎡)

2 乙の施設を使用するにあたり、建物等の安全確認は、甲が行うものとする。

（施設の使用要請等）

第3条 甲は、災害により被災者を収容する必要があると認めるときは、乙に対し、乙の施設を使用することについて、要請を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない場合は、被災者からの要請又は乙の判断により、本協定に基づき施設を使用することができる。

（施設の運営）

第4条 施設の運営方法は、甲、乙及び避難者で適宜協議する。

（施設の退去）

第5条 施設提供の終了は、甲、乙協議の上決定する。

2 前項の決定がされた場合、甲は避難者に対し、甲等が用意する応急仮設住宅等に移動するよう指示する。

（使用料）

第6条 地域避難所の使用料は、無料とする。ただし、避難者が使用した電気、ガス、上下水道の使用料は、原則として甲が負担することとし、算定については、前年の同月使用料実績と避難者受け入れ月の使用料との差額とする。

（使用施設等の原状復旧）

第7条 地域避難所として使用することにより、乙の施設又は設備に損壊等が生じた場合は、甲が原状復帰を行うものとする。

（施設変更等の報告）

第8条 乙は、建築物の増改築等により、当該使用施設の面積に変更が生じたときは、甲に報告するものとする。

（協議事項等）

第9条 本協定について疑義等が生じた場合は、その都度甲、乙が協議を行うものとする。

（協定の効力及び更新）

第10条 本協定は締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1か月前までに相手方に対して書面により別段意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年10月3日

甲 綾瀬市早川550番地

綾瀬市

綾瀬市長 笠間 城治郎

乙 綾瀬市深谷中六丁目23番1号

宗教法人 日蓮宗 大法寺

高野 教充

災害時における地域避難所としての施設使用に関する協定書（宗教法人浄土宗蓮光寺）

綾瀬市（以下「甲」という。）と宗教法人浄土宗蓮光寺（以下「乙」という。）は、大規模地震等の災害時における地域住民の緊急避難のため、甲が乙の管理する施設（以下「乙の施設」という。）の一部を地域避難所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（地域避難所の定義）

第1条 本協定にいう「地域避難所」とは、災害時に甲が指定する地域住民のための一時的な避難所のことをいい、あくまでも緊急時の対応に限定したものとし、災害初動時を過ぎた場合、避難者は、甲等が用意する応急仮設住宅等に移動するものとする。

（使用施設及び収容人数）

第2条 甲が地域避難所として使用する乙の施設及び収容人数は、次のとおりとする。

- (1) 蓮光寺本堂 82人（165㎡）
- (2) 同 書院 17人（35㎡）
- (3) 同 お堂 20人（40㎡）

合計 119人

2 乙の施設を使用するにあたり、建物等の安全確認は、甲が行うものとする。

（施設の使用要請等）

第3条 甲は、災害により被災者を収容する必要があると認めるときは、乙に対し、乙の施設を使用することについて、要請を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない場合は、被災者からの要請又は乙の判断により、本協定に基づき施設を使用することができる。

（施設の運営）

第4条 施設の運営方法は、甲、乙及び避難者で適宜協議する。

（施設の退去）

第5条 施設提供の終了は、甲、乙協議の上決定する。

2 前項の決定がされた場合、甲は避難者に対し、甲等が用意する応急仮設住宅等に移動するよう

指示する。

（使用料）

第6条 地域避難所の使用料は、無料とする。ただし、避難者が使用した電気、ガス、上下水道の使用料は、原則として甲が負担することとし、算定については、前年の同月使用料実績と避難者受け入れ月の使用料との差額とする。

（使用施設等の原状復旧）

第7条 地域避難所として使用することにより、乙の施設又は設備に損壊等が生じた場合は、甲が原状復帰を行うものとする。

（施設変更等の報告）

第8条 乙は、建築物の増改築等により、当該使用施設の面積に変更が生じたときは、甲に報告するものとする。

（協議事項等）

第9条 本協定について疑義等が生じた場合は、その都度甲、乙が協議を行うものとする。

（協定の効力及び更新）

第10条 本協定は締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1か月前までに相手方に対して書面により別段意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年10月3日

甲 綾瀬市早川550番地

綾瀬市

綾瀬市長 笠間 城治郎

乙 綾瀬市上土棚中二丁目15番43号

宗教法人 浄土宗 蓮光寺

安藤 昌信

災害時における地域避難所としての施設使用に関する協定書（宗教法人曹洞宗龍洞院）

綾瀬市（以下「甲」という。）と宗教法人曹洞宗龍洞院（以下「乙」という。）は、大規模地震等の災害時における地域住民の緊急避難のため、甲が乙の管理する施設（以下「乙の施設」という。）の一部を地域避難所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（地域避難所の定義）

第1条 本協定にいう「地域避難所」とは、災害時に甲が指定する地域住民のための一時的な避難所のことをいい、あくまでも緊急時の対応に限定したものとし、災害初動時を過ぎた場合、避難者は、甲等が用意する応急仮設住宅等に移動するものとする。

（使用施設及び収容人数）

第2条 甲が地域避難所として使用する乙の施設及び収容人数は、次のとおりとする。

(1) 龍洞院本堂 21人(42㎡)

(2) 同 控えの間 16人(33㎡)

合計 37人

2 乙の施設を使用するにあたり、建物等の安全確認は、甲が行うものとする。

（施設の使用要請等）

第3条 甲は、災害により被災者を収容する必要があると認めたときは、乙に対し、乙の施設を使用することについて、要請を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない場合は、被災者からの要請又は乙の判断により、本協定に基づき施設を使用することができる。

（施設の運営）

第4条 施設の運営方法は、甲、乙及び避難者で適宜協議する。

（施設の退去）

第5条 施設提供の終了は、甲、乙協議の上決定する。

2 前項の決定がされた場合、甲は避難者に対し、甲等が用意する応急仮設住宅等に移動するよう指示する。

（使用料）

第6条 地域避難所の使用料は、無料とする。ただし、避難者が使用した電気、ガス、上下水道の使用料は、原則として甲が負担することとし、算定については、前年の同月使用料実績と避難者受け入れ月の使用料との差額とする。

（使用施設等の原状復旧）

第7条 地域避難所として使用することにより、乙の施設又は設備に損壊等が生じた場合は、甲が原状復帰を行うものとする。

（施設変更等の報告）

第8条 乙は、建築物の増改築等により、当該使用施設の面積に変更が生じたときは、甲に報告するものとする。

（協議事項等）

第9条 本協定について疑義等が生じた場合は、その都度甲、乙が協議を行うものとする。

（協定の効力及び更新）

第10条 本協定は締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1か月前までに相手方に対して書面により別段意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年10月3日

甲 綾瀬市早川550番地

綾瀬市

綾瀬市長 笠間 城治郎

乙 綾瀬市早川1766番地

宗教法人 曹洞宗 龍洞院

菅野 禅海

災害時における地域避難所としての施設使用に関する協定書（宗教法人曹洞宗長泉寺）

綾瀬市（以下「甲」という。）と宗教法人曹洞宗長泉寺（以下「乙」という。）は、大規模地震等の災害時における地域住民の緊急避難のため、甲が乙の管理する施設（以下「乙の施設」という。）の一部を地域避難所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（地域避難所の定義）

第1条 本協定にいう「地域避難所」とは、災害時に甲が指定する地域住民のための一時的な避難所のことをいい、あくまでも緊急時の対応に限定したものとし、災害初動時を過ぎた場合、避難者は、甲等が用意する応急仮設住宅等に移動するものとする。

（使用施設及び収容人数）

第2条 甲が地域避難所として使用する乙の施設及び収容人数は、次のとおりとする。

本堂(120.45 m²) 客殿(72.6 m²) 合計

- | | | | |
|-------------------|-----|-----|-----|
| (1) 災害発生～2日以内 | 40人 | 25人 | 65人 |
| (2) 災害3日～7日以内 | 25人 | 15人 | 40人 |
| (3) 災害8日～7家族30人以内 | | | |

2 乙の施設を使用するにあたり、建物等の安全確認は、甲が行うものとする。

（施設の使用要請等）

第3条 甲は、災害により被災者を収容する必要があると認めたときは、乙に対し、乙の施設を使用することについて、要請を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない場合は、被災者からの要請又は乙の判断により、本協定に基づき施設を使用することができる。

（施設の運営）

第4条 施設の運営方法は、甲、乙及び避難者で適宜協議する。

（施設の退去）

第5条 施設提供の終了は、甲、乙協議の上決定する。

2 前項の決定がされた場合、甲は避難者に対し、甲等が用意する応急仮設住宅等に移動するよう

指示する。

（使用料）

第6条 地域避難所の使用料は、無料とする。ただし、避難者が使用した電気、ガス、上下水道の使用料は、原則として甲が負担することとし、算定については、前年の同月使用料実績と避難者受け入れ月の使用料との差額とする。

（使用施設等の原状復旧）

第7条 地域避難所として使用することにより、乙の施設又は設備に損壊等が生じた場合は、甲が原状復帰を行うものとする。

（施設変更等の報告）

第8条 乙は、建築物の増改築等により、当該使用施設の面積に変更が生じたときは、甲に報告するものとする。

（協議事項等）

第9条 本協定について疑義等が生じた場合は、その都度甲、乙が協議を行うものとする。

（協定の効力及び更新）

第10条 本協定は締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1か月前までに相手方に対して書面により別段意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年10月3日

甲 綾瀬市早川550番地

綾瀬市

綾瀬市長 笠間 城治郎

乙 綾瀬市早川3146番地

宗教法人 曹洞宗 長泉寺

野崎 泰雄

災害時における地域避難所としての施設使用に関する協定書（宗教法人浄土宗正福寺）

綾瀬市（以下「甲」という。）と宗教法人浄土宗正福寺（以下「乙」という。）は、大規模地震等の災害時における地域住民の緊急避難のため、甲が乙の管理する施設（以下「乙の施設」という。）の一部を地域避難所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（地域避難所の定義）

第1条 本協定にいう「地域避難所」とは、災害時に甲が指定する地域住民のための一時的な避難所のことをいい、あくまでも緊急時の対応に限定したものとし、災害初動時を過ぎた場合、避難者は、甲等が用意する応急仮設住宅等に移動するものとする。

（使用施設及び収容人数）

第2条 甲が地域避難所として使用する乙の施設及び収容人数は、次のとおりとする。

(1) 正寺本堂 15人(30㎡)

(2) 同 信徒会館 24人(49㎡)

合計 39人

2 乙の施設を使用するにあたり、建物等の安全確認は、甲が行うものとする。

（施設の使用要請等）

第3条 甲は、災害により被災者を収容する必要があると認めたときは、乙に対し、乙の施設を使用することについて、要請を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない場合は、被災者からの要請又は乙の判断により、本協定に基づき施設を使用することができる。

（施設の運営）

第4条 施設の運営方法は、甲、乙及び避難者で適宜協議する。

（施設の退去）

第5条 施設提供の終了は、甲、乙協議の上決定する。

2 前項の決定がされた場合、甲は避難者に対し、甲等が用意する応急仮設住宅等に移動するよう指示する。

（使用料）

第6条 地域避難所の使用料は、無料とする。ただし、避難者が使用した電気、ガス、上下水道の使用料は、原則として甲が負担することとし、算定については、前年の同月使用料実績と避難者受け入れ月の使用料との差額とする。

（使用施設等の原状復旧）

第7条 地域避難所として使用することにより、乙の施設又は設備に損壊等が生じた場合は、甲が原状復帰を行うものとする。

（施設変更等の報告）

第8条 乙は、建築物の増改築等により、当該使用施設の面積に変更が生じたときは、甲に報告するものとする。

（協議事項等）

第9条 本協定について疑義等が生じた場合は、その都度甲、乙が協議を行うものとする。

（協定の効力及び更新）

第10条 本協定は締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1か月前までに相手方に対して書面により別段意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年10月3日

甲 綾瀬市早川550番地

綾瀬市

綾瀬市長 笠間 城治郎

乙 綾瀬市吉岡1006番地

宗教法人 浄土宗 正福寺

上田 春彦

災害時における地域避難所としての施設使用に関する協定書(宗教法人臨済宗建長寺派済運寺)

綾瀬市(以下「甲」という。)と宗教法人臨済宗建長寺派済運寺(以下「乙」という。)は、大規模地震等の災害時における地域住民の緊急避難のため、甲が乙の管理する施設(以下「乙の施設」という。)の一部を地域避難所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

(地域避難所の定義)

第1条 本協定にいう「地域避難所」とは、災害時に甲が指定する地域住民のための一時的な避難所のことをいい、あくまでも緊急時の対応に限定したものとし、災害初動時を過ぎた場合、避難者は、甲等が用意する応急仮設住宅等に移動するものとする。

(使用施設及び収容人数)

第2条 甲が地域避難所として使用する乙の施設及び収容人数は、次のとおりとする。

(1) 済運寺本堂 53人(107.25㎡)

(2) 同 入り口正面別部屋 16人(33㎡)

合計 69人

2 乙の施設を使用するにあたり、建物等の安全確認は、甲が行うものとする。

(施設の使用要請等)

第3条 甲は、災害により被災者を収容する必要があると認めたときは、乙に対し、乙の施設を使用することについて、要請を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない場合は、被災者からの要請又は乙の判断により、本協定に基づき施設を使用することができる。

(施設の運営)

第4条 施設の運営方法は、甲、乙及び避難者で適宜協議する。

(施設の退去)

第5条 施設提供の終了は、甲、乙協議の上決定する。

2 前項の決定がされた場合、甲は避難者に対し、甲等が用意する応急仮設住宅等に移動するよう指示する。

(使用料)

第6条 地域避難所の使用料は、無料とする。ただし、避難者が使用した電気、ガス、上下水道の使用料は、原則として甲が負担することとし、算定については、前年の同月使用料実績と避難者受け入れ月の使用料との差額とする。

(使用施設等の原状復旧)

第7条 地域避難所として使用することにより、乙の施設又は設備に損壊等が生じた場合は、甲が原状復帰を行うものとする。

(施設変更等の報告)

第8条 乙は、建築物の増改築等により、当該使用施設の面積に変更が生じたときは、甲に報告するものとする。

(協議事項等)

第9条 本協定について疑義等が生じた場合は、その都度甲、乙が協議を行うものとする。

(協定の効力及び更新)

第10条 本協定は締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1か月前までに相手方に対して書面により別段意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年10月3日

甲 綾瀬市早川550番地

綾瀬市

綾瀬市長 笠間 城治郎

乙 綾瀬市吉岡1783番地

宗教法人 臨済宗建長寺派 済運寺

雪 隆洋

災害時における地域避難所としての施設使用に関する協定書（宗教法人曹洞宗報恩寺）

綾瀬市（以下「甲」という。）と宗教法人曹洞宗報恩寺（以下「乙」という。）は、大規模地震等の災害時における地域住民の緊急避難のため、甲が乙の管理する施設（以下「乙の施設」という。）の一部を地域避難所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（地域避難所の定義）

第1条 本協定にいう「地域避難所」とは、災害時に甲が指定する地域住民のための一時的な避難所のことをいい、あくまでも緊急時の対応に限定したものとし、災害初動時を過ぎた場合、避難者は、甲等が用意する応急仮設住宅等に移動するものとする。

（使用施設及び収容人数）

第2条 甲が地域避難所として使用する乙の施設及び収容人数は、次のとおりとする。

(1) 報恩寺本堂 49人(99㎡)

(2) 同 客殿 48人(97.35㎡)

合計 97人

2 乙の施設を使用するにあたり、建物等の安全確認は、甲が行うものとする。

（施設の使用要請等）

第3条 甲は、災害により被災者を収容する必要があると認めたときは、乙に対し、乙の施設を使用することについて、要請を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない場合は、被災者からの要請又は乙の判断により、本協定に基づき施設を使用することができる。

（施設の運営）

第4条 施設の運営方法は、甲、乙及び避難者で適宜協議する。

（施設の退去）

第5条 施設提供の終了は、甲、乙協議の上決定する。

2 前項の決定がされた場合、甲は避難者に対し、甲等が用意する応急仮設住宅等に移動するよう指示する。

（使用料）

第6条 地域避難所の使用料は、無料とする。ただし、避難者が使用した電気、ガス、上下水道の使用料は、原則として甲が負担することとし、算定については、前年の同月使用料実績と避難者受け入れ月の使用料との差額とする。

（使用施設等の原状復旧）

第7条 地域避難所として使用することにより、乙の施設又は設備に損壊等が生じた場合は、甲が原状復帰を行うものとする。

（施設変更等の報告）

第8条 乙は、建築物の増改築等により、当該使用施設の面積に変更が生じたときは、甲に報告するものとする。

（協議事項等）

第9条 本協定について疑義等が生じた場合は、その都度甲、乙が協議を行うものとする。

（協定の効力及び更新）

第10条 本協定は締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1か月前までに相手方に対して書面により別段意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年10月3日

甲 綾瀬市早川550番地

綾瀬市

綾瀬市長 笠間 城治郎

乙 綾瀬市寺尾南二丁目10番1号

宗教法人 曹洞宗 報恩寺

加藤 良興

災害時における地域避難所としての施設使用に関する協定書（日本基督教団大塚平安教会）

綾瀬市（以下「甲」という。）と日本基督教団大塚平安教会（以下「乙」という。）は、大規模地震等の災害時における地域住民の緊急避難のため、甲が乙の管理する施設（以下「乙の施設」という。）の一部を地域避難所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（地域避難所の定義）

第1条 本協定にいう「地域避難所」とは、災害時に甲が指定する地域住民のための一時的な避難所のことをいい、あくまでも緊急時の対応に限定したものとし、災害初動時を過ぎた場合、避難者は、甲等が用意する応急仮設住宅等に移動するものとする。

（使用施設及び収容人数）

第2条 甲が地域避難所として使用する乙の施設及び収容人数は、次のとおりとする。

(1) 大塚平安教会礼拝堂 50人（100㎡）

2 乙の施設を使用するにあたり、建物等の安全確認は、甲が行うものとする。

（施設の使用要請等）

第3条 甲は、災害により被災者を収容する必要があると認めるときは、乙に対し、乙の施設を使用することについて、要請を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない場合は、被災者からの要請又は乙の判断により、本協定に基づき施設を使用することができる。

（施設の運営）

第4条 施設の運営方法は、甲、乙及び避難者で適宜協議する。

（施設の退去）

第5条 施設提供の終了は、甲、乙協議の上決定する。

2 前項の決定がされた場合、甲は避難者に対し、甲等が用意する応急仮設住宅等に移動するよう指示する。

（使用料）

第6条 地域避難所の使用料は、無料とする。ただし、避難者が使用した電気、ガス、上下水道の使用料は、原則として甲が負担することとし、算定については、前年の同月使用料実績と避難者受け入れ月の使用料との差額とする。

（使用施設等の原状復旧）

第7条 地域避難所として使用することにより、乙の施設又は設備に損壊等が生じた場合は、甲が原状復帰を行うものとする。

（施設変更等の報告）

第8条 乙は、建築物の増改築等により、当該使用施設の面積に変更が生じたときは、甲に報告するものとする。

（協議事項等）

第9条 本協定について疑義等が生じた場合は、その都度甲、乙が協議を行うものとする。

（協定の効力及び更新）

第10条 本協定は締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1か月前までに相手方に対して書面により別段意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年10月3日

甲 綾瀬市早川550番地

綾瀬市

綾瀬市長 笠間 城治郎

乙 綾瀬市寺尾北二丁目17番44号

日本基督教団 大塚平安教会

牧師 菊池 丈博

災害時における地域避難所としての施設使用に関する協定書（春日幼稚園）

綾瀬市（以下「甲」という。）と春日幼稚園（以下「乙」という。）は、大規模地震等の災害時における地域住民の緊急避難のため、甲が乙の管理する施設（以下「乙の施設」という。）の一部を地域避難所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（地域避難所の定義）

第1条 本協定にいう「地域避難所」とは、災害時に甲が指定する地域住民のための一時的な避難所のことをいい、あくまでも緊急時の対応に限定したものとし、災害初動時を過ぎた場合、避難者は、甲等が用意する応急仮設住宅等に移動するものとする。

（使用施設及び収容人数）

第2条 甲が地域避難所として使用する乙の施設及び収容人数は、次のとおりとする。

(1) 春日幼稚園ホール 99人（198㎡）

2 乙の施設を使用するにあたり、建物等の安全確認は、甲が行うものとする。

（施設の使用要請等）

第3条 甲は、災害により被災者を収容する必要があると認めるときは、乙に対し、乙の施設を使用することについて、要請を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない場合は、被災者からの要請又は乙の判断により、本協定に基づき施設を使用することができる。

（施設の運営）

第4条 施設の運営方法は、甲、乙及び避難者で適宜協議する。

（施設の退去）

第5条 施設提供の終了は、甲、乙協議の上決定する。

2 前項の決定がされた場合、甲は避難者に対し、甲等が用意する応急仮設住宅等に移動するよう指示する。

（使用料）

第6条 地域避難所の使用料は、無料とする。ただし、避難者が使用した電気、ガス、上下水道の使用料は、原則として甲が負担することとし、算定については、前年の同月使用料実績と避難者受け入れ月の使用料との差額とする。

（使用施設等の原状復旧）

第7条 地域避難所として使用することにより、乙の施設又は設備に損壊等が生じた場合は、甲が原状復帰を行うものとする。

（施設変更等の報告）

第8条 乙は、建築物の増改築等により、当該使用施設の面積に変更が生じたときは、甲に報告するものとする。

（協議事項等）

第9条 本協定について疑義等が生じた場合は、その都度甲、乙が協議を行うものとする。

（協定の効力及び更新）

第10条 本協定は締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1か月前までに相手方に対して書面により別段意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年10月3日

甲 綾瀬市早川550番地

綾瀬市

綾瀬市長 笠間 城治郎

乙 綾瀬市吉岡1360番地

春日幼稚園

園長 古郡 保正

災害時における地域避難所としての施設使用に関する協定書（学校法人明和学園綾西幼稚園）

綾瀬市（以下「甲」という。）と学校法人明和学園綾西幼稚園（以下「乙」という。）は、大規模地震等の災害時における地域住民の緊急避難のため、甲が乙の管理する施設（以下「乙の施設」という。）の一部を地域避難所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（地域避難所の定義）

第1条 本協定にいう「地域避難所」とは、災害時に甲が指定する地域住民のための一時的な避難所のことをいい、あくまでも緊急時の対応に限定したものとし、災害初動時を過ぎた場合、避難者は、甲等が用意する応急仮設住宅等に移動するものとする。

（使用施設及び収容人数）

第2条 甲が地域避難所として使用する乙の施設及び収容人数は、次のとおりとする。

(1) 綾西幼稚園ホール 90人（180㎡）

2 乙の施設を使用するにあたり、建物等の安全確認は、甲が行うものとする。

（施設の使用要請等）

第3条 甲は、災害により被災者を収容する必要があると認めるときは、乙に対し、乙の施設を使用することについて、要請を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない場合は、被災者からの要請又は乙の判断により、本協定に基づき施設を使用することができる。

（施設の運営）

第4条 施設の運営方法は、甲、乙及び避難者で適宜協議する。

（施設の退去）

第5条 施設提供の終了は、甲、乙協議の上決定する。

2 前項の決定がされた場合、甲は避難者に対し、甲等が用意する応急仮設住宅等に移動するよう指示する。

（使用料）

第6条 地域避難所の使用料は、無料とする。ただし、避難者が使用した電気、ガス、上下水道の使用料は、原則として甲が負担することとし、算定については、前年の同月使用料実績と避難者受け入れ月の使用料との差額とする。

（使用施設等の原状復旧）

第7条 地域避難所として使用することにより、乙の施設又は設備に損壊等が生じた場合は、甲が原状復帰を行うものとする。

（施設変更等の報告）

第8条 乙は、建築物の増改築等により、当該使用施設の面積に変更が生じたときは、甲に報告するものとする。

（協議事項等）

第9条 本協定について疑義等が生じた場合は、その都度甲、乙が協議を行うものとする。

（協定の効力及び更新）

第10条 本協定は締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1か月前までに相手方に対して書面により別段意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年10月3日

甲 綾瀬市早川550番地

綾瀬市

綾瀬市長 笠間 城治郎

乙 綾瀬市吉岡1526番地

学校法人明和学園 綾西幼稚園

理事長 古郡 孔文

災害時における地域避難所としての施設使用に関する協定書（学校法人比留川学園綾瀬中央幼稚園）

綾瀬市（以下「甲」という。）と学校法人比留川学園綾瀬中央幼稚園（以下「乙」という。）は、大規模地震等の災害時における地域住民の緊急避難のため、甲が乙の管理する施設（以下「乙の施設」という。）の一部を地域避難所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（地域避難所の定義）

第1条 本協定にいう「地域避難所」とは、災害時に甲が指定する地域住民のための一時的な避難所のことをいい、あくまでも緊急時の対応に限定したものとし、災害初動時を過ぎた場合、避難者は、甲等が用意する応急仮設住宅等に移動するものとする。

（使用施設及び収容人数）

第2条 甲が地域避難所として使用する乙の施設及び収容人数は、次のとおりとする。

- (1) 綾瀬中央幼稚園ホール 50人（100㎡）
- (2) 同 空き教室 25人（50㎡）

合計 75人

2 乙の施設を使用するにあたり、建物等の安全確認は、甲が行うものとする。

（施設の使用要請等）

第3条 甲は、災害により被災者を収容する必要があると認めたときは、乙に対し、乙の施設を使用することについて、要請を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない場合は、被災者からの要請又は乙の判断により、本協定に基づき施設を使用することができる。

（施設の運営）

第4条 施設の運営方法は、甲、乙及び避難者で適宜協議する。

（施設の退去）

第5条 施設提供の終了は、甲、乙協議の上決定する。

2 前項の決定がされた場合、甲は避難者に対し、甲等が用意する応急仮設住宅等に移動するよう

指示する。

（使用料）

第6条 地域避難所の使用料は、無料とする。ただし、避難者が使用した電気、ガス、上下水道の使用料は、原則として甲が負担することとし、算定については、前年の同月使用料実績と避難者受け入れ月の使用料との差額とする。

（使用施設等の原状復旧）

第7条 地域避難所として使用することにより、乙の施設又は設備に損壊等が生じた場合は、甲が原状復帰を行うものとする。

（施設変更等の報告）

第8条 乙は、建築物の増改築等により、当該使用施設の面積に変更が生じたときは、甲に報告するものとする。

（協議事項等）

第9条 本協定について疑義等が生じた場合は、その都度甲、乙が協議を行うものとする。

（協定の効力及び更新）

第10条 本協定は締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1か月前までに相手方に対して書面により別段意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年10月3日

甲 綾瀬市早川550番地

綾瀬市

綾瀬市長 笠間 城治郎

乙 綾瀬市深谷上六丁目12番43号

学校法人比留川学園 綾瀬中央幼稚園

理事長 比留川 公宏

災害時における地域避難所としての施設使用に関する協定書（学校法人文伸学園綾南幼稚園）

綾瀬市（以下「甲」という。）と学校法人文伸学園綾南幼稚園（以下「乙」という。）は、大規模地震等の災害時における地域住民の緊急避難のため、甲が乙の管理する施設（以下「乙の施設」という。）の一部を地域避難所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（地域避難所の定義）

第1条 本協定にいう「地域避難所」とは、災害時に甲が指定する地域住民のための一時的な避難所のことをいい、あくまでも緊急時の対応に限定したものとし、災害初動時を過ぎた場合、避難者は、甲等が用意する応急仮設住宅等に移動するものとする。

（使用施設及び収容人数）

第2条 甲が地域避難所として使用する乙の施設及び収容人数は、次のとおりとする。

(1) 綾南幼稚園体育館 130人(260㎡)

2 乙の施設を使用するにあたり、建物等の安全確認は、甲が行うものとする。

（施設の使用要請等）

第3条 甲は、災害により被災者を収容する必要があると認めるときは、乙に対し、乙の施設を使用することについて、要請を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない場合は、被災者からの要請又は乙の判断により、本協定に基づき施設を使用することができる。

（施設の運営）

第4条 施設の運営方法は、甲、乙及び避難者で適宜協議する。

（施設の退去）

第5条 施設提供の終了は、甲、乙協議の上決定する。

2 前項の決定がされた場合、甲は避難者に対し、甲等が用意する応急仮設住宅等に移動するよう指示する。

（使用料）

第6条 地域避難所の使用料は、無料とする。ただし、避難者が使用した電気、ガス、上下水道の使用料は、原則として甲が負担することとし、算定については、前年の同月使用料実績と避難者受け入れ月の使用料との差額とする。

（使用施設等の原状復旧）

第7条 地域避難所として使用することにより、乙の施設又は設備に損壊等が生じた場合は、甲が原状復帰を行うものとする。

（施設変更等の報告）

第8条 乙は、建築物の増改築等により、当該使用施設の面積に変更が生じたときは、甲に報告するものとする。

（協議事項等）

第9条 本協定について疑義等が生じた場合は、その都度甲、乙が協議を行うものとする。

（協定の効力及び更新）

第10条 本協定は締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1か月前までに相手方に対して書面により別段意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年10月3日

甲 綾瀬市早川550番地

綾瀬市

綾瀬市長 笠間 城治郎

乙 綾瀬市上土棚中一丁目10番6号

学校法人文伸学園 綾南幼稚園

園長 田中 伸宜

災害時における地域避難所としての施設使用に関する協定書（綾瀬すぎの子幼稚園）

綾瀬市（以下「甲」という。）と綾瀬すぎの子幼稚園（以下「乙」という。）は、大規模地震等の災害時における地域住民の緊急避難のため、甲が乙の管理する施設（以下「乙の施設」という。）の一部を地域避難所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（地域避難所の定義）

第1条 本協定にいう「地域避難所」とは、災害時に甲が指定する地域住民のための一時的な避難所のことをいい、あくまでも緊急時の対応に限定したものとし、災害初動時を過ぎた場合、避難者は、甲等が用意する応急仮設住宅等に移動するものとする。

（使用施設及び収容人数）

第2条 甲が地域避難所として使用する乙の施設及び収容人数は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----|--------------|--------------|
| (1) | 綾瀬すぎの子幼稚園ホール | 74人(148.5㎡) |
| (2) | 同 教室 | 123人(247.5㎡) |
| (3) | 同 預かり保育スペース | 24人(49.5㎡) |

合計 221人

2 乙の施設を使用するにあたり、建物等の安全確認は、甲が行うものとする。

（施設の使用要請等）

第3条 甲は、災害により被災者を収容する必要があると認めたときは、乙に対し、乙の施設を使用することについて、要請を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない場合は、被災者からの要請又は乙の判断により、本協定に基づき施設を使用することができる。

（施設の運営）

第4条 施設の運営方法は、甲、乙及び避難者で適宜協議する。

（施設の退去）

第5条 施設提供の終了は、甲、乙協議の上決定する。

2 前項の決定がされた場合、甲は避難者に対し、甲等が用意する応急仮設住宅等に移動するよう

指示する。

（使用料）

第6条 地域避難所の使用料は、無料とする。ただし、避難者が使用した電気、ガス、上下水道の使用料は、原則として甲が負担することとし、算定については、前年の同月使用料実績と避難者受け入れ月の使用料との差額とする。

（使用施設等の原状復旧）

第7条 地域避難所として使用することにより、乙の施設又は設備に損壊等が生じた場合は、甲が原状復帰を行うものとする。

（施設変更等の報告）

第8条 乙は、建築物の増改築等により、当該使用施設の面積に変更が生じたときは、甲に報告するものとする。

（協議事項等）

第9条 本協定について疑義等が生じた場合は、その都度甲、乙が協議を行うものとする。

（協定の効力及び更新）

第10条 本協定は締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1か月前までに相手方に対して書面により別段意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年10月3日

甲 綾瀬市早川550番地

綾瀬市

綾瀬市長 笠間 城治郎

乙 綾瀬市落合北五丁目22番11号

綾瀬すぎの子幼稚園

園長 比留川 清

災害時における地域避難所としての施設使用に関する協定書（学校法人大塚平安学園ドレーパー記念幼稚園）

綾瀬市（以下「甲」という。）と学校法人大塚平安学園ドレーパー記念幼稚園（以下「乙」という。）は、大規模地震等の災害時における地域住民の緊急避難のため、甲が乙の管理する施設（以下「乙の施設」という。）の一部を地域避難所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（地域避難所の定義）

第1条 本協定にいう「地域避難所」とは、災害時に甲が指定する地域住民のための一時的な避難所のことをいい、あくまでも緊急時の対応に限定したものとし、災害初動時を過ぎた場合、避難者は、甲等が用意する応急仮設住宅等に移動するものとする。

（使用施設及び収容人数）

第2条 甲が地域避難所として使用する乙の施設及び収容人数は、次のとおりとする。

(1) ドレーパー記念幼稚園2階ホール 75人（150㎡）

2 乙の施設を使用するにあたり、建物等の安全確認は、甲が行うものとする。

（施設の使用要請等）

第3条 甲は、災害により被災者を収容する必要があると認めたときは、乙に対し、乙の施設を使用することについて、要請を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない場合は、被災者からの要請又は乙の判断により、本協定に基づき施設を使用することができる。

（施設の運営）

第4条 施設の運営方法は、甲、乙及び避難者で適宜協議する。

（施設の退去）

第5条 施設提供の終了は、甲、乙協議の上決定する。

2 前項の決定がされた場合、甲は避難者に対し、甲等が用意する応急仮設住宅等に移動するよう指示する。

（使用料）

第6条 地域避難所の使用料は、無料とする。ただし、避難者が使用した電気、ガス、上下水道の使用料は、原則として甲が負担することとし、算定については、前年の同月使用料実績と避難者受け入れ月の使用料との差額とする。

（使用施設等の原状復旧）

第7条 地域避難所として使用することにより、乙の施設又は設備に損壊等が生じた場合は、甲が原状復帰を行うものとする。

（施設変更等の報告）

第8条 乙は、建築物の増改築等により、当該使用施設の面積に変更が生じたときは、甲に報告するものとする。

（協議事項等）

第9条 本協定について疑義等が生じた場合は、その都度甲、乙が協議を行うものとする。

（協定の効力及び更新）

第10条 本協定は締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1か月前までに相手方に対して書面により別段意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年10月3日

甲 綾瀬市早川550番地

綾瀬市

綾瀬市長 笠間 城治郎

乙 綾瀬市寺尾北二丁目17番47号

学校法人大塚平安学園 ドレーパー記念幼稚園

園長 佐竹 和平

災害時における地域避難所としての施設使用に関する協定書（学校法人橘川学園綾瀬ゆたか幼稚園）

綾瀬市（以下「甲」という。）と学校法人橘川学園綾瀬ゆたか幼稚園（以下「乙」という。）は、大規模地震等の災害時における地域住民の緊急避難のため、甲が乙の管理する施設（以下「乙の施設」という。）の一部を地域避難所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（地域避難所の定義）

第1条 本協定にいう「地域避難所」とは、災害時に甲が指定する地域住民のための一時的な避難所のことをいい、あくまでも緊急時の対応に限定したものとし、災害初動時を過ぎた場合、避難者は、甲等が用意する応急仮設住宅等に移動するものとする。

（使用施設及び収容人数）

第2条 甲が地域避難所として使用する乙の施設及び収容人数は、次のとおりとする。

(1) 綾瀬ゆたか幼稚園本園舎2階ホール 50人(100㎡)

2 乙の施設を使用するにあたり、建物等の安全確認は、甲が行うものとする。

（施設の使用要請等）

第3条 甲は、災害により被災者を収容する必要があると認めたときは、乙に対し、乙の施設を使用することについて、要請を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない場合は、被災者からの要請又は乙の判断により、本協定に基づき施設を使用することができる。

（施設の運営）

第4条 施設の運営方法は、甲、乙及び避難者で適宜協議する。

（施設の退去）

第5条 施設提供の終了は、甲、乙協議の上決定する。

2 前項の決定がされた場合、甲は避難者に対し、甲等が用意する応急仮設住宅等に移動するよう指示する。

（使用料）

第6条 地域避難所の使用料は、無料とする。ただし、避難者が使用した電気、ガス、上下水道の使用料は、原則として甲が負担することとし、算定については、前年の同月使用料実績と避難者受け入れ月の使用料との差額とする。

（使用施設等の原状復旧）

第7条 地域避難所として使用することにより、乙の施設又は設備に損壊等が生じた場合は、甲が原状復帰を行うものとする。

（施設変更等の報告）

第8条 乙は、建築物の増改築等により、当該使用施設の面積に変更が生じたときは、甲に報告するものとする。

（協議事項等）

第9条 本協定について疑義等が生じた場合は、その都度甲、乙が協議を行うものとする。

（協定の効力及び更新）

第10条 本協定は締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1か月前までに相手方に対して書面により別段意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年10月3日

甲 綾瀬市早川550番地

綾瀬市

綾瀬市長 笠間 城治郎

乙 綾瀬市寺尾本町三丁目12番26号

学校法人橘川学園 綾瀬ゆたか幼稚園

理事長 橘川 好一

災害時における地域避難所としての施設使用に関する協定書（学校法人生蘭学園綾瀬幼稚園）

綾瀬市（以下「甲」という。）と学校法人生蘭学園綾瀬幼稚園（以下「乙」という。）は、大規模地震等の災害時における地域住民の緊急避難のため、甲が乙の管理する施設（以下「乙の施設」という。）の一部を地域避難所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（地域避難所の定義）

第1条 本協定にいう「地域避難所」とは、災害時に甲が指定する地域住民のための一時的な避難所のことをいし、あくまでも緊急時の対応に限定したものとし、災害初動時を過ぎた場合、避難者は、甲等が用意する応急仮設住宅等に移動するものとする。

（使用施設及び収容人数）

第2条 甲が地域避難所として使用する乙の施設及び収容人数は、次のとおりとする。

- (1) 綾瀬幼稚園本園舎1階ホール 65人(130㎡)
- (2) 同 ホール棟1階 49人(99㎡)
- (3) 同 ホール棟2階 48人(96㎡)

合計 162人

2 乙の施設を使用するにあたり、建物等の安全確認は、甲が行うものとする。

（施設の使用要請等）

第3条 甲は、災害により被災者を収容する必要があると認めたときは、乙に対し、乙の施設を使用することについて、要請を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない場合は、被災者からの要請又は乙の判断により、本協定に基づき施設を使用することができる。

（施設の運営）

第4条 施設の運営方法は、甲、乙及び避難者で適宜協議する。

（施設の退去）

第5条 施設提供の終了は、甲、乙協議の上決定する。

2 前項の決定がされた場合、甲は避難者に対し、甲等が用意する応急仮設住宅等に移動するよう

指示する。

（使用料）

第6条 地域避難所の使用料は、無料とする。ただし、避難者が使用した電気、ガス、上下水道の使用料は、原則として甲が負担することとし、算定については、前年の同月使用料実績と避難者受け入れ月の使用料との差額とする。

（使用施設等の原状復旧）

第7条 地域避難所として使用することにより、乙の施設又は設備に損壊等が生じた場合は、甲が原状復帰を行うものとする。

（施設変更等の報告）

第8条 乙は、建築物の増改築等により、当該使用施設の面積に変更が生じたときは、甲に報告するものとする。

（協議事項等）

第9条 本協定について疑義等が生じた場合は、その都度甲、乙が協議を行うものとする。

（協定の効力及び更新）

第10条 本協定は締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1か月前までに相手方に対して書面により別段意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年10月3日

甲 綾瀬市早川550番地

綾瀬市

綾瀬市長 笠間 城治郎

乙 綾瀬市寺尾西二丁目9番50号

学校法人生蘭学園 綾瀬幼稚園

理事長 笠間 治一郎

災害時における地域避難所としての施設使用等に関する協定書（学校法人生蘭学園生蘭高等専修学校）

綾瀬市（以下「甲」という。）と学校法人生蘭学園生蘭高等専修学校（以下「乙」という。）は、大規模地震等の災害時における地域住民の緊急避難のため、甲が乙の管理する施設（以下「乙の施設」という。）の一部を地域避難所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（地域避難所の定義）

第1条 本協定にいう「地域避難所」とは、災害時に甲が指定する地域住民等のための一時的な避難所のことをいい、あくまでも緊急時の対応に限定したものとし、災害初動時を過ぎた場合、または学校運営に支障がある場合、避難者は、甲等が用意する応急仮設住宅等に移動するものとする。

（使用施設及び収容人数）

第2条 甲が地域避難所として使用する乙の施設は体育館（533.3㎡）とし、収容人数は、266人とする。

2 乙の施設を使用するにあたり、建物等の安全確認は、甲が行うものとする。

（施設の使用要請等）

第3条 甲は、災害により避難者を収容する必要があると認めるときは、乙に対し、乙の施設を使用することについて、要請を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない場合は、避難者からの要請又は乙の判断により、本協定に基づき施設を使用することができる。

3 甲は、第2条に規定するほか、災害により人員及び物資等が必要と認めるときは、乙に対し協力を依頼し、乙は可能な範囲で協力を行うものとする。

（施設の運営）

第4条 施設の運営方法は、甲、乙及び避難者で適宜協議する。

（施設の退去）

第5条 施設提供の終了は、甲、乙協議の上決定する。

2 前項の決定がされた場合、甲は避難者に対し、甲等が用意する応急仮設住宅等に移動するよう指示する。

（使用料等）

第6条 地域避難所の使用料は、無料とする。ただし、避難者が使用した電気、ガス、上下水道の使用料は、原則として甲が負担することとし、算定については、前年の同月使用料実績と避難者受け入れ月の使用料との差額とする。

2 第3条第3項にかかる費用については、甲の実費負担とする。

（使用施設等の原状復旧）

第7条 地域避難所として使用することにより、乙の施設又は設備に損壊等が生じた場合は、甲が原状復帰を行うものとする。

（施設変更等の報告）

第8条 乙は、建築物の増改築等により、当該使用施設の面積に変更が生じたときは、甲に報告するものとする。

（協議事項等）

第9条 この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、締結の日から効力を有し、協定期間は締結した日から1年間とする。

2 協定期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙から期間を延長しない旨の申し出がない場合は、その期間を1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年5月7日

甲 綾瀬市早川550番地

綾瀬市

綾瀬市長 古塩 政由

乙 綾瀬市小園1520番地

学校法人生蘭学園生蘭高等専修学校

理事長 笠間 治一郎

災害時における地域避難所としての施設使用等に関する協定書（学校法人湘中央学園湘中央医学技術専門学校・湘中央生命科学技術専門学校）

綾瀬市（以下「甲」という。）と学校法人湘中央学園湘中央医学技術専門学校・湘中央生命科学技術専門学校（以下「乙」という。）は、大規模地震等の災害時における地域住民の緊急避難のため、甲が乙の管理する施設（以下「乙の施設」という。）の一部を地域避難所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（地域避難所の定義）

第2条 本協定にいう「地域避難所」とは、災害時に甲が指定する地域住民等のための一時的な避難所のことをいい、あくまでも緊急時の対応に限定したものとし、災害初動時を過ぎた場合、または学校運営に支障がある場合、避難者は、甲等が用意する応急仮設住宅等に移動するものとする。

（使用施設及び収容人数）

第2条 甲が地域避難所として使用する乙の施設及び収容人数は、次のとおりとする。 (1) 1号

館 2階教室 101人(202.5㎡)

(2) 同 3階教室 135人(270.0㎡)

(3) 同 4階教室 135人(270.0㎡)

合計 371人

2 乙の施設を使用するにあたり、建物等の安全確認は、甲が行うものとする。

（施設の使用要請等）

第3条 甲は、災害により避難者を収容する必要があると認めるときは、乙に対し、乙の施設を使用することについて、要請を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない場合は、避難者からの要請又は乙の判断により、本協定に基づき施設を使用することができる。

3 甲は、第2条に規定するほか、災害により人員及び物資等が必要と認めるときは、乙に対し協力を依頼し、乙は可能な範囲で協力を行うものとする。

（施設の運営）

第5条 施設の運営方法は、甲、乙及び避難者で適宜協議する。

（施設の退去）

第5条 施設提供の終了は、甲、乙協議の上決定する。

2 前項の決定がされた場合、甲は避難者に対し、甲等が用意する応急仮設住宅等に移動するよう指示する。

（使用料等）

第6条 地域避難所の使用料は、無料とする。ただし、避難者が使用した電気、ガス、上下水道の使用料は、原則として甲が負担することとし、算定については、前年の同月使用料実績と避難者受け入れ月の使用料との差額とする。

2 第3条第3項にかかる費用については、甲の実費負担とする。

（使用施設等の原状復旧）

第7条 地域避難所として使用することにより、乙の施設又は設備に損壊等が生じた場合は、甲が原状復帰を行うものとする。

（施設変更等の報告）

第8条 乙は、建築物の増改築等により、当該使用施設の面積に変更が生じたときは、甲に報告するものとする。

（協議事項等）

第9条 この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、締結の日から効力を有し、協定期間は締結した日から1年間とする。

2 協定期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙から期間を延長しない旨の申し出がない場合は、その期間を1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年5月7日

甲 綾瀬市早川550番地
綾瀬市
綾瀬市長 古塩 政由

乙 綾瀬市小園1424番4号
学校法人湘央学園
湘央医学技術専門学校
湘央生命科学技術専門学校
校長 稲福 全人

4 - 1 5 災害時における放送等に関する協定

災害時における放送等に関する協定（株式会社ジェイコムイースト）

綾瀬市(以下「甲」という。)と、株式会社ジェイコムイースト(以下「乙」という。)は、災害及び防災に関する情報(以下「災害情報」という。)の放送等に関して、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、綾瀬市の区域内で災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、市民に迅速かつ正確な情報を伝達するための災害情報の放送等について、必要事項を定める。

(災害情報の提供及び要請)

第2条 甲は、災害時に乙に対して速やかに災害情報を提供し、放送を要請することができる。

(要請の手続き)

第3条 甲が前条の要請を行う場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書を乙の委託事業者である株式会社ジュピターテレコム関東メディアセンターに要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 依頼する放送の内容
- (3) 希望する放送の日時
- (4) その他必要な事項

2 前項の要請の連絡先は、別紙1のとおり定めるものとする。

3 要請は災害情報等放送実施要請書(第1号様式)により、メール又はファックスを用いて行う。ただし、これに寄りがたい場合は口頭、電話等にて要請し、その後速やかに甲は文書を提出するものとする。

(災害情報の放送)

第4条 乙は、第2条に定める要請を受けたときは、甲から依頼された事項に関して、放送の形式、内容、時刻をその都度決定し、可能な限り放送するものとする。

(情報の活用)

第5条 甲がインターネットや広報紙等で発信済の情報(コミュニティ情報、施設情報、安心安全情報等)及び第2条で乙に要請した情報について、緊急性の如何に関わらず乙は自ら運営する放送やインターネット等を通じて伝えることができるものとする。

(秘密の保持)

第6条 乙は、甲から知り得た第2条に規定する災害情報等以外の情報等については、みだりに他に漏洩してはならない。

(協力体制の整備)

第7条 災害時における協力体制を整備するため、甲乙において防災計画の状況、協力要請事項等について必要に応じて訓練や情報の交換を行う。

(暴力団等排除に係る協定の解除)

第8条 甲は、乙が綾瀬市暴力団排除条例(平成23年綾瀬市条例第9号。以下「条例」という。)第2条第2号に掲げる暴力団、同条第4号に掲げる暴力団員等又は同条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等に該当するときは、この協定を解除するものとする。

2 甲は、乙の委託事業者が条例第2条第2号に掲げる暴力団、同条第4号に掲げる暴力団員等又は同条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等に該当するときは、その委託事業者をこの協定から除くものとする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

(有効期間)

第10条 本協定は締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1ヶ月前までに相手方に対して書面により別段意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

本協定書は、2通作成し甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年 2月25日

甲 神奈川県綾瀬市早川550番地

綾瀬市

綾瀬市長 笠間 城治郎

乙 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号

株式会社ジェイコムイースト

代表取締役社長 中谷 博之

災害時における災害情報等の放送に関する協定書（海老名エフエム放送株式会社）

綾瀬市（以下「甲」という。）と海老名エフエム放送株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における災害情報等の放送に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、災害情報等を市民等に対し適切に伝えるための体制を整備することに関し必要な事項を定めるものとする。

（放送要請）

第2条 甲は、災害時において、乙の番組編成権を侵害しないことを前提に、乙に対し適切な手段を用いて速やかに災害情報等を提供するとともに、放送の実施を要請することができる。

（要請の手続）

第3条 甲は、乙に対し災害情報等の放送を要請するときは、災害情報等放送要請書（別記様式）に次の各号に掲げる項目を記載して要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請できるものとし、後日、速やかに災害情報等放送要請書（別記様式）を提出するものとする。

- （1） 放送要請の理由
- （2） 放送事項
- （3） 希望する放送日時
- （4） 連絡担当者
- （5） その他必要事項

（放送の決定）

第4条 乙は、甲から放送要請があったときは、適切な放送形式、内容及び時刻を決定して放送するものとする。

（費用負担）

第5条 甲の要請に基づく乙の放送に関する費用は、乙が負担するものとする。

（連絡責任者）

第6条 要請に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、乙の連絡責任者は放送部部長とし、甲の連絡責任者は防災対策所管課とする。

（秘密の保持）

第7条 乙は、災害情報等の放送目的のために、甲から知り得た災害情報等について、みだりに他に漏らしてはならない。

（協議事項）

第8条 この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（協定期間）

第9条 この協定は、締結の日から効力を生じ、平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了1か月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年2月14日

甲 綾瀬市早川550番地
綾瀬市長 古塩政由

乙 海老名市国分南1丁目27番28号
海老名エフエム放送株式会社
代表取締役 金子純子

別記様式（第3条関係）

年 月 日

海老名エフエム放送株式会社

代表取締役 殿

綾瀬市長

災害情報等放送要請書

災害情報等の放送について、次のとおり要請します。

放送要請の理由	
放送事項	
	放送原稿 有 無 原稿枚数 枚
希望する放送日時	平成 年 月 日 () 時 分
連絡担当者	所属 氏名
	電話
その他必要事項	

4 - 1 6 避難場所案内広告付電柱看板に関する協定

避難場所案内広告付電柱看板に関する協定書（東電タウンプランニング株式会社神奈川総支社）

綾瀬市（以下「甲」という。）と東電タウンプランニング株式会社神奈川総支社（以下「乙」という。）は、綾瀬市内における避難場所案内広告付電柱看板（以下「看板」という。）の掲出について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、綾瀬市内に看板を掲出することにより、市民等に対し災害時における避難場所を周知するとともに、平時からの防災意識を啓発することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 看板 乙の実施している電柱広告事業において、地元企業等が利用する電柱広告(巻広告)に、避難場所の案内表示を掲載する広告をいう。

(2) 避難場所 甲が定める避難場所をいう。

(3) 広告主 本協定の趣旨に賛同する地元企業等をいう。

（甲の協力）

第3条 甲は、目的の実現に向け次に掲げる事項を協力する。

(1) 看板の掲出のために必要な避難場所の情報を、乙へ提供するものとする。

(2) 市ホームページ等による広告主の紹介及び募集促進活動を行うものとする。

(3) 第5条の2に基づき道路占用料の3割減免を行うものとする。

（乙の業務）

第4条 乙は、次に掲げる事項を誠実に履行するものとする。

(1) この協定の趣旨に賛同する広告主を募り、第5条に基づき看板の掲出を行い、必要な維持管理を行うこと。

(2) 看板の掲出状況について、甲の求めに応じ報告を行うこと。

(3) 避難場所の改廃により、看板の表示内容に変更が生じた場合は、甲と協議により必要な処置を講じること。

(4) 新規掲出のあるときは、甲と事前協議を行うこと。

（看板の仕様及び掲出）

第5条 看板に記載する避難場所案内表示は、看板掲出場所から極力近い距離の避難場所等を表示することを原則とする。ただし、看板掲出場所と当該避難場所の位置関係や案内表示上適切でない場合は、甲の指導により乙は広告主と協議するものとする。

2 避難場所案内表示部分は看板の3割とする。

3 次の各号のいずれかに該当する場合、乙は広告受注または施設等の表示を行わない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 政治活動、宗教活動及び思想活動に類するもの

(4) 個人的宣伝に類するもの

(5) 社会問題に関する主義主張

(6) 美観風致を害する恐れがあるもの

(7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(8) その他、不相当であると甲が認めるもの

（費用）

第6条 看板の掲出にあたり、必要な費用は広告主及び乙が負担し、甲はその一切を負担しないものとする。

（協議）

第7条 この協定の実施に関し、必要な事項及び協定に定めのない事項、又は協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲または乙が書面をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は継続するものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年3月2日

甲 綾瀬市早川550番地
綾瀬市
綾瀬市長 笠間 城治郎

乙 横浜市中区山下町273 JPT元町ビル
東電タウンプランニング株式会社 神奈川総支社
総支社長 小川 正之

4 - 1 7 災害時等における応急対策資機材の供給に関する協定

災害時等における応急対策資機材の供給に関する協定書（株式会社アクティオ）

綾瀬市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、災害時等における応急対策資機材（別表に掲げる資機材をいい、以下「資機材」という。）の供給に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲の要請に基づき、乙が保有する資機材を供給することに関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において応急対策により資機材を必要とするときは、乙に対し応急対策資機材要請書（第1号様式）により要請することができるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに応急対策資機材要請書（第1号様式）を提出するものとする。

（要請に対する措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項に応じて速やかに必要な資機材を調達可能な範囲において提供するものとし、その措置結果を応急対策資機材報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

2 乙は、甲からの要請に対し特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り業務時間外においてもこれに応ずるものとし、いつでも要請に応じられる態勢を平時から確立しておくものとする。
（引渡し）

第4条 資機材の引渡場所は原則として甲の定める場所とし、乙は、当該引渡場所に資機材を運搬し、甲は資機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（連絡責任者）

第5条 要請の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は防災主管課長とし、乙の連絡責任者は海老名営業所長とする。

（費用負担及び価格の決定）

第6条 乙が実施した資機材の供給に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する費用は、災害発生の前直前における適正価格を基準として算出し、甲乙協議の上、決定する。

第7条 甲は、乙が綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号。以下「条例」という。）

第2条第2号に掲げる暴力団、同条第4号に掲げる暴力団員等又は同条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等に該当するときは、この協定を解除するものとする。

2 甲は、乙の委託事業者が条例第2条第2号に掲げる暴力団、同条第4号に掲げる暴力団員等又は同条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等に該当するときは、その委託事業者をこの協定から除くものとする。

（協議事項）

第8条 この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、締結の日から効力を生じ、平成28年3月31日までとする。

ただし、甲又は乙から期間満了1ヶ月前までに相手方に対し、書面による特段の意思表示がない場合は、本協定を1年更新し、以後同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年4月13日

甲 神奈川県綾瀬市早川550番地
綾瀬市
綾瀬市長 笠間 城治郎

乙 東京都中央区日本橋三丁目12番2号
朝日ビルディング7階
株式会社 アクティオ
代表取締役社長 小沼 光雄

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

株式会社 アクティオ
代表取締役 殿

綾瀬市長

応急対策資機材要請書

応急対策資機材の供給について、次のとおり要請します。

災害状況及び活動内容	
------------	--

必要とする資機材及び数量等			
種類・性能等	数量	期間	運搬場所
発電機 ()			
照明機器 ()			
通信機器 ()			
冷暖房機器 ()			
仮設トイレ ()			
仮設ハウス ()			
シャワーユニット ()			
車両 ()			
重機 ()			
()			
()			
その他必要事項			

第2号様式（第3条関係）

年 月 日

綾瀬市長 殿

株式会社 アクティオ
代表取締役

応急対策資機材報告書

応急対策資機材の供給について、次のとおり報告します。

災害状況及び活動内容	
------------	--

協力内容（供給資機材及び数量等）			
種類・性能等	数量	期間	運搬場所
発電機 ()			
照明機器 ()			
通信機器 ()			
冷暖房機器 ()			
仮設トイレ ()			
仮設ハウス ()			
シャワーユニット ()			
車両 ()			
重機 ()			
()			
()			
その他必要事項			

別表

応急対策資機材一覧表

種 類
・発電機
・照明機器
・通信機器
・冷暖房機器
・仮設トイレ
・仮設ハウス
・シャワーユニット
・車両
・重機

上記以外の資機材についても、要請時に協議し、供給可能な場合は対象とする。

4 - 18 災害時等における地図製品等の供給等に関する協定書

綾瀬市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）は、災害時等における地図製品等の供給等に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第2条 この協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、綾瀬市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、綾瀬市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

（要請）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

2 甲は、地図製品等の供給を乙に要請するときは、物資の供給要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法により乙に対して要請できるものとし、後日、速やかに第1号様式を提出するものとする。

3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、物資の供給報告書（第2号様式）を提出するものとする。

4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。

- (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
- (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、この協定締結後、甲乙が別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の庁舎内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の最新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ最新版と差し替えることができるものとする。

3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

（地図製品等の利用等）

第5条 甲は、第1条第1号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

- (1) 災害対策本部設置期間中の閲覧
- (2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議の上定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(協議事項)

第7条 この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、締結の日から効力を有し、協定期間は締結した日から1年間とする。

2 協定期間満了の1ヶ月前までに甲または乙から期間を延長しない旨の申し出がない場合は、その期間を1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有するものとする。

平成30年2月9日

甲) 神奈川県綾瀬市早川550番地

綾瀬市

綾瀬市長 古塩 政由

乙) 神奈川県横浜市港北区新横浜2丁目13番13号

KM第1ビルディング5F

株式会社ゼンリン 第一事業本部

神奈川・静岡エリア統括部

統括部長 佐々木 育

【添付別紙】

ZNET TOWN 利用約款

(定義)

第1条 本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

(1) 「ID等」

本サービスを利用するための認証ID及びパスワードをいいます。

(2) 「アクセス権者」

対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID等を使って本システムにアクセスする者をいいます。

(3) 「対象機器」

甲の庁内LANに接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいいます。

(4) 「本サービス」

乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。

(5) 「本システム」

本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託するWWWサーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。

(6) 「本データ」

本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいいます。

(本約款の適用)

第2条 本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとします。

(本サービスの内容)

第3条 乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとします。

(本サービスの中断・中止)

第4条 乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとします。

2 乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。

3 乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

(本データの使用許諾)

第5条 乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

- (1) 対象機器上で閲覧すること。
- (2) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器にPDF形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。
- (3) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること(本号に基づき印刷出力した本データを以下「印刷地図」という。)

(甲の遵守事項)

第6条 甲は、以下の事項を遵守するものとします。

- (1) アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。
- (2) ID等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。
- (3) 乙の指定する利用環境を確保・維持すること。
- (4) 本条第(1)号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。
- (5) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。
- (6) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ(形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。)の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。
- (7) 本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとします。

イ) 印刷地図を第5条第(3)号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。

ロ) 乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。

ハ) 印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。

ニ) 印刷地図を第三者に配布しないこと。

ホ) 印刷地図のサイズはA3判以下とすること。

(8) 本サービスの利用状況の記録(対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等)を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

(不保証及び免責)

第7条 乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとします。

2 乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

(権利の帰属)

第8条 本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

(その他)

第9条 甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

以上

「災害時等における地図製品等の供給等に関する協定」細目

1. 趣旨

この細目は、綾瀬市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）が締結している「災害時等における地図製品等の供給等に関する協定書」に基づき、地図の数量や提供数、連絡先について定めるものである。
また必要に応じて順次修正をおこなうものとする。

2. 貸与する地図製品等の詳細

地図製品の名称	詳細	数量
住宅地図	綾瀬市 B4 判住宅地図	5冊
広域図	綾瀬市を包括する広域図	5部
ZNET TOWN	綾瀬市 危機管理課 利用 閲覧地区：綾瀬市	1ID

3. 甲及び乙の連絡先

甲乙間の連絡は原則として、以下に記載の連絡先を窓口として行われるものとする。

甲	連絡先	危機管理課	住所：神奈川県綾瀬市早川 550 電話：0467-70-5641 FAX：0467-70-5701
乙	連絡先 1	第一事業本部 神奈川・静岡エリア統括部 横浜営業所	住所：神奈川県横浜市港北区新横浜 2-13-13 KM 第1ビルディング 5F 電話：045-478-0511 FAX：045-478-0512
	連絡先 2	第一事業本部 神奈川・静岡エリア統括部	住所：神奈川県横浜市港北区新横浜 2-13-13 KM 第1ビルディング 5F 電話：045-478-0583 FAX：045-478-0688

第1号様式（第3条第2項関係）

物資の供給要請書

平成 年 月 日

(株)ゼンリン 殿

綾瀬市長

「災害時等における地図製品等の供給等に関する協定書」第3条第2項の規定に基づき、次のとおり物資の供給を要請します。

品名	数量	納品希望場所	納品希望日時	備考

担当
住所
職
氏名

第2号様式(第3条第3項関係)

物資の供給報告書

令和 年 月 日

綾瀬市長 殿

(株)ゼンリン

「災害時等における地図製品等の供給等に関する協定書」第3条第3項の規定に基づき、平成
年 月 日で要請を受けた件について、次のとおり物資を供給したので報告します。

品名	数量	納品 場所	納品 日時	備考

<物資納入者> _____

<物資受領者> _____

4 - 19 災害時提供施設(車両避難場所)に関する協定

災害時における施設の使用等に関する協定書(日立キャピタルコミュニティ株式会社)

綾瀬市(以下「甲」という。)と日立キャピタルコミュニティ株式会社(以下「乙」という。)は、災害時における緊急避難等のため、甲が乙の管理する施設の一部(以下「災害時提供施設」という。)を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害及びその他の災害(武力攻撃災害等を含む。以下「大規模災害等」という。)が発生した場合に、被災者の生活の安全を図ることを目的として甲乙間において行う施設等の使用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「災害時提供施設」とは災害時に地域住民や車両避難者等が緊急避難等のために一時的に使用する施設とする。

(使用施設等)

第3条 災害時提供施設等は、次のとおりとする。

- (1) 屋内駐車場 8,300 m² (車両664台分)
- (2) 屋外駐車場 1,925 m² (車両154台分)
- (3) 敷地外駐車場 4,962.5 m² (車両397台分)
- (4) その他トイレ、洗面等提供可能な施設及び物資等

2 災害時提供施設を使用するにあたり、施設等の安全確認は、乙が行うものとする。

(施設の使用要請等)

第4条 甲は、災害により被災者を収容する必要があると認めるときは、乙に対し、災害時提供施設を使用することについて、施設使用要請書(第1号様式)により要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請し、後日、速やかに第1号様式を提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない場合は、被災者からの要請又は乙の判断により、本協定に基づき施設を使用することができる。

(施設の運営)

第5条 災害時提供施設の運営方法は、甲、乙で適宜協議する。

(施設の退去)

第6条 災害時提供施設の使用の終了は、甲、乙協議の上決定する。

2 前項の決定がされた場合、避難者は甲等が用意する場所に移動することとする。

(使用料)

第7条 災害時提供施設の使用料は、無料とする。ただし、第3条第1項第4号にかかる物資等の提供があった場合、甲は災害発生前における適正な価格を支払うものとする。

(災害時提供施設等の原状復旧)

第8条 災害時提供施設として使用することにより、乙の施設又は設備に損壊等が生じた場合は、甲が原状復帰を行うものとする。

(施設変更等の報告)

第9条 乙は、建築物の増改築等により、当該使用施設の面積等に変更が生じたときは、甲に報告するものとする。

(協議事項等)

第10条 本協定について疑義等が生じた場合は、その都度甲、乙が協議を行うものとする。

(協定の効力及び更新)

第11条 本協定は締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1か月前までに相手方に対して書面により別段意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年5月21日

甲 綾瀬市早川550番地
綾瀬市
綾瀬市長 古塩 政由

乙 東京都港区西新橋一丁目3番1号
日立キャピタルコミュニティ株式会社
取締役社長 齋島 郁夫
(上記代理人)
神奈川県綾瀬市深谷中一丁目1番1号
不動産事業部施設管理部長 久安 亮

第1号様式(第4条関係)

施設使用要請書

年 月 日

神奈川県綾瀬市深谷中一丁目1番1号
日立キャピタルコミュニティ株式会社
不動産事業部施設管理部長 殿

綾瀬市長

災害時における施設の使用に関する協定書第4条第1項の規定に基づき、次のとおり施設の使用を要請します。

使用施設名	使用面積等	使用期間	使用用途	備考

資料 4-19-2

担当 職 氏名
連絡先

4 - 20 温浴施設利用に関する協定

災害時における温浴施設の利用に関する協定書（東京建物リゾート株式会社）

綾瀬市（以下「甲」という。）と東京建物リゾート株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における温浴施設の利用について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害及びその他の災害（武力攻撃災害等を含む。以下「大規模災害等」という。）が発生した場合に、被災者等の健康及び清潔な生活環境の保持を目的として甲乙間において行う温浴施設（以下「施設」という。）の使用について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、「施設」とは災害時に被災者等が利用する施設とする。

（利用施設等）

第3条 災害時提供施設は、次のとおりとする。

- (1) おふろの王様 海老名店 海老名市柏ヶ谷555番地1
- (2) おふろの王様 高座渋谷店 大和市渋谷5丁目22番地 IKOZA 5F
- (3) おふろの王様 瀬谷店 横浜市瀬谷区目黒町24番地6

2 災害時提供施設を使用するにあたり、施設等の安全確認は、乙が行うものとする。

（利用する施設の範囲）

第4条 利用する施設の範囲は、各種入浴施設、シャワー施設、及び被災者等の健康と清潔な生活環境の保持に必要な施設とする。

（施設の使用要請等）

第5条 甲は、災害により被災者等が入浴する必要があると認めるときは、乙に対し、災害時提供施設を使用することについて、温浴施設利用要請書（第1号様式）により要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請し、後日、速やかに第1号様式を提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない場合は、被災者からの要請又は乙の判断により、本協定に基づき施設を使用することができる。

3 大規模災害等の影響により、施設の利用が困難と乙が判断する場合は、甲の要請を断ることができる。

（要請に対する措置）

第6条 乙は甲から前条の要請を受けた場合、要請事項に応じて速やかに適切な措置を執るとともにその措置状況を報告するものとする。

（報告）

第7条 乙は前条による要請事項が終了したときは、温浴施設利用報告書（第2号様式）により速やかに報告するものとする。

（費用の負担及び価格の決定）

第8条 乙が実施した、温浴施設利用に要した費用は甲が負担する。

2 甲が負担する費用の価格は、災害発生直前における適正な価格を基準として算出し、甲乙協議の上、決定する。

（協議事項等）

第9条 本協定について疑義等が生じた場合は、その都度甲、乙が協議を行うものとする。

（協定の効力及び更新）

第10条 本協定は締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1か月前までに相手方に対して書面により別段意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年7月6日

甲 神奈川県綾瀬市早川550番地
綾瀬市
綾瀬市長 古塩 政由

乙 東京都中央区八重洲一丁目9番9号
東京建物リゾート株式会社
代表取締役社長執行役員 輿水 秀一郎

第1号様式(第5条関係)

温浴施設利用要請書

年 月 日

殿

綾瀬市長

災害時における施設の使用に関する協定書第5条第1項の規定に基づき、次のとおり施設の使用を要請します。

使用施設名	使用期間	使用用途	予定人数	備考

資料-4-20-2

担当 職 氏名
 連絡先

第2号様式(第7条関係)

温浴施設利用報告書

年 月 日

綾瀬市長 殿

災害時における施設の使用に関する協定書第7条の規定に基づき 年 月 日現在の施設利用の状況を次のとおり報告します。

使用施設名	使用期間	使用用途	人数	備考

報告責任者職氏名：

連絡先：

4 - 21 災害時提供施設(緊急避難等)に関する協定

災害時における施設の使用等に関する協定書(株式会社メイコー)

綾瀬市(以下「甲」という。)と株式会社メイコー(以下「乙」という。)は、災害時における緊急避難等のため、甲が乙の管理する施設の一部(以下「災害時提供施設」という。)を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害及びその他の災害(武力攻撃災害等を含む。以下「大規模災害等」という。)が発生した場合に、被災者の生活の安全を図ることを目的として甲乙間において行う施設等の使用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「災害時提供施設」とは災害時に地域住民や帰宅困難者等が緊急避難等のために一時的に使用する施設とする。

(使用施設等)

第3条 災害時提供施設等は、次のとおりとする。

(1) 本社食堂 300㎡ (150人)

(2) その他トイレ、洗面等提供可能な施設及び物資等

2 災害時提供施設を使用するにあたり、施設等の安全確認は、乙が行うものとする。

(施設の使用要請等)

第4条 甲は、災害により被災者を収容する必要があると認めるときは、乙に対し、災害時提供施設を使用することについて、施設使用要請書(第1号様式)により要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請し、後日、速やかに第1号様式を提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない場合は、被災者からの要請又は乙の判断により、本協定に基づき災害時提供施設を使用することができる。

(施設の運営)

第5条 災害時提供施設の運営方法は、甲、乙で適宜協議する。

(施設の退去)

第6条 災害時提供施設の使用の終了は、甲、乙協議の上決定する。

2 前項の決定がされた場合、避難者は甲等が用意する場所に移動することとする。

(使用料)

第7条 災害時提供施設の使用料は、無料とする。ただし、第3条第1項第2号にかかる物資等の提供があった場合、甲は乙に対し、災害発生前における適正な価格を支払うものとする。

(災害時提供施設等の原状復旧)

第8条 災害時提供施設として使用することにより、乙の施設又は設備に損壊等が生じた場合は、甲が原状復帰を行うものとする。

(施設変更等の報告)

第9条 乙は、建築物の増改築等により、災害時提供施設の面積等に変更が生じたときは、甲に報告するものとする。

(協議事項等)

第10条 本協定について疑義等が生じた場合は、その都度甲、乙が協議を行うものとする。

(協定の効力及び更新)

第11条 本協定は締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1か月前までに相手方に対して書面により別段意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年7月30日

甲 綾瀬市早川550番地

綾瀬市

綾瀬市長 古塩 政由

乙 綾瀬市大上5丁目14番15号

株式会社メイコー

代表取締役 名屋 佑一郎

第1号様式(第4条関係)

施設使用要請書

年 月 日

殿

綾瀬市長

災害時における施設の使用等に関する協定書第4条第1項の規定に基づき、次のとおり施設の使用を要請します。

使用施設名	使用面積等	使用期間	使用用途	備考

資料-4-21-2

担当職 氏名
連絡先

災害時における施設の使用等に関する協定書（トピー工業株式会社）

綾瀬市（以下「甲」という。）とトピー工業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における緊急避難等のため、甲が乙の管理する施設の一部（以下「災害時提供施設」という。）を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害及びその他の災害（武力攻撃災害等を含む。以下「大規模災害等」という。）が発生した場合に、被災者の生活の安全を図ることを目的として甲乙間において行う施設等の使用について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、「災害時提供施設」とは災害時に地域住民や帰宅困難者等が緊急避難等のために一時的に使用する施設とする。

（使用施設等）

第3条 災害時提供施設等は、次のとおりとする。

- (1) 綾瀬製造所 正門前通路 750 m² (375人)
- (2) 綾瀬製造所 北側駐車場 180 m² (90人)
- (3) その他トイレ、洗面等提供可能な施設及び物資等

2 災害時提供施設を使用するにあたり、施設等の安全確認は、乙が行うものとする。

（施設の使用要請等）

第4条 甲は、災害により被災者を収容する必要があると認めるときは、乙に対し、災害時提供施設を使用することについて、施設使用要請書（第1号様式）により要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請し、後日、速やかに第1号様式を提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない場合は、被災者からの要請又は乙の判断により、本協定に基づき災害時提供施設を使用することができる。

（施設の運営）

第5条 災害時提供施設の運営方法は、甲、乙で適宜協議する。

（施設の退去）

第6条 災害時提供施設の使用の終了は、甲、乙協議の上決定する。

2 前項の決定がされた場合、避難者は甲等が用意する場所に移動することとする。

（使用料）

第7条 災害時提供施設の使用料は、無料とする。ただし、第3条第1項第3号にかかる物資等の提供があった場合、甲は乙に対し、災害発生前における適正な価格を支払う（甲は価格について、事前に乙の承諾を得る）ものとする。

（災害時提供施設等の原状復旧）

第8条 災害時提供施設として使用することにより、乙の施設又は設備に損壊等が生じた場合は、甲が自らの負担で原状復帰を行うものとする。

（施設変更等の報告）

第9条 乙は、建築物の増改築等により、災害時提供施設の面積等に変更が生じたときは、甲に報告するものとする。

（協議事項等）

第10条 本協定について疑義等が生じた場合は、その都度甲、乙が協議を行うものとする。

（協定の効力及び更新）

第11条 本協定は締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1か月前までに相手方に対して書面により別段意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年7月30日

甲 綾瀬市早川550番地
綾瀬市
綾瀬市長 古塩 政由

乙 綾瀬市大上2丁目3番1号
トピー工業株式会社 綾瀬製造所
所長 大庭 健太郎

第1号様式(第4条関係)

施設使用要請書

年 月 日

殿

綾瀬市長

災害時における施設の使用等に関する協定書第4条第1項の規定に基づき、次のとおり施設の使用を要請します。

使用施設名	使用面積等	使用期間	使用用途	備考

資料-4-21-4

〔 担当 職 氏名
連絡先 〕

災害時における施設の使用等に関する協定書（スピードファム株式会社）

綾瀬市（以下「甲」という。）とスピードファム株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における緊急避難等のため、甲が乙の管理する施設の一部（以下「災害時提供施設」という。）を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害及びその他の災害（武力攻撃災害等を含む。以下「大規模災害等」という。）が発生した場合に、被災者の生活の安全を図ることを目的として甲乙間において行う施設等の使用について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、「災害時提供施設」とは災害時に地域住民や帰宅困難者等が緊急避難等のために一時的に使用する施設とする。

（使用施設等）

第3条 災害時提供施設等は、次のとおりとする。

(1) 駐車場 1,801 m²（900人）

(2) その他トイレ、洗面等提供可能な施設及び物資等

2 災害時提供施設を使用するにあたり、施設等の安全確認は、乙が行うものとする。

（施設の使用要請等）

第4条 甲は、災害により被災者を収容する必要があると認めるときは、乙に対し、災害時提供施設を使用することについて、施設使用要請書（第1号様式）により要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請し、後日、速やかに第1号様式を提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない場合は、被災者からの要請又は乙の判断により、本協定に基づき災害時提供施設を使用することができる。

（施設の運営）

第5条 災害時提供施設の運営方法は、甲、乙で適宜協議する。

（施設の退去）

第6条 災害時提供施設の使用の終了は、甲、乙協議の上決定する。

2 前項の決定がされた場合、避難者は甲等が用意する場所に移動することとする。

（使用料）

第7条 災害時提供施設の使用料は、無料とする。ただし、第3条第1項第2号にかかる物資等の提供があった場合、甲は乙に対し、災害発生前における適正な価格を支払うものとする。

（災害時提供施設等の原状復旧）

第8条 災害時提供施設として使用することにより、乙の施設又は設備に損壊等が生じた場合は、甲が原状復帰を行うものとする。

（施設変更等の報告）

第9条 乙は、建築物の増改築等により、災害時提供施設の面積等に変更が生じたときは、甲に報告するものとする。

（協議事項等）

第10条 本協定について疑義等が生じた場合は、その都度甲、乙が協議を行うものとする。

（協定の効力及び更新）

第11条 本協定は締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1か月前までに相手方に対して書面により別段意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年7月30日

甲 綾瀬市早川550番地
綾瀬市
綾瀬市長 古塩 政由

乙 綾瀬市大上4丁目2番37号
スピードファム株式会社
取締役社長 小原 康嗣

第1号様式(第4条関係)

施設使用要請書

年 月 日

殿

綾瀬市長

災害時における施設の使用に関する協定書第4条第1項の規定に基づき、次のとおり施設の使用を要請します。

使用施設名	使用面積等	使用期間	使用用途	備考

資料-4-21-6

担当 職 氏名
連絡先

災害時における施設の使用等に関する協定書

綾瀬市（以下「甲」という。）と横浜森永乳業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における緊急避難等のため、甲が乙の管理する施設の一部（以下「災害時提供施設」という。）を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害及びその他の災害（武力攻撃災害等を含む。以下「大規模災害等」という。）が発生した場合に、被災者の生活の安全を図ることを目的として甲乙間において行う施設等の使用について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、「災害時提供施設」とは災害時に地域住民や帰宅困難者等が緊急避難等のために一時的に使用する施設とする。

（使用施設等）

第3条 災害時提供施設等は、次のとおりとする。

- (1) 屋外駐車場 929.94㎡（464人） ※車両35台程度
- (2) 社員食堂 109.44㎡（54人）
- (3) 食料、水（100人分×3日分）、スマートフォン充電用電源50回分、アルミブランケット100枚
- (4) その他トイレ、洗面等提供可能な施設及び物資等

2 災害時提供施設を使用するにあたり、施設等の安全確認は、乙が行うものとする。

（施設の使用要請等）

第4条 甲は、災害により被災者を収容する必要があると認めたときは、乙に対し、災害時提供施設を使用することについて、施設使用要請書（第1号様式）により要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請し、後日、速やかに第1号様式を提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない場合は、被災者からの要請又は乙の判断により、本協定に基づき災害時提供施設を使用することができる。

（施設の運営）

第5条 災害時提供施設の運営方法は、甲、乙で適宜協議する。

（施設の退去）

第6条 災害時提供施設の使用の終了は、甲、乙協議の上決定する。

2 前項の決定がされた場合、避難者は甲等が用意する場所に移動することとする。

(使用料)

第7条 災害時提供施設の使用料は、無料とする。ただし、第3条第1項第4号にかかる物資等の提供があった場合、甲は乙に対し、災害発生前における適正な価格を支払うものとする。

(災害時提供施設等の原状復旧)

第8条 災害時提供施設として使用することにより、乙の施設又は設備に損壊等が生じた場合は、甲が原状復帰を行うものとする。

(施設変更等の報告)

第9条 乙は、建築物の増改築等により、災害時提供施設の面積等に変更が生じたときは、甲に報告するものとする。

(協議事項等)

第10条 本協定について疑義等が生じた場合は、その都度甲、乙が協議を行うものとする。

(協定の効力及び更新)

第11条 本協定は締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1か月前までに相手方に対して書面により別段意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 2年 10月 16日

甲 綾瀬市早川550番地
綾瀬市
綾瀬市長 古塩 政由

乙 綾瀬市吉岡東三丁目6番地1号
横浜森永乳業株式会社
代表取締役社長 宇賀地 直裕

4 - 22 情報発信に関する協定

災害に係る情報発信等に関する協定書（ヤフー株式会社）

綾瀬市（以下「甲」という。）及びヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、甲内の地震、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（定義）

第2条 本協定における取組みの内容は次の中から、甲及び乙の両者の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものを実施するものとする。

- （1）乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
- （2）甲が、甲内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- （3）甲が、甲内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- （4）甲が、災害発生時の甲内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- （5）甲が、甲内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- （6）甲が、甲内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、乙が提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。

2 甲及び乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

3 第1項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、甲及び乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（使用料）

第3条 前条に基づく甲及び乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第4条 乙は、甲から提供を受ける情報について甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

（公表）

第5条 本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合、甲及び乙は、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

（協定の効力及び更新）

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議事項等）

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙は、誠実に協議して解決を図る。

この協定の締結を証するために、本書2通を作成し、甲と乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年8月29日

甲 綾瀬市早川550番地
綾瀬市
綾瀬市長 古塩政由

乙 東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役 川邊健太郎

4 - 2 3 要配慮者利用施設一覧

(令和5年4月1日現在)

	名 称	所 在 地	該当区域
1	綾瀬西デイサービスセンター	早川 1485-1	浸水想定区域
2	道志会老人ホーム	早川城山 2-11-3	土砂災害警戒区域
3	水車会 綾瀬の里	早川 1659-3	浸水想定区域
4	リリィケア綾瀬	深谷中 3-6-3	浸水想定区域
5	サンライズ・ヴィラ綾瀬	寺尾中 3-1-11	浸水想定区域
6	グループホーム若葉	落合北 6-8-4	浸水想定区域
7	ニチイケアセンター綾瀬	深谷上 1-13-8	浸水想定区域
8	おとぎ保育園	早川 3067-5	浸水想定区域
9	おとぎクラブ	早川 3067-5	浸水想定区域
10	かえでチャイルドセンター	寺尾台 1-12-60	浸水想定区域
11	深谷保育園	深谷上 3-1-29	浸水想定区域
12	綾南幼稚園	上土棚中 1-10-6	浸水想定区域
13	綾瀬すぎの子幼稚園	落合北 5-22-11	浸水想定区域
14	春日幼稚園	吉岡 1360	浸水想定区域
15	ファミリー	深谷上 1-13-5	浸水想定区域
16	児童養護施設唐池学園	吉岡 2377-口	土砂災害警戒区域